

神河町歴史文化遺産保存活用地域計画

兵庫県 神河町

目 次

1 神河町歴史文化遺産保存活用地域計画の作成にあたって

1-1	計画作成の背景・目的	1
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	計画期間	4
1-4	用語の定義	5

2 神河町の歴史文化

2-1	神河町の歴史文化の成り立ち	7
(1)	自然環境	7
ア	位置及び地勢等	7
イ	地質	9
ウ	気候	10
エ	生態系	10
(2)	社会環境	12
ア	人口・世帯等	12
イ	行政単位の変遷と集落	14
ウ	産業	15
エ	交通網	17
オ	法規制等	19
(3)	地域の歴史と歴史文化遺産	22
ア	地域の歴史	22
イ	神河町の歴史文化遺産	29
2-2	神河町の歴史文化の特徴	45
(1)	神河町の歴史文化の特徴の捉え方	45
ア	歴史文化遺産の概念整理からみた特徴	45
イ	歴史文化遺産の実態からみた特徴	45
(2)	神河町の歴史文化の特徴の整理	46

3 歴史文化を活かしたまちづくりの課題

3-1 神河町における歴史文化を活かしたまちづくりの取組経緯	47
（1）歴史文化の調査に係る取組	47
ア 福本遺跡・堂屋敷廃寺の調査	47
イ 城山古墳群・高畑通古墳群等の調査	48
ウ 生野鉾山寮馬車道の調査	48
エ 歴史的建築物の調査	49
（2）担い手育成や意識啓発・学習に係る取組	49
ア 講演会・シンポジウム等の開催	49
イ 学習講座の開催とサークル活動の展開	49
ウ 学校教育との連携	50
エ 技術指導	50
オ 情報の発信	51
（3）歴史文化の保存に係る取組	52
ア 歴史的町並みの形成	52
イ 空き家・空き土地の活用	52
ウ 歴史的建築物の修理・修復・再建	53
（4）歴史文化の活用に係る取組	54
ア 生野鉾山寮馬車道の活用 ～ 日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉾石の道」	54
イ 福本遺跡の整備・活用	54
ウ イベントの開催	55
エ 都市住民等との交流	55
オ 地域資源の活用	55
（5）歴史文化の保存・活用の取組体制	57
3-2 神河町における歴史文化を活かしたまちづくりの課題	59

4 歴史文化を活かしたまちづくりの考え方

4-1 歴史文化を活かしたまちづくりの目標	61
4-2 歴史文化を活かしたまちづくりの方針	62
基本方針1 「わがまちの宝もの」を輝かす基盤づくり	63
具体方針1-1 「わがまちの宝もの」のほりおこし	63
具体方針1-2 「わがまちの宝もの」を輝かすひとづくり	65
具体方針1-3 「わがまちの宝もの」を輝かすしくみづくり	67
基本方針2 「わがまちの宝もの」を守り、育み、活かす	69
具体方針2-1 「神河町を特色づける歴史文化遺産」を守り、育み、活かす	69
具体方針2-2 「地域を特色づける歴史文化遺産」を守り、育み、活かす	71
具体方針2-3 歴史文化遺産のつながりがつくるものがたりを守り、育み、活かす	73

5 歴史文化を活かしたまちづくりの進め方

5-1	具体的な施策展開の方向性	75
(1)	「基本方針1：「わがまちの宝もの」を輝かす基盤づくり」のための施策	76
(2)	「基本方針2：「わがまちの宝もの」を守り、育み、活かす」ための施策	79
5-2	「かみかわ歴史文化ものがたり」	85
(1)	「かみかわ歴史文化ものがたり」の位置づけ	85
(2)	「かみかわ歴史文化ものがたり」の保存・活用の方向性	85
(3)	「かみかわ歴史文化ものがたり」の設定	85
5-3	歴史文化遺産保存活用区域における優先的・重点的な施策展開	91
(1)	歴史文化遺産保存活用区域の位置づけ	91
(2)	歴史文化遺産保存活用区域の設定	91
ア	区域設定の考え方	91
イ	歴史文化遺産保存活用区域（2020～2029年度）	91
(3)	生野鉱山寮馬車道（銀の馬車道）沿道区域の保存活用計画	93
ア	区域の範囲	93
イ	生野鉱山寮馬車道（銀の馬車道）沿道区域の歴史文化	94
ウ	守り、育み、活かすための課題	103
エ	守り、育み、活かすための方針	104
オ	守り、育み、活かすための取組の展開	105
(4)	福本遺跡を核とした関連遺跡区域の保存活用計画	109
ア	区域の範囲	109
イ	福本遺跡を核とした関連遺跡区域の歴史文化	110
ウ	守り、育み、活かすための課題	114
エ	守り、育み、活かすための方針	115
オ	守り、育み、活かすための取組の展開	116
5-4	計画の推進体制	120

資料

資料 1	これまで把握してきた歴史文化遺産	125
(1)	建造物	125
(2)	美術工芸品	130
(3)	無形文化	132
(4)	民俗文化	133
(5)	遺跡等	141
(6)	自然資源	143
資料 2	地域の宝もの	147
資料 3	指定等文化財	152
資料 4	「かみかわ歴史文化ものがたり」解説シート	156
	自然と生きる歴史文化	156
	砥峰・峰山高原に係るものがたり	156
	清流と名水に係るものがたり	160
	生業で育む歴史文化	164
	山を活かした生業に係るものがたり	164
	農業と特産品づくりに係るものがたり	170
	みちで繋ぐ歴史文化	172
	縦横に走る歴史のみちに係るものがたり	172
	但馬街道と生野鉾山寮馬車道に係るものがたり	176
	記憶で紡ぐ歴史文化	180
	播磨国風土記と福本遺跡に係るものがたり	180
	福本藩と近世村落に係るものがたり	184
	地域の伝承・信仰に係るものがたり	188
資料 5	各区の歴史文化遺産と「かみかわ歴史文化ものがたり」の対応	192
資料 6	計画骨子（「課題－方針－事業」対応表）	237
資料 7	作成の経緯及び体制	241
	参考文献	246

1 神河町歴史文化遺産保存活用地域計画の作成にあたって

1－1 計画作成の背景・目的

神河町には、福本遺跡や『播磨国風土記』に係る歴史文化遺産をはじめ、砥峰・峰山高原や生野鉾山寮馬車道（通称「銀の馬車道」）など、兵庫県ひいてはわが国を代表する貴重な歴史文化遺産がみられる。また、一方では、中村・栗賀町の歴史的町並みや集落をはじめ、屋号の残る民家や各地区の神社仏閣、獅子舞などの民俗文化、水車を象徴とした農空間やかつての林業の繁栄を物語る豊かな里山・山林など、町民の暮らしに息づく歴史文化遺産も数多く受け継がれている。

しかし、これらの歴史文化遺産は、必ずしも地域づくりに効果的に活かされてきたとは言い難く、特に、各地域が主体となって受け継いできた歴史文化遺産は、人口減少や少子高齢化による担い手の減少などに伴い、喪失の危機に瀕しているものも少なくないという課題を抱えている。

このような状況を打開し、町民を中心とした歴史文化遺産の保存・活用を展開すべく、神河町では、各区で大切に守り、育み、活かしていきたい「地域の宝もの」の把握調査をはじめ、「かみかわ百選」の選定や広報等による歴史文化遺産の情報発信、シンポジウムや歴史講演会の開催など、さまざまな取組を推進してきた。そして、これらの取組の積み重ねにより、歴史文化遺産の把握や研究についての一定の成果をあげ、町民の歴史文化に対する意識も高まりをみせつつある。

神河町では、このような蓄積を活かし、歴史文化を神河町のまちづくりの基盤としてしっかりと位置付け、さまざまな主体が協働して歴史文化の保存・活用を推進することにより、多くの人々に「訪れたい」、「住みたい」、「住み続けたい」と思われる魅力的な環境づくりへと展開していくことを目的として、平成 28 年（2016）3 月、歴史文化を活かしたまちづくりのマスタープランとなる『神河町歴史文化基本構想』を策定した。

同構想を踏まえて、平成 29 年（2017）3 月には、『神河町歴史文化保存活用計画』を策定し、優先的・重点的に施策展開を図る区域（歴史文化保存活用区域）における計画的な事業展開を図ってきた。同年 4 月の「播但貫く、銀の馬車道 鉾石の道」の日本遺産への認定は、その取組にさらなる拍車をかけるものとなっている。また町内各区においても、平成 29 年（2017）3 月に『神河町歴史文化基本構想 資料編』として発行した「かみかわ歴史文化遺産カルテ」をもとに、各区の歴史文化遺産を守り、育み、活かすためのさまざまな取組が展開されてきている。

このように、構想・計画に基づく取組は、一步一步、確実に歩みを進めつつあるが、その効果をより一層高めていくためには、歴史文化保存活用区域のみならず、町全域における計画的な取組を推進するための事業計画（アクションプラン）の作成や計画内容の拡充、関連分野の施策との連携強化、計画推進体制の整備などを行うことが求められる。このため、これまで策定してきた構想・計画を再編し、文化財保護法第 183 条の 3 に基づく「文化財保存活用地域計画」制度に基づく認定計画として位置づけていくこととした。

以上の背景を踏まえ、これまでの構想・計画で定めた目標や方針を引き継ぎながら、神河町の歴史文化遺産の確実な保存と戦略的な活用を計画的かつ着実に進め、「神河町の歴史文化の魅力を高め、生き活きとした地域づくりへと展開していくこと」を目的として、歴史文化を活かしたまちづくりのマスタープランとアクションプランの役割を併せ持つ、『神河町歴史文化遺産保存活用地域計画』を作成する。

1-2 計画の位置づけ

平成 31 年（2019）3 月に策定した『第 2 次神河町長期総合計画 基本構想』（計画期間：2019～2028 年度）では、将来像を「ハートがふれあう住民自治のまち」とし、その実現に向けて、「ハートが安らぐまちづくり」、「ハートが賑わうまちづくり」、「ハートが繋がるまちづくり」の 3 つの基本的な考え方と、そのもとに 6 つのまちづくりの基本目標を設定している。このうち、基本目標「郷土を愛し、次世代を担う人材を育てる」では、郷土の歴史・伝統に対する住民の関心の醸成や歴史資源・遺産等の情報発信に取り組むことを示している。また、同計画の『前期基本計画』（計画期間：2019～2023 年度）では、「歴史・文化」分野における将来像を「歴史・伝統文化が伝わるまち／地域文化財を総合的に保存活用するまち」とし、表 1-1 の目標値を設定して各種取組を推進することとしている。

表 1-1 『第 2 次神河町長期総合計画 前期基本計画』に掲げる目標値

取組方針	指標	実績値	目標値
		2018 年度	2023 年度
郷土の歴史・伝統に対する関心の醸成	神河町の歴史に誇りを持っている人の割合	52.6%	80.0%
	神河町の歴史文化について何かひとつでも語れる人の割合	38.5%	50.0%
	町内の歴史文化に関わるサークルや団体等の数	4 団体	5 団体
歴史資源・遺産等の情報発信	文化財に関する講演会やイベントなどへの参加者数	410 人	500 人

一方で、多くの区が近世村落の単位を受け継いでいる神河町では、将来像に掲げる「住民自治」は、歴史文化を基盤に成り立つものといえる。また、『前期基本計画』のその他の分野においても、例えば、「自然環境・地域景観」分野の中村・栗賀町地区歴史的景観形成地区の景観整備による銀の馬車道の賑わい創出、「観光」分野の日本遺産を通じた播但線沿線市町との連携や馬車道沿いの歴史文化資源の観光交流資源としての活用等、「農林水産業」分野の特産品 P R や森林景観の形成・林産物活用、内水面漁業の振興等に見られるように、「歴史・文化」分野と深く関係する取組方針を示している。このように、神河町の歴史文化は、生活やまちづくりの基盤として欠くことのできない重要な役割を担っており、自然環境の保全や農林水産業・商工業の活性化、観光振興、地域間交流や生涯学習など、「第 2 次神河町長期総合計画」で掲げる各分野の施策の推進にあたっては、歴史文化との関係の考慮が不可欠といえる。

また、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議）において、文化財を観光資源として開花させ、地方創生の礎にしていくことが示されているように、『神河町地域創生総合戦略』（平成 27 年 10 月）では、「基本目標 1：豊かな自然を活かし、安定した仕事を創造する」ための施策として、「魅力ある観光地づくりと情報発信」を推進するために、「文化財活用かみかわまるごとミュージアム作戦」を実施して「文化財の活用」に取り組んでいくこととしている。なお、現在、神河町ではこの考え方を踏襲しながら、第 2 期の地域創生総合戦略の作成を進めているところである。

さらに、教育基本法に基づく『第 2 期かみかわ教育創造プラン（神河町教育基本計画）』（平成 28 年 4 月）では、「ふるさとを愛し ころろ豊かで 自立した 神河の人づくり」を基本理念として、学校（園）教育の推進の実践目標のひとつに「ふるさとの伝統や文化を尊重する態度を育成する」、社会教育の推進の実践目標のひとつに「歴史文化財の保護保存・活用継承を推進する」を掲げている。

従って、本計画は、『第2次神河町長期総合計画』や『神河町地域創生総合戦略』、『第2期かみかわ教育創造プラン』で示す目標の実現化を図るための「歴史・文化」分野のマスタープラン・アクションプランとして位置付けられると同時に、関連する分野における各種施策の効果的な推進を後押しする役割も担う計画として位置付けられる。

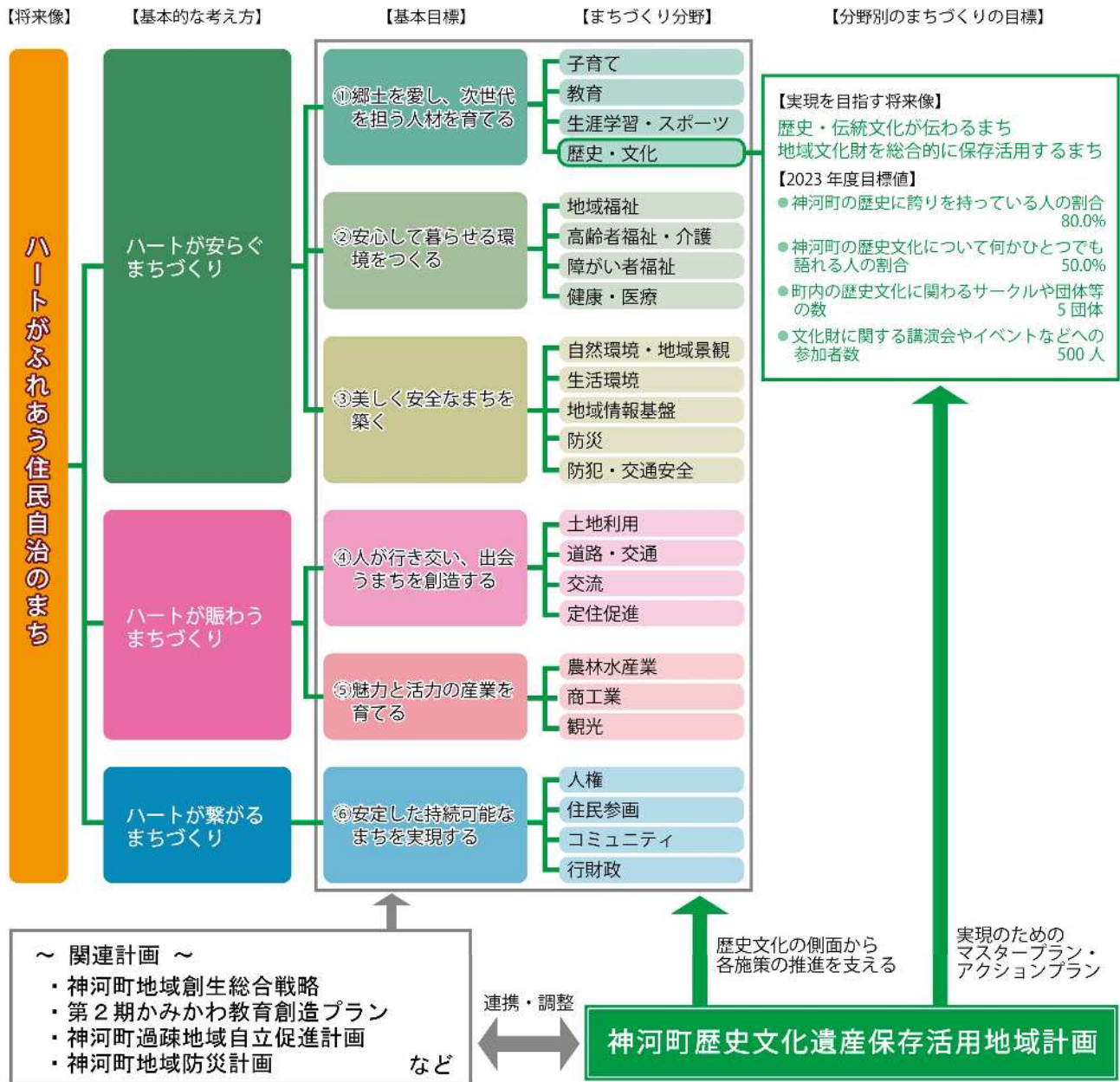


図 1- 1 『第2次神河町長期総合計画』と『神河町歴史文化遺産保存活用地域計画』の関係

1－3 計画期間

本計画の計画期間は、2020 年度から 2029 年度の 10 年間とする。

なお、5－1 および 5－3 に示す事業計画については、『第 2 次神河町長期総合計画 前期基本計画』の計画期間終了年である 2023 年度を目標年次として、事業成果の検証・点検を行い、事業計画の改定を行うこととする。また、社会経済情勢をはじめ、新たな歴史文化遺産の発見、文化財の指定など、神河町の歴史文化を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合には、計画期間の途中であっても適宜計画内容の見直しを行うこととする。

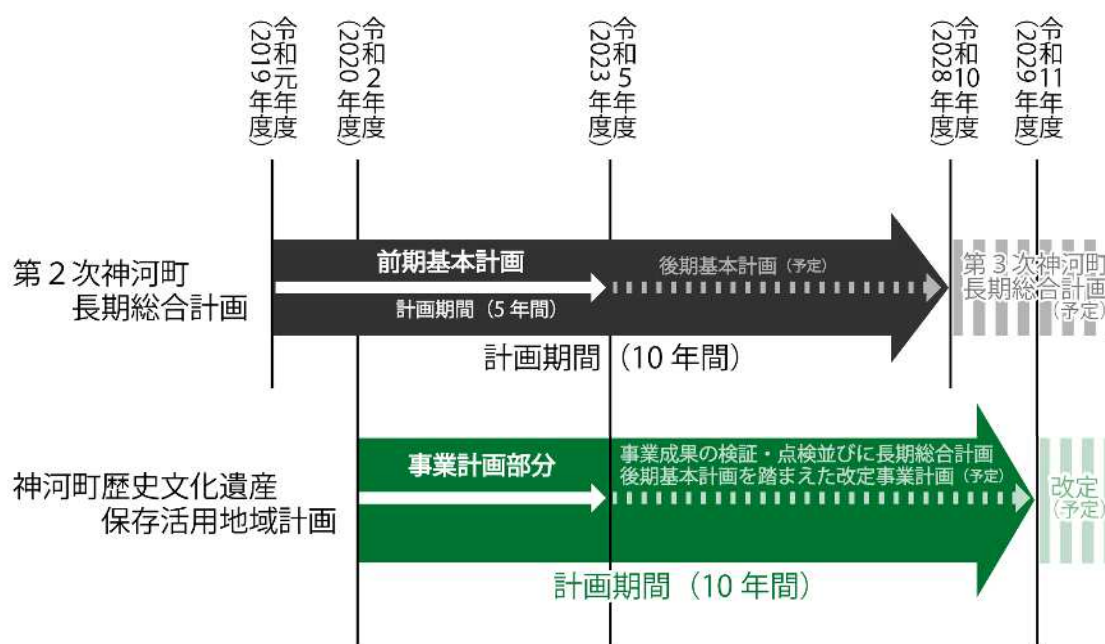


図 1－2 『第 2 次神河町長期総合計画』と『神河町歴史文化遺産保存活用地域計画』の関係（計画期間）

1-4 用語の定義

「歴史文化」と「歴史文化遺産」

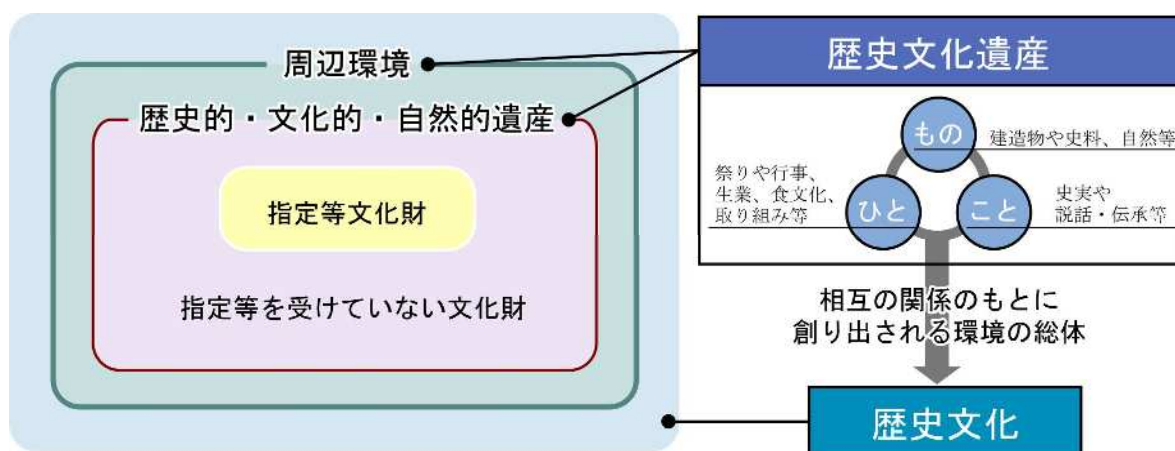
「文化財保護法」の定義する「文化財」とは、有形文化財（建造物・美術工芸品）、無形文化財（演劇・音楽・工芸技術等）、民俗文化財、記念物（遺跡・名勝地等）、文化的景観、伝統的建造物群のうち、我が国にとって、歴史上・芸術上・学術上・鑑賞上の価値の高いものをいう。また埋蔵文化財及び文化財の保存技術も保護の対象となっている。「兵庫県文化財保護条例」や「神河町文化財保護条例」に定める「文化財」の概念も「文化財保護法」に準じている。

一方、近年、地域の歴史や文化の価値が再認識されるなかで、地域の人々の暮らしと深く関わり、地域の個性を示す歴史的・文化的・自然的遺産の価値が見直されてきている。これらの歴史的・文化的・自然的遺産の価値は、地域の人々の暮らしとの関わりを通じて形成されてきた、相互の関係性や周辺環境との関係性などにより醸し出されるものであるため、分野別・個別物件別の価値の上に成り立つこれまでの「文化財」の概念では規定することが難しいものである。

そこで、本計画では、先人によって生まれ、現代に伝えられた知恵・経験・活動の成果およびそれが存在する環境の総体を「歴史文化」とし、その構成要素として多様な価値観を包摂する歴史的・文化的・自然的遺産（一体となって価値を形成する周辺環境を含む）を「歴史文化遺産」とする。つまり、「歴史文化」とは、「歴史文化遺産」である建造物や史料、自然などの「もの」、祭りや行事、生業、食文化、取組などの「ひと」、史実や説話・伝承などの「こと」の3つの要素が相互に関係し合うことによって創り出される環境の総体である。

従って、「歴史文化」ならびに「歴史文化遺産」は、地域の歴史や文化の基底をなす風土を表現するものとして、人々の精神的な拠り所となるものであるとともに、先人の営みを今に伝えるものとして、人々が未来へ向かって歩みを踏み出す時の道しるべとなるものといえる。

（「歴史文化基本構想」策定技術指針」（平成24年2月、文化庁文化財部）ならびに「歴史文化遺産活用構想—ふるさと文化の創造的伝承—」（平成15年3月、兵庫県教育委員会）より）



※指定等：文化財保護法令に基づく指定、登録、選択、選定をいう。

図1-3 「歴史文化」と「歴史文化遺産」の範囲

本計画では、指定等文化財であっても、歴史文化遺産の名称と指定等の主体・種別の併記を省略している。（歴史文化遺産の文化財指定等の状況は、巻末の資料3を参照。）

「歴史文化を活かしたまちづくり」

歴史文化は、先人たちが地域・集落などの共同体の中で築き上げ、磨きをかけながら守り、育み、受け継がれてきた財産である。そして、今を生きる我々は、受け継がれてきた歴史文化を守り、活かすことを通じて、現代の新たな価値を吹き込みながら、日々、新たな歴史文化を築きあげている。

このため、共通の歴史文化を基盤とし、その恩恵のもとに豊かな暮らしを営む共同体においては、歴史文化は、その価値や魅力が理解・共有されやすく、地域社会が抱えるさまざまな問題の解決に取り組むきっかけのひとつにもなり得る。定住促進やコミュニティ形成、安全・安心で美しい生活環境づくりなどの「暮らし」、農林漁業や商工業、観光等の振興と雇用創出などの「生業・産業」、そして、子育て環境や生涯学習の充実、地域社会の担い手の育成などの「教育」といった各分野の施策・取組を展開する上で、歴史文化は重要な役割を担うと同時に、各分野相互をつなぎ、経済循環を創出し、より一層豊かで持続可能な地域社会づくりを促すものにもなり得る。

つまり、「歴史文化遺産の保存・活用」^{注1}は、歴史文化遺産が相互に関係し合うことによって創り出される環境の総体である歴史文化を適切に守り、伝え、次の世代に向けた新たな歴史文化へとつながる創造的取組であると同時に、歴史文化がもつポテンシャルを十分に発揮し、「暮らし」、「生業・産業」、「教育」の各側面からまちづくりを支え、導く取組といえる。従って、本計画の役割を「歴史文化を活かしたまちづくりのマスタープランとアクションプラン」と設定している。

本計画では、受け継がれてきた歴史文化を地域づくりに活かしながら守り、さらなる磨きをかけて次の世代に引き継いでいくことを通じて、より一層豊かで持続可能な地域社会をつくりあげていく取組の総体を「歴史文化を活かしたまちづくり」と定義して用いることとする。

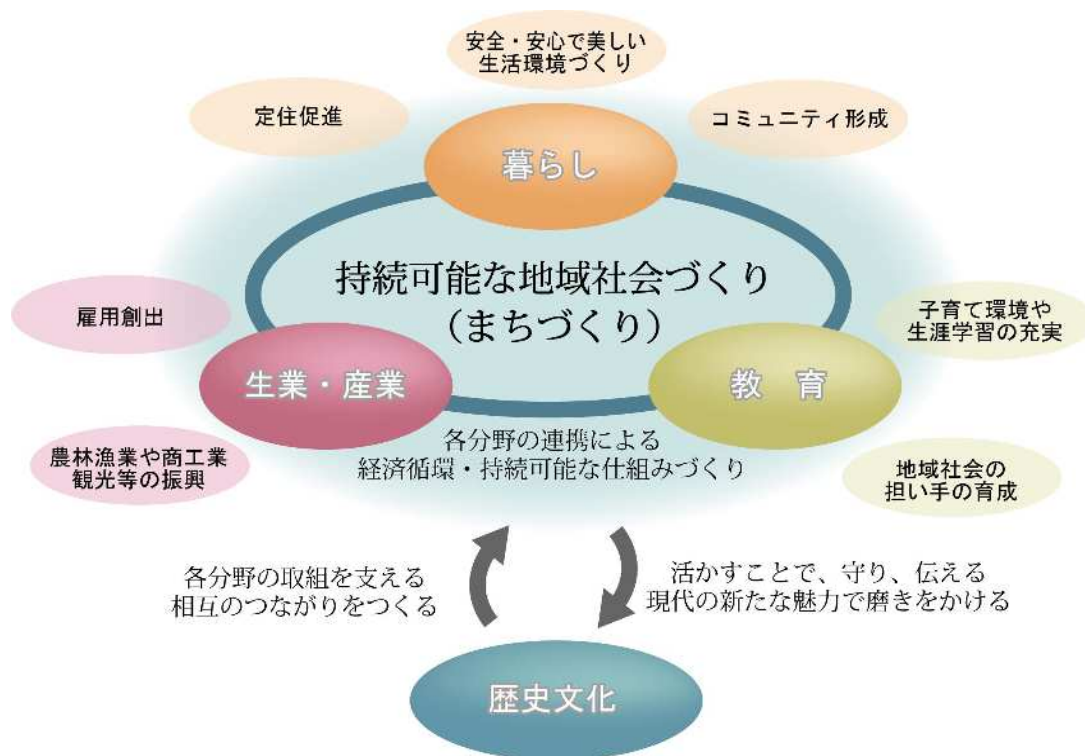


図1-4 「歴史文化を活かしたまちづくり」の概念

注1：「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（文化庁、平成31年3月）では、文化財保存活用地域計画は「文化財の保存・活用」のために作成するものと位置付けられている。

2 神河町の歴史文化

2-1 神河町の歴史文化の成り立ち

(1) 自然環境

ア 位置及び地勢等

神河町は、兵庫県のほぼ中央に位置し、北は朝来市、東は多可町、南は市川町と姫路市、西は宍粟市と接している。町域は東西 23.2km、南北 19.4km のハート形であり、面積は 202.23 ㎢で、兵庫県の 2.4% を占める。

兵庫県の旧五国（せつつのくに摂津国、はりまのくに播磨国、たじまのくに但馬国、たんばのくに丹波国、あわじのくに淡路国）に基づく 5 地域区分（神戸・阪神地域、播磨地域、但馬地域、丹波地域、淡路地域）では、播磨地域の北部にあたり、古くから播磨地域と但馬地域とを結ぶ交通の要衝であった。

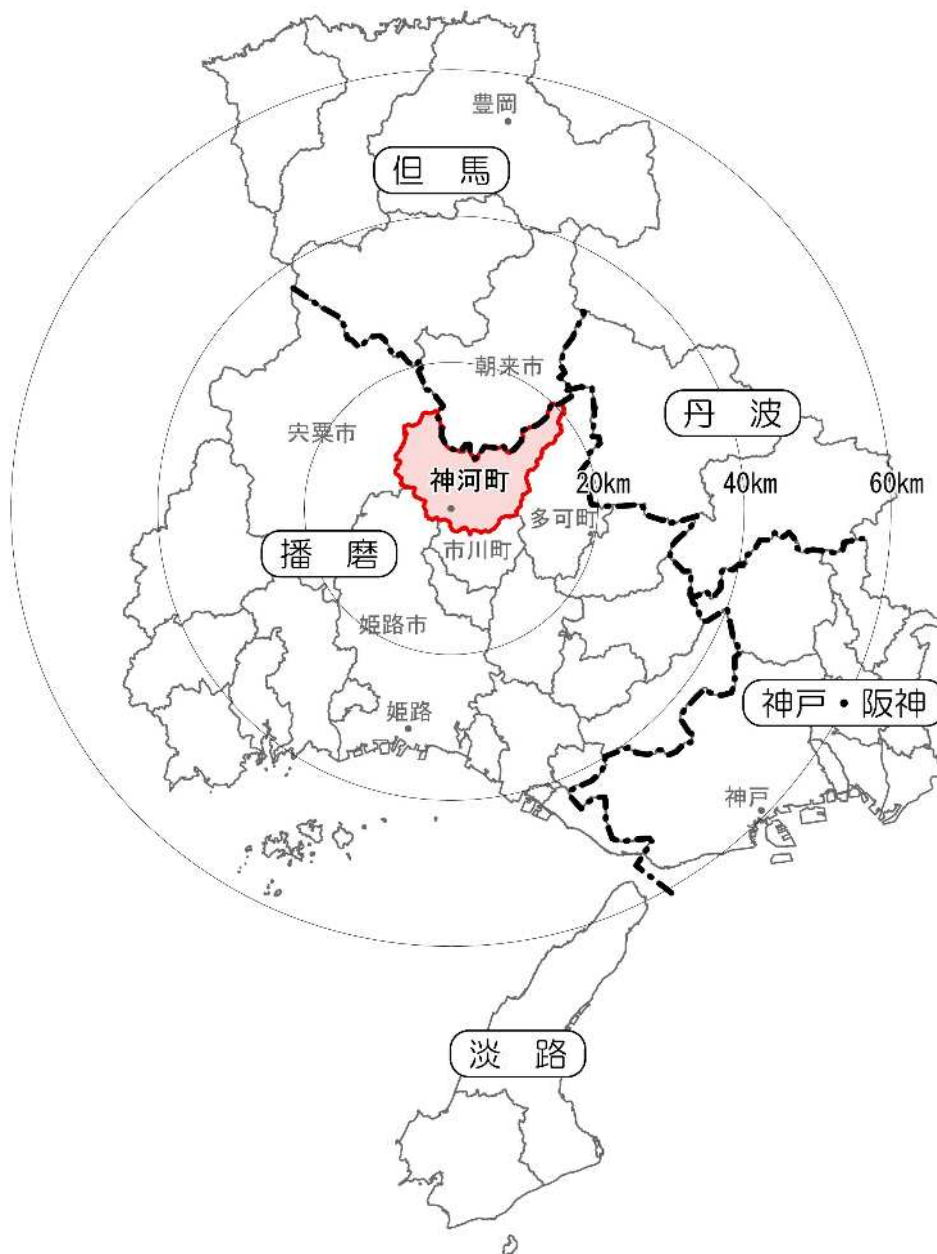


図 2-1 神河町の位置

町域は、林野（山林・原野）が88.1%を占め、農地（田・畑）が4.3%、宅地が1.6%、雑種地が0.9%、その他が5.1%であり、この豊かな自然が、神河町の歴史文化の源となっている。

神河町は、標高1,141mの千町ヶ峰を筆頭に、千ヶ峰、暁晴山などの1,000m級の山々に囲まれており、標高900～1,000mの砥峰・峰山高原は関西地方でも有数の高原地帯として、自然志向型の都市住民の交流の場にもなっている。この砥峰高原には、鋭い稜線をもつ三角錐状の小丘などの不規則な起伏がみられ、平坦な表面の低地は花崗岩砂で埋められるなど、砂鉄採取に伴って形成された人工地形も残る。

一方、これらの山々の間を縫うように、二級水系の市川が、支流の犬見川、小田原川、猪篠川、越知川を合流しながら南流する。これらの河川やその支流の上流域には、冬の極寒期には滝全体が氷結する扁妙の滝（根宇野区）をはじめ、不動の滝（新田区）、太田の滝（南小田区）、足尾の滝（大川原区・本村区）などの滝が絶景をつくりだしており、なかには黒岩の滝（上小田区）や大瀬の滝（寺前区）、龍軍の滝（栗区）などのように不動明王像や役行者像が祀られ、古くからの信仰を感じられる滝もみられる。また、これらの河川は清流としても知られ、町内には千ヶ峰南山名水（大畑区）、南山名水（大畑区）、熊野神水（越知区）、越知ヶ峰名水（越知区）^{注1}、笠形神水（根宇野区）、清水地藏命水（川上区）の6つの名水がみられる。また、小田原川の上流には、明治時代に建設された貯水池である太田池、犬見川の上流には平成7年（1995）に竣工した長谷ダムが位置し、水力発電施設としての重要な役割を担うとともに、美しい水景をつくりだしている。

山々に囲まれた平地部には、主に農地が広がり、河川や古くからの道筋に沿って集落が点在している。そして、平成17年（2005）の神崎郡神崎町と同郡大河内町の合併前に、旧神崎町役場があった中村・栗賀町地区と旧大河内町役場があったJR寺前駅周辺には市街地が形成されている。

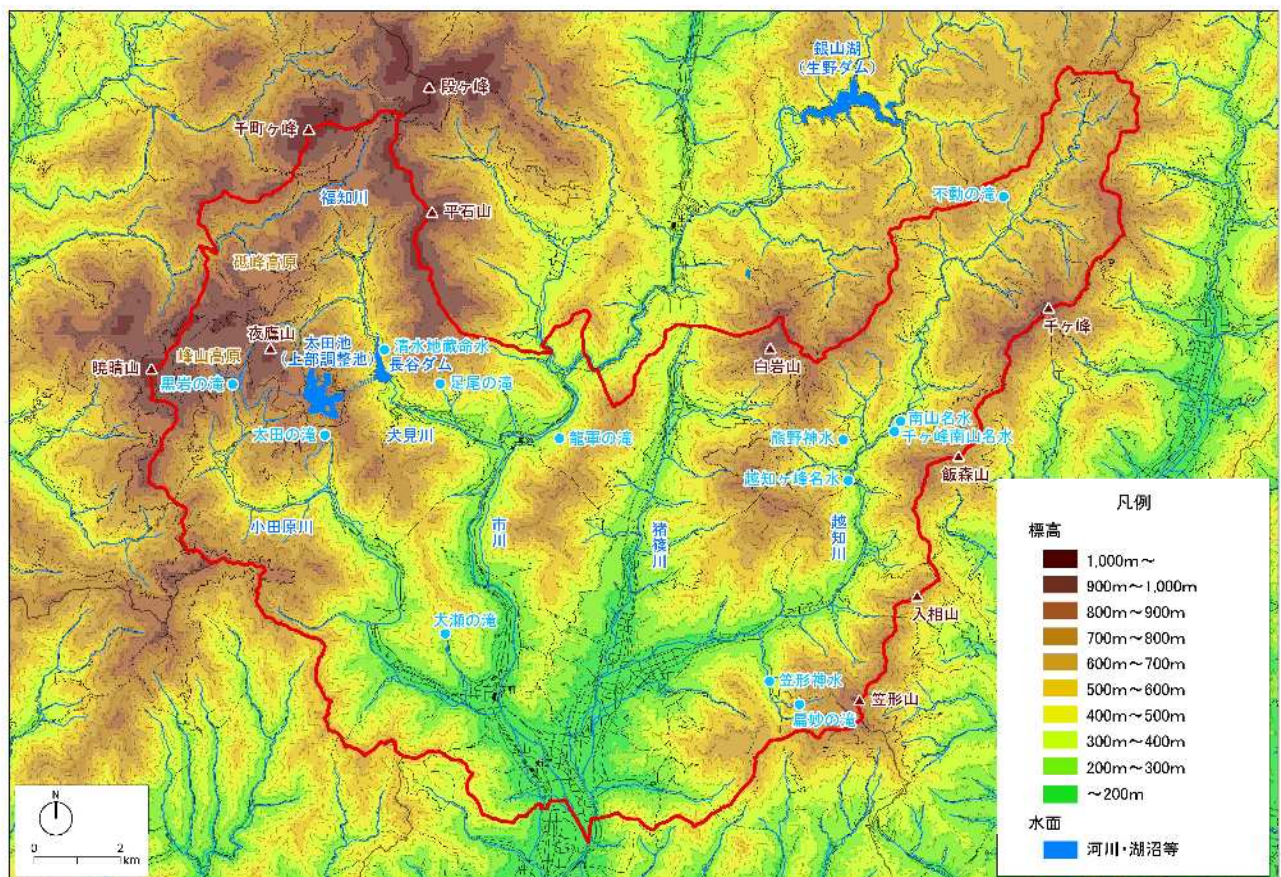


図2-2 神河町の地勢

注1：越知ヶ峰名水は、安全上の理由等から休止中。

イ 地質

今からおよそ7,000万年前の白亜紀後期～古第三紀初期には、西日本一帯で激しい火山活動が起こった。神河町に広く分布しているのは、この時代の火山岩類から成る地層であり、流紋岩～安山岩質の溶結凝灰岩などの火砕岩を主とし、流紋岩やデイサイト、安山岩の溶岩を伴っている。また、栗賀町区では流紋岩溶岩の流理や球顆も見られる。この地層は、従来は生野層群として一括されていたが、詳細な地質調査によって、峰山層・大河内層・笠形山層・生野層の独立した地質構造に区分されている。

神河町でもっとも古い地層は、南小田区に分布する砂岩および頁岩である。この地層は、超丹波帯に属する山崎層に相当すると考えられ、今からおよそ3億年前のペルム紀に堆積したとされている。この砂岩および頁岩は、花崗岩の貫入によって熱変成している場合が多い。一方、川上区や上小田区、大川原区、大畑区などの一部区域には、白亜紀後期～古第三紀初期の火山活動で形成された深成岩である花崗岩類（花崗閃緑岩）が見られる。この深成岩の貫入は、地層の隆起を伴うとともに、周辺の岩石に熱水変質を与えることにより豊かな鉱物資源を生成し、近世・近代を中心とした鉱山の繁栄を支えてきた。

これらの鉱山をはじめ、町内には長い年月のなかで形成されてきた地形の成因を物語る地形が数多くみられる。その一つが、砥峰・峰山高原である。高原上の起伏のゆるやかな平原は、第四紀（約260万年前～現在）の度重なる氷期により、岩石が凍結・破碎して崩落し、凹部が埋まることによって形成された化石周氷河斜面である。また、峰山高原から太田池湖底及び周辺、平石山山頂付近など広範囲にわたって、最終氷期の周氷河作用によって形成された岩塊流（およそ2～4mほどの岩塊が2～3層に重なりつつ、岩塊群の流れとして続く状態）がみられる。また、その他にも、猪篠川両岸の山麓斜面には、最終氷期の地形景観である麓層面が広がっている。なお、多くの集落や市街地が形成されている河川沿いの低地は、第四紀の段丘層や沖積層で覆われている。

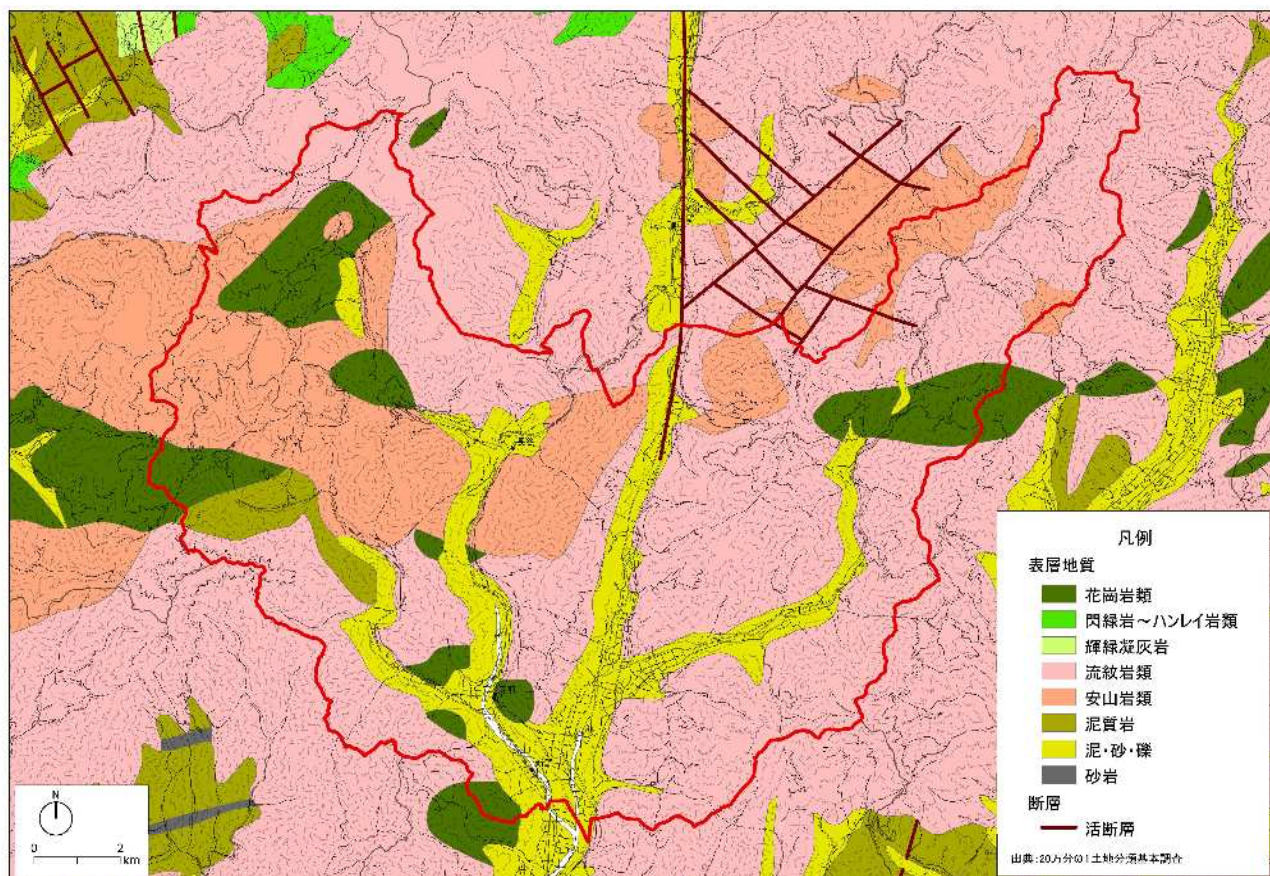
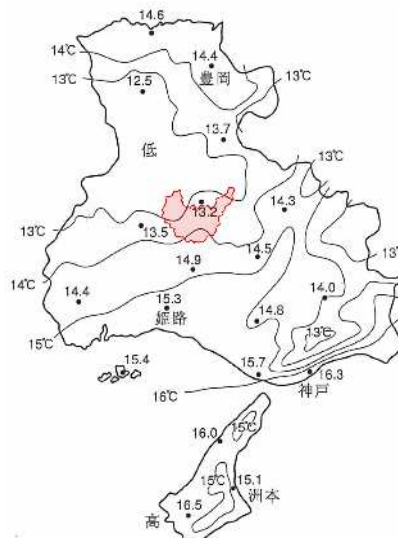


図 2- 3 神河町の表層地質

ウ 気候

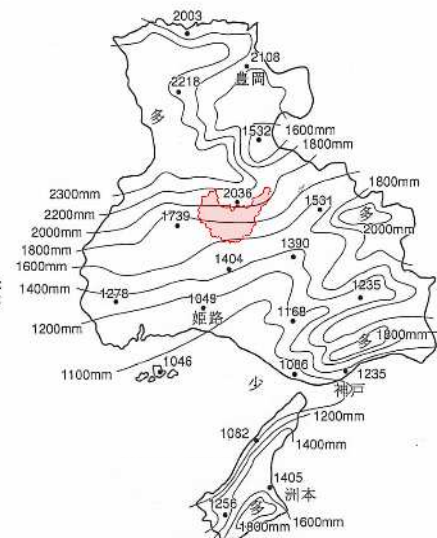
中国山地を背にする地形的特徴により、山地部と低地部の気温差が大きいことが特徴である。年平均気温 13～15℃程度と比較的冷涼であり、北部の大河内高原エリアでは神戸よりも 4℃程度低く、さわやかな気象条件を備えている。

年降水量は、町域北部では 2,000mm 前後、南部では 1,600mm 程度であり、北部の山地部で降水量が多い。



『兵庫県の気象』神戸海洋気象台（2001）より作成
（出典：『兵庫の森林土木史』）

図 2-4 年平均気温分布図



『兵庫県の気象』神戸海洋気象台（2001）より作成
（出典：『兵庫の森林土木史』）

図 2-5 年降水量分布図

エ 生態系

現在の町域の森林層が安定したのは、今から約 6,000 年前の縄文時代前期を過ぎた頃と考えられている。この時期、町域北西部の隆起準平原のゆるやかで広大な丘陵地帯には、アカガシ、ウバメガシ、シイ、クスノキ、タブ、ヤブツバキなどの照葉樹や、モミ、ミズナラ、ブナなどの温帯落葉樹の森林が繁茂し、その周辺は縄文人の食糧であったドングリの林も所々に茂り、豊富な餌にめぐまれた森林にはイノシシ、シカ、ウサギなどの動物が生息し、縄文人の狩猟の対象になっていたと考えられている。

環境省の「自然環境保全基礎調査」（第 2～5 回植生調査）によると、現在の林野（山林・原野）17,916ha のうち自然林・自然草原の占める割合は約 0.8% であり、大半が二次林や二次草原、植林地で占められている。このうち、植林地は「スギ・ヒノキ・サワラ植林」が大半を占めており、当町域におけるかつての林業の隆盛を物語る。二次林では、町域北西部の大河内高原には、「クリーミズナラ群集」、町域南部から南東部の笠形山にかけては「アカマツ群落」、町域南東部及び長谷ダム周辺に「コナラ群落」がまとまってみられる。また、町内の神社や寺院の叢林には、貴重な植生がみられ、特に、金楽山法楽寺のヒノキ・コジイ群落（中村区）、日吉神社のコジイ群落（比延区）、来留山最明寺のシラカシ群落（寺前区）、祇園神社のウラジロガシ群落（上小田区）、市原神社のツクバネガシ群落（本村区）は、「兵庫県版レッドデータブック」にもあげられている。また、なかには、県指定天然記念物である大歳神社の大スギ（大畑区）をはじめ、町指定天然記念物である浄徳寺のヒダリマキガヤ（猪篠区）、立岩神社のフジ木（宮野区）、市原神社のツクバネガシ（本村区）などのような巨樹・巨木もみられる。

一方、二次草原では、砥峰高原に「ササ群落・ススキ群団」が約 90ha にわたって広がり、秋には一面にススキの穂が波打つ壮観な草原の景色で多くの観光客に親しまれている。また、この砥峰高原は、ススキの草原とノハナショウブなどの湿地植物群落が隣接する豊かな自然環境のもとに、ホソハンミョウ、セアカオサムシ、ヒトツメアオゴミムシ、オオキンナガゴミムシ、チュウゴクオオミズクサハムシ、ハッチョウトンボ、ヒラサナエなどの草地性昆虫類が多数生息している。その生態系は「兵庫県版レッドデータブック」においても A ランクに位置づけられ、砥峰高原湿地は生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）にも選定されている。なお、平野部の田園地帯を流れる河川や水路には、きれいな水にしか咲かないバイカモもみられ、ホタルやアマゴ、アユなどの清流ならではの生き物も生息し、四季折々の自然に触れ合える場となるとともに、川魚を使った郷土料理などの食文化を伝えている。

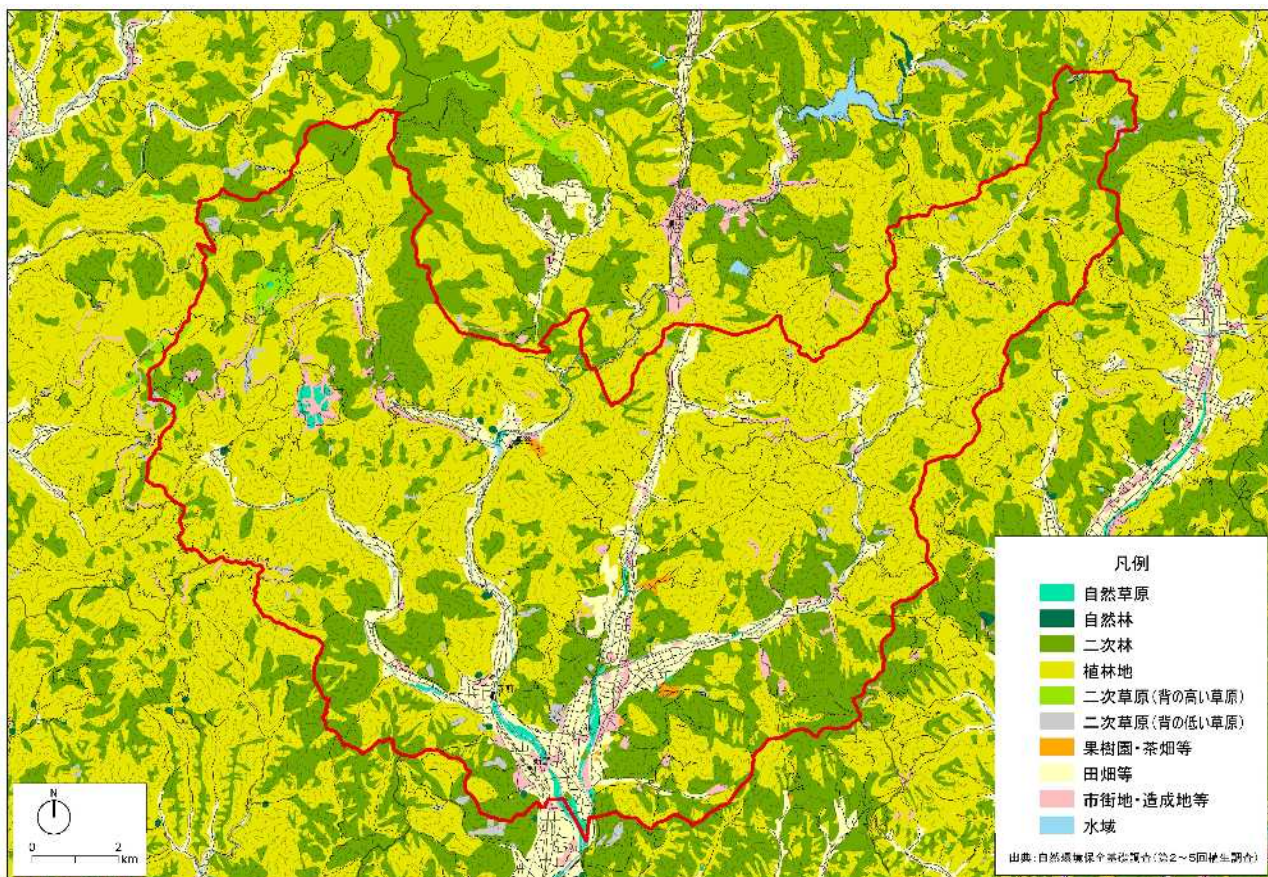


図 2- 6 神河町の植生自然度

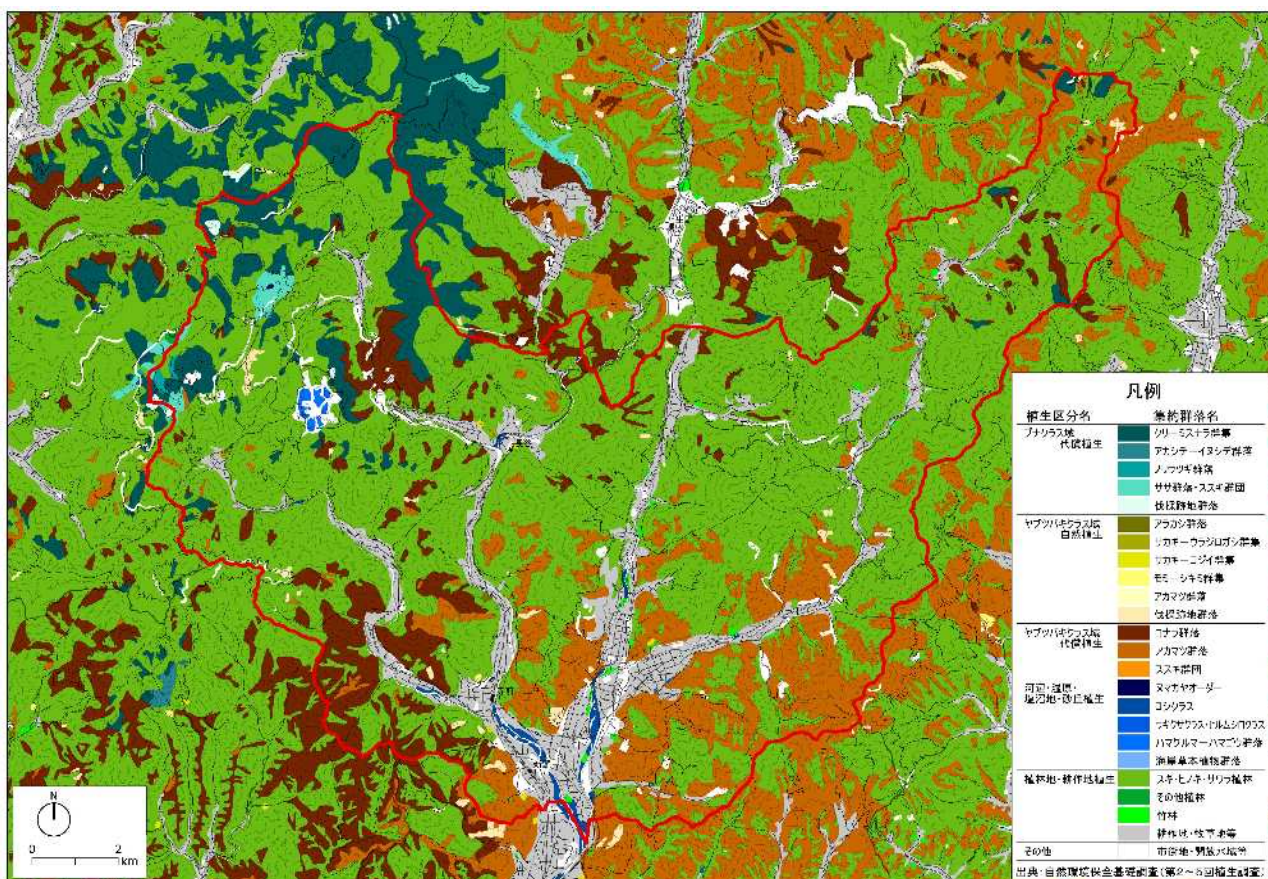


図 2- 7 神河町の植生

(2) 社会環境

ア 人口・世帯等

平成 27 年 (2015) の神河町の人口は 11,452 人であり、兵庫県下で最も人口規模の小さな自治体である。町域の人口は、近年減少を続けており、昭和 40 年 (1965) からの 50 年間で 3,680 人減少 (減少率 24.3%)、平成 17 年 (2005) からの 10 年間で 1,625 人減少 (減少率 12.4%) している。なお、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口 (平成 30 年 (2018) 3 月公表) によると、令和 27 年 (2045) の将来推計人口は 6,545 人とされている。

一方、世帯数は、平成 12 年 (2000) までは増加傾向にあったが、近年は若干減少している。しかし、その減少数は平成 17 年 (2005) からの 10 年間で 33 世帯 (減少率 0.9%) と少なく、核家族や単身家族が増加していることがうかがえる。

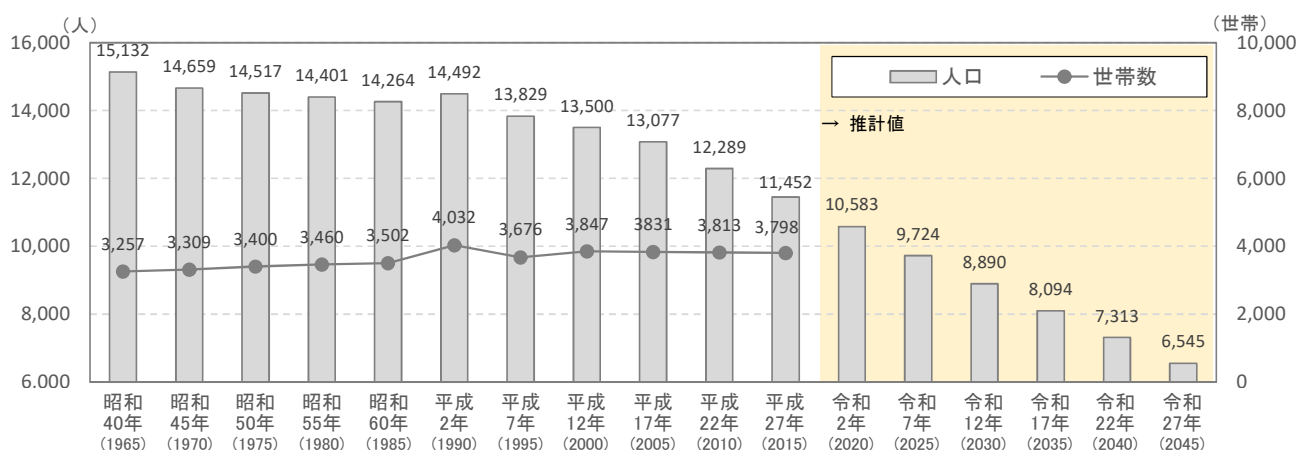


図 2-8 人口・世帯数の推移 資料：国勢調査、令和 2 年 (2020) 以降の人口推計は国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口 (平成 30 年 3 月公表)

年齢別の人口では、50 年前の昭和 40 年 (1965) には、年少人口 (15 歳未満) が 27.9%、生産年齢人口 (15~64 歳) が 62.3%、老年人口 (65 歳以上) が 9.7%であったが、年少人口及び生産年齢人口の割合が減少する一方、老年人口の割合が増加して高齢化が進み、平成 7 年 (1995) には老年人口の割合が 21.6%となり、超高齢社会に突入した。その後も、高齢化が進み、平成 27 年 (2015) には、高齢化率 34.1%となっている。

平成 22 年 (2010) から平成 27 年 (2015) の区ごとの人口増減率は、山間に位置する区 (やまあい) の減少率が高くなっている。谷口の低地に位置する区においても、一部人口が増加している区もあるが、総じて人口減少が進んでいる。また、平成 27 年 (2015) の区ごとの高齢化率についても、山間に位置する区において高齢化率が高く、山間地域における人口減少や少子高齢化の影響が特に顕著にみられる傾向がうかがえる。

このような人口・世帯等の動向にみられるように、神河町の歴史文化の担い手の確保が重要な課題となっている。

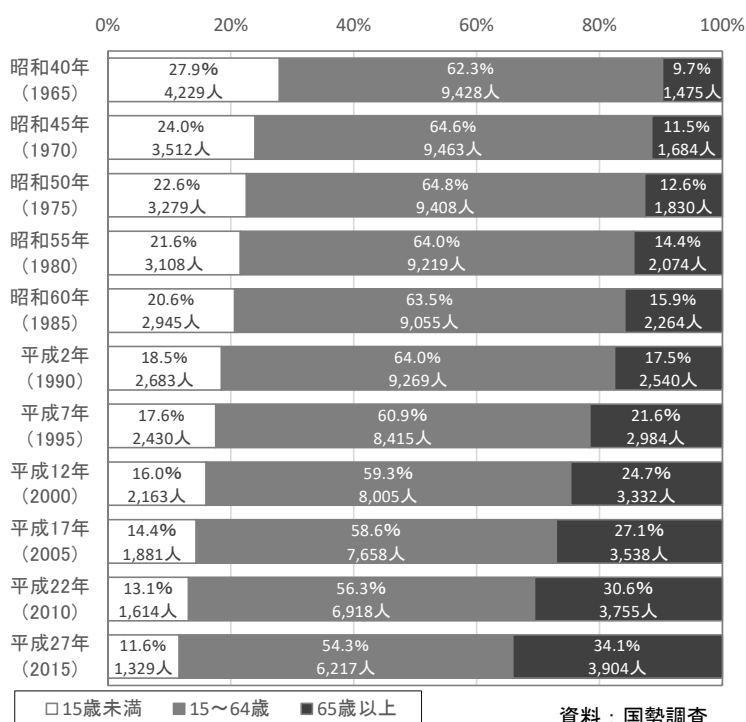


図 2-9 年齢別人口比率の推移 資料：国勢調査

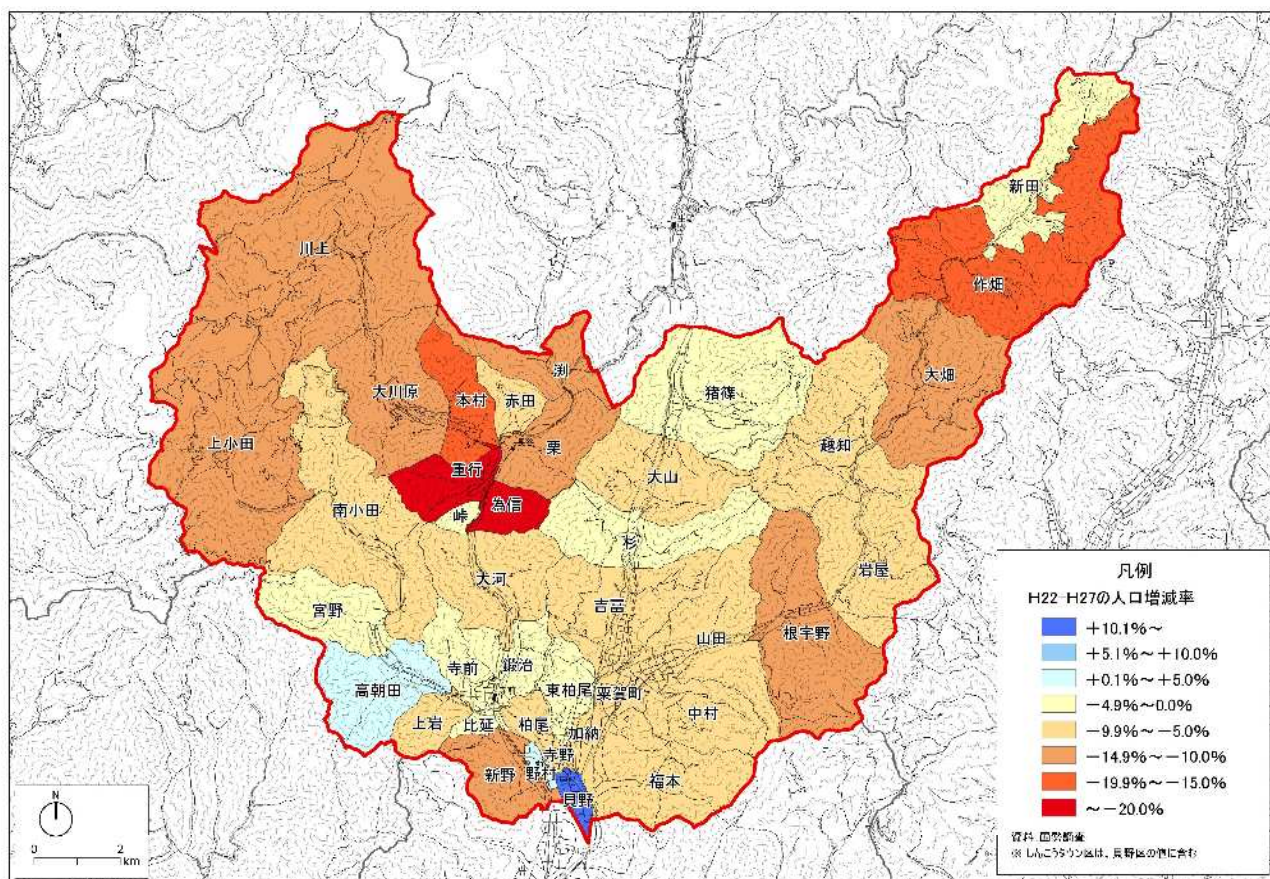


図 2- 10 区ごとの人口増減率（平成 22 年（2010）～平成 27 年（2015））

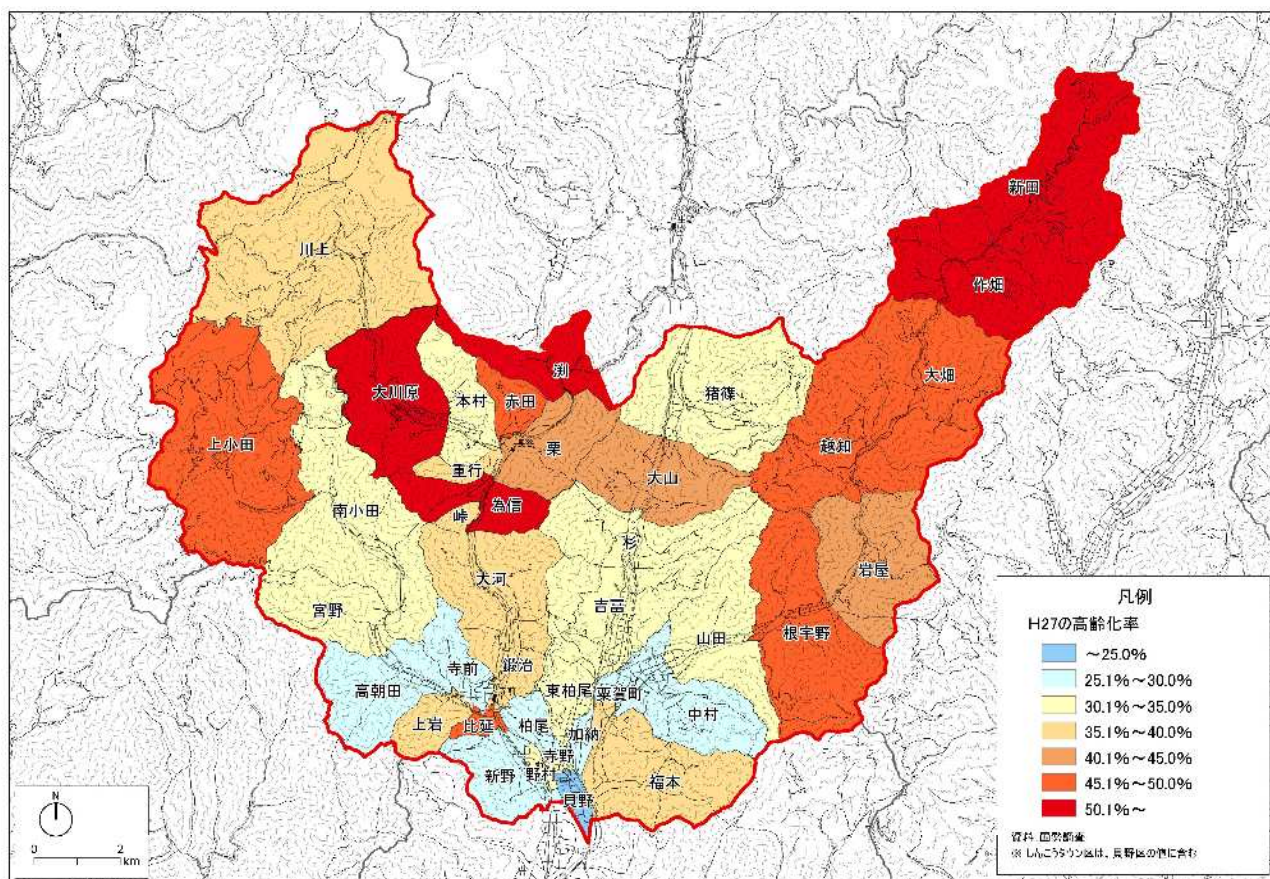


図 2- 11 区ごとの高齢化率（平成 27 年（2015））

イ 行政単位の変遷と集落

近世、現在の神河町域には、37 の村落がみられた。明治 5 年（1872）、全国一律の戸籍作成のために「大区小区制」が敷かれると、多くの村落はそのまま移行したが、福田新田村と作畑村と大畑村は福田村、越知村と岩屋村は越岩村、大山下村と大山中村は大山村とされた。また、明治 11 年（1878）に「郡区町村編制法」が制定されると、小田原村が上小田村と南小田村に分割、岡村・用田村・福井新田村が大河村、為信村と犬見村が長谷村、上吉富村と下吉富村が吉富村に合併されるなどの再編が行われた。明治 21 年（1888）に「市制・町村制」が公布されると、行政単位は大幅に改編され、越知谷村、栗賀村、大山村、寺前村、長谷村の 5 村が成立した。昭和 28 年（1953）、「町村合併促進法」が施行されて進められた「昭和の大合併」により、当町域では、越知谷村、栗賀村、大山村が神崎町、寺前村、長谷村が大河内町に再編された。そして、平成 7 年（1995）の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）による「市町村の合併の特例に関する法律」（合併特例法）の改正を機に進められた「平成の大合併」により、平成 17 年（2005）11 月、神崎町と大河内町が合併して、現在の神河町が誕生した。平成 26 年（2014）には、新たに「しんこうタウン区」が誕生し、現在の神河町には合計 40 区がある。そして、その多くで、区の下部組織としての隣保等が受け継がれている。

表 2-1 に示すように、近世の村落は、一部再編されながらも、現在の区へと受け継がれており、神河町では、区が歴史文化を活かしたまちづくりの基礎単位となることが効果的であることがうかがえる。

表 2- 1 神河町の行政単位の変遷（近世村落と現在の区の関係）

近世	明治5年	明治9年	明治11年	明治22年	昭和30年	平成17年 （現在）	平成27年現在の 区
福田新田村	福畑村	越岩村	越知谷村	神崎町	神河町	新田区	
作畑村						作畑区	
大畑村						大畑区	
越知村	越知区						
岩屋村	岩屋区						
根字野村	越岩村	栗賀村	栗賀町			根字野区	
山田村						山田区	
中村						中村区	
栗賀町村	栗賀町区						
福本村	福本区						
貝野村	貝野区						
寺野村	しんこうタウン区						
柏尾村	寺野区						
加納村	柏尾区						
東柏尾村	加納区						
上吉富村	吉富村	大山村	大山村	東柏尾区			
下吉富村	吉富区						
大山下村	大山村			杉区			
大山中村	大山村			大山区			
猪篠村	猪篠区						
新野村	寺前村	寺前村	大河内町※	新野区			
野村				野村区			
比延村				比延区			
寺前村				寺前区			
鍛冶屋村				鍛冶区			
岡村				大河村	大河区		
用田村							
福井新田村							
上岩村				南小田村	南小田区		
高朝田村						上小田村	上小田区
宮野村							
小田原村	長谷村	長谷村	川上区				
川上村			大川原区				
犬見村			長谷村	本村区			
				赤田区			
				重行区			
為信村			為信区				
栗村			峠区				
淵村			栗区				
			淵区				

※：昭和32年に川尻村、栃原村が生野町に編入している。

ウ 産業

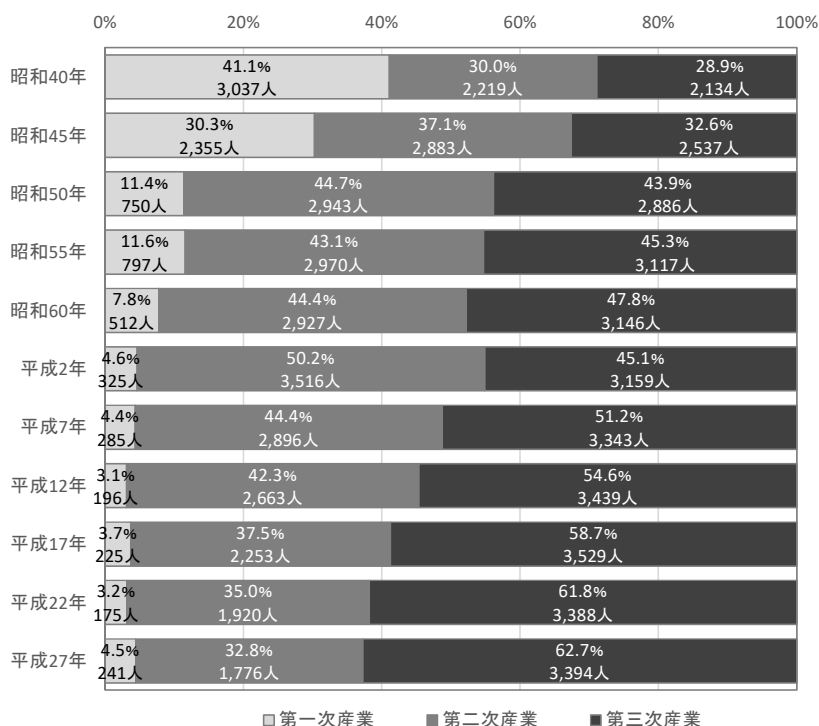
神河町は、平地部を中心とした水田・畑地と、町域の大半を占める山林を利用した農林業を基幹産業として発展してきた。スギ・ヒノキの山林に囲まれた広がりのある農地や棚田、新野の水車などの風景や、生業に関連する祭りや行事、食文化などが、現在も各地域に受け継がれており、農林業の営みの歴史を感じることができる。

しかし、その産業構造はこの数十年の間に大きく変化してきた。50年前の昭和40年（1965）には、就業者数7,390人のうち41.1%にあたる3,037人が第一次従事者であったが、その後、全国的な農業離れや林業の衰退が進む中で、昭和60年までに第一次産業の就業者数は急速に激減した。近年は横ばい傾向にあり、平成27年（2015）には241人（4.5%）となっている。

一方、全国的にも経済発展に伴って第三次産業へと移行しているように、神河町においても、町の観光振興政策等によって第三次産業の就業者数の割合は増加しており、平成27年（2015）には、全就業者数5,411人のうち第三次産業就業者が3,394人となり、62.7%を占めるに至っている。

平成27年（2015）の「農林業センサス」によると、農家数は968戸で、そのうち自給的農家が492戸、販売農家が476戸である。また、販売農家については、専業農家が81戸、第1種兼業農家が31戸、第2種兼業農家が358戸であり、経営規模別では、0.5ha未満は245戸、0.5～1.0haが194戸、1.0～2.0haが27戸、2.0～3.0haが3戸、3.0ha以上が7戸となっている。農業経営体は507経営体で、販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数は、稲が443経営体と最も多く、作付面積は270haにおよび、豆類が46経営体、野菜類が46経営体、麦類が26経営体と続く。農業産出額は、米が38千万円、豆類が18千万円、野菜類が8千万円、その他5千万円の計69千万円である。一方、林家数は391戸で、保有山林面積は3,153haである。林業経営体は107経営体で、うち法人化しているものが16経営体、地方公共団体・財産区が5経営体、法人化していないもの86経営体である。保有山林面積規模別経営体数は、3～5haが24経営体、5～10haが22経営体、10～20haが22経営体、20～30haが10経営体、30～50haが9経営体、50～100haが11経営体、100～500haが7経営体、1,000ha以上が2経営体である。このうち過去1年間に林産物の販売を行った経営体数は、10経営体であり、用材（立木）が4経営体、用材（素材）が6経営体である。

一方、当町域では、全国的な林業の衰退を背景に、昭和50年代から、多くの交流人口を迎え入れることで地域の活性化を図るための都市農村交流活動を開始してきた。各種観光施設の整備やオーナー制度の実施、特産品づくりなどの取組を展開して観光入込客数を伸ばしてきた。平成22年度には、同年を「神河町観光元年」と位置付けて、JR寺前駅前の観光交流センターを拠点とした積極的な観光事業を



※「分類不能の産業」は、第三次産業に含めて集計している。
資料：国勢調査

図2-12 産業別就業者数比率の推移

展開しており、砥峰高原における映画・ドラマ等のロケ地を活かした観光振興の取組などの効果もあって、平成 24 年度には観光入込客数は約 71 万人まで増加した。しかし、その後の平成 25、26 年度と観光入込客数は減少してきており、映画・ドラマ等による一時的な流行で終わらない、自然や町並み、遺跡などの資源を効果的に活かし、周遊・滞留できる多様な魅力を兼ね備えた観光の推進が課題となっていた。このような中、平成 29 年（2017）4 月に「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」が日本遺産に認定され、神河町の豊かな歴史文化を活かした観光振興が大きく一方前進した。同年 11 月には「道の駅 銀の馬車道・神河」をオープンさせ、案内板・解説板の設置や中村・栗賀町地区の馬車道的美装化など、日本遺産を活かした観光振興に向けたさまざまな取組が進められている。また、一方では、同年 12 月、峰山高原に国内では 14 年ぶりとなる新たなスキー場「峰山高原リゾート ホワイトピーク」をオープンさせ、新たな観光の起爆剤としての役割が期待されている。

表 2-2 近年の主な観光施設等への観光入込客数の推移

観光施設等	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ホテルモンテ・ローザ	10,855	13,988	15,420	16,105	15,742	11,288	13,217	12,283	10,311
峰山高原ホテル リラクシア	16,347	23,165	26,688	18,722	15,662	22,076	28,800	24,477	27,541
峰山高原リゾート ホワイトピーク	—	—	—	—	—	—	—	56,784	57,391
エル・ビレッジ おおかわち	33,891	31,195	28,524	18,719	15,302	16,806	17,588	16,391	15,505
こっとな亭	10,578	10,581	11,870	19,346	17,662	20,072	18,514	28,084	33,403
とのみね自然交流館	80,802	91,416	87,989	72,568	82,566	90,193	76,197	54,340	82,278
神崎農業公園 ヨーデルの森	122,940	125,222	124,128	123,263	122,433	133,186	104,757	99,172	100,782
グリーンエコー笠形	183,545	171,785	174,407	173,891	172,789	182,944	177,938	191,633	175,069
新田ふるさと村	24,102	27,393	26,808	26,482	27,424	27,305	29,970	28,507	27,156
桜華園	4,780	6,586	6,715	10,194	7,717	8,063	7,999	6,531	7,235
ピノキオ館	3,823	5,013	6,356	5,745	6,765	6,244	5,297	5,050	6,171
越知川自転車下り	621	525	924	1,263	1,488	1,474	1,334	947	749
カーミンの観光案内所 （観光交流センター）	22,113	17,518	20,960	17,601	21,537	24,974	20,092	17,346	20,089
道の駅 銀の馬車道・神河	—	—	—	—	—	—	—	—	144,999
その他	157,851	163,852	176,213	163,980	151,626	153,418	132,407	163,393	93,729
合計	672,248	688,239	707,002	667,879	658,713	698,043	634,110	704,938	802,408

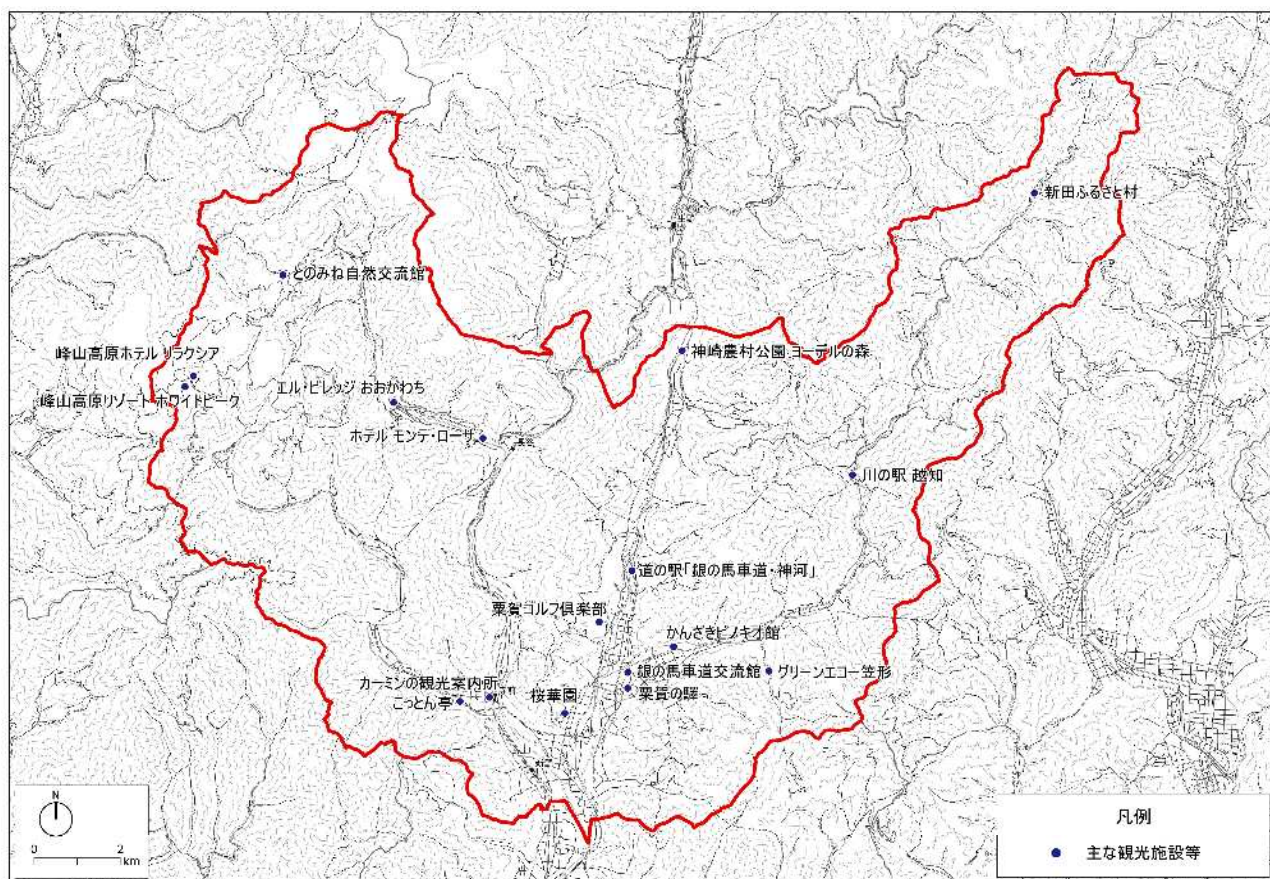


図 2- 13 神河町の主な観光施設等の分布



ホテル モンテローザ



峰山高原リゾート ホワイトピーク



とのみね自然交流館



神崎農村公園 ヨーデルの森



グリーンエコー笠形



新田ふるさと村



桜華園



カーミンの観光案内所



道の駅「銀の馬車道・神河」

エ 交通網

鉄道では、市川に沿って、姫路から和田山へ通ずるＪＲ播但線が南北に通る。ＪＲ播但線は、かつての播但鉄道・山陽鉄道にあたり、明治２８年（１８９５）には生野まで、明治３６年（１９０３）には和田山まで開通し、昭和４０年代まで栄えた生野鉱山の鉱産物の運送に寄与してきた。神河町には、現在、新野駅、寺前駅、長谷駅の３駅が設けられており、姫路駅から寺前駅まで約４０分、三ノ宮駅から寺前駅まで約１時間３０分である。

主要な幹線道路では、中国自動車道の福崎ＪＣＴから北に延びる播但連絡道路が南北に縦断し、神河町には神崎南ランプ、神崎北ランプの２つのランプが設けられている。また、南北方向には播但連絡道路と併行して国道３１２号が走り、東西方向には町南部を県道８号加美穴栗線、町北西部を県道３９号一宮生野線が山間を縫うように走っている。播但連絡道路は中国自動車道と連絡しているため、町内から姫路市まで約４０分、京阪神まで約１時間３０分以内と良好なアクセス環境が整備されている。

また、路線バスでは、町からの委託のもとに神姫グリーンバス株式会社によって「神河町コミュニティバス」が運行している。環状線、上小田線、作畑新田線、川上線、生野線、中学校線の６系統により主要な谷筋の奥までバス交通網が行き届いており、地域住民の通勤・通学や日常生活などに利用されている。

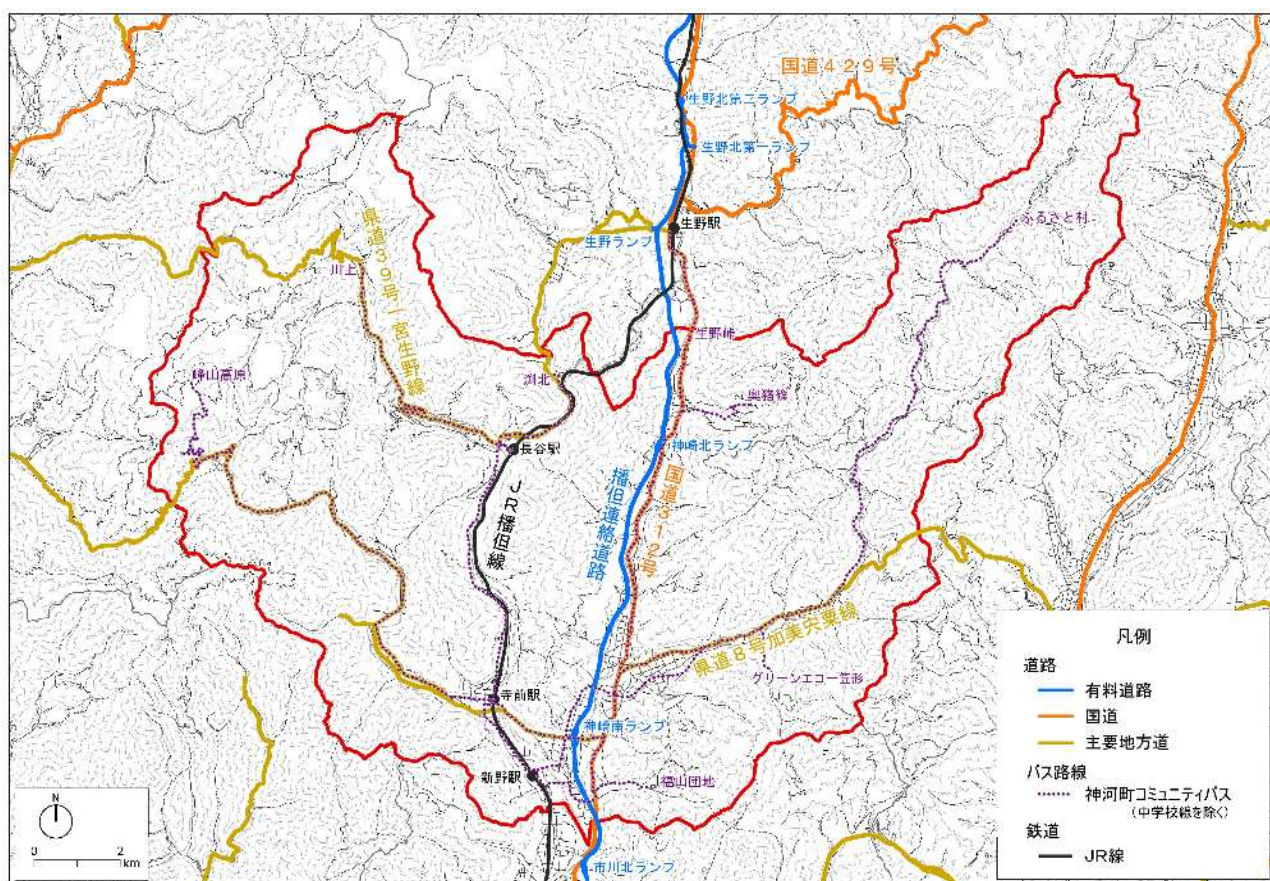


図 2- 14 神河町の交通網

オ 法規制等

神河町域は、「都市計画法」では都市計画区域外である。兵庫県では、平成6年（1994）3月に「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」（緑条例）を制定して、県下の都市計画区域外の地域を対象に、適切な土地利用の推進、森林・緑地の保全の観点から開発行為を適正に誘導することにより、緑豊かな地域環境の形成を図っている。神河町を含む中播磨地域においても、平成17年（2005）より緑条例が適用され、当町域は「1号区域：森と高原の区域」、「2号区域：森を生かす区域」、「3号区域：田園の区域」、「4号区域：まちの区域」、「2項区域：自然と人の交流の区域」の5つの環境形成区域に区分され、区域ごとの地域環境形成基準に基づいて土地利用や景観の誘導が図られている。

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域は、旧神崎町域では昭和46年（1971）、旧大河内町域では昭和48年（1973）に指定されており、谷筋を中心に農業振興地域及び農用地区域が指定されている。また、森林の大半が「森林法」に基づく地域森林計画対象民有林であり、国有林は、町城南東部の笠形山付近や中央部の入炭山付近、北部の白岩山付近にみられる。また、山裾を除く森林の多くが保安林に指定されており、森林面積の約49%を占めている。

「自然公園法」及び「兵庫県立自然公園条例」に基づく自然公園は、町城北西部の大河内高原が「雪彦峰山県立自然公園」、町域東部の千ヶ峰から笠形山に至る一帯が「笠形山千ヶ峰県立自然公園」に指定されている。

なお、当町域は、昭和44年（1969）に旧大河内町全域、昭和45年（1970）に旧神崎町域の一部（旧栗賀村の区域を除く区域）が「山村振興法」に基づく振興山村地域に指定され、平成5年（1993）には、旧神崎町・旧大河内町の全域が「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」に基づく特定農山村地域に指定されている。

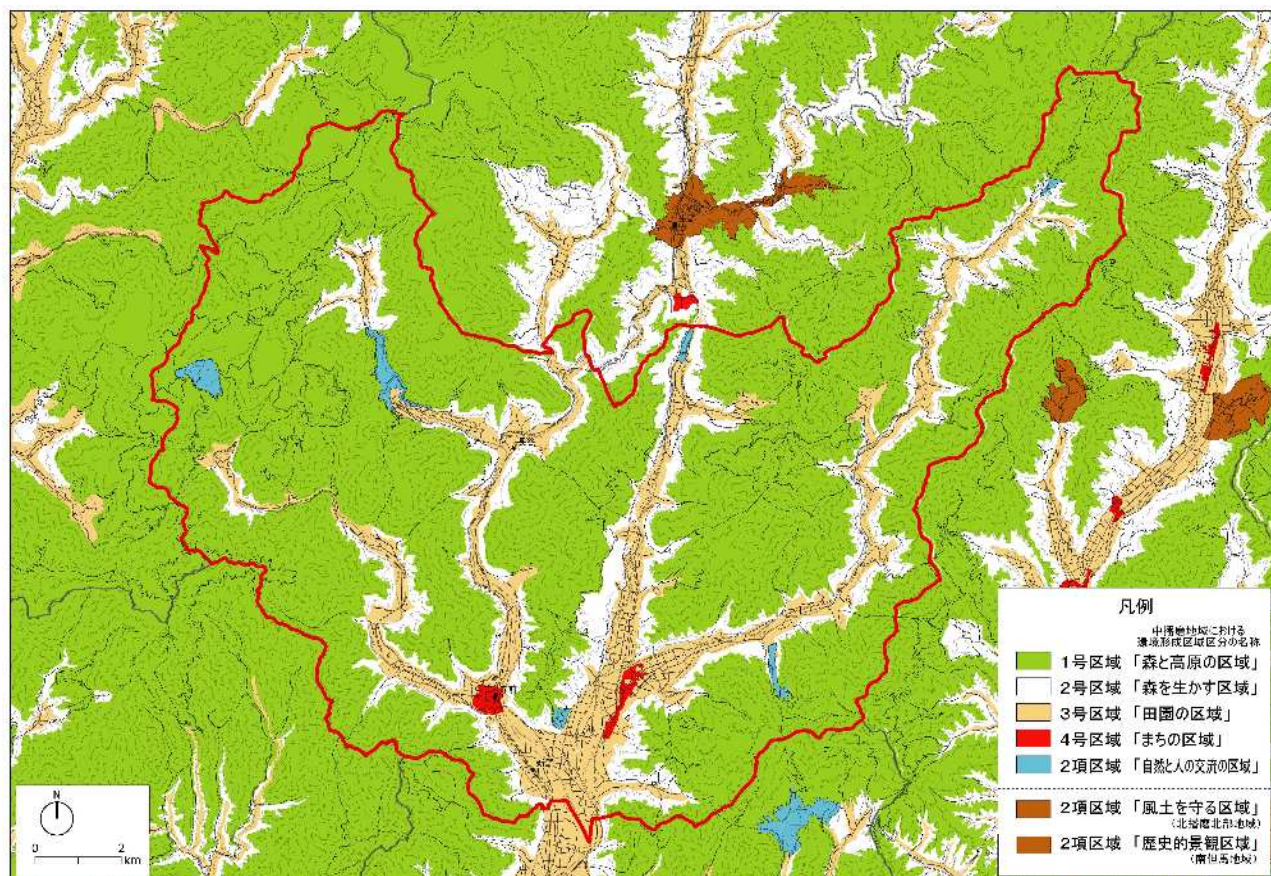


図2-15 緑条例に基づく環境形成区域区分

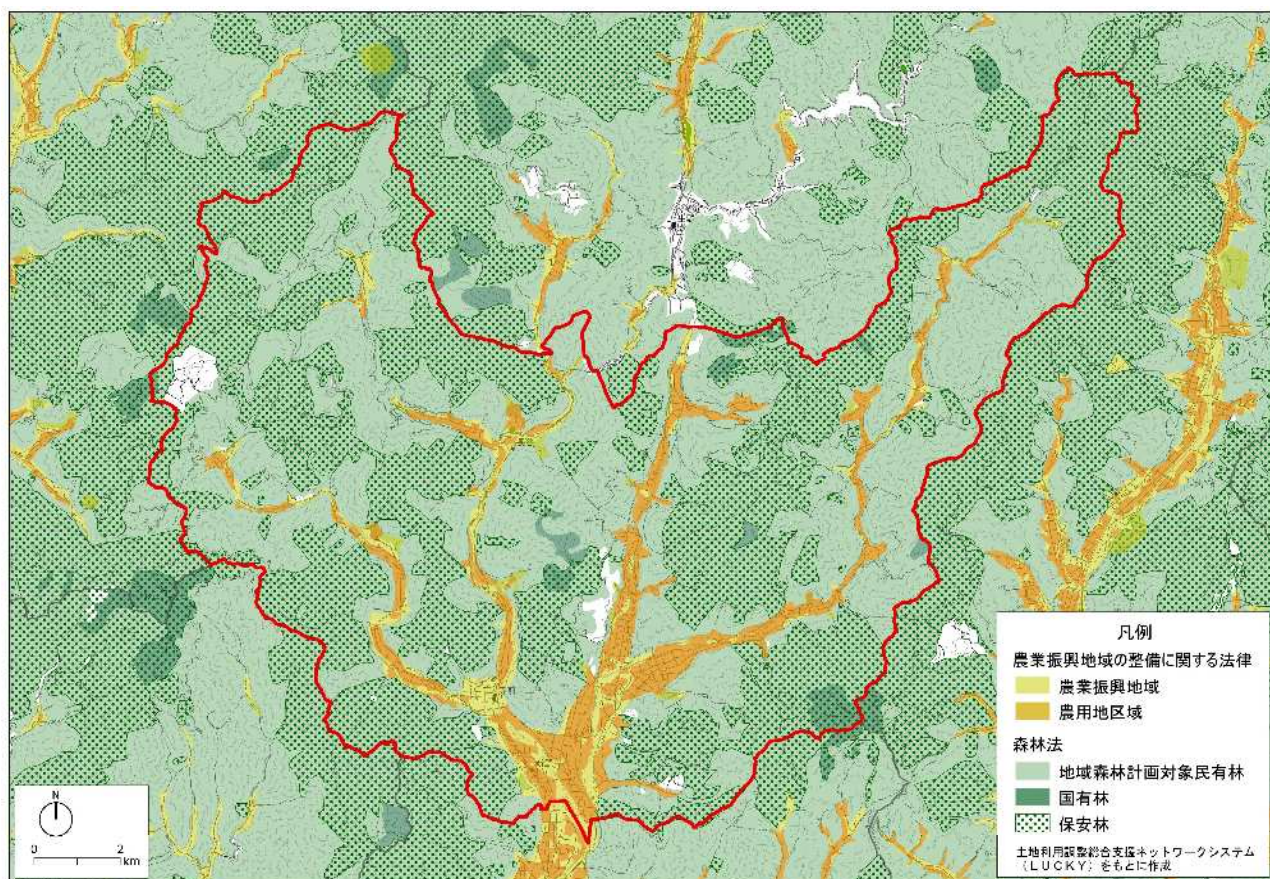


図 2- 16 農業振興地域の整備に関する法律及び森林法に基づく区域指定

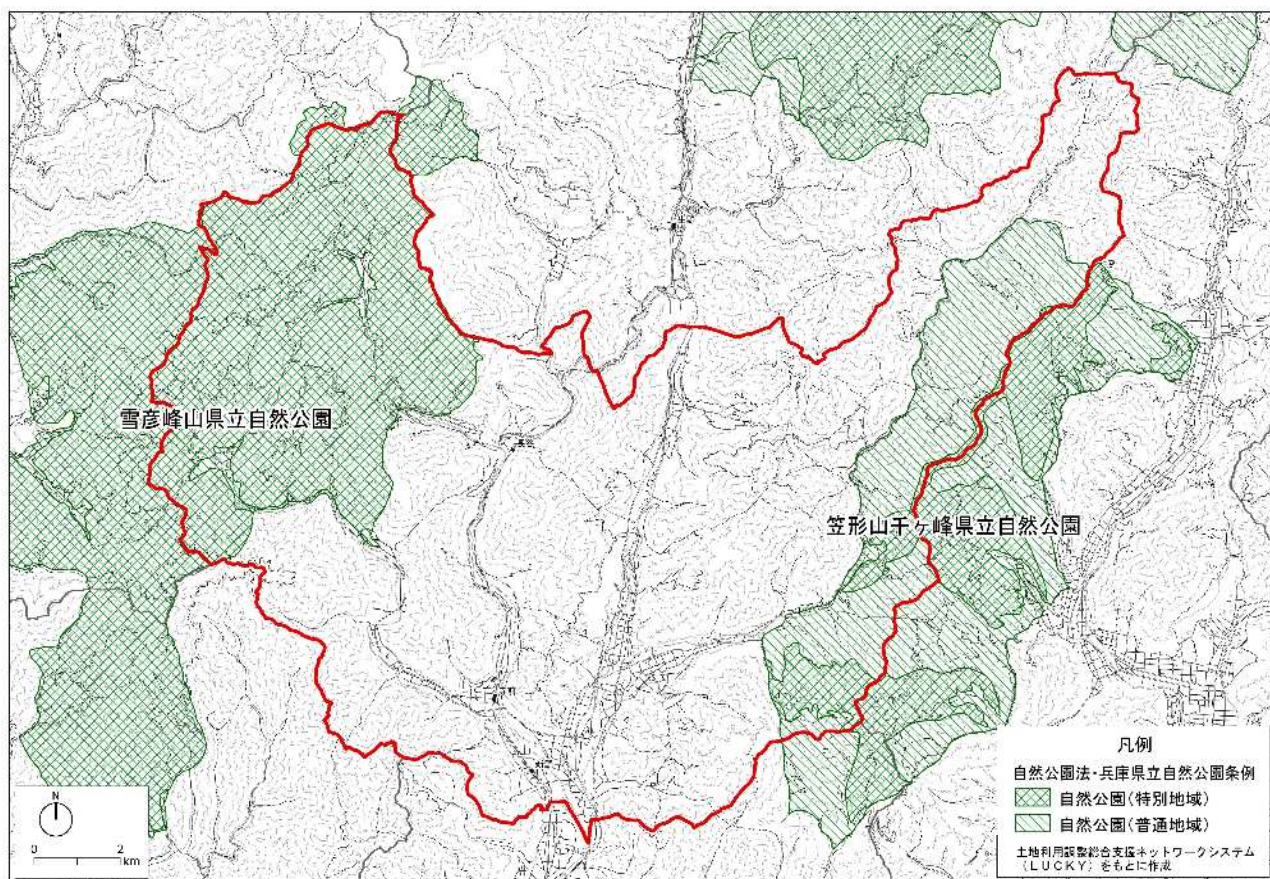
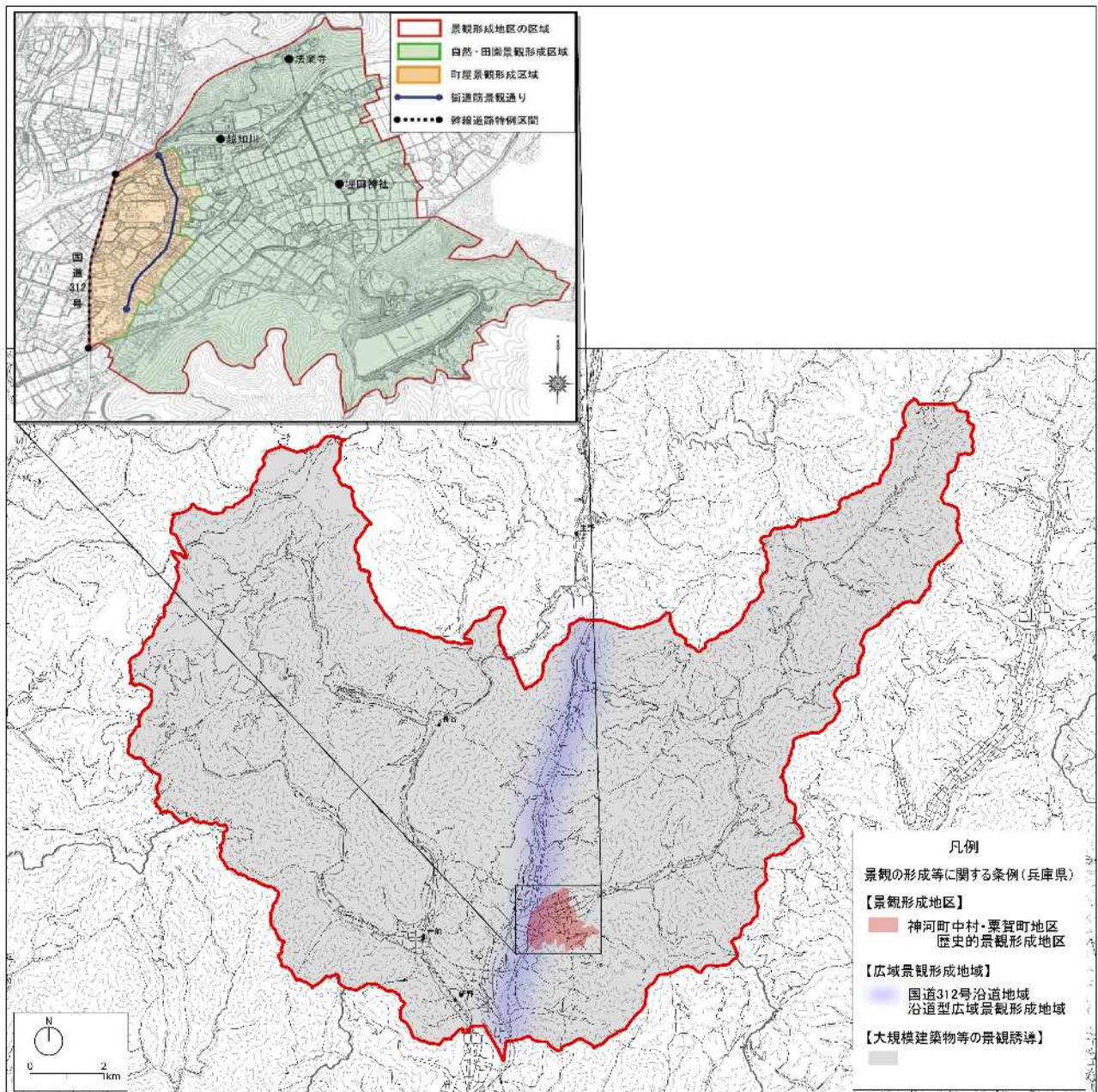


図 2- 17 自然公園法・兵庫県立自然公園条例に基づく区域指定

一方、景観行政においては、「景観の形成等に関する条例」（兵庫県）に基づき、平成 5 年（1993）以降、町全域を対象に大規模建築物等の景観誘導が図られている。平成 18 年（2006）4 月には「国道 312 号沿道地域沿道型広域景観形成地域」、平成 26 年（2014）4 月には「神河町中村・栗賀町地区歴史的景観形成地区」が指定され、地域や地区の特徴に応じたきめ細かな景観誘導が図られている。また、平成 20 年（2008）3 月には「難波酒飯店」（旧難波酒造：中村区）、平成 27 年（2015）3 月には「竹内家住宅」（栗賀町区）、平成 30 年（2018）9 月には「旧大山村役場」（杉区）が景観形成重要建造物、平成 30 年（2018）9 月には「大年神社の夫婦杉」（杉区）が景観形成重要樹木に指定されており、景観上重要な建造物・樹木として、景観行政においても歴史文化遺産の保存が図られている。



※「国道 312 号沿道地域沿道型広域景観形成地域」の区域は、路端から 1,000m 以内の道路から展望できる区域

図 2- 18 景観の形成等に関する条例（兵庫県）に基づく広域景観形成地域・景観形成地区の指定

（３）地域の歴史と歴史文化遺産

ア 地域の歴史

○ 先史（旧石器時代・縄文時代・弥生時代）

神河町の歴史は、約 1 万 3 千年以前の旧石器時代に遡る。昭和 27 年（1952）に発見された福本遺跡は、昭和 52 年（1977）～昭和 60 年（1985）の 5 次におよぶ発掘調査において、旧石器時代の石器群や縄文時代早期の土坑内から押型文土器^{注 1}が出土するとともに、弥生時代中期の住居や土器棺などが検出されたことによって遺跡の全体像が明らかになった。この他、町内出土の縄文時代の遺物としては、宮野地内から出土した石鏃や峰山の開墾畑から出土した縄文時代後期の土器片などがあり、獲物を求めて渡り歩いた旧石器時代から縄文時代の人々は、当町域から宍粟市一宮にかけて広がる中国山地を生活基盤とする集落が営まれたと考えられる。

弥生時代になると、市川流域に遺跡・遺物の分布がみられる。神崎郡の中部以南では水田開発により、安定した生活が営まれるようになったと考えられるが、神崎郡北部は深い谷によって、水田開発はあまり進まなかったと考えられている。町内の弥生時代の遺跡の多くは、町域の南部に位置しており、昭和 4 年（1929）の県道拡張工事中に磨製石剣が発見された女淵遺跡（根宇野区）をはじめ、御所谷遺跡（新野区）、清水山遺跡（新野区）などが確認されている。

○ 古代（古墳時代・飛鳥時代・奈良時代・平安時代）

地域の有力者の成長は、大型の墳墓の築造に向かった。大型の前方後円墳の成立によって、古墳時代の幕開けとなる。市川流域では、下流域の壇場山古墳（姫路市）が最大の前方後円墳として知られているが、上流域でも 4 世紀前半の観音寺山古墳（市川町甘地）の前方後円墳をはじめ、5～6 世紀にかけての有力者の古墳が各所にみられる。6 世紀にはさらに古墳を築造する階層が広がり、横穴式石室を内包する古墳が各地に造られるようになる。町内には、城山 1～4 号墳（寺前区）や高畑通 1～2 号墳（東柏尾区）、福本山根 1～4 号墳（福本区）などが確認されている。いずれも横穴式石室をもった後期の円墳であり、この時期における開発の進展と小地域ごとの有力者の台頭を知ることができる。

7 世紀後半（飛鳥時代後期）、国・郡（評）・里制がとられ、当町域は播磨国神前郡に属す。当町域を含む神崎郡北部一帯は、8 世紀に編纂された『播磨国風土記』や平安時代中期（10 世紀前半）に成立した『和名類聚抄』にみえる「塙岡里（埴岡郷）」に比定されている。なお、1 里あたりの人口は 1,000～1,500 人ほどと考えられているため、「塙岡里」もそのくらいの人口であったと推察できる。

『播磨国風土記』は、写本として現存する 5 つの風土記（残り 4 つは、『出雲国風土記』、『肥前国風土記』、『常陸国風土記』、『豊後国風土記』）のひとつである。風土記には、当時の地名や産物、土地の肥沃の状態、地名の起源、旧聞異事（説話や伝承など）が掲載されている。特に『播磨国風土記』は、地名説話が豊富であることが特徴とされ、「大汝命と小比古尼命の我慢比べ」など、地元の伝承がそのまま

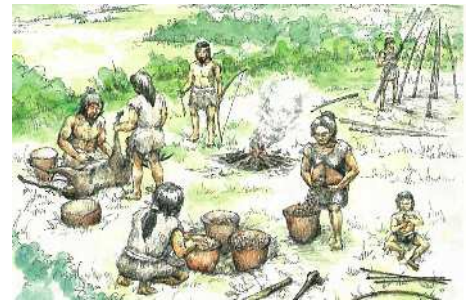


図 2-19 福本遺跡の縄文の暮らし（イメージ図）



女淵遺跡（根宇野区）
出土「磨製石剣」



福本山根古墳（福本区）

注 1：押型文土器は、縄文時代早期の土器の種類の一つであり、西日本を中心に広く分布する。丸い棒に山形や楕円形などの文様を彫って、土器面に押しつけながら回転させて文様をつけた土器である。

集録された貴重なものとされている。7～8 世紀には、条里制が実施され、当町域でも大山付近まで条里が及んでいたが、同書に記された土地の肥沃の状態（“上上” から“下下” までの 9 つのランクで格付け）では、「壑岡里」は最下位の“下下” とされ、耕地としては恵まれていなかったことがうかがえる。また、同書には、その他にも、大川内や湯川（小田原川）とともに檜・杉が生えていることが記されており、近代には町の特産となった材木が古くから利用されていたことが分かる。また、同地域には「異俗人、^{あだしくにひと}卅許口^{みそたりばかり}注¹」が住んでいたことも記されるなど、古代の当町域の様子をうかがい知ることができる。

平安時代の末期、各地で源氏と平氏による源平合戦が繰り広げられる。一ノ谷から屋島、壇ノ浦へと合戦が終焉に向かう瀬戸内地域における戦いは、その周辺地域に数多くの平家落人伝説を伝えることとなった。当町においても、かつて平家の落武者が住んでいたといわれる^{なごそ}長層集落跡、平家の末裔によって伝えられたといわれる^{まつえい}伝統行事「くまびきうち」、壇ノ浦の戦いで入水された^{だん}安徳天皇と平氏一族の冥福を祈るための地蔵とされる「壇の地蔵（安徳地蔵）」と地蔵盆に供えられる「花だんご」などが平家落人伝説を伝える。

一方、7 世紀半ばを過ぎると、仏教が普及し、全国各地で寺院の建立が進められた。神河町においても、建立にあたって福本遺跡の瓦窯で作られた瓦が用いられたと考えられる堂屋敷廃寺（福本区）がある。この堂屋敷廃寺は、鎌倉時代の^{げんこうしやくしよ}仏教書『元亨釈書』や南北朝時代に成立した播磨の地誌『^{みねあいき}峯相記』に記載されている「播州犬寺物語」の舞台となった古代寺院（栗賀犬寺・播磨犬寺）にあたる可能性が高いと考えられている。また、法楽寺（中村区）は堂屋敷廃寺の後身寺院とされ、播磨地域に^{ほうどうせんにん}多い法道仙人による開山・開基と伝わる寺院の一つである。本尊は千手観音菩薩像であり、桓武朝に「官寺」（おそらく定額寺）とされたと伝えられている。

平安時代の中期から後期には、新野区の観音堂の本尊である一木造^{いちぼくづくり}漆箔^{しつぱく}の十一面観世音菩薩像をはじめ、当町域においても数多くの仏像がつくられ、安置された。また、平安時代末の末法思想の広まりを背景に、経典を埋納した^{きやうづか}経塚が営まれるようになる。御所谷経塚（新野区）からは平安時代後期の^{きやうづつ}青銅製経筒が発見されたと伝わっている。

○ 中世（鎌倉時代・南北朝時代・室町時代）

中世になると古代律令制が崩壊し、地方豪族は土地の開発を進め、国司からの徴税を免れるために中央の権力や勢力のある貴族等に私領を寄進した。そして、自らは寄進地の現地管理者となって所有権を確保し、ここに荘園が形成されていった。元応元年（1319）8 月 23 日付の『興福寺大乘院文書』には吉^{しょうちんほうしんのうふぞくじやう}殿荘、正中 2 年（1325）11 月 25 日付の『承鎮法親王附属状』（三千院文書）には大河内荘、暦応 5 年（1342）正月日の^{おんせつろくわたりのしょうもくろく}『御撰録渡 荘目録』（九条家文書）などには栗賀荘、延徳 3 年（1491）11 月 21 日の^{ごつちみかどてんのうりんじ}『後土御門天皇綸旨』（北野神社文書）などには貝野荘などの荘園名がみられ、当町域にも荘園が形成されていたことがうかがえる。このように、荘園制によって中央と地方との関係が築かれた中世前期は、中央貴族等の権力者を通じて都の文化が各地方へと伝播した時代でもあり、当町域においても、この頃に現在の祭礼や行事のもととなる神事や芸能が形成されたと考えられている。



花だんご（川上区）



法楽寺（中村区）



御所谷宝篋印塔（新野区）

注 1：写本では「口」を脱しているが、他条を参考に補足している。「異俗人、30 人ほど」という意味であるが、「異俗人」が何を示すかは不明である。蝦夷とする説もある。

文和 4 年（1355）、醍醐寺領だった大河内荘の年貢が播磨守護に押領されたことが醍醐寺の記録にみられるように、14 世紀以降、武士による荘園の押領が頻発し、町域の荘園も悪党を集結して強大な武力をもった赤松氏やその被官により侵略されていったと考えられている。

鎌倉時代末、元弘 3 年（1333）の討幕に挙兵した赤松則村は、その功によって播磨守護になる。南北朝期から室町期にかけて、当町域はおおむね赤松氏の勢力下にあったが、但馬と播磨を結ぶ要衝であったため、しばしば赤松氏と山名氏の戦場となった。

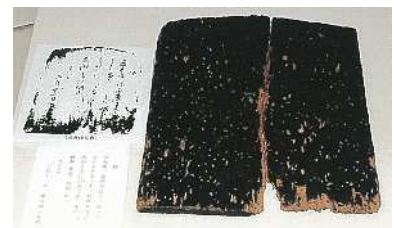
赤松氏が北朝方に寝返ると、正平 6 年（北朝：観応 2 年）（1351）及び正平 8 年（北朝：文和 2 年）（1353）、但馬や丹波の南朝軍との合戦が繰り広げられ、正平 9 年（北朝：文和 3 年）（1354）には、宇野弾正忠・赤松四郎兵衛らを法楽寺に拠らせて杉原越で侵入してきた山名氏を迎撃させている。また、嘉吉元年（1441）、赤松満祐が室町幕府 6 代將軍足利義教を暗殺した嘉吉の乱が起きますと、赤松氏の討伐にあたる山名持豊らが但馬街道（生野街道）を南下して栗賀に侵入した後、田原口（福崎町）で赤松勢を撃破している。嘉吉の乱により赤松満祐は一族と自害したが、その後も播磨の支配をめぐる赤松氏と山名氏の争いは繰り返された。

こうした戦乱の中で、数々の城郭が各地に営まれ、中世の神崎郡内には 32 の城郭があったとされる。当町域には、14 世紀に築城された大山城（杉区・大山区）、15 世紀に築城された寺前城（寺前区）、16 世紀に築城された奥ノ城（寺前区）、長谷城（本村区・赤田区）、柏尾城（柏尾区）などがみられる。しかし、これらの中世城郭の多くは、羽柴秀吉（豊臣秀吉）による播磨平定の際に落城したと伝えられ、現在は地形や残された石積などから往時の面影を感じとることができるのみである。



石造五輪塔（大河区）

度重なる戦乱では、主に但馬街道が使われ、その他の峠道も奇襲用の抜け道として使われた。そして、町内の各所に残る宝篋印塔や五輪塔は、このような激しい合戦で討死した武将の供養塔ではないかとも考えられている。なお、秀吉の播磨平定は天正 8 年（1580）に成るが、秀吉は疲弊した村々の復興を手掛けるなかで、同年 2 月に柏尾村（柏尾区・東柏尾区）に、これまで通り商売を続けて良いという内容を記した制札を掲げており、柏尾村の市が当地域で重要な役割を果たしていたことをうかがい知ることができる。



羽柴秀吉制札（柏尾区）

○ 近世（安土桃山時代・江戸時代）

慶長 5 年（1600）、池田輝政が播磨 52 万石を与えられて入封すると、当町域は姫路藩領となった。輝政は、検地の実施や姫路城の築城に加え、9 ヶ条からなる法令を發布して治安の安定に努めている。『慶長播磨国絵図』には、但馬街道において吉富・貝野に一里塚が記され、町域の村々も詳細に記入されている。

その後、寛永 16 年（1639）には、旧多可郡に属していた新田村・作畑村・大畑村・越知村・岩屋村・大山下村・大山中村・猪篠村と鉾山を擁する川上村は幕府領となる。その他の村は、翌寛永 17 年（1640）に鳥取藩の飛地領となり、寛文 3 年（1663）には池田家による福本藩領となって幕末に至る。なお、福本藩領内でも寛文 6 年（1666）の分知に伴い、野村が屋形池田領に、さらに貞享 4 年（1687）には下吉富村・鍛冶屋村・岡村・東柏尾村が吉富池田領となっている。福本藩の陣屋は現在の大歳神社（福本区）の地に構えられ、境内に残る「旧福本藩池田家陣屋庭園」は往時の面影を現在に伝える。また、「大歳神

社祭礼図絵馬」には、幕末から明治初期頃の祭礼の様子や瓦屋根と茅葺屋根が混在する但馬街道の町並みが描かれており、大歳神社周辺には現在も、福本池田家の菩提寺である徹心寺や同寺境内の福本藩歴代藩主墓所、常夜燈、防塁跡などの福本藩の陣屋に関連した歴史文化遺産が見られる。また、陣屋北部の中村及び栗賀町村の但馬街道沿いには宿場町が整備され、江戸期を通じて地域経済の中心地として発展した。



大歳神社祭礼図絵馬（福本区）

一方、近世になると、農業技術や土木技術の進展等を背景に全国的に新田開発が進められた。北部を中心に山村地帯が広がる当町域は、開発の余地が少なく、大幅な石高の増加はみられなかったが、福田新田村（新田区）や福井新田村（大河区）などのように、新田開発を背景に成立した村々もみられる。また、現在も受け継がれる新野の揚水水車（元禄6年（1693）頃から使用）や井堰、ため池は、新田開発によって山沿いの高所まで広がった田畑に水を引くための先人の知恵である。



揚水水車（新野区）

18世紀初めから中頃にかけて、苛酷な年貢の取り立てや凶作、飢饉、洪水による田畑の流失などにみまわれた百姓は、年貢の未進が続き、田畑や山林、茶園などを手放す者が続出したといわれている。このような状況のもと、福本藩領では、延宝7年（1679）や文政8年（1825）に越訴^{おっそ}注1を企てたと伝えられている。また、宝永5年（1708）には、新野村の^{おっそ}上野平左衛門が越訴を企て、根宇野村で藩士に斬殺されるという事件が起きたと伝えられている。この伝承を背景に新野村には、平左衛門の徳をたたえた大きな墓碑が立てられ、根宇野村では、里人が地蔵（首切り地蔵（袈裟斬り地蔵））を建立して霊を慰めたといわれている。



首切り地蔵（根宇野区）

また、市川水系の村々のなかには生野鉾山の鉾害に悩まされた村々もあったようで、鉾害を理由にたびたび貢租の減免を嘆願していたとされる。しかし、一方では、生野鉾山とのつながりは当地域を大きく恩恵をもたらした。その一つが、生野鉾山からの鉾床のつながりによる数々の鉾山の経営である。天保8年（1837）正月の生野代官からの勘定所宛伺に、生野銀山（朝来市生野町）・阿瀬銀山（豊岡市日高町）とともに、「数百年稼働相続」として川上銅山の名が記されている。大歳神社（川上区）の由緒碑には、永享年間（1429～1441）に銅山開発の守護神として大山祇大神を祀ったことが記されており、近世初期には既に有望な鉾山であったと考えられている。その他にも川上村には、小規模な精錬遺構が遺されている鉾赤鉾山^{つるあか}をはじめ、小福地銅山や亀若銅山が近世中期から後期にかけて稼行していたことが知られる。また、近世後期には川上村の各所で試掘が盛んに行われ、琢美鉾山^{たくみ}や丈山鉾山でも銅が産出したことが伝わる。また、年代は不明であるが、犬見村の朝日鉾山では銀や銅が産出されたと伝わる。なお、これらの鉾山の多くは、近代まで採掘が行われていたが、いずれも第二次大戦後に閉山している。

生野鉾山とのつながりがもたらしたもう一つの恩恵は、街道沿いの宿場の発展である。当町域を南北に貫き、生野鉾山が位置する但馬地域と播磨地域とを結ぶ但馬街道（生野街道）は、多くの人や物資が往来して賑わい、なかでも中村・栗賀町村や猪篠村の追上は宿場町として栄えた。また、栗区の前嶋家文書などからは、生野鉾山の繁栄が但馬街道の裏道となる市川筋の村々の発展にも大きな影響を与えた

注1：役所・役人を越えて上級の官司に苦しみ等を訴えること

ことをうかがうことができる。

このように、近世は、社会の安定による町人の富裕化や道の整備などを背景に旅人が増加し、地域間の交流がより一層進む時代でもあった。中世に始まる西国三十三所巡礼^{注1}は、近世には大衆化して発展し、当町域においても第二十七番札所である書写山圓教寺（姫路市）から栗賀、追上を経て、矢名瀬（朝来市）へと至り、第二十八番札所である世野山（現成相山）成相寺（京都府宮津市）へとつながる道筋が通っていた。当町域を縦横に走る道端には、道標や地藏をはじめ、日本全国六十六ヶ国の国々の霊場を巡礼した六十六部により建立された石碑なども残り、当時の多くの旅人たちの往来を思い起こすことができる。また、隣村との婚姻関係を結んだ道「（通称）お嫁さんロード」や医者が籠に乗って往診に通った道「（通称）医者どん道」など、村同士のつながりを伝える道筋が現在に伝えられている。このような地域間の交流は、現在に伝わる数多くの庶民文化を形成してきた。そのなかのひとつが、中村区や根宇野区に伝わる獅子舞であり、それらはいずれも寛文年間（1661～1672）に多可郡松井庄（多可町加美区）から習得して持ち帰ったものと伝えられている。



中村獅子舞（中村区）

○ 近現代（明治時代・大正時代・昭和時代・平成時代）

明治になり、明治政府による「富国強兵」「殖産興業」を旗印とした近代化政策が推し進められると、当町域においても、生活のさまざまな側面において近代化がみられた。

生活の基盤施設としての交通面では、明治初期から新道づくりや旧道の拡張整備などが進められたが、なかでも、工部省鉾山寮^{こうぶしょうこうざんりょう}が整備した官道の馬車道である「生野鉾山寮馬車道（通称：銀の馬車道）」（明治6年（1873）着工、同9年（1876）竣工）が特筆される。この道は、近世以前の但馬街道にあたる生野鉾山－飾磨港間の約49kmの道筋であり、この道を通して生野鉾山と飾磨港間において鉾山関連物資が飾磨港へと輸送された。日本初の高速産業道路といえる馬車道として、近代の日本における殖産を支えてきたが、明治28年（1895）、播但鉄道（現JR播但線）が飾磨－生野間で開通して、鉄道が物資輸送の中心となると、大正9年（1920）に馬車道としては廃止となった。この道筋は、その後も道路として利用され続け、現在は国道・県道・町道等となっている。道端には記念碑などがあり、また、当町域にはかつての馬車道が残る区間もみられるなど、往時の面影を残している。



現存する馬車道（吉富区）

また一方で、日清・日露戦争後の重化学工業の発達に伴う大量の電力需要に対応するため、大河内高原地域を中心に町内各所に数々の水力発電所が建設された。その代表的なものが、明治42年（1909）の南小田第一発電所、明治44年（1911）の市川発電所、大正8年（1919）の南小田第二発電所、大正11年（1922）の宮野第一・第二発電所であり、峰山高原の東には、南小田発電所の上部貯水池として太田池もつくられた。



太田池

一方、産業面では、大正12年（1923）の『兵庫県神崎郡勢要覧』に、当時の旧5村の「著名生産物」として、米を共通とした上で、次の品目があげられている。

注1：三十三所巡礼は、観世音菩薩の化身数にちなむ三十三ヶ所の聖地を札所として定めて巡るものである。近畿地方を中心とする三十三ヶ所には「西国」が冠せられている。

- ・大山村：木材、木炭、繭、清酒、瓦、杉粉、干草、牛乳、三桠みつまた
- ・越知谷村：木材、木炭、繭、石粉、杉粉、醤油、印刷、合銀銅、木柄きがら
- ・栗賀村：木材、木炭、繭、清酒、蠶種さんしゅ、傘、提灯、菓子、和紙、牛乳
- ・寺前村：木材、木炭、繭、杉皮、洋紙、糰、傘、三桠
- ・長谷村：木材、木炭、繭、杉皮、粗製亜硫酸、木柄、杉粉

また、『神崎郡誌』（昭和 17 年、兵庫県神崎郡教育会編）には、柿や梨、栗、桃、梅などの果樹が各所で栽培されていたことや、越知谷村、大山村、長谷村、寺前村の 4 ヶ村では畜産も行われ、明治 42 年（1909）創立の寺前家畜市場では年 3 回の子牛の競市があり、全国各地から買主が殺到して盛大を極めていたことも記されている。このように、近代における当町域の産業は、稲作や畑作、果樹栽培をはじめ、木材や木炭、三桠の生産、畜産・養蚕や酪農、吉富瓦の製造、醸造業、さらには線香の材料となる杉粉の製造など、農林業を中心としたさまざまな産業が展開していたことがうかがえる。なかでも、木材、木炭は旧 5 村共通の著名生産物としてあげられ、林業は近代以降の当町の繁栄を支えてきた。

当町域における林業は、明治 30 年（1897）頃から盛んになる。明治 20 年（1887）頃までは、林業は経済的に成り立たないものと考えられており、植林政策も実施されてこなかった。当時、伐採は放任され、当町域の山丘には樹影はなく、大半が野山化して草が生い茂っていた。しかし、日清戦争前後の経済の発展と近代文化の発達に伴い、電柱をはじめとした設備・施設がスギ・ヒノキを必要としたことから、明治 23 年（1890）頃より、越知谷、長谷、寺前等において、スギ・ヒノキの植林が開始された。しかし、木材を遠く姫路に運ぶことは容易ではなく、運搬費用を除くと無価値に等しいものであったため、当時は未だ林業は重要視されていなかった。明治 30 年（1897）、野山の地域を区画して禁伐林とし、同時に私有林の植林を推奨するために、郡役所には林業係が新たに設けられ、全力を挙げた林業への取組が開始されると、林業熱は高まりをみせはじめる。明治 37 年（1904）の日露戦争後には隆盛を極め、『神崎郡産業史』（大正 14 年）には、「林業に非ずんば経済的大成を期し難し」とある。また、「神崎郡の一大寶庫である杉扁柏けいざいてきたいせいの大林が天に巒きし鬱蒼かたたる處一に越知谷を指し、長谷、瀬加、寺前等之れに亞あぐ」ともあり、越知谷では、明治後期には私有林の 7 割がスギ・ヒノキの人工林になったといわれている。



スギの植林地（猪篠区）



とのみね自然交流館

その後も、林業は当町域の基幹産業のひとつとして、町民の生活を支えてきたが、昭和 39 年（1964）の木材輸入の全面自由化の影響により、昭和 55 年（1980）頃をピークに国産材の価格が下落し、全国的な林業の衰退が進むと、当町域の林業も陰りをみせてきた。旧神崎町及び旧大河内町では、このような状況に対応するため、昭和 50 年代から、多くの交流人口を迎え入れることで地域の活性化を図るための都市農村交流活動を開始した。会議・研修室や宿泊施設、野外スポーツ施設などを備えた「峰山高原総合レクリエーションセンター」（現峰山高原ホテルリラクシア）や宿泊・交流施設「グリーンエコー笠形」、滞在型の田舎体験施設「新田ふるさと村」をはじめ、林業を象徴する施設「かんざきピノキオ館」、農村体験型公園「ヨーデルの森」、砥峰高原の自然学習・交流施設「とのみね自然交流館」、「かんざき桜の山桜華園」や越知川沿いの各名水所などが整備され、多くの観光客が町を訪れている。また、平成 7 年（1995）の太田池と長谷ダムを水源とした大河内発電所や平成 10 年（1998）の神崎工業団地の開発など、恵まれた自然と交通条件を活かした地域振興も図られてきた。こうしたハード整備に合わせて、ソ

フト事業も進められてきた。市川水系の清流を活かしたアユ釣りや越知川名水街道自転車下り、お茶や柚子などのオーナー制、砥峰高原におけるススキ祭りや観月会などのさまざまなイベントや都市農村交流の取組を展開してきた。

また、神河町では、平成 22 年度を「神河町観光元年」と位置付け、J R 寺前駅前の観光交流センター（現カーミンの観光案内所）を拠点として、神河町への年間入込客数 100 万人を目標とした観光振興の取組を開始し、その取組は、現在さらなる展開をみせてきている。砥峰・峰山高原の映画やドラマのロケ地としての活用の推進は、近隣の朝来市、市川町と連携した「HYOGO Medio Film Commission（メディアフィル）」の設立につながり、峰山高原の豊かな自然を活かして平成 29 年（2017）12 月には、国内では 14 年ぶりとなる新たなスキー場「峰山高原リゾート ホワイトピーク」がオープンしている。また、柚子製品やからかわ、仙霊茶などの特産品づくりは、中学生を対象とした「子どもの夢を叶える事業」との連携によるさらなる魅力的な特産品の開発へと展開している。また、このような自然資源だけでなく、豊かな歴史や文化を観光資源として積極的に活用していく取組も展開している。町内各地で古民家の再生・活用の取組が広がっている。また、神河町を含む中播磨地域の生野鉾山寮馬車道沿線市町では、通称「銀の馬車道」をシンボルとした南北軸の交流・活性化を図る「銀の馬車道プロジェクト」が展開されてきた。神河町域においても、その中心となる中村・栗賀町地区が歴史的景観形成地区の指定、「銀の馬車道交流館」や「栗賀の驛」の開館・運営、「かみかわ銀の馬車道まつり」や歴史ウォークをはじめとしたイベントの開催など、さまざまな取組を展開してきた。そして、平成 29 年（2017）4 月には、「播但貫く、銀の馬車道 鉾石の道」が日本遺産に認定された。この日本遺産の認定を契機に、歴史や文化を観光振興に活かす取組にさらなる拍車がかかり、「道の駅 銀の馬車道・神河」のオープン、案内・解説板やモニュメントの設置等を進めるとともに、町内各地でも飲食店やゲストハウスなどとしての古民家の再生・活用の取組が広がっている。このように、現在、神河町では、豊かな自然と歴史、文化を観光振興の柱として、町内のさまざまな歴史文化遺産が連携したさらなる観光振興を目指した取組を展開している。

イ 神河町の歴史文化遺産

先史・古代から現代に至る長い歴史のなかで、神河町には数多くの歴史文化遺産が育まれてきた。神河町では、これまでさまざまな調査を実施するなかで、それらの歴史文化遺産の実態の把握や価値の明確化に取り組むとともに、歴史上・芸術上・学術上・鑑賞上の価値の高いものについては文化財保護法令に基づく文化財の指定等を行うなかで保護を図ってきた。

ここでは、神河町の歴史文化遺産を「調査等によって把握した歴史文化遺産」、「地域住民が「地域の宝もの」として捉えている歴史文化遺産」、「指定等文化財として保護を図っている歴史文化遺産」に分けて整理する^{注1}。

○ 調査等によって把握した歴史文化遺産

これまでの国、県、町や大学等の研究機関による歴史文化遺産の把握調査^{注2}の実施概要と今後の課題は、「建造物」、「美術工芸品」、「無形文化」、「民俗文化」、「遺跡等」、「自然資源」、「集落景観等」の類型ごとに表 2-3 のように整理できる。なお、歴史文化遺産把握調査の実績報告書一覧は表 2-4、これまで把握した歴史文化遺産の件数は表 2-5、2-6 のとおりである。なお、類型ごとの歴史文化遺産の一覧は、巻末資料 1 に掲載している。

a. 建造物

・ 寺社建築

寺社建築調査は、旧神崎町域においては平成 15～16 年度、旧大河内町域においては平成 19～20 年度に、専門家の協力のもとに実施した。調査は、『兵庫県宗教法人名簿』（兵庫県総務部教育課）に記載された神社・仏閣と、それ以外の社・祠・堂の合計 109 件、195 棟（旧神崎町域 56 件 104 棟、旧大河内町域 53 件 91 棟）を対象として、建築形式・建築年代・特徴の把握と写真撮影を行う一次調査を実施した。その上で、一次調査の対象建物のうち、時代・宗教・



寺社建築調査の様子

建築類型などの観点をふまえた建築的特色をもつ建物、宗教的・歴史的に見て特色をもつ 31 件 47 棟（旧神崎町域 20 件 31 棟、旧大河内町域 11 件 16 棟）を選び、詳細な実測と史料調査を行う二次調査を実施した。

調査の結果、一次調査を行った建物の建築年代は、17・18 世紀の建築が旧神崎町域では 25 棟（24.0%：旧神崎町域の調査数 104 棟に対する割合）、旧大河内町域では 13 棟（14.3%：旧大河内町域の調査数 91 棟に対する割合）であり、近世の寺社建築は旧神崎町域に多い。それに伴い旧大河内町域では 20 世紀以降の建築が 57 棟（63%）と割合が高くなっており、この背景には近代の鉄道敷設や発電所建設による公共的な投資が影響したことが想定される。

仏堂の平面形式は、宗派ごとに多様であるが、禅宗系寺院が多いことから方丈形式の本堂が多い。長楽寺や最明寺のように内部架構に顕著な特徴をもつ本堂の存在が注目される。また、福本藩池田家の菩提寺として建立された徹心寺は、本堂・山門ともに茅葺である。入母屋造の本堂は改造の痕跡が多いが、棟札より宝暦 12 年（1762）の建築であること、薬医門形式の山門は扉金具の銘より天保 9 年（1838）の建築であることが分かっている。また、正法寺の山門は楼門であり当地域には珍しい事例である。また、町内には寺名を持たない大日堂や地藏堂などの村堂も多くみられる。

注 1：「しんこうタウン区」は平成 26 年（2014）に誕生したため、これまでの歴史文化遺産の調査時点では貝野区に含まれている。

注 2：個々の歴史文化遺産の詳細調査は含まない。

一方、神社本殿（寺院鎮守、境内社などを含む）については、旧大河内町域には 31 棟あり、うち流造 22 棟、入母屋造 4 棟、春日造 2 棟、切妻造 2 棟、鉄筋コンクリート造 1 棟、旧神崎町域には 30 棟あり、うち流造 23 棟、入母屋造 3 棟、春日造 2 棟、切妻造 2 棟である。流造が多数を占め、全国的な傾向に従う。総じて規模の小さい一間社の社殿が多いが、寛保 3 年（1743）頃の建立とされる春日神社（吉富区）の本殿は桁行五間梁間二間の希少な切妻造の大規模本殿である。また、本殿臺股の「猿の首引き」の彫刻は、日吉神社（比延区）などの旧大河内町域のいくつかの本殿にみられる特徴である。神社拝殿は、旧大河内町域で 16 棟、旧神崎町域で 16 棟を調査し、その多くは桁行三間であるが、日吉神社（比延区）や立岩神社（宮野区）、春日神社（吉富区）などが桁行五間の大規模なものがみられる。また、近代の当町域では、本殿と拝殿の間に、中央部を切り上げた二重屋根などの複雑な形態の立派な幣殿を建て、本殿から拝殿までの屋根をつなぐことが流行したことから、極めて複雑な屋根形式となっている神社が多く見られることも神河町全体の特色となっている。

寺社建築については、調査から年数が経過していることから、今後、追跡調査を実施することが求められる。

・古民家等の歴史的建築物

平成 19～25 年度に、兵庫県教育委員会により「兵庫県近代和風建築総合調査」が実施された。近代和風建築とは、明治元年（1868）から昭和 20 年（1945）までに建築された建築物のうち、「伝統的様式や技法で建てられた木造建造物」又は「一部洋風の様式や技法が用いられているが、主に伝統的様式や技法で建てられた建造物」であり、その種類は、「住宅等（住宅、旅館、料亭、工場、酒蔵、商店、別荘、社宅等）」、「公共建築等（役場、学校、病院、銀行、劇場、裁判所、駅舎、公衆浴場、事務所等、倉庫、公民館、公会堂等）」、「宗教建築等（寺院の本堂・庫裡・客殿・寺務所等、神社の本殿・拝殿・社務所等）」、「その他（以上のものと一体となって保存されるべき門、塀、蔵等を含む）」の 4 つに区分されている。当町域では、80 件が把握・調査されているが、寺社建築調査の対象と重複する「宗教建築等」が 59 件と多く、残りの 21 件のうち「住宅等」が 20 件、「公共建築等」が 1 件（既に取り壊されている）であった。住宅等の分類は、農家 17 件、町家 3 件であり、建築年代は、明治期 10 件、昭和前期 4 件、不詳 6 件であった。なお、中村区・栗賀町区においては、平成 26 年（2014）4 月の「中村・栗賀町地区歴史的景観形成地区」の指定を受けて、同年 8 月に県教育委員会との合同により、同地区内における近代和風建築の調査を実施した。同地区内でも特に、慶応元年（1865）創業の造り酒屋である旧難波酒造（中村区）は、南を土間、北を三列構成の床上部として、上手の座敷二室には上質な座敷飾を備えた大規模な町家である。また、土蔵や茶室をもち、主屋正面には出格子や虫籠窓などの意匠をよく残し、旧街道の歴史的景観の核となっている。また、竹内家住宅（栗賀町区）は、天保年間の栗賀町村の大火後、幕末から明治初期に生野鉦山の山師住宅を移築したものと伝わり、豪快な吹抜けや大火で焼け残ったと伝わる内蔵をもつ大規模な商家として貴重な建物である。

近代和風建築調査については、実施から年数が経過していることから、今後、次項の古民家・歴史的建造物調査の実施と併せた追跡調査を実施していくことが求められる。

神河町ひと・まち・みらい課では、平成 29・30 年度に生野鉦山寮馬車道（銀の馬車道）沿線の 7 区（中村区、栗賀町区、福本区、吉富区、杉区、大山区、猪篠区）を対象に古民家の悉皆調査（外観調査）を実施し、「①登録有形文化財の登録や景観形成重要建造物等の指定等の可能性がある建築物」、「②保存・活用等の対策の緊急度が高い建築物」、「③地域づくりや観光振興などへの活用が

期待できる建築物」の把握を行った。合計 281 件の古民家を調査した結果、①～③のそれぞれについて「高い」と評価できる建築物の合計件数は、①12 件、②8 件、③10 件であった^{注1}。①については、農家 7 件、町家 3 件、旧役場建築 1 件、医院建築 1 件（既に取り壊されている）であった。農山村を主体とする当町域には町家が少ないが、かつての但馬街道を踏襲して敷設された馬車道の沿道区域には、但馬街道沿いに形成された宿場町や街村には数件の町家が残る。その代表的なものが、前述の旧難波酒造（中村区）や竹内家住宅（栗賀町区）である。また、町内各区には茅葺民家が数多く残り、馬車道沿道区域では 32 件が把握された。これらは、いずれも入母屋造・平入で、屋根は鉄板等で覆われている。また、瓦葺の古民家のなかには若干赤みを帯びた吉富瓦を用いた建物も見られ、当地域の景観を特徴づけるものとなっている。

古民家の調査は、馬車道沿道の古民家の外観調査のみで、町全域の調査には至っておらず、今後、残りの区の古民家・歴史的建造物についても、順次調査を実施していくことが求められる。併せて、今後、対象を絞って詳細な調査を実施し、神河町域の民家建築の特徴を把握していくことが求められる。

・その他構造物

平成 15～17 年度にかけて、兵庫県教育委員会により「兵庫県近代化遺産（建造物等）総合調査」が実施された。近代化遺産（建造物）とは、近代的手法で造られた建造物（各種構築物、工作物を含む）であり、概ね江戸時代末期から第二次世界大戦終結時（昭和 20 年（1945））までに竣工した（昭和 20 年以降であっても戦後復興に関わったものは含む）、産業・交通・土木等に関わる物件である。当町域では、大福隧道^{だいふくすいどう}、真名谷隧道^{まなやすいどう}、栗賀大橋、観音橋、宮野橋、南小田発電所第一発電所、南小田発電所第二発電所、旧岡本医院と、後述の石造物の類型に属す村道新築記念碑（寺野区）の合計 9 件が把握されている。

このうち、栗賀大橋、宮野橋は付け替えられ、旧岡本医院は平成 30 年度に取り壊されている。しかし、一方で、明治 28 年（1895）の J R 播但線長谷-生野間の開通に伴い建設された大福隧道（湊区、煉瓦造、延長 337m）と昭和 14 年（1939）に改良・建設された真名谷隧道（湊区、石造、延長 76.5m）は現在も J R 播但線のトンネルとして利用されている。また、昭和前期に建設された越知川に架かる観音橋（中村区）は現在も利用されている。さらに、小田原川やその支流の太田川から取水して水力発電を行う南小田発電所第一発電所（南小田区、明治 42 年（1909）竣工）や南小田発電所第二発電所（南小田区、大正 8 年（1919）竣工）も、建物は建て替えられているが、水力発電施設はメンテナンスされながら現在も利用され続けている。このように、多くの近代化遺産が現在も人々の暮らしの中で生き続けている。

同調査では、県レベルで重要な近代化遺産が把握されているが、町内にはこの他にも多くの近代化遺産がある。補修・修繕等のために神河町で実施している橋梁点検によると、戦前に架設された道路橋は、観音橋の他にも、昭和 3 年（1928）建設の西山 2 号橋（猪篠区）、西山 3 号橋（猪篠区）、昭和 15 年（1940）建設の大山橋がある。これらの道路橋を含めて、近代化遺産については、さらなる把握のための調査を実施していくことが求められる。

・石造物

旧大河内町域では、昭和 60～62 年（1985～1987）に石造物の調査が実施され、その成果は「石造物資料集」として整理された。平成 5～7 年（1993～1995）にかけて、この資料を中心とした再調査が実施され、平成 7 年（1995）には、地藏菩薩などの菩薩像や如来像、明王像など 68 件の調査、平

注 1：既に国登録有形文化財に登録・景観形成重要建造物に指定されている旧難波酒造（難波酒販店）、景観形成重要建造物に指定されている「竹内家住宅」と「旧大山村役場」も含めた値である。①のうち 1 件は既に取り壊されている。

成 8 年 (1996) には、宝篋印塔や五輪塔、題目塔など 79 件の調査、平成 9 年 (1997) には、石灯籠や鳥居、歌碑、百度石や狛犬、道しるべなど 132 件の調査を実施した。特徴的なものには、鎌倉時代中期に造立され、近くの田から多数の古銭が出土した大河石造五輪塔 (大河区) や、南北朝時代の暦応元年 (1338) に造立され、在銘の石造宝篋印塔としては神崎郡内最古のものである御所谷宝篋印塔 (新野区)、滝横の岸壁を彫り抜いて安置している大瀬の不動明王・役行者 (寺前区) などがある。また、堂元から沸く清水がイボに効くという抜居のいぼとり地藏 (上小田区) や平家の落人が安徳天皇の入水を悼んで祀ったといわれる壇の地藏 (川上区) などが地域の伝承を伝える石仏もみられる。

一方、旧神崎町域では、昭和 60 年代に道標の調査及び神社石造遺品の調査を実施し、昭和 63 年 (1988) 11 月には、周辺市町に所在する道標も含めた 22 件を紹介する「路傍の道しるべ写真展」(神崎町教育委員会主催) を開催した。神河町域では、かつての但馬街道に位置する観音橋道標 (中村区) や追上道標 (猪篠区)、栗賀町が宿駅であったことを示す播磨国神東群栗賀驛標柱 (栗賀町区) などの 18 件を紹介している。その後、神崎町教育委員会が主体となって、平成 2 年 (1990)、平成 4 年 (1992)、平成 6 年 (1994) の 3 次にわたる菩薩像や如来像、明王像など 128 件の石仏調査を実施した。代表的なものとしては、上月平左衛門の伝承に関連する首切り地藏 (根宇野区) やお堂の横の湧水がイボに効くと伝わるイボ地藏 (吉富区)、顎のあたりの病氣にご利益があると伝える不動野のアゴなし地藏 (越知区) など地域の伝承を伝える石仏があげられる。この神崎町の石仏調査の報告書『神崎町の石仏』では、旧神崎町域では、享保年間 (1716~1736) と天保年間 (1830~1845) に造立のピークがあり、同郡の福崎町では文化・文政・天保年間 (1804~1845) にピークを迎えていることとの違いが示されているが、年代不明の石造物が多いことなどから、さらなる調査研究が待たれることが課題とされている。

平成 30 年度には、これらの調査により把握してきた石造物の現状の把握や今後の管理に向けた位置情報 (座標値) の把握等の調査を行い、石造物リストの更新を行った。その結果、合計 400 件の石造物リストに再整理したが、所在不明・年代不明の石造物も数多く残されていることから、さらなる調査の実施が求められる。また、当初調査では、旧神崎町域の石仏・道標以外の石造物の調査が実施されていないなど、未調査の石造物類型もあり、今後、さらなる調査が必要である。

b. 美術工芸品

・歴史史料

平成 21 年度、大庄屋鵜野金兵衛家文書 (福本区) の整理作業を専門家の指導のもとに開始した。鵜野家は福本藩池田家の大庄屋を務めていた家であり、約 1 万点におよぶ鵜野金兵衛家文書からは、地域社会や福本藩池田家の支配などの福本藩領のさまざまな事柄が明らかとなってきた。これを契機に、平成 22 年度~平成 25 年度までの期間、「神河町歴史史料総合調査」として、町内に所在する古文書の整理作業などのさまざまな事業を実施した。



史料の整理作業の風景

これは、神河町の歴史文化を知る上で貴重な歴史史料 (古文書や典籍などの文献史料、年中行事や祭礼、民具などの民俗資料) の総合整理と、歴史文化遺産の次世代への継承を目的としたものであった。事業の実施にあたっては、「神河町文化財活性化委員会」を発足させ、平成 22~23 年度には、委員を中心に歴史史料の調査整理の方法を基礎から学ぶワークショップの実施や整理作業 (史料のナンバリングと写真撮影による記録の作成を中心とし、整理作業は平成 25 年度まで実施) の公開、

講演会の開催を通じて、地域住民の歴史史料への認識を深めることに努めるとともに、民俗文化に関する区長へのアンケート調査・聞き取り調査ならびにそれらに基づく史料調査等を実施した。平成 25 年度には、事業の最終年度として、事業全体の成果を報告する講演会やシンポジウムを開催した。この事業の中で、特に重点的な調査を実施したのが前嶋家文書（栗区）である。前嶋家は江戸時代中期から明治期の栗村における有力な家であり、文書数は 5,005 点におよぶ。その中には前嶋家以外の署名のある文書も含まれており、播磨の文化人とのネットワークを通じて書写・購入等して前嶋家の蔵書が形成され、集めた蔵書の一部を貸し出したりして近隣の図書館のような役割を担っていたことなども明らかとなっている。

調査では、35,284 点の史料整理を実施したが、膨大な量であることから、詳細調査は一部史料にとどまっている。史料の中には、神河町の歴史文化の価値や魅力をより一層高めることにつながる記録等も眠っている可能性があり、今後予定している町史の編纂作業と併行しながら継続的に史料内容についての調査・研究を進めていくことが求められる。

・ 仏像・絵画・その他

神河町においては、仏像・絵画等について悉皆調査を実施しておらず、盗難や災害などの防犯・防災対策のためにも、早期の調査の実施を検討している状況であった。

過去においては、寺社建築の悉皆調査後に、地元関係者からの調査依頼を受けて実施した詳細調査と、地域誌づくりの一環で情報提供を受けて、兵庫県美術工芸ヘリテージマネージャ研修の現地調査として実施した詳細調査を実施してきた。これらの調査の成果により町文化財に指定した物件もある。しかし、これ以外では詳細調査をほぼ実施していなかったことから、本計画を作成するなかで、令和元年（2019）より 3 ヶ年計画で寺社等に所在する仏像、神像や鰐口、梵鐘、絵馬^{注1}などの調査を進めている。

c. 無形文化

・ 演劇・音楽・工芸技術

音楽では、昭和 51 年（1976）6 月に旧大河内町老人会により、会員からの資料提供に基づいて編纂された『大河内町の昔話』が発行されており、同書に「うたの部」として、てまり歌や子守歌などの計 13 曲が掲載されている。また、『壱岡の里 おおかわち』（平成 8 年 10 月、大河内町教育委員会）には、「おおかわち音頭」が掲載されている。さらに足立誠太郎氏による『ふるさとの民話史話』には、明治期に設立された越知谷尋常小学校の校歌のように親しまれていたという「越知谷郷土唱歌」が掲載されている。工芸技術では、白林窯の工芸技術があげられるが、平成 30 年（2018）に保持者死亡のために町指定が解除された。演劇・音楽・工芸技術についての総合的な把握調査はこれまで実施しておらず、今後の調査が求められる。また、特に町内の各小中学校の校歌なども、地域住民のアイデンティティとなる重要な歴史文化遺産であり、統廃合が進む中で失われないよう、しっかりと記録保存をしていくことが求められる。

・ 保存技術

文化財の保存技術についての総合的な把握調査はこれまで実施していない。

町内の歴史的な建築物には、吉富瓦をはじめとした固有の材料や技術が用いられているものも見られることから、町内の歴史文化遺産を適切に保存・継承していくための保存技術について、今後の調査が求められる。

注 1：絵馬等は、民俗有形文化財としても分類される文化財であるが、美術工芸品の一種として把握調査を実施している。

d. 民俗文化

・祭り・行事・講・生活・生業

平成 22 年度～平成 25 年度の「神河町歴史史料総合調査」の一環として、民俗文化に関する区長へのアンケート調査・聞き取り調査を実施し、各区での「祭り・行事・講」、「生活・生業」の継承状況についての概況を把握した。その調査結果をもとに、平成 28 年度に『神河町歴史文化基本構想資料編～かみかわ歴史文化遺産カルテ～』の作成のために、各区に対して再度確認調査を実施して再整理した結果、現在も継承されている「祭り・行事・講」は 478 件、「生活・生業」328 件を把握した^{注1}。

「祭り・行事」には、秋祭り、地蔵盆、トンド（小正月）、盆踊り、斎灯（節分）などがある。特徴的なものとしては、平家落人の救済伝説の中で生まれた行事と伝わる「花だんご」（川上区他）、正月の注連縄をつくる行事「くまびきうち」（川上区）、埋田神社（中村区）の秋季祭礼や大歳神社（根宇野区）の秋季祭礼で奉納される中村区や根宇野区の獅子舞、日吉神社（比延区）の秋季祭礼の渡御の際の神輿の余興として寺前区、上岩区、鍛冶区から出されるトンボ道中などがある。なお、このうち、「花だんご」については、平成 24・25 年度事業において、また、埋田神社の秋季祭礼については平成 25 年度事業において詳細な調査を実施している。また、「講」では、伊勢講、観音講、大師講が多くで継承されていること、「生活・生業」では、多くの区で組・班・組合等の組織を有し、共同作業を実施していることや屋号を継承していること、七五三やお宮参りなどの慣習が受け継がれていることが把握された。



花だんごの調査の風景

「生活」の中でも、食文化については、「神河町いずみ会」を中心に、食文化の継承に向けた取組が進められ、平成 25 年（2017）に発行された『神河町の行事食 郷土料理レシピ集』には、合計 34 件の郷土料理のレシピが整理・掲載されている。平成 30 年度には、神河町教育委員会が、町内に長く居住している町民を対象に、町内各区に伝わる食文化（郷土料理・農産物加工品）の調査を実施した。114 名から合計 541 件、189 種類の郷土料理・農産物加工品があげられ、回答数の多いものは、サバ寿司（34 件）、赤飯（25 件）、混ぜご飯（23 件）、おはぎ（19 件）、かしわもち（16 件）、花だんご（11 件）、おこわ（11 件）、からかわ（10 件）などであった。

これまでの「祭り・行事・講・生活・生業」に関する調査は、継承状況等の把握調査が中心であったが、それらの活動で用いられる衣服・器具などの有形民俗文化財の把握、建築物や石造物、美術工芸品、自然資源などの他分野との関係の把握など、活動内容に関するより詳細な調査を実施していくことが求められる。

・説話・伝承

旧神崎町域では、神崎町教育委員会が民話・伝説の調査を実施して、昭和 49 年（1974）10 月に 15 編の民話・伝説の内容を掲載した『神崎町の民話と伝説』を発行している。一方、旧大河内町域では、昭和 50 年度に大河内町老人会による調査が実施されて、昭和 51 年（1976）6 月に『大河内町の昔話』が発行された。この他にも大河内町教育委員会による『大河内町の昔話』や『おおかわち炉ばたばなし』、神戸新聞社による『兵庫探検民俗編』などが発刊されており、平成 8 年（1996）10 月に大河内町教育委員会が発行した『おおかわち』には、それらを踏まえて整理された 13 編の伝承が掲載されている。また、この他にも足立誠太郎氏による説話・伝承の記録化が進められ、昭

注 1：区単位の集計結果であるため、複数区が共同で実施しているものは、重複してカウントしている。

和 51 年（1976）12 月に『ふるさとの民話史話』、平成元年（1989）7 月に『続・ふるさとの民話史話』、平成 9 年（1997）7 月に『続々・ふるさとの民話史話』が発行されている。これらの報告書などに掲載されている説話・伝承の中でも、特に「犬寺物語」は、歴史書『元亨釈書』や播磨の地誌『峯相記』などに記載されたものであると同時に、福本区の堂屋敷廃寺や石造五輪塔、石造宝篋印塔、枚夫長者屋敷跡、吉富区の飛山（山寺跡）、中村区の法楽寺、本村区の犬塚など、町域に広く展開する物語として重要である。

一方で、平成 23 年度には、兵庫県教育委員会により「平清盛と源平合戦関連文化財群の調査検討」が実施された。神河町域には史実に関わる歴史文化遺産はみられないが、伝承として、「花だんご」、「川上村」、「壇の地蔵」があげられている。

また、当町域における説話・伝承として第一にあげられるのは、『播磨国風土記』である。「壱岡里」の地名の由来としての大汝命と少比古尼命の我慢比べをはじめ、品太天皇（応神天皇）の巡行、湯川や大川内の地名伝承などが記されており、当町域の古代の様子をうかがい知ることができる。平成 24～26 年度には、兵庫県歴史文化遺産活用活性化実行委員会により「広域に所在する文化財群の調査と活用」の一環として「播磨国風土記関連文化財群に関する調査研究」が実施された。神河町域には、「壱岡郷」、「波自加村」、「湯川」、「大川内」、「栗鹿川内」の遺称地・推定地等があるとされ、「日吉神社裏山」、「福本遺跡」、「石の懸樋」、「小田原川」などがあげられている。

各区にはさらに多くの説話・伝承が伝わることが想定されることから、その把握並びに記録調査を進めるとともに、これまでの調査成果とあわせて、神河町全体の説話・伝承の総合的な資料として再整理していくことが求められる。併せて、それらの説話・伝承の舞台となる歴史文化遺産の実態の把握調査を実施していくことが求められる。

e. 遺跡等

・散布地・集落遺跡・生産遺跡・古墳・寺跡・城館跡・その他遺跡

昭和 35～37 年（1960～1962）、全国的な埋蔵文化財包蔵地の分布調査が実施されて、全国で約 14 万箇所の遺跡が確認された。この調査結果を踏まえて発行された全国遺跡地図をもとに、その後、地方公共団体による分布調査、遺跡地図の発行が進められ、調査成果をもとに随時更新されている。兵庫県においても、兵庫県教育委員会により『兵庫県遺跡地図』が発行されており、そのデータは兵庫県立考古博物館のホームページに公開されている。平成 23 年度時点の同データによると、神河町域には合計 38 件の遺跡がみられるが、その後の調査成果等を踏まえた加除を行うと、現在 40 件の遺跡に整理できる。その内訳は、散布地・集落遺跡・生産遺跡が 2 件、古墳が 25 件、寺跡・城館跡が 7 件、その他の遺跡が 6 件である。このように、古墳時代の古墳が数多く確認されており、6 世紀末から 7 世紀初めの築造と考えられる福本山根古墳群（福本区）や高畑通古墳群（東柏尾区）、6 世紀後半から 7 世紀前半の築造と考えられる城山古墳群（寺前区）など、古墳時代の後期から終末期にかけて、山麓の尾根上に築造された円墳が多く分布するという特徴がみられる。

これらの古墳群を含め、町内の遺跡は、市川、越知川、猪篠川、小田原川がつくる各谷筋が集まる町南部の平地を取り巻く山とその山麓に数多く分布している。そして、その大半が古代の遺跡であり、この一帯が『播磨国風土記』にみられる「神前郡 壱岡里」の人々が暮らす中心的な地域であったと考えられている。しかし、現時点では、住居跡を伴う集落遺跡は、「波自賀村」に比定される福本遺跡のみであり、数多くの古墳の築造に関係する人々の営みの場となったであろう集落遺跡について、今後のさらなる調査が求められる。

一方、『神河町歴史文化基本構想』の策定に伴う調査では、福本区字堂屋敷において、福本遺跡の

瓦窯で焼かれた瓦の供給先と考えられる古代寺院跡である堂屋敷廃寺が新たに確認された。犬寺伝説によると、堂屋敷廃寺は焼失後、一時、飛山に移り、その後法楽寺へと移ったという言い伝えも残されている。このように、地域の小字地名や言い伝えなどを手掛かりにしながら、さらなる遺跡の把握に向けて、計画的な調査を実施していくことが求められる。

・旧道・古道

これまで旧道・古道の総合的な把握調査は実施していない。

個別には、『歴史の道調査報告書 第一集 西国三十三所巡礼道』（平成 3 年 3 月、兵庫県教育委員会）や『旧生野鉾山寮馬車道（推定地）試掘調査実績報告書』（平成 18 年度、兵庫県教育委員会）などの調査が実施されている。また、『大河内町風土工学研究報告書』（平成 15 年 3 月、富士常葉大学附属風土工学研究所）では、風土資産として「たじまみち」、「神西南北道枝道」、「千町街道」、「福知街道」、「栃原街道」、「小田原街道」、「長谷街道」が古道としてあげられ、同研究の成果をとりまとめた『播磨風土記の里 大河内町の風土資産』（平成 15 年 3 月、富士常葉大学附属風土工学研究所）には、「お嫁さんロード」（嫁入りの道）として上小田～一宮道、為信～南小田道、川上～福知道があげられている。また、吉富区の地域誌『記念誌 よしとみ』（昭和 60 年、吉富区）には大河～吉富・東柏尾への山道「医者どん道」（医者通いの道）があげられている。しかし、道筋が確定できていない旧道・古道も多く残されている。史料調査やヒアリング調査、道標等の現地調査などを実施しながら、今後、旧道・古道の総合的な把握調査を実施していく必要がある。

f. 自然資源

・地形・地質・自然景観・動物等・植物・生態系

兵庫県では、平成 7 年（1995）に他県にさきがけて、絶滅のおそれのある野生生物などをリストアップして、その現状をまとめた報告書「兵庫の貴重な自然－兵庫県版レッドデータブッカー」を公表した。これには野生動植物のほか、植物群落、地形、地質、自然景観をも選定評価の対象としている。その後の新たな情報の蓄積やさらなる生物分野の情報収集が進み、選定・評価の見直しが必要となってきたことから、平成 15 年（2003）から順次改訂が進められ、平成 22 年（2010）に植物・植物群落、平成 23 年（2011）に地形・地質・自然景観・生態系、平成 24 年（2012）に昆虫類、平成 25 年（2013）に鳥類、平成 26 年（2014）貝類・その他無脊椎動物、平成 29 年（2017）に哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類のレッドリストがそれぞれ改訂されて発行された。神河町域では、地形では 6 件、地質では 4 件、自然景観では 6 件、動物等では、哺乳類 2 件、鳥類 33 件、爬虫類 1 件、両生類 9 件、魚類 6 件、昆虫類 63 件、クモ類 4 件、貝類 3 件、植物では、シダ植物 6 件、離弁花類 12 件、合弁花類 22 件、単子葉植物 32 件、コケ類 2 件、蘚類 7 件、単一群落 5 件、群落複合 1 件、生態系では 1 件があげられている。このレッドリストには、峰山高原ホテルリラクシアのロゴマークにもなっているモリアオガエル、新野区や福本区などの水路にみられるバイカモや砥峰高原にみられるノハナショウブなどの植物、また、法楽寺のヒノキ・コジイ群落（中村区）や祇園神社のウラジロガシ群落、最明寺のシラカシ群落、市原神社のツクバネガシ群落などの社寺林、草原の生態系と群落複合として砥峰高原などが含まれる。

これらは自然環境保全の視点からの調査により把握されたものであるため、今後、文化財としての学術上の価値等を検証し、文化財指定等を検討していくことが求められる。

・樹木

平成 27 年度に歴史文化基本構想の策定調査の一環として、神河町教育委員会が樹木調査を実施した。区長へのアンケート調査により「区で大切にしている樹木（樹林・並木を含む）」68 件を把

握し、それらを対象に、概況調査（立地や形状寸法、生育環境、管理状況、故事・いわれ、視認性など）、地上部の衰退度判定、総合診断を実施した。

調査の結果、地上部の衰退度が「Ⅴ（枯死寸前）」の樹木は見られなかったが、「Ⅳ（著しく不良）」が 6 件、「Ⅲ（不良）」が 26 件あり、適切な措置を講じながら、継続観察をしていくことが求められる。県指定天然記念物である大歳神社の大スギ（大畑区）、町指定天然記念物である浄徳寺ヒダリマキガヤ（猪篠区）、市原神社ツクバネガシ（本村区）、立岩神社フジ木（宮野区）の他に特徴的な樹木としては、足尾の滝と一体となって魅力的な景観を創り出している天狗の止り木（本村区）や、地域の景観のシンボルにもなる大年神社の夫婦杉（杉区）、庚申堂の大ヒノキ（福本区）、もすの大エノキ（上小田区）などがある。また、対象とした 68 件以外にも、社叢・寺叢などを中心に巨樹巨木や故事・いわれをもつ樹木などが残ることから、今後も継続的に調査を実施していくことが求められる。

・庭園

これまで庭園の総合的な把握調査は実施していない。神河町には県指定名勝である旧福本藩池田家陣屋庭園がある。この庭園は、江戸時代初期に福本藩陣屋に造られた池泉回遊式庭園であり、兵庫県内での残存事例が少ない大名庭園遺構として貴重であるとともに、福本藩（後に交代寄合家格）は小規模ながらも格調高い御殿を有していたことをうかがうことができる。この他にも寺社や旧家等に庭園が残ることから、今後の把握調査が求められる。

g. 集落景観等

・街道集落・農村集落・棚田・里山等

歴史的な町並みや集落景観についての総合的な調査は実施していないが、明治 30 年（1897）測図の地形図によると、宿場町であった中村区から栗賀町区、福本藩の陣屋町が形成されていた福本区の旧但馬街道（生野鉾山寮馬車道）沿いに列村状（街路に沿って家が建ち並ぶ細長い列状形態）の中心的な町場が形成され、猪篠区や杉区の同道沿いに列村状の集落が形成されていたこと、また、その他の地域においても平地や各谷筋に延びる道沿いを中心に塊村状の集落が点在して連なっていたことが分かる。

平成 18 年度に兵庫県が実施した「景観資源発掘及び景観重要建造物指定調査」では、歴史的景観形成地区の指定のための調査地区候補として、神河町域では「栗賀」、「寺前」、「赤田」、「吉富」があげられたが、「栗賀」以外については、現地調査も未調査とされている。なお、「栗賀」については、平成 20 年度に兵庫県により景観形成地区指定調査が実施されて『景観形成地区指定調査報告書（神河町中村・栗賀町地区）』（平成 21 年 3 月）がとりまとめられ、平成 26 年（2014）4 月 1 日付で、景観の形成等に関する条例（兵庫県）の歴史的景観形成地区に指定された。

神河町域には、この他にも歴史的な町並みや景観を有する集落があり、奥猪篠の棚田や新野の水車・水路などの人々の暮らしや生業を表す景勝地もみられることから、今後の総合的な調査が求められる。

h. その他（横断型）

『大河内町風土工学研究報告書』（平成 15 年 3 月、富士常葉大学附属風土工学研究所）では、旧大河内町域を対象に「風土」の視点から、「風土資産」として、山や川、滝、動植物、地名、遺跡、石造物、古道、民間信仰、寺社、民話・伝説、伝統行事などの幅広い歴史文化遺産（合計 248 件）の把握調査が実施された。

表 2-3 歴史文化遺産の把握調査の実施概要と今後の課題

類型			実施概要	把握 件数	今後の課題※6	文化財類型 との対応
a. 建造物	寺社建築		・神河町教育委員会が調査を実施（旧神崎町域：平成 15～16 年度、旧大河内町域：平成 19～20 年度）	109 件 (195 棟)	○時点修正が必要	有形文化財 (建造物)
	古民家等の 歴史的 建築物	近代和 風建築	・兵庫県教育委員会が兵庫県近代和風建築総合調査として実施（平成 19～25 年度） ・兵庫県教育委員会・神河町による中村・栗賀町地区の近代和風建築調査（平成 26 年度）	19 件※1,2	○時点修正が必要	
		古民家	・神河町ひと・まち・みらい課が生野鉾山寮馬車道沿線 7 区を対象に調査を実施（平成 29～30 年度）	11 件※1,3	▲町全域を対象とした調査や町域の民家の特徴把握のための調査が必要	
	その他 構造物	近代化 遺産	・兵庫県教育委員会が兵庫県近代化遺産（建造物等）総合調査として実施（平成 15～17 年度）	6 件※1	▲さらなる近代化遺産の把握のための調査が必要	
	石造物		・合併前の旧町教育委員会が調査を実施（旧神崎町域：昭和 60 年代、平成 2～6 年、旧大河内町域：平成 5～9 年） ・神河町教育委員会が時点修正のための調査を実施（平成 30 年度）	400 件※1	○時点修正のための追加調査が必要 ▲旧神崎町域の石仏・道標以外の石造物等、未調査の石造物が数多く残るため、追加調査が必要	
b. 美術工芸品	歴史史料		・神河町教育委員会が歴史史料総合調査として実施（平成 22～25 年度）	35,284 件	▲史料内容についての詳細調査の継続実施	有形文化財 (美術工芸品)
	仏像・絵画・その他		・神河町教育委員会が調査を実施中（平成 31 年度～）	292 件	△調査の継続実施	
c. 無形文化	演劇・音楽・工芸技術		(未調査) ※旧大河内町老人会や足立誠太郎氏等が個々に調査を実施	15 件	■調査が必要	無形文化財
	保存技術		(未調査)	—	■調査が必要	文化財の保存技術
d. 民俗文化	祭り・行事・講・生活・生業		・神河町教育委員会が歴史史料総合調査として実施（平成 22～25 年度）	806 件※4	▲他類型と関連付けたより詳細な調査が必要	民俗文化財
	食文化		・神河町教育委員会が食文化調査を実施（平成 30 年度） ※神河町いずみ会が郷土料理調査を実施	189 件※5	■用いる衣服・器具などの有形民俗文化財の調査が必要	
	説話・伝承		・神崎町教育委員会が民話・伝説の調査を実施（昭和 49 年） ・兵庫県教育委員会が「平清盛と源平合戦」の関連文化財群調査（平成 23 年度）、播磨国風土記の関連文化財調査（平成 23～26 年度）を実施 ※旧大河内町老人会や足立誠太郎氏等が個々に調査を実施	42 件	▲既往調査の再整理と、他類型と関連付けたより詳細な調査が必要	—
e. 遺跡等	散布地・集落遺跡・古墳・寺跡・城館跡・生産遺跡等		・国による全国の埋蔵文化財包蔵地の分布調査（昭和 35～37 年）の後、兵庫県・神河町が継続的に調査を実施	40 件	○随時確認調査を実施し、時点修正等が必要	記念物 (史跡) 埋蔵文化財
	旧道・古道		(未調査)	8 件	■調査が必要	
f. 自然資源	地形・地質・自然景観・動物等・植物・生態系		・兵庫県が自然環境保護の視点から調査を実施（随時更新）	225 件	▲文化財としての学術上の価値の視点からの調査が必要	記念物 (名勝) (天然記念物)
	樹木		・神河町教育委員会が樹木調査を実施（平成 27 年度）	68 件	○衰退度の高い樹木の継続観察が必要 ▲さらなる把握調査が必要	
	庭園		(未調査)	1 件	■調査が必要	
g. 集落景観等	街道集落・農村集落・棚田・里山等		(未調査)	1 件	■調査が必要	文化的景観 伝統的建造物群

※1：既に失われたものは除く。

※2：寺社建築を除く。

※3：平成 29・30 年度神河町銀の馬車道沿線古民家調査の結果、「登録有形文化財の登録や景観形成重要建造物等の指定等の可能性」が高いと評価された建築物数を示す。

※4：調査の結果、「現在も行われている（現在もある）」と回答された件数を示す。

※5：調査であげられた「郷土料理・農産物加工品」の種類数を示す。

※6：今後の課題の各記号の凡例は次のとおり。

○：把握できているが、定期的な時点修正等が必要なもの。

△：調査の実施中であり継続調査が必要なもの

▲：一定の把握はできているが追加調査が必要なもの

■：新規調査が必要なもの

表 2- 4 歴史文化遺産把握調査の実績報告書等の一覧

類型		歴史文化遺産の把握調査成果・資料等
a. 建造物	寺社建築	『神河町の寺社建築－旧神崎町域－』（平成 18 年 3 月、神河町教育委員会） 『神河町の寺社建築－旧大河内町域－』（平成 21 年 3 月、神河町教育委員会）
	古民家等の歴史的建築物	近代和風建築 『兵庫県の近代和風建築－兵庫県近代和風建築総合調査報告書－』（平成 16 年 3 月、兵庫県教育委員会）
		古民家 『平成 29 年度神河町銀の馬車道沿線古民家調査業務報告書』（平成 30 年 3 月、神河町ひと・まち・みらい課） 『平成 30 年度神河町銀の馬車道沿線古民家調査業務報告書』（平成 31 年 3 月、神河町ひと・まち・みらい課）
	その他構造物	近代化遺産 『兵庫県の近代化遺産－兵庫県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書－』（平成 18 年 3 月、兵庫県教育委員会）
	石造物	『大河内町の石仏 第 1 集』（平成 7 年 3 月、大河内町教育委員会） 『大河内町の石仏 第 2 集』（平成 8 年 3 月、大河内町教育委員会） 『大河内町の石造物』（平成 9 年 3 月、大河内町教育委員会） 「路傍の道しるべ写真展」（昭和 63 年、神崎町教育委員会主催） 『神崎町の石仏』（平成 6 年 3 月、神崎町教育委員会） 『神河町文化財保存活用地域計画の策定に向けた歴史文化遺産（石造物）調査業務報告書』（平成 31 年 3 月、神河町教育委員会）
b. 美術工芸品	歴史史料	『神河町の歴史文化遺産Ⅱ－歴史史料総合調査の成果－』（平成 26 年 3 月、神河町文化財活性化委員会）
	仏像・絵画・その他	『（仮称）神河町的美術工芸品』（令和 4 年 3 月発行予定）
c. 無形文化	演劇・音楽・工芸技術	『大河内町の昔話』（昭和 51 年 6 月、大河内町老人会） 『堅岡の里 おおわかち』（平成 8 年 10 月、大河内町教育委員会） 『ふるさとの民話史話 総合版』（平成 16 年 3 月、足立誠太郎）
	保存技術	－
d. 民俗文化	祭り・行事・講・生活・生業・食文化	『神河町の歴史文化遺産Ⅱ－歴史史料総合調査の成果－』（平成 26 年 3 月、神河町文化財活性化委員会） 『神河町の行事食 郷土料理レシピ集』（平成 25 年、神河町いずみ会） 『神河町文化財保存活用地域計画の策定に向けた歴史文化遺産（食文化）調査業務報告書』（平成 31 年 3 月、神河町教育委員会）
	説話・伝承	『神崎町の民話と伝説』（昭和 49 年 10 月、神崎町教育委員会） 『堅岡の里 おおわかち』「第四章・第二節 大河内町の伝承」（平成 8 年 10 月、大河内町教育委員会） 『ふるさとの民話史話 総合版』（平成 16 年 3 月、足立誠太郎） 『平清盛と源平合戦関連文化財群の調査研究報告書』（平成 24 年、兵庫県教育委員会） 『広域に所在する文化財群の調査と活用－播磨国風土記関連文化財群に関する調査研究 1－』（平成 25 年 3 月、兵庫県歴史文化遺産活用活性化実行委員会） 『広域に所在する文化財群の調査と活用－播磨国風土記関連文化財群に関する調査研究 2－』（平成 26 年 3 月、兵庫県歴史文化遺産活用活性化実行委員会） 『広域に所在する文化財群の調査と活用－播磨国風土記関連文化財群に関する調査研究 3－』（平成 27 年 3 月、兵庫県歴史文化遺産活用活性化実行委員会） 『広域に所在する文化財群の調査と活用－播磨国風土記関連文化財群に関する調査研究 4－』（平成 28 年 3 月、兵庫県歴史文化遺産活用活性化実行委員会）
e. 遺跡等	散布地・集落遺跡・古墳・寺跡・城館跡・生産遺跡等	『兵庫県遺跡地図』（兵庫県教育委員会）
	旧道・古道	－
f. 自然資源	地形・地質・自然景観・動物等・植物・生態系	『兵庫県版レッドデータブック』（兵庫県版レッドリスト 2010～2014、2017）
	樹木	『神河町天然記念物（樹木）調査業務報告書』（平成 28 年 2 月、神河町教育委員会）
	庭園	－
g. 集落景観等	街道集落・農村集落・棚田・里山等	－
h. その他（横断型）	風土資産	『大河内町風土工学研究報告書』（平成 15 年 3 月、富士常葉大学附属風土工学研究所）

表 2- 5 これまで把握してきた歴史文化遺産の件数（その 1）

類型		新田区	作畑区	大畑区	越知区	岩屋区	根宇野区	山田区	中村区	栗賀町区	福本区	貝野区	しんじょうタウン区	寺野区	柏尾区	加納区	東柏尾区	吉富区	杉区	大山区	猪篠区
a. 建造物	寺社建築	2	6	3	3	3	3	3	3	2	3	3		2	4	1	4	3	1	2	6
	古民家等の歴史的建築物				1				4	4	1			1	2	1	1	1	1	1	3
	その他構造物								1												
	石造物	3	7	8	15	2	5	7	9	8	17	1		1	3	4	6	12	4	4	9
b. 美術工芸品	歴史史料	12	31	1	2			6,030	209	918,879				1,961	5,914		924	443		280	23
	仏像・絵画・その他※2		24	53	26					87※1		66			27	24	12	36	13		18
c. 無形文化	演劇・音楽・工芸技術					1※3															
	保存技術																				
d. 民俗文化	祭り・行事・講※4	11	18	15	19	23	20	12	25	14	12	11		4	20	8	10	20	10	14	9
	生活・生業※4	10	8	7	13	9	12	9	13	8	8	7		6	8	9	9	12	3	11	11
	食文化	6	14	1	28	16	11	6	20	15	15	9		4	23	7	11	13	9	33	9
	説話・伝承	7	8	6	1									1	1					3	1
e. 遺跡等	散布地・集落遺跡・生産遺跡										1										
	古墳									7							5				
	寺跡・城館跡									2					1				1※6		
	その他の遺跡						1										1			1	
	旧道・古道※7								3	3	3						1	5	3	3	3
f. 自然資源	地形・地質・自然景観		2		1		3		1	1											1
	動物等・植物・生態系※8								1												
	樹木	1	1	2	2	1	1	1	4	1	2	3		2	2	3	3	1	2	3	3
	庭園									1※9											
g. 集落景観等	街道集落・農村集落・棚田・里山等									1※10											
合計※11		54	121	98	113	56	146	6,155	382	235	9,039	100	0	1,982	6,005	57	987	546	47	356	96

※1：栗賀北部五ヶ村（福本、栗賀町、中村、山田、根宇野）の山管理組合の代表理事が持ちまわり保管している「栗賀北部五ヶ村山管理組合文書」の計 87 点。

※2：令和元年（2019）から 3 ヶ年計画での調査を実施中であり、令和元年（2019）8 月末時点の把握件数を示す。

※3：旧越知谷村の「越知谷郷土唱歌」。

※4：現在も行われている（現在もある）「祭り・行事・講・生活・生業」の件数を示す。

※5：越知谷地域に伝わる説話・伝承「川の主」。

※6：杉区から大山区に位置する「大山城跡」。

※7：当該区を通過する旧道・古道の数を示す。なお旧道・古道の合計数は 8 件である。

※8：場所を特定できるものに限る（場所を特定できない植物・動物は件数に含めていない）。

※9：県指定名勝である「旧福本藩池田家陣屋庭園」。

※10：県指定歴史的景観形成地区である「中村・栗賀町地区」の 1 件。

※11：複数区に跨る歴史文化遺産も、各区でカウントしている。

表 2- 6 これまで把握してきた歴史文化遺産の件数（その 2）

類型		新野区	野村区	比延区	寺前区	鍛冶区	大河区	上岩区	高朝田区	宮野区	南小田区	上小田区	川上区	大川原区	本村区	赤田区	重行区	為信区	峠区	栗区	湊区
a. 建造物	寺社建築	3	2	1	4	4	2	2	2	2	5	1	2	4	4	3	3	3	1	2	2
	古民家等の歴史的建築物				2						2				3		1				
	近代化遺産										2										2
	石造物	38	6	16	25	15	22	9	15	18	14	12	24	4	20	4	1	7		16	9
b. 美術工芸品	歴史史料	725	1,556	130	394	177	39		32				2,207		2			64		5,005	
	仏像・絵画・その他※1													4	55						
c. 無形文化	演劇・音楽・工芸技術	1				1					5									1	6※2
	保存技術																				
d. 民俗文化	祭り・行事・講※3	16	13	8	17	14	6	8	16	9	18	7	10	9	14	7	7	6	8	8	2
	生活・生業※3	8	9	6	9	9	9	5	9	10	10	8	5	8	8	5	8	10	7	8	4
	食文化	16	3	8	3	15	23	6	17	27	14	8	9	15	12	18	4	6	5	15	
	説話・伝承	1	1	1				1	1		1	3	1		1					1	
e. 遺跡等	散布地・集落遺跡・生産遺跡	1																			
	古墳	6			4		1														
	寺跡・城館跡				2											1※4					
	その他の遺跡	1											2								
	旧道・古道※5						2				1	1	1					1			
f. 自然資源	地形・地質・自然景観				1						1	2	3								
	動物等・植物・生態系※6			1	1							1			1						
	樹木	1	1	2	3	1	1	1	1	2	2	1	1	1	2	2	1	1	2	3	1
	庭園																				
g. 集落景観等	街道集落・農村集落・棚田・里山等																				
合計※7		823	1,597	179	471	242	111	38	99	74	81	50	2,271	51	129	46	31	104	29	5,065	26

※1：令和元年（2019）から3ヶ年計画での調査を実施中であり、令和元年（2019）8月末時点の把握件数を示す。

※2：旧大河内町の「おおかわ音頭」などの音楽計6件。

※3：現在も行われている（現在もある）「祭り・行事・講・生活・生業」の件数を示す。

※4：本村区から赤田区に位置する「長谷城跡」。

※5：当該区を通過する旧道・古道の数を示す。なお旧道・古道の合計数は8件である。

※6：場所を特定できるものに限る（場所を特定できない植物・動物は件数に含めていない）。

※7：複数区に跨る歴史文化遺産も、各区でカウントしている。

○ 地域で守り、育み、活かしていきたい歴史文化遺産 ～ 地域の宝もの ～

地域サロン事業は、平成 17 年（2005）11 月の旧神崎町と旧大河内町が合併して誕生した神河町が、「新町建設計画」において重点プランの一つの柱として位置づけた事業である。

「地域サロン」とは、集落単位を基本に地域内住民同士の支え合いと行政の支援の仕組みを創ることにより、日常的な課題について、皆で考え、その解決に向けて取り組むことであり、「ひとり一人がここに暮らしている事を誇りに思い、豊かさを実感できる集落づくり」を目指すものである。そして、そのきっかけとして、平成 18 年度に、自分たちが暮らしている集落のことを知り、大切な地域資源（「地域の宝もの」）を再評価した上で、どのような集落をつくっていくかを、年齢、性別、団体の枠を超えて、より多くの住民で考えるワークショップを 39 区^{注1}ごとに実施した。このワークショップを通じて、歴史、自然、食、取組に係る合計 670 件の「地域の宝もの」があげられた。

歴史文化基本構想の策定にあたって、平成 27 年（2015）8 月から 9 月にかけて区長アンケート調査を実施し、現存状況や追加すべき宝もの等の情報を踏まえて、「地域の宝もの」のリストを合計 679 件に更新した。その内訳は、歴史系 308 件、自然系 150 件、食系 123 件、取組系 98 件である。

これらの「地域の宝もの」は、各区が大切に守り、育み、活かしていきたいと思う地域資源であり、各区の将来に向けた意思表示であるといえる。その多くは、前項の「調査等によって把握した歴史文化遺産」に含まれるが、区民のより身近な視点から抽出された地域資源であることから、漏れ落ちているものも見られる。従って、「地域の宝もの」リストを踏まえながら、今後、さらなる歴史文化遺産の調査を推進していくことが求められる。なお、「地域の宝もの」一覧は巻末資料 2 に掲載している。

○ 文化財保護法令に基づき指定等を受けている歴史文化遺産（指定等文化財）

昭和 25 年（1950）に「文化財保護法」が制定され、昭和 39 年（1964）に「兵庫県文化財保護条例」が制定されたが、暫くの間、神河町域における文化財指定等はみられず、神河町域において、文化財保護法令に基づく「指定等による文化財保護」の取組が具体化するのには昭和 40 年代後半以降になる。

合併前の旧神崎町が昭和 48 年（1973）に「神崎町文化財保護条例」を制定し、続いて旧大河内町が昭和 54 年（1979）に「大河内町文化財保護条例」を制定して、文化財保護法令に基づく指定等による文化財保護の取組が動き出した。

旧神崎町では、昭和 56 年（1981）12 月に「磨製石剣」、「法楽寺梵鐘」、「高畑通古墳群一号墳」の 3 件を第 1 号として指定した後、石造物や美術工芸品、民俗文化などを中心に、町文化財の指定を積極的に推進してきた。その中で、昭和 62 年（1987）3 月には「ええじゃないか図絵馬」、昭和 63 年（1988）3 月には「伯牙弾琴八花鏡（鏡面線刻阿弥陀浄土図）」が県指定を受けている。そして、平成 10 年（1998）1 月には「福本遺跡」、平成 13 年（2001）10 月には「福本藩池田家陣屋跡」、平成 15 年（2003）5 月には「福本藩歴代藩主墓所」、平成 17 年（2005）には「法楽寺山門」や「埋田神社本殿」などの建築物 6 件や「福本大歳神社神馬図絵馬」などの絵馬 4 件を町文化財に指定してきた。

一方、旧大河内町では、条例制定後 20 年間は文化財指定がみられなかったが、平成 11 年（1999）5 月の「正法寺扁額」など美術工芸品 3 件の町指定を皮切りに、平成 12 年（2000）2 月には「長楽寺十一面観世音菩薩像」、「御所谷宝篋印塔」、「大河石造五輪塔」の 3 件、平成 13 年（2001）3 月には「城山古墳群」、「市原神社獅子舞」、「川上花だんご」、「川上くまびきうち」の 4 件とたて続けに町文化財を指定してきた。

平成 17 年（2005）11 月に合併して神河町が発足すると、同月 7 日から「神河町文化財保護条例」を

注 1：「しんこうタウン区」は平成 26 年（2014）に誕生している。地域サロン事業の実施時は、貝野区の区域に含まれる。

施行し、旧町条例による指定を新町条例に引き継ぐとともに、さらなる文化財の指定に取り組んだ。平成 19 年（2007）3 月には猪篠区の「大歳神社本殿」と「八幡神社本殿」、同年 10 月には「越知薬師堂」ならびに「木造薬師如来坐像」などの仏像 4 点を町文化財に指定した。さらに、県指定や指定の格上げにも取り組み、平成 19 年（2007）3 月には「徹心寺本堂」、「徹心寺山門」、「法楽寺本堂」、「法楽寺春日社」が県有形文化財に指定され、平成 21 年（2009）3 月には「福本遺跡」が県史跡に格上げ指定された。また、平成 23 年（2011）8 月には、吉富区の「春日神社弊殿」が県登録文化財に登録、平成 24 年（2012）2 月には同じく吉富区の「春日神社本殿」と「春日神社拝殿」が県有形文化財に指定された。さらに、平成 26 年（2014）3 月には、町史跡であった「福本藩池田家陣屋跡」を「旧福本藩池田家陣屋庭園」と改称し、当町初の名勝として県名勝に指定された。

近年では、平成 30 年（2018）5 月に「旧難波酒造」の店舗兼主屋などの建物 4 件が国登録有形文化財に登録され、当町初の国の指定等文化財となった。一方で、同年、平成 4 年（1992）に町指定していた「白林窯」を所有者死亡のため指定解除することとなった。

以上の指定等の経緯を経て、神河町には、現在合計 56 件の指定等文化財がある。

指定等の主体別にみると、国登録が 4 件、県指定が 11 件、県登録が 1 件、町指定が 40 件である。

文化財の種類別にみると、建造物が 26 件と最も多く、美術工芸品が 12 件、有形民俗文化財 5 件、無形民俗文化財 5 件、史跡 3 件、名勝 1 件、天然記念物 4 件となっている。

なお、「指定等文化財」一覧は巻末資料 3 に掲載している。

表 2- 7 文化財の指定等の件数

分類		国		県		町	総 数
		指定等	登録	指定	登録	指定	
有形文化財	建造物		4	6	1	15	26
	美術工芸品			1		11	12
無形文化財							0
民俗文化財	有形民俗文化財			1		4	5
	無形民俗文化財					5	5
記念物	史跡			1		2	3
	名勝			1			1
	天然記念物			1		3	4
文化的景観							0
伝統的建造物群							0
選定保存技術							0
総 数		0	4	11	1	40	56

※ 福本遺跡には、一部町指定史跡の区域もあるが、県指定史跡に一括して集計している。

2-2 神河町の歴史文化の特徴

(1) 神河町の歴史文化の特徴の捉え方

ア 歴史文化遺産の概念整理からみた特徴

神河町の歴史文化遺産は、指定等文化財に代表される、神河町の歴史文化の大きな流れをつくり出す「**神河町を特色づける歴史文化遺産**」と、地域サロン事業であげられた「**地域の宝もの**」に代表される、町内各地域の個性を表す「**地域を特色づける歴史文化遺産**」の大きく2つに分けることができる。

「神河町を特色づける歴史文化遺産」は、町内外の人々が神河町の歴史や文化の特色を知る手掛かりとなるものであり、播磨地域や兵庫県、ひいてはわが国の歴史や文化のなかでも価値づけられる歴史文化遺産である。具体的には、わが国初的高速産業道路である生野鉾山寮馬車道（通称：銀の馬車道）や福本遺跡などの『播磨国風土記』に係る歴史文化遺産、西日本有数のススキ草原が広がる砥峰高原、兵庫県の景観の形成等に関する条例に基づき歴史的景観形成地区に指定されている中村・栗賀町の町並みなどの歴史文化遺産が該当する。

一方、「地域を特色づける歴史文化遺産」は、区ごとの個性や旧村のまとまりなどの歴史や文化を感じられる豊かな居住環境を創り出している歴史文化遺産であり、各地域の社寺やそこで行われる祭り・行事、地域の人々によって献花・管理されるお地蔵さん、また地域で受け継がれる食文化や説話・伝承などの歴史文化遺産が該当する。

しかし、それらは必ずしも明確に区分できるものではなく、図2-20に示すように、双方にまたがる歴史文化遺産もみられる。そのため、神河町では、指定等文化財も含めて「地域の宝もの」という認識が育まれ、地域が主体となった歴史文化遺産の保存・活用の取組が促されており、神河町の歴史文化は、神河町が歩んできた歴史の流れのもとに展開する“個性豊かな地域の集合体としての歴史文化”であるといえる。

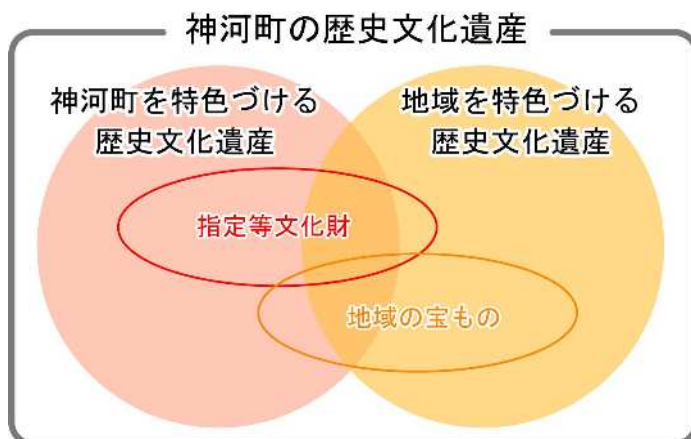


図2-20 神河町の歴史文化遺産の構成

イ 歴史文化遺産の実態からみた特徴

「神河町を特色づける歴史文化遺産」と「地域を特色づける歴史文化遺産」の相互関係は、図2-21のように、「神河町を特色づける歴史文化遺産」を核とし、そこから多種多様な「地域を特色づける歴史文化遺産」が関係し合っ

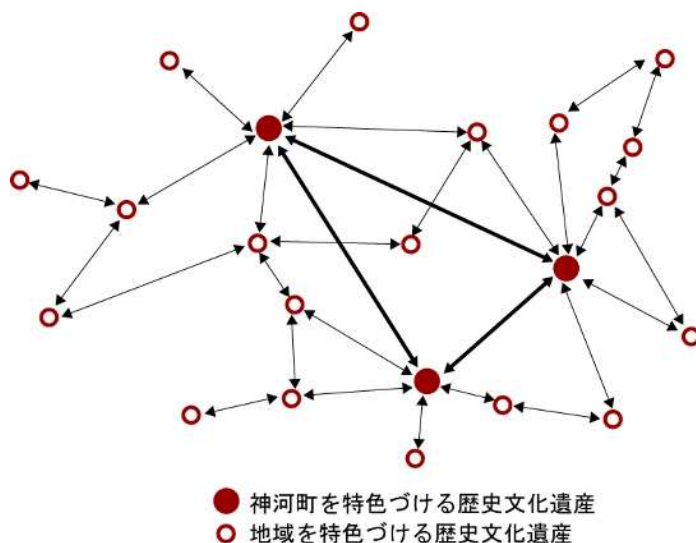


図2-21 「神河町を特色づける歴史文化遺産」と「地域を特色づける歴史文化遺産」の相互関係

「神河町を特色づける歴史文化遺産」のう

ち、主要な歴史文化遺産の項目（類型）を、建築物や石造物、遺跡、自然などの「もの」、古くからの営み（祭りや行事、生業、食文化等）や新たな取組などの「ひと」、史実や説話・伝承などの「こと」の3つの区分に従い、表 2-8 に示す。

表 2- 8 神河町を特色づける歴史文化遺産の主要な項目（枠組み）

もの 建築物や石造物、遺跡、自然など	ひと 古くからの営みや新たな取組など	こと 史実や説話・伝承など
・ 砥峰・峰山高原 ・ 市川水系の清流 ・ 名水所 ・ スギ・ヒノキの山林 ・ 鉾山跡 ・ 新野の水車 ・ 戦の道 ・ 嫁入りの道や医者通いの道などの古道・峠道 ・ 但馬街道（生野街道） ・ 生野鉾山寮馬車道（銀の馬車道） ・ 中村・栗賀町の町並み ・ 福本遺跡 ・ 堂屋敷廃寺 ・ 福本藩陣屋跡と旧福本藩池田家陣屋庭園 ・ 徹心寺と福本藩歴代藩主墓所 ・ 法楽寺	・ 砥峰高原の山焼き、ススキ祭り、観月会などの行事 ・ ロケ地や観光地などとしての高原の活用 ・ 越知川名水街道などの取組 ・ 林業 ・ 農業 ・ 柚子加工品、からかわ、仙霊茶などの特産品づくり ・ 花だんご、くまびきうち、獅子舞などの祭り・行事	・ 山名・赤松の合戦 ・ 羽柴秀吉の但馬攻めと羽柴秀吉制札 ・ 播磨国風土記 ・ 福本藩領・幕府領の村々 ・ 犬寺物語

これらより、神河町の歴史文化の特徴を構成する歴史文化のテーマとして次の4つがあげられる。

○ 自然と生きる歴史文化

町域の多くを山林が占める山間地域として、砥峰・峰山高原に代表される山や谷間を流れる市川水系の清流といった豊かな自然の恵みを活かし、自然とともに生きるなかで育んできた歴史文化

○ 生業で育む歴史文化

山での鉾山や林業等、里での農業や特産品づくり等といった、町域を構成する山と里において繰り広げられてきた生業に関連して育んできた歴史文化

○ みちで繋ぐ歴史文化

古くから播磨と但馬を結ぶ地として、山名・赤松の合戦などの数々の戦乱の舞台となるとともに、多くの人や物資、情報が往来するなかでつくり出し、育んできた歴史文化

○ 記憶で紡ぐ歴史文化

各地域が歩んできた歴史やそのなかで生み出されてきた『播磨国風土記』などの数々の説話や伝承は、先史以来受け継がれてきた神河町の「記憶」であり、その「記憶」をもとに、建物や樹木、遺跡や民俗行事などを価値付け、彩ることによって、より一層魅力を増しながら育んできた歴史文化

（２）神河町の歴史文化の特徴の整理

以上を踏まえ、神河町の歴史文化の特徴を次のように整理する。

～ 神河町の歴史文化の特徴 ～

砥峰・峰山高原などの山林や市川水系の清流といった豊かな大地の恵みは、古くから人々の営みを支え、神河町の歴史文化の礎^{いしずえ}となってきた。そして、福本遺跡や古墳群などの数々の遺跡が伝わるとともに、現在もなお、谷筋に広がる農地や山林、自然と調和した家並みや水車群などが暮らしの中に息づいている。（**大地の力**）

一方で、生野鉾山寮馬車道をはじめとした山や谷を縦横に通る道は、地域間の交流を促し、道端の道標や地蔵などだけでなく、『播磨国風土記』や「犬寺物語」などの数々の説話・伝承、獅子舞や花だんごなどの各集落の伝統的な祭りや行事、生業や郷土料理など、さまざまなかたちで他地域とのつながりを感じることができる。それらは、他地域からの影響を巧みに取り入れ、自分たちの土地の文化として醸成させた個性豊かな歴史文化として、神河町の多様な魅力の源となっている。（**土地の力**）

このような歴史文化は、神河に古くから暮らす人々が培ってきた「人と人とのつながり」のもとに、各時代の価値や魅力が付加されながら育まれ、受け継がれてきたものである。そして、現在も地域住民が主体となって、受け継いできた歴史文化に現代の価値や魅力を付加しながら、さらなる磨きをかけて、次の世代に伝えていくためのさまざまな取組が進められている。（**地域の力**）

このように、神河町の歴史文化は、「大地の力」、「土地の力」、「地域の力」という３つの「地」の力（神河町に備わる本来の力：地力）が折り重って創り出され、そして、守り、育み、活かすことで受け継がれてきた歴史文化であり、

『 神河^{じりき}の地力が育む歴史文化 』 といえる。

3 歴史文化を活かしたまちづくりの課題

3-1 神河町における歴史文化を活かしたまちづくりの取組経緯

ここでは、神河町におけるこれまでの歴史文化を活かしたまちづくりの取組経緯について、「(1) 歴史文化の調査に係る取組」、「(2) 担い手育成や意識啓発・学習に係る取組」、「(3) 歴史文化の保存に係る取組」、「(4) 歴史文化の活用に係る取組」、「(5) 歴史文化の保存・活用の取組体制」の5つに区分して概観する。

(1) 歴史文化の調査に係る取組

町域に分布する歴史文化遺産の把握調査は2-1 (3) イに前述のとおり実施してきた。ここでは、個別の歴史文化遺産を対象とした主な調査・研究の取組経緯として、「福本遺跡・堂屋敷廃寺」、「城山古墳群・高畑通古墳群等」、「生野鉾山寮馬車道」、「歴史的建築物」について整理する。

ア 福本遺跡・堂屋敷廃寺の調査

昭和27年(1952)1月に発見された福本遺跡は、洪積台地のA～C地区の3地区に分けられ、全体面積は約10万㎡に及ぶ。昭和44年(1969)、地域開発に伴う道路建設・宅地開発等が進み、遺跡の破壊が懸念されたことから実施されたC地区における試掘調査を皮切りに、昭和51年(1976)のA・B・C地区分布調査、さらに昭和52年(1977)から昭和60年(1985)にかけての5次にわたる発掘調査が、神崎町教育委員会福本遺跡発掘調査団により実施されてきた。その結果、旧石器時代の石器群や縄文時代早期の土坑、弥生時代中期の円形住居や土器棺、古墳時代後期の方形住居、飛鳥・奈良時代の瓦窯群などが発見された。昭和55年(1980)には、住民と行政が協力して福本遺跡の保存を図るために「福本遺跡を考える会」を発足させ、開発がおよんでいないB地区の買上げ、公園化を目指した取組を進めてきた。そして、平成10年(1998)1月にB地区の約3万㎡(うち町公有化分約2.1万㎡)が町史跡に指定された後、平成17年(2005)から、国・県の補助金を受けて、兵庫県教育委員会の指導・協力のもとに、福本遺跡の学術的価値を明らかにするための整理作業を進め、平成20年(2008)3月に『福本遺跡調査報告書Ⅱ』を発刊した。この成果を踏まえて、平成21年(2009)3月には県の史跡に指定されて保護されている。平成30年(2018)3月策定の『福本遺跡環境整備計画』に基づくガイダンス施設の整備に伴う発掘調査(平成30年(2018)9月実施)では、建物に伴うと思われる遺構も検出されている。

一方、福本遺跡の瓦窯群で生産された瓦の供給先は不明であった。福本区字堂屋敷では、以前から布目瓦(古代瓦)が数多く散布していたとの言い伝えがあったが、平成18年(2006)頃に実施した分布調査では、福本遺跡で焼かれた古代瓦は発見されなかった。しかし、平成29年(2017)3月、再度分布調査を行ったところ、福本遺跡の瓦窯跡から出土した瓦と同様の瓦が採取された。これを受け、同年9月に神河町教育委員会と京都府立大学考古学研究室により第1次発掘調査を実施した結果、福本遺跡で焼かれたと思われる重弧文の軒平瓦を含む瓦や土器が出土し、礎石の位置を示すとみられる



発掘調査の様子



出土品の整理作業



堂屋敷廃寺の調査

規則的に並ぶ穴が検出された。その成果を受けて平成 30 年（2018）9 月に実施した第 2 次発掘調査では、蓮華文の軒丸瓦が出土し、これまで福本遺跡で確認されていたものにはない新しい型式であり、寺院と瓦窯の関係を考える上で重要な資料といえる。また、建物跡と基壇が確認され、この遺跡が寺院跡であることが明らかとなり、「堂屋敷廃寺」と命名した。今後も発掘調査を継続して実施していく予定である。

イ 城山古墳群・高畑通古墳群等の調査

寺前区に所在する城山古墳群は、開口する横穴式石室を内包する 1 号墳をはじめ、典型的な後期古墳として、1～4 号の 4 基からなる古墳群が町史跡に指定して、今日に伝えられてきた。しかし、これまで正確な測量図が作られておらず、古墳そのものも藪に覆われてきており、見学することが次第に困難になってきていた。そこで、この古墳群の測量図を作成し、同時にかつて掘り出された資料を整理することを目的として、平成 26・27 年度に調査を実施した。測量の結果、4 基の古墳の位置関係や規模が明確になり、3 号墳と 4 号墳が 6 世紀後葉、1 号墳と 2 号墳が 6 世紀末から 7 世紀初めに築かれたと判断できた。1 号墳の石室は全長 8.4m をはかる無袖式横穴式石室であり、市川上流域では最大級の石室である。古墳からの眺望がひらけることも特徴であり、地域の開発の歴史を考えるうえで重要な証拠となる。



城山古墳群の見学

一方、東柏尾区に所在する高畑通古墳群は、1～3 号の 3 基からなる古墳群であり、いずれも横穴式石室を埋葬施設とする古墳時代後期の円墳である。中でも 1 号墳の横穴式石室の玄室は大きく、この地域を代表するものであることから、町史跡に指定して保護を図ってきた。この高畑通古墳群についても、これまで正確な測量図が作られていなかったことから、平成 27・28 年度に調査を実施し、3 基の古墳の位置関係や規模が明確になった。また、1・2 号墳は笠森稲荷神社の境内にあり、両者の間の空間がおこもり行事に使われるなど、古くから地域の人々に親しまれてきた古墳であることが明らかとなった。

また、この他にも荒神山古墳（東柏尾区）、古城山古墳（柏尾区）、北野遺跡（新野区）の調査を実施するなど、壱岡の里を構成する古墳・遺跡の調査を継続的に実施している。

ウ 生野鉾山寮馬車道の調査

生野鉾山寮馬車道（銀の馬車道）は、明治 9 年（1876）殖産興業の一環として、生野鉾山と飾磨港（現姫路港）を結ぶ 49km に精錬・製鋼関係物資輸送のために建設された日本初の高速産業道路である。昭和 48 年（1973）の生野鉾山の採掘終了後、昭和 50 年代以降に生野鉾山の調査研究が本格化する中で、生野鉾山寮馬車道のについても現地踏査が行われ、昭和 62 年（1987）に発刊された『生野鉾山町物語』（では、そのルートが考察された。その後、近代化遺産に対する歴史的な評価が高まる中で、生野鉾山寮馬車道の把握のために、平成 18 年（2006）10 月、兵庫県教育委員会により、生野峠南方 250m の地点（猪篠区字峠の町道）における試掘調査が実施され、石の層や玉砂利の層などの馬車道遺構が確認された。また、平成 27 年（2015）に創設された「日本遺産」への認定に向けた取組や平成 28 年（2016）3 月の『神河町歴史文化基本構想』の策定等を背景に、平成 28～29 年度に生野鉾山寮馬車道のさらなる実態の把握、価値の解明を目指した調査を実施した。平成 28 年（2016）11 月には、神河町教育委員会が畑



畑川原（吉富区）で検出された「マカダム式舗装」の遺構

川原（吉富区）における発掘調査を実施し、馬車道築造当時の最先端の土木技術構造であるマカダム式舗装の遺構を確認し、その成果を踏まえて、石垣側面の写真測量、土層断面複製品の制作を行った。また、生野鉱山寮馬車道に関する文献史料調査を行うとともに、明治30年（1897）測図（明治34年（1901）発行）の50,000分の1地形図「生野」に示された「縣道」を手掛かりに現地踏査を実施して、馬車道時代の石積みや石造物などの遺構の残存状況を確認し、神河町域における馬車道ルートの特定を行った。それらの調査成果をもとに、平成30年（2018）3月に『生野鉱山馬車道調査報告書Ⅰ』を発行した。

エ 歴史的建築物の調査

兵庫県古民家再生促進支援事業に基づいて、平成23年（2011）に4件、平成25年（2013）に1件の合計5件の建物調査が実施され、建物の構造や規模、建築年代、形態・意匠の特徴などの概況の把握や簡易な配置図・間取り図の作成、修理・再生に向けた専門家の所見などが整理されてきた。また、近年は古民家活用が活発化しているなかで、活用のための修理・整備に際して、簡易な建物調査が個別に実施されている。

これまで特に重点的な調査を実施してきた歴史的建築物は、旧難波酒造（中村区）、竹内家住宅（栗賀町区）、旧大山村役場の3件である。

旧難波酒造（中村区）は、旧神崎町商工会まちづくり研究会（平成17年（2005）5月発足）による調査や近代和風建築調査などの調査成果を踏まえて、平成20年（2008）3月に景観の形成等に関する条例（兵庫県）に基づく景観形成重要建造物に指定された。その後、平成25年（2013）2月には奈良文化財研究所により調査が実施され、平成30年（2018）5月には、国登録有形文化財に登録された。

竹内家住宅（栗賀町区）についても、旧神崎町商工会まちづくり研究会による調査や近代和風建築調査などの調査成果を踏まえて、平成27年（2015）3月に景観の形成等に関する条例（兵庫県）に基づく景観形成重要建造物に指定された。その後、平成29年度には、国登録有形文化財の登録を目指した調査並びに所蔵品の記録調査、耐震診断等を実施した。

旧大山村役場については、活用のための整備に向けて簡易な調査が実施された後、平成29年度に国登録有形文化財の登録を目指した調査、耐震診断を実施した。

（2）担い手育成や意識啓発・学習に係る取組

ア 講演会・シンポジウム等の開催

平成19年（2007）10月30日から11月3日、福本遺跡の発掘調査成果の報告の場を兼ねた「神河町文化財展」の開催を皮切りに、平成22年（2010）3月には「文化財保存シンポジウム・パネル展」を開催、そして、同年9月に第1回の「歴史講演会」を開催した後、「歴史講演会」や「文化財シンポジウム」、「文化財講演会」などの名称での講演会・シンポジウムを継続的に開催し、文化財調査の成果の報告や地域の民俗文化の紹介、歴史体験イベントなどを実施している。



福本遺跡シンポジウムの様子

イ 学習講座の開催とサークル活動の展開

神河町では、60歳以上を対象とした「神河シニアカレッジ」及び成人を対象とした「成人ゼミナール」を公民館において開催しており、趣味講座に加えて、歴史や文化を学ぶ講座も設けられている。特に、成人ゼミナールでは、歴史や文化を学ぶ講座が多く設けられ、風土記絵本の読み聞かせイベントなども

行われている。

また、これらの講座とは別の公民館事業として、子ども茶道教室や「古文書教室《初級》」なども開催されている。平成 22 年（2010）には、「古文書教室《初級》」の受講者らにより、中級者以上を対象とした神河町文化協会の登録サークル「郷土歴史研究会（古文書サークル）」が発足している。また、この他にも神河町文化観光協会には、郷土の歴史文化に興味をもつ人々が集まり、資料や伝承などから地域の歴史情報を検証して次世代に継承することを目的とした「かみかわ史談会」、地域に古くから伝わる民謡を発掘・発表する活動を行っている「ふるさと民謡会」をはじめ、歌謡や詩歌、絵画、茶、舞踊などの各種文化活動を行う 47 のサークルが登録されている。

またこの他にも、平成 22 年度には、神河町歴史史料総合調査に付随して、町内の古文書を中心に歴史史料の整理作業を公開し、整理作業を実際に見る、聞く、触るなどの体験ができる「公開歴史史料整理体験講座」を開催してきた。

ウ 学校教育との連携

町内の 3 つの漁業協同組合（越知川、寺前、長谷）と町の協働により、地産地消と食育の取組が進められており、小学校や幼稚園の児童・園児による稚鮎の放流などが行われている。また、各小学校では、食文化学習や昔あそび体験、社会科の授業での「まち探検」など、地域の歴史文化学習の取組を実施しており、神河町教育委員会社会教育係では、毎年町内の各小学校での地域の歴史や文化についての出前講座も実施している。また、特に長谷小学校では川上区でつくられている「でんでん茶」づくりの体験や祐泉寺花まつりへの参加、砥峰太鼓の練習とすすきまつりへの出演、神崎小学校では国語の授業の一環として観光、歴史、神社、祭り、遺跡、馬車道などについて調べて発表するなど、小学校ごとに地域の特徴に応じた取組も進めている。さらに、神河中学校でも神河いずみ会による食育教育、神崎高校でもフィールドワークを通じて歴史を深く学ぶ歴史講座や町内の遺跡や観光名勝の再認識と子どもの手伝いを通じた地域貢献を目的とした「神河おもしろ体験塾」などを実施しており、小学校から高校まで年齢に応じたさまざまな形での歴史文化学習の取組を進めている。



稚鮎の放流



祐泉寺花まつりへの参加
(長谷小学校HPより)



かみかわ木造インターンシップによって修景された塀



かみかわ木造インターンシップによるバス停づくり

エ 技術指導

兵庫土建神崎分会が中心となって、産官学連携による地域交流、活性化の促進と若年層の技術者育成を目的に、日本工科専門学校（姫路市）や龍野北高校（たつの市）、東播工業高校（加古川市）などからの学生を受け入れ、大工や職人らがボランティアで伝統の木造建築の技術指導を行う「かみかわ木造インターンシップ」が平成 17 年（2005）から継続的に実施されている。この事業により、バス停待合所づくりや神社の摂社社殿の改修などが行われ、近年では、中村・栗賀町地区歴史的景観形成地区内にある銀の馬車道交流館の玄関づくりや街道沿いの古民家の改修や塀の修景なども行われている。この取組は、平成 25 年（2013）には「兵庫県くすのき賞」、平成 30 年（2018）には「人間サイズのまちづくり賞（知事賞：

まちづくり活動部門)」、令和元年(2019)には「令和元年度まちづくり月間まちづくり功労者国土交通大臣表彰」を受賞しており、学生たちが実習を通して伝統的木造建築技術知識をより深めるとともに、地域の人々との交流の中から、地域活性化につながる建物を築くという地域貢献型インターンシップ事業として町内外から高い評価を受けている。

オ 情報の発信

神河町では、平成18年(2006)4月から、神河町広報誌「広報 かみかわ」で指定等文化財をはじめとした歴史文化情報を継続的に掲載しており、『神河町歴史文化基本構想』策定後の平成28年(2016)5月からは各区の歴史文化遺産の紹介を行っている。また、平成18年度の「地域サロン事業」によって把握した「地域の宝もの」をもとに、選定委員会における協議・検討を経て、平成24年(2012)には「かみかわ百選」を選定して『「かみかわ百選」ガイドブック』を刊行したり、播磨国風土記編纂1300年記念事業の一環として、小学生向けに「播磨国風土記」を分かり易く解説したリーフレット『播磨国風土記ものがたり 聖岡の里 神河』を発行するなど、町民に対する歴史文化情報の発信に積極的に取り組んできた。



かみかわ百選

表 3- 1 かみかわ百選 認定一覧

No	名称	区	No	名称	区	No	名称	区
1	新田の焼き餅	新田	41	越知川名水街道自転車下り	中村	79	猪篠 八幡神社	猪篠
2	山椒佃煮		42	中村獅子舞		80	浄徳寺ヒダリマキガヤ	
3	生芋こんにゃく		43	埋田神社社殿と古式豊かな秋祭り神輿の渡御		81	猪篠 大歳神社	
4	山椒からかわ佃煮		44	「ずいき」の料理		82	白岩山	
5	水ヶ野の滝		45	「だんじ」の料理		83	御所谷宝篋印塔	
6	旧白口峠	作畑	46	中村東山の石ノ塔	栗賀町	84	正法寺	新野
7	作畑観音堂の仏像群		47	屋台と狭間		85	水車米	
8	手づくりこんにゃく		48	銘茶「仙霊茶」発祥の地		86	揚水用の水車	
9	手づくりみそ		49	ゆずマーマレード		87	長楽寺十一面観世音菩薩像	
10	おはぎ		50	柚子の精		88	とんぼ(日吉神社)	
11	フキの千本炊き	大畑	51	福本藩菩提寺 徹心寺	福本	89	川裾さん	比延
12	柏餅		52	福本藩松平家歴代の墓所		90	寺前城山群集墳	
13	からかわ		53	栗賀松平侯の福本藩陣屋跡		91	城山	
14	布草履		54	福本大歳神社		92	寺前城山から閻魔坊	
15	千ヶ峰		55	福本遺跡 波自加村比定地		93	大河石造五輪塔	大河
16	大仲井の大紅葉	越知	56	福本 犬寺伝承宝篋印塔	貝野	94	抱き地蔵と花団子	
17	石橋さん		57	福本 犬寺伝承五輪塔		95	柴燈	
18	大杉さん		58	貝野区の縦の木		96	ミヤナリエ	
19	大畑大日堂		59	山を主張する山	柏尾	97	さしみこんにゃくとゆず味噌	宮野
20	播磨富士(笠形山)	越知	60	愛宕山		98	まこもだけの炊き込みご飯	
21	上越知盆踊り		61	昼提灯		99	薬師こんにゃく	
22	とう菜の巻きずし		62	太閤札		100	薬師堂及び各種仏像	
23	ひよっと		63	法性寺		101	立岩神社フジ木	南小田
24	いとこ煮		64	けんちん	加納	102	太田の滝	
25	からかわ(辛皮)		65	銀杏		103	もすの大榎	上小田
26	どんぶり地蔵		66	さいのとう		104	黒岩の滝	
27	岸原廣明		67	加納石造五輪塔		105	峰山高原 リラクシアの森	
28	チョッピンナメラ		68	あんじゅさんのイチョウ	東柏尾	106	砥峰高原	
29	椀貸し淵	岩屋	69	白林窯		107	平家そば	川上
30	岩屋賽の神大岩		70	高畑通群集墳一号墳		108	花だんご	
31	首切り地蔵		71	薬王寺神社(絵馬「ええじゃないか」)		109	くまびきうち	
32	根宇野獅子舞		72	いぼ地蔵		110	馬鳴菩薩	
33	なめら、大師庵、八十八箇所の石仏の霊	根宇野	73	春日神社及び神像・大般若波羅密多經	吉富	111	大河内発電所	大川原
34	かみかわ定釜鍋		74	神崎ふれあい茶園		112	犬見川のシバザクラ	
35	夫婦岩と子育て観音		75	吉富歴史街道		113	味みそ	
36	扁妙の滝		76	夫婦杉		114	足尾の滝	
37	神崎くるみが磯りんご園		77	七寶寺 伯牙弾琴八花鏡	大山	115	市原神社ツクバネガシ群生林	本村
38	なめら	山田	78	障子岩		116	市原神社獅子舞	
39	金栗山 法楽寺					117	稲の虫送り	
40	磨製石剣	中村				118	栗 観音堂	

また、観光客向けにも、観光施設・資源ごとの案内パンフレットの作成に加え、特定の地域やストーリーを題材とした『歴史訪問シリーズ』（第一話「福本遺跡のすべて」、第二話「播州犬寺物語」、第三話「池田家・福本藩跡」や『神河咲く物語』（第一章「新野をたどる」、第二章「栗賀荘と福本藩を歩く」、第三章「中世に拓かれた村を歩く」、第四章「新田・作畑で“ほっこり”」、『越知川名水街道めぐり』などのパンフレットを作成して、神河町の歴史文化の多様な魅力を発信してきた。また、平成 29 年（2017）には、砥峰高原や新野の水車、中村・栗賀町地区の町並みなどを盛り込んだ「神河町 P R 動画」を作成・配信するとともに、翌年には神河町観光協会ホームページ「かみかわ観光ナビ」をリニューアルしてより分かり易い観光情報を提供するなど、さまざまな方法で神河町の歴史文化の魅力を発信している。

また、この他にも、町内各所には案内板や解説板等の設置も進めてきた。それらのサインは設置主体等によってさまざまな形態・意匠が採用されていたことから、平成 30 年（2018）3 月には、『神河町歴史文化保存活用計画』で設定した町内 2 地区の歴史文化保存活用区域を対象に、サインの配置や表示、意匠等の統一的な考え方を整理した『神河町歴史文化保存活用区域サイン計画』を作成し、神河町の歴史や文化、自然と調和した分かりやすいサインの設置に向けた取組を進めている。



福本遺跡の案内板

（３）歴史文化の保存に係る取組

ア 歴史的町並みの形成

越知川下流の農村地帯としてひらけ、但馬街道の街道村、宿場町として形成された中村・栗賀町地区は、明治以降も生野鉱山寮馬車道の整備に伴い、旧神崎町の中心市街地として発展してきた地区である。往時の街道筋を中心とした賑わいは失われたものの、かつての宿場町の雰囲気伝える歴史的な町並み景観を残しつつ、近代化の波の中で変遷してきたさまざまな年代の建物が混在し、重層的な歴史的・文化的景観を形成しており、生野鉱山寮馬車道の中でも有数の歴史的な町並みを残す地域



中村・栗賀町の町並み

であるという高い評価を受け、平成 26 年（2014）4 月 1 日付で、景観の形成等に関する条例（兵庫県）の歴史的景観形成地区に指定された。同地区指定のもと、建築行為等にあたっての届出制による建築物の修景を進めて歴史的町並みを形成するとともに、平成 30 年度から令和元年度には、地区内の但馬街道・生野鉱山寮馬車道（町道吉富・栗賀線の一部区間）の石畳風的美装化を行い、歴史的な風情とにぎわいの創出に取り組んでいる。

また、地元では、歴史的景観形成地区の指定を受けて、平成 25 年度に兵庫県ふるさと自立計画推進モデル事業により、町並み景観をキーワードとする地域活性化のための「ふるさとづくり計画」を策定し、平成 26 年度からは「かみかわ銀の馬車道まちづくり協議会」を設立して、「古民ナリエチーム（空き家・古民家の活用、町並み保全）」、「馬宿りチーム（歴史文化の発掘伝承活動）」、「もりあげたい A N チーム（活性化イベント、特産開発）」、「広報チーム（協議会の取組や地域の魅力発信）」の 4 部会により、歴史的町並みの形成や地域の活性化等に取り組んでいる。

イ 空き家・空き土地の活用

田舎暮らし志向の高まりと、町内の高齢化・過疎化に伴う空き家・空き土地の増加・活用の必要性を背景に、町では両者のニーズを組み合わせる町内の定住促進を進めるため、平成 18 年（2006）から「空

き家バンク」制度を創設し、ホームページを立ち上げて町内外に発信している。また、「神河町空き家等利活用再生事業」を創設し、町内の空き家、空き店舗などを改修・再生して、農家レストラン、農家民宿、農村カフェなどの交流事業や宿泊事業などをしようとする個人・法人に対する改修費の補助を実施している。同事業の対象事業は、「①空き家・空き建築物を、宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等に改修する事業（改修後 10 ヶ年はこの用途に使用する必要がある）」、「②神河町内に在住する業者が改修する事業」、「③地域産材（兵庫県産材）を使って改修する事業」としており、工事期間は単年度内とし、事業費の上限は 1 棟当たり 2,000 万円以下、支援額は 2/3 以内で予算の範囲内としている。この他にも、「神河町空き家活用支援事業」や「神河町古民家再生促進支援事業」、「神河町 I T 関連事業所振興支援事業」、「神河町創業促進事業」などの補助制度を設けて、空き家等の活用を促進している。



空き家の再生



空き家活用事例
「薪窯ピッツァ La Mia Casa」

そして、このような町の制度・事業の推進を支えたのは、兵庫土建神崎分会をはじめとした町内の職人（技術者集団）の技と熱意であった。町の制度・事業と技術者集団の協力のもとに、これまで町内で 200 件^{注1}近い空き家等の活用が実現している。

空き家活用は、当初は飲食店としての改修・再生が多くを占めていたが、近年は、飲食店に加え、「栗賀の驛」のような地域の交流拠点施設や大学のセミナーハウス、地域おこし協力隊による古民家ゲストハウス、孫ターン移住者が運営する I T 事務所兼コワーキングスペースなど、さまざまな用途へと展開し、地域住民と大学、観光客等の交流の拠点として活用されている。



栗賀の驛

ウ 歴史的建築物の修理・修復・再建

指定等文化財である建築物や景観の形成等に関する条例（兵庫県）に基づく景観形成重要建造物については、補助制度等を活用しながら、必要に応じて適宜修理を実施してきた。また、県指定有形文化財である徹心寺の本堂や山門の茅の葺き替えにあたっては、一部砥峰高原の茅を使用しているが、川上区の放棄地の茅場利用についても検討を行うなど、庁内での保存材料の確保に向けた検討も進めている。さらに、市原神社摂社稲荷社（本村区）の修理などのように、指定等を受けていない歴史的建築物についても、区が中心となって神河町教育委員会と連携しながら修理・修復等を実施している。

平成 29 年（2017）10 月 23 日の台風により、県指定有形文化財の春日神社拝殿（吉富区）が全壊し、町指定有形文化財の埋田神社本殿（中村区）は、折れたご神木により屋根が倒壊する被害が発生した。春日神社拝殿は 3 年計画で再建に取り掛かっており、埋田神社本殿は、平成 30 年（2018）7 月に修理が完了した。春日神社拝殿の再建にあたっては、可能な限り従前の拝殿に使われていた柱や梁などを使用しており、その際、柱と屋根を繋ぐ組物に「加東郡下番村（現：小野市） 大工善兵衛 享保九年辰二月三日」の墨書が発見され、拝殿は享保 9 年（1724）に再建されたことが新たに判明している。この発見により、これまで拝殿は、本殿と同時期の寛保 3 年（1743）頃に建立されたと考えられていたが、拝

注 1：空き家バンクを通じた活用件数、空き家活用事例、創業補助等を合わせた概算。

殿が本殿より先に建てられたことが明らかとなった。

（４）歴史文化の活用に係る取組

ア 生野鉱山寮馬車道の活用 ～ 日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」

平成 11 年（1999）3 月策定の『市川流域アメニティ推進計画』において、生野鉱山寮馬車道を地域活性化の素材として活用する方向が示されて以降、「銀の馬車道」の愛称とともに関連する取組が重ねられてきた。平成 18 年（2006）3 月には、兵庫県により、新たな地域創造に向けて活用する「銀の馬車道活用基本計画」が示され、同年 6 月には、これを継承した「銀の馬車道活用推進計画」が策定された。同計画に基づき設立された「銀の馬車道ネットワーク協議会」（各種団体、関係企業、学識者、行政等により構成）を中心に、ツアーの実施やリーフレット・グッズの作成、道路案内標識の設置など、銀の馬車道を地域のシンボルとして周知・理解を図る取組が続けられてきた。

平成 28 年（2016）3 月の『神河町歴史文化基本構想』の策定並びに平成 29 年（2017）3 月の『神河町歴史文化保存活用計画』の策定を受けて、馬車道沿線各区の区長、関係団体、行政、専門家から成る「神河町歴史文化まちづくり協議会」を組織し、勉強会やイベント等の開催をはじめとして、馬車道沿道区域の歴史文化遺産の保存・活用の取組を推進してきた。

一方、平成 27 年（2015）4 月、「日本遺産」の制度が創設されたことから、神河町では、姫路市、福崎町、市川町、朝来市、養父市ならびに関係団体等と連携して、銀の馬車道と鉱石の道を中心としたストーリーの認定に向けた取組を進め、平成 29 年（2017）4 月、「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」が「日本遺産」に認定された。

この「日本遺産」の認定を契機に、日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」推進協議会が中心となって、ホームページ開設や P R 動画の配信、ロゴマークの設定、サイン計画の策定とサインの設置、スタンプラリー等のイベントなどの各種取組が展開されている。神河町域では、平成 29 年（2017）11 月には、「道の駅 銀の馬車道・神河」が整備され、馬車乗車イベントなどの各種イベントを開催してきた。また、平成 31 年（2019）3 月には、畑川原への馬車モニュメントが整備されるなど、銀の馬車道の観光資源としての活用に向けたさまざまな取組が進められている。

イ 福本遺跡の整備・活用

昭和 55 年（1980）、「福本遺跡を考える会」が発足し、平成 10 年（1998）には、旧神崎町が遺跡区域を購入して、同区域を町史跡に指定し、翌年「福本遺跡保存構想」を策定した。さらに、平成 21 年（2009）の県史跡への指定などを通じて保存が図られてきた。このような保存の取組と併行して、福本区や高校生、神河町教育委員会等の協働による竪穴住居づくりや現地案内板、出土遺物の展示や学習ツールとなるパンフレットの発刊、さらに平成 20 年（2008）以降は、毎年「福本遺跡まつり」を開催して数々のイベントを催すなど、遺跡を活用したさまざまな取組を展開してきた。このような中、平成 26 年度には、福本遺跡を「学びと交流のフィールドミュージアム」として整備すべく、住民と行政が協力して『神河町歴史文化基本構想の策定に伴う福本遺跡活用整備に向けた検討素案』を作成した。そして、平成 28 年（2016）3 月の『神河町歴史文化基本構想』の策定、さらに平成 29 年（2017）3 月の『神河町歴史文化保存活用計画』の策定を踏まえ、同計画に設定した歴史文化保存活用区域「福本遺跡を核とした関連遺跡区域」の中心となる遺跡として、福本遺跡を「地域内外の多くの人々とが、学び、交流できるフィールドミュージアム」の拠点として整備すべく、平成 29 年（2017）2 月に「福本遺跡整備推進会議」を組織し、福本遺跡の環境整備に向けた検討を進め、平成 30 年（2018）3 月に『福本遺跡環境整備計画』を

策定した。

同計画に基づき、平成 30 年（2018）3 月には福本遺跡から壑岡の里を望む眺望解説板と瓦窯跡の解説板を設置し、平成 30 年度にはガイダンス施設の整備に向けた基本設計・発掘調査等を実施して、令和元年度に実施設計を行い、令和 2 年（2020）にはガイダンス施設が完成する予定である。

ウ イベントの開催

神河町では、福本遺跡での「福本遺跡まつり」や中村・栗賀町地区における「かみかわ銀の馬車道まつり」、新野の「水車まつり」、福本藩池田家陣屋庭園のライトアップなど、地元区や住民等が中心となって歴史文化遺産を活かしたさまざまなイベントが開催している。

また、町においても、それらのイベントの開催を支援するとともに、生野鉾山寮馬車道の通る市町と連携した「銀の馬車道 絆フェスティバル」や栗賀の驛における「神河メルカート」、越知川沿いの「越知川名水街道」や「越知川ゆずマラニック」、冬の名所である凍った扁妙の滝を見に行く「扁妙の滝ウォーキング」、砥峰高原の映画・大河ドラマのロケ地をめぐる「ロケ地ツアー」や「おおかわち高原ハイキング」、「神河ヒルクライム」など、町内の遺跡や自然資源などの歴史文化遺産を舞台としたイベントを数多く開催し、これらのイベントを通じて、多くの人々が神河町の歴史文化の魅力を体感できるものとなっている。



福本遺跡まつり



扁妙の滝ウォーキング

エ 都市住民等との交流

神河町では、豊かな自然の恵みを活かし、春のお茶、夏の桃、初秋のりんご、晩秋の柚子と、四季を通じてオーナー制度によるふるさとの味覚体験を通じた都市住民等との交流が行われてきた。しかし、採算性等を背景にその多くが廃止され、現在は、根宇野区柚子生産組合による柚子のオーナー制度が継続的に実施されている。一方で、新野区では、平成 28 年（2016）3 月から、地域おこし協力隊と地元住民が交流農園「新野水車シェア畑」を運営し、農園を介した町内外の人々の交流を図るなどの新たな取組も展開している。

また、新田区・作畑区では、昭和 50 年（1975）以降、若者の都会への流出や少子高齢化・過疎化が進み、児童の減少が著しくなったことから、就学児童確保を目的として平成 4 年度から里親方式による「山村留学制度」に取り組んできた。平成 17 年度からは、閉校になった「旧越知谷第二小学校」の校舎を改修して整備された地域交流センター「神河やまびこ学園」を拠点として、1 年間の長期留学生（月の連続 20 日間を地域交流センターで集団生活し、残り 10 日間を受入れ農家宅で生活して越知谷小学校に通学）や短期留学生（長期留学生が帰省中の夏休み期間の受け入れ）を行い、農作業やキャンプ、川遊び、芸能（太鼓や民舞）などのさまざまな体験が行ってきた。

令和 2 年（2020）3 月、生徒数の減少により越知谷小学校が閉校することから、「山村留学制度」の新たな展開方策についての検討が進められている。



山村留学（漬物づくり）



山村留学（田植え）

オ 地域資源の活用

○ 観光ガイド

神河町観光協会には、栗賀荘と福本藩、徹心寺、銀の馬車道交流館、法楽寺をガイドする「歴史観光ガイド（神河町歴史観光ガイドグループ）」、新野の爽やかな田園風景と水車や正法寺、熊野神社、上月平左衛門の墓碑をガイドする「新野水車の会」、ススキの砥峰高原、展望の峰山高原、高原の湖太田池など絶景の自然めぐりをガイドする「大河内高原観光ガイド」の3グループ約20名のガイドが、神河町の歴史文化や自然の魅力を伝えるガイドとして活動をしている。平成16年



観光ガイド

(2004)に組織された「神河町歴史観光ガイドグループ」は、勉強会の開催やガイドに必要な「福本藩・徹心寺」、「犬寺物語・法楽寺」のパンフレットづくりなどに取り組みながら、町内外の人々へのガイド活動に努め、平成21年(2009)には「ひょうご県民ボランティア活動賞」を受賞している。

○ 映画・ドラマ等のロケ地としての活用

神河町が主体となってフィルムコミッション活動を実施し、砥峰・峰山高原の雄大かつ美しい自然風景の映画やドラマ、アーティストのミュージックビデオの撮影などの場としての利用を推進してきた。このことを契機に、神河町では、ロケ地ハイキングやロケ地ツアーなどのフィルムツーリズムなどの取組を進めており、二次的な波及効果もみられる。平成30年(2018)10月には、朝来市、市川町、神河町が連携して「HYOGO Medio Film Commission (メディフィル)」を設立し、さらなるフィルムコミッション活動の展開に取り組んでいる。



大河ドラマのロケの風景

【 砥峰・峰山高原が撮影地となった主な映画・ドラマ等 】

- 砥峰高原 ・映画「ノルウェイの森」(平成22年(2010)公開)
 - ・アーティスト GARNET CROW ミュージックビデオ(平成23年(2011))
 - ・NHK大河ドラマ「平清盛」(平成24年(2012)作品)
 - ・テレビ朝日開局55周年記念ドラマスペシャル「上意討ち」(平成25年(2013)作品)
 - ・NHK大河ドラマ「軍師官兵衛」(平成26年(2014)作品)
 - ・映画「信長協奏曲」(平成28年(2016)公開)

- 峰山高原 ・映画「ノルウェイの森」(平成22年(2010)公開)

○ 特産品の開発とPR・販売

柚子ジャムやゆずマーマレード、ゆずサイダーなど神河町特産の柚子を使った数多くの柚子加工品が開発され、販売されている。平成26年(2014)には、神河町観光顧問・総合プロデューサーらの協力のもとに、神河町、ゆず生産組合、(株)グリーンエコー、大石酒造の協働により「兵庫・神河町のゆず酒」を開発・誕生させた。また、地方創生の一環として設立された「アグリイノベーション神河」(平成30年(2018)4月から法人化)では、「生姜しろっぷ」や「神河あぐりアイス(柚子、生姜、仙霊茶、紅茶)」などを開発・販売するとともに、平成30年(2018)7月にはAGRICAFE(アグリカフェ) (中村区)をオープンさせた。



柚子加工品

また、神河町では平成 26 年度から「かみかわブランド開発支援事業」を実施し、さらなる地域特産品づくりに向けて対象となる商品企画を募集してきた。平成 28 年度からは、神河町の中学生を対象に「子どもの夢を叶える事業」を実施しており、提出された意見書をもとに神河町産の柚子から抽出したエキスを配合した新たな特産品「神河柚子スキนครリーム」を平成 28 年（2016）に開発・発売した。このスキนครリームは平成 29 年（2017）の「五つ星ひょうご」選定商品に選ばれており、平成 30 年（2018）には第二弾として「神河柚子ボディソープ」も開発・発売した。

これらの特産品は、「カーミンの観光案内所」や道の駅「銀の馬車道・神河」などの町内の観光施設等で販売されるとともに、東京や大阪などで開催される観光物産展等でも販売され、神河町の観光 P R に活かされている。

一方、これらの農産物だけでなく、新たな森林資源の創出の取組も進めている。長谷地域の三桧原木は、紙幣の材料等として出荷されている。また、スギ・ヒノキ等の従来の造林樹種に比べて材質が堅く、早く成長するセンダンを生産すべく、町内でのセンダンの植林適地を調べるため、長谷のカクレ畑の町有地や役所本庁舎の敷地内に試験的に植林を実施している。

（５）歴史文化の保存・活用の取組体制

神河町では、文化財保護主管課である教育委員会教育課（社会教育係 6 名（うち文化財専門職員 1 名））が中心となり、指定等文化財の保存・活用をはじめとした町内の歴史文化の保存・活用に係る業務を実施している。

これまでの神河町における歴史文化の保存・活用の取組にあたっての各主体との連携体制は次のように整理できる。

ア 庁内関係部局との連携

歴史文化は、指定等文化財のみならず、歴史的・文化的・自然的遺産が周辺環境と一体となって形成する環境（１－５参照）であることから、関連部局と相互に連携を図りながら保存・活用に取り組んできた。特に、地方創生等に係る業務を行う「ひと・まち・みらい課」、農林業や商工観光の振興等に係る業務を行う「地域振興課」や「神河町商工会」との連携、また、生涯学習等に係る業務を行う「公民館」や観光振興に係る業務を行う「神河町観光協会」との連携を図り、歴史文化の保存・活用をまちづくりや地域活力の向上へと展開させる取組を推進している。

イ 町民・各区や民間団体との連携

神河町は、人口 11,000 人余り（平成 27 年（2015）国勢調査）、計 40 区で構成される兵庫県内で最も規模の小さい自治体である。それ故に、町民と行政との密接な関係のもとに各種施策を展開している。歴史文化の保存・活用においても、各区の代表者（区長）で構成される区長会での計画内容や施策内容の説明・意見聴取を行いながら進めている。特に歴史文化遺産の調査は、区長や各区の関係者等へのヒアリング調査や、作成した歴史文化遺産リストの各区での確認など、行政と町民・各区の協働体制のもとに実施している。また、町民・各区からも、歴史文化遺産の保存・活用の課題等について、教育課に対して気軽に相談できる体制となっている。

一方で、歴史文化遺産の効果的な活用のためには、民間団体等との協働が重要となってきたなかで、但陽信用金庫などの地域に根差した取組を行う企業等との連携も進めてきている。

ウ 専門家との連携

歴史文化遺産がもつ価値を保存しながら、効果的に活用を進めるためには、専門的な知識やノウハウが不可欠であることから、大学や博物館、ヘリテージマネージャーなどの専門家等との連携のもとに取り組んでいる。

「神河町文化財保護審議会」は5名の専門家で構成し、教育委員会の諮問に応じて、歴史文化遺産の保存・活用に関する重要事項について調査・審議等を実施している。また、歴史文化遺産の保存・活用のための計画の作成等にあたっては、関係する分野の専門家等で構成する策定委員会を組織して、計画内容等の検討を行っている。また、福本遺跡や生野鉾山寮馬車道の調査は、京都府立大学文学部歴史学科や兵庫県立考古博物館などの協力のもとに実施しているように、各分野に応じた専門家と連携して調査を実施し、調査成果を踏まえた講演会やシンポジウムなどの各種イベントも、講師等として協力を得ながら実施している。

エ 県や関係市町との連携・広域連携

県指定文化財の保存・活用や広域にわたる歴史文化遺産の保存・活用、町内の歴史文化遺産の保存・活用に係る重要事項については、兵庫県教育委員会の指導・助言を受けながら実施している。

特に、姫路市から福崎町、市川町、神河町、朝来市へと続く生野鉾山寮馬車道については、「銀の馬車道ネットワーク協議会」が組織されており、また、「播但貫く、銀の馬車道 鉾石の道」の日本遺産への認定に伴い「日本遺産「銀の馬車道 鉾石の道」推進協議会」も組織されている。神河町では、ひと・まち・みらい課が担当課となり、教育課と保存面での調整を図りながら、同協議会を通じて県や関係市町、各種団体等と連携して、活用のための各種事業を実施している。

3-2 神河町における歴史文化を活かしたまちづくりの課題

神河町では、これまでも町民・行政・専門家等の協働により、歴史文化を活かしたまちづくりに向けたさまざまな取組を展開してきた（前項参照）。しかし、歴史文化遺産の保存・活用の体制や仕組みが十分に整っておらず、依然として、価値や魅力を見出されていない歴史文化遺産や失われてしまった歴史文化遺産も多くみられ、歴史文化遺産を地域の活性化に十分に活かしきれていない等の課題がみられる。

ここでは、神河町の歴史文化を活かしたまちづくりに係る現状の課題を「歴史文化遺産の把握に係る課題」、「ひとづくりに係る課題」、「しくみに係る課題」、「歴史文化遺産の保存に係る課題」、「歴史文化遺産の活用に係る課題」の5点から整理し、課題の解決に向けた必要な視点を示す。

○ 歴史文化遺産の把握に係る課題

（課題の解決に向けた必要な視点）

- ・学術調査等による価値付けできていない歴史文化遺産も残されており、価値や魅力が地域住民に十分に伝わっていない。
- ・これまでの価値付けのもとでは評価が低く、埋もれてしまっている（価値が見出されていない）歴史文化遺産がある。
- ・「地域の宝もの」の中には、時間の経過とともに忘れられ、失われたものもある。
- ・神河町の歴史文化に関する調査・研究の成果が総合的に整理されていない。

学術調査の推進

歴史文化遺産相互の関係等の新たな視点からの価値の解明に向けた調査の実施

歴史文化遺産の継続的な把握調査の実施

「地域の宝もの」の周知・認識のための継続的な取組

神河町の歴史文化に関する総合的な調査・研究の実施ととりまとめ

○ ひとづくりに係る課題

- ・人口減少や少子高齢化を背景に歴史文化の担い手が不足している。
- ・神河町の歴史文化の価値や魅力が地域住民に十分に理解・共有されていない。
- ・伝統の技や知恵、活動が失われている。

各主体の自発的・積極的な取組

歴史文化の価値や魅力の情報発信

学校教育や生涯学習等との連携

伝統の技や知恵、活動を受け継ぐ次世代の歴史文化の担い手づくり

○ しくみに係る課題

- ・区相互の連携や区・行政・専門家等の連携など、主体間の連携が十分でない。
- ・文化財専門職員の配置や部局間の連携などの庁内の体制整備が十分でない。
- ・「地域の宝もの」の保存・活用などの地域住民等による取組に対する制度・事業等を含めた支援が十分でない。
- ・歴史文化基本構想に基づく取組に地域差があり、町全域に展開していない。

主体間の連携の仕組みづくり

文化財専門職員の配置・育成

保存・活用を行う団体に対する支援の充実

「地域の宝もの」の制度的位置づけや支援の充実

保存・活用を着実に進めるための事業計画の具体化と事業効果の検証

○ 歴史文化遺産の保存に係る課題

・整備等が価値を減退させている歴史文化遺産もみられる。	→	歴史文化遺産の価値の適切かつ確実な継承のための措置
・維持・管理や継承が困難な歴史的建造物や祭り・行事など、保存・継承の危機に瀕している歴史文化遺産がある。	→	指定等を受けていない歴史文化遺産の保存のための制度・事業等の創設
・歴史文化遺産の防災のための体制整備や防災訓練などの継続的な意識啓発の取組が十分ではない。	→	歴史文化遺産の防災体制の強化と意識啓発の推進
・歴史文化遺産相互の関係や周辺環境との関係を踏まえた歴史文化遺産がもつ本質的な価値の保存が十分でない。	→	歴史文化遺産相互の関係を踏まえたものごたり設定による一体的な保存
	→	歴史文化遺産の周辺景観の保全・形成のための景観行政の推進

○ 歴史文化遺産の活用に係る課題

・「神河町を特色づける歴史文化遺産」を町民の自発的な学習や意識啓発、観光客の誘致などに効果的に活用できていない。	→	歴史文化遺産を展示・公開するための施設整備や空間整備
・財源が限られる中で、歴史文化を活かした取組を、地域住民が自立的・持続的に実施していく必要がある。	→	歴史文化遺産相互の関係を踏まえた魅力的な情報の発信
・区として何から重点的に、どのように取り組めば良いかが分からないため活用が十分に進んでいない。地域差が生じている。	→	経済循環や雇用創出、定住促進、観光振興等を見据えた活用の推進
・町域を超えた広域的な視点からの歴史文化遺産を連携させた活用が十分でない。	→	他の区の活動状況等の情報を得られる環境の整備
	→	「地域の宝もの」の活用の道筋の提示
・活用の取組が個別の地域や歴史文化遺産に限定し、必ずしも地域づくりに効果的に活かされてきたとは言い難い。	→	県や周辺市町との連携による活用
	→	歴史文化遺産相互の関係を踏まえたものごたり設定による活用効果の促進

4 歴史文化を活かしたまちづくりの考え方

4-1 歴史文化を活かしたまちづくりの目標

本計画の作成の目的である「神河町の歴史文化の魅力の向上と生き活きとした地域づくりへの展開」を実現するためには、

- ①「神河町を特色づける歴史文化遺産」により一層磨きをかけ、地域住民に親しまれるものとする
とともに、観光振興や地域の活性化に活かす
- ②「地域を特色づける歴史文化遺産」の価値を分かり易く示し、地域住民を主体とした保存・活用の
取組に結びつけていく

に両輪で取り組むとともに、それらが一体となつてつくりだす歴史文化の本質的な価値を守り、魅力的なものがたりとして発信し、活かしていくことが求められる。

従つて、神河町における歴史文化を活かしたまちづくりは、「神河町を特色づける歴史文化遺産」と「地域を特色づける歴史文化遺産」、また、それらの歴史文化遺産が一体となつてつくる歴史文化のものがたりを「わがまちの宝もの」と位置付け、「わがまちの宝もの」に磨きをかけ、輝かせていくことにより、生き活きとした地域づくりに展開していくこととする。

【 目 標 】

「わがまちの宝もの」を輝かす

※わがまちの宝もの：

「神河町を特色づける歴史文化遺産」と「地域を特色づける歴史文化遺産」、また、それらの歴史文化遺産が一体となつてつくる歴史文化のものがたりをあわせて、「わがまちの宝もの」としている。

※輝かす：

次の世代に向けて守り、受け継ぐだけでなく、その価値や魅力を育み、より一層磨きをかけて、まちづくり（雇用創出、定住促進、観光振興などによる地域の活性化）に活かしていくことを意味する。

4-2 歴史文化を活かしたまちづくりの方針

「わがまちの宝もの」を輝かす」ための方針として、「わがまちの宝もの」を輝かす基盤づくり」と「わがまちの宝もの」を守り、育み、活かす」の2つの基本方針を設定する。

その上で、基本方針1の「わがまちの宝もの」を輝かす基盤づくり」では、「わがまちの宝もの」のほりおこし」、「わがまちの宝もの」を輝かすひとづくり」、「わがまちの宝もの」を輝かすしくみづくり」の3つの具体方針、また、基本方針2の「わがまちの宝もの」を守り、育み、活かす」では、「わがまちの宝もの」の構成に応じて、「神河町を特色づける歴史文化遺産」を守り、育み、活かす」、「地域を特色づける歴史文化遺産」を守り、育み、活かす」、「歴史文化遺産のつながりがつくるものがたり」を守り、育み、活かす」の3つの具体方針を設定する。

目標と方針の関係は図4-1のとおりとし、次ページ以降にそれぞれの方針の内容を示す。

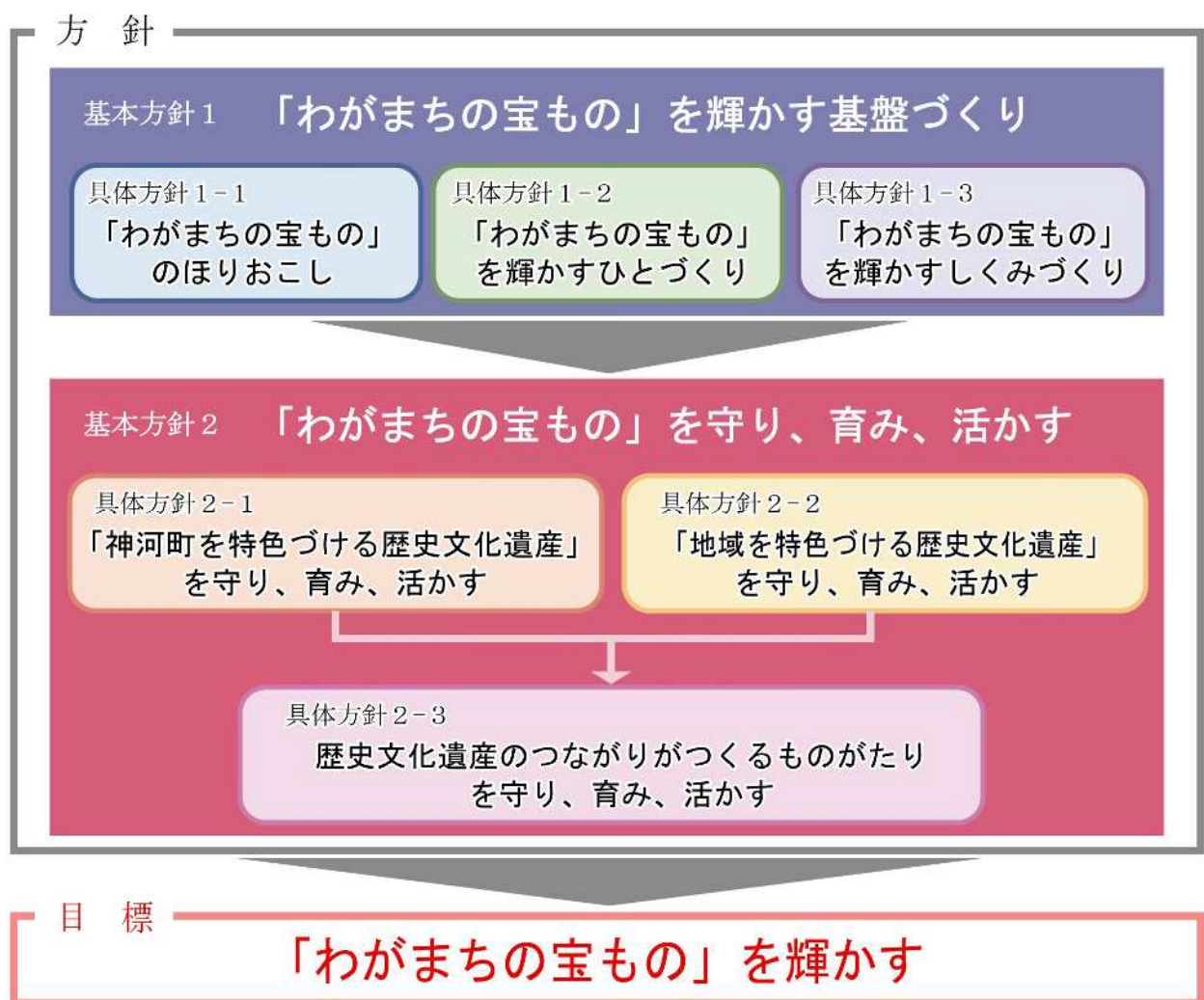


図4-1 目標と方針の関係

具体方針 1-1. 「わがまちの宝もの」のほりおこし

○ 歴史文化遺産の実態の把握とさらなる価値の解明に向けた調査を推進する

「神河町を特色づける歴史文化遺産」のなかにも、必ずしも十分な学術調査が行われていないものがあると同時に、新たな文化財指定等や指定等の格上げに向けたさらなる調査が求められる歴史文化遺産もある。また、レーザー測量やマイクロスコープなど、近年の飛躍的な科学技術の発展に伴い、歴史文化遺産をより詳細かつ多角的な視点から調査することが可能となっており、これらの最新の科学技術の活用により、歴史文化遺産のさらなる価値の解明が期待できる。

神河町における歴史文化を活かしたまちづくりの重点施策や文化財指定等や指定等の格上げの見込み等を踏まえた調査の優先度並びに最新の科学技術の活用方を検討した上で、計画的な調査を推進する。本計画の計画期間において、優先的に調査を実施する「神河町を特色づける歴史文化遺産」は次のとおり設定する。

～ 優先的に調査を実施する「神河町を特色づける歴史文化遺産」～

- ・ 福本遺跡
： 県・町指定史跡である福本遺跡のさらなる詳細調査を実施する。
- ・ 堂屋敷廃寺
： 文化財指定に向けて、実態解明並びに福本遺跡や史料との関係把握等の価値の明確化のための詳細調査を実施する。
- ・ 生野鉱山寮馬車道
： 文化財指定に向けて、さらなる価値の解明に向けた史料調査等を実施する。

一方、「地域を特色づける歴史文化遺産」についても、これまでさまざまな調査を実施してきたが、全ての歴史文化遺産に対して調査が行き届いているわけではなく、未調査の類型も数多く残されている。また、調査済であってもさらなる追加調査や時点修正のための追跡調査が求められる類型もある（2-1（1）イ「調査等によって把握した歴史文化遺産」参照）。

これまでの調査による歴史文化遺産の把握状況や神河町における歴史文化を活かしたまちづくりの重点施策等を勘案し、本計画の計画期間において、「地域を特色づける歴史文化遺産」のうち、次の類型の把握調査を優先的に実施する。

～ 優先的に調査を実施する「地域を特色づける歴史文化遺産」の類型～

- ・ 美術工芸品
： 平成 31 年度から実施中の把握調査を継続して実施する。
- ・ 民俗文化
： 祭りや行事、信仰等の民俗文化を中心に、他類型の歴史文化遺産との関連性の視点から調査を実施する。
- ・ 古民家・歴史的建築物
： 生野鉱山寮馬車道沿道の地区を中心に、文化財指定・登録等の候補となる古民家・歴史的建築物の把握調査を実施する。

○ 歴史文化遺産の継続的なほりおこしと「地域の宝もの」の定期的な見直しを実施する

地域住民が中心となって、各区に受け継がれている歴史文化遺産の継続的な把握調査を実施する。調査にあたっては、前項の町が中心となって実施する類型ごとの調査との連携や、区で重点的に保存・活用に取り組みたい「地域の宝もの」に関連する歴史文化遺産など、各区に応じたテーマを設定しながら、計画的な調査を推進する。また、特に小中学生等による歴史文化遺産のほりおこしは、現在把握できている歴史文化遺産とは異なる重要な視点を与えてくれるとともに、次の世代につながる取組にもなることが期待できる。従って、時代の変化に対応しながら、歴史文化遺産が地域で大切に守り、受け継がれるよう、多様な視点からの継続的な歴史文化遺産のほりおこしを推進する

また、地域サロン事業であげられた「地域の宝もの」は、それらの歴史文化遺産の中でも特に、地域住民が大切にしたいと思っている地域資源であり、『神河町歴史文化基本構想』の策定過程において、各区長からの情報収集や現況を踏まえた見直しを行った。今後も年月を経るに従い、歴史文化遺産を取り巻く環境の変化や新たな視点・価値観等から、「地域の宝もの」の更新の必要性が生じることが予想されるため、「地域の宝もの」の定期的な見直しを行う。

○ 神河町の歴史文化に関する総合的な調査・研究に取り組む

上述の各歴史文化遺産の調査成果を踏まえながら、各区においては、各区の歴史文化を再認識するための歴史史料の収集や後世に伝えていくための地域誌づくり・更新などの取組を推進する。

一方で、播磨地域、兵庫県、さらには日本の中でみた神河町の歴史文化の特質など、神河町全体の歴史文化の価値や魅力について、継続的な調査・研究を実施していくことも求められる。行政、学識者、ヘリテージマネージャー（歴史文化遺産活用推進員）、地域住民等が相互に連携し、最新の科学技術や地域に受け継がれてきた知恵や情報等を用いて、歴史文化に関する総合的な調査・研究を推進する。また、その成果を踏まえながら、歴史文化に関する調査・研究の拠り所となるとともに、歴史文化を活かしたまちづくりのさらなる推進に資する『神河町史』の編纂・発行に向けた取組を推進する。



地域住民からの聞き取り調査の様子



小学生による城山古墳群現地見学

具体方針1-2. 「わがまちの宝もの」を輝かすひとづくり

○ 各主体が自らの役割を認識し、自発的・積極的な取組を推進する

神河町の歴史文化を活かしたまちづくりに関わる各主体が、神河町の歴史文化の価値や魅力を理解・共有し、次に示す役割を認識して、「わがまちの宝もの」を輝かすための取組を自発的・積極的に実践する。

表 4- 1 各主体の役割

主体	役割
町 民 等	・ 自らが暮らす区の歴史文化遺産の価値を認識し、一人ひとりが主体となり、「地域を特色づける歴史文化遺産」を守り、育み、活かす取組を継続して実施する。 ・ 神河町の歴史文化について、自ら積極的に学び、ボランティア団体やNPO 団体等の活動への参加や、行政や専門家等の取組への協力・情報提供等を通じて、神河町の歴史文化を活かしたまちづくりに対する理解を深める。 ・ 各区では、「地域を特色づける歴史文化遺産」のなかでも「特に重点的に保存・活用に取り組みたい「地域の宝もの」を中心に、関連する区や行政、専門家等との連携を深めながら、守り、育み、活かす取組を実践する。 ・ 活動団体は、現在の取組を継続して実施するとともに、活動内容についての情報発信や団体間の交流等に積極的に取り組み、活動のより一層の拡充を図る。
行 政	・ 神河町の歴史文化の魅力や各区の取組、歴史文化イベントなどの歴史文化情報の発信や、歴史文化を活かしたまちづくりの総合的な手引き書となる「かみかわ歴史文化ハンドブック」の作成などを通じて、各主体の意識啓発並びに自発的・積極的な取組の促進を図る。 ・ 町民や専門家等との連携のもとに調査・研究を進め、行政自らが歴史文化の新たな魅力の発見に取り組む。 ・ 各種イベントや空間整備などを通じて、町民等が主体となった歴史文化を活かしたまちづくりを支援する。 ・ 歴史文化を活かしたまちづくりを先導できるよう、庁内体制の整備を図る。 ・ 町民等が主体的に歴史文化を活かしたまちづくりに取り組めるよう、各主体の連携の支援や新たな制度の創設などの体制や仕組みの整備を進める。
専 門 家	・ 専門家相互の情報共有を図りながら、神河町の歴史文化に係る調査・研究を継続的に実施するとともに、その成果を町民等に分かりやすく発信する。 ・ 豊富な知識と経験を活かし、町民等や行政の取組に対する指導や助言、技術的な支援を行い、歴史文化を活かしたまちづくりを適切な方向へと導く。
出身者・来訪者等	・ 神河町の出身者や来訪者等は、町民や区、活動団体や行政などが実施する取組や施策の趣旨を理解し、積極的に参加・協力するとともに、町民との交流や町外からの情報発信などを通じて、神河町の歴史文化の魅力を広く伝えていく。

○ 神河町の歴史文化を大切に思う人を増やし、支える人の輪を広げる

本計画の内容や神河町の歴史文化の特徴、防犯・防災を含む各区の歴史文化遺産の保存・活用の方法などについて分かりやすく解説する「かみかわ歴史文化ハンドブック」を作成・配布する。また、神河町ホームページや神河町ケーブルテレビネットワーク、広報等を活用した歴史文化情報の発信、講演会・シンポジウム等の開催、観光ガイドや活動団体と連携した歴史文化遺産を巡るツアーなどのイベントの開催、学校教育・生涯学習等における郷土学習の充実、地域の歴史文化遺産の調査成果等の報告を通じた価値の発信など、神河町の歴史文化について学べる仕掛けづくり等を通じ、町民等をはじめとした歴史文化を活かしたまちづくりに係る主体の意識啓発を図る。このことにより、神河町の歴史文化に誇りと愛着をもつ人を増やし、神河町に暮らす人だけでなく、神河町出身者や観光客など、多様な人々を巻き込みながら、神河町の歴史文化を守り、育み、活かす取組を展開する。

特に神河町出身者については、祭りや行事への参加やふるさと神河町の魅力の発信など、多様な形で神河町の歴史文化の保存・活用に関われる仕組みづくりを進める。また、観光客等の都市住民と地域住民とが交流しながら一緒に楽しめる都市農村交流のさまざまな事業を展開し、都市住民が第二の故郷と思える環境づくり、神河町の歴史文化遺産に関連する分野のファンが集い、楽しめる環境づくりなどを通じ、神河町の歴史文化の保存・活用を支えるサポーターの育成を図る。

○ 伝統の技・知恵・知識を伝え、歴史文化の担い手を育む

神河町の歴史文化を楽しみながら学べる学習教材づくりやカリキュラムづくりを通じた学校教育との連携や世代間交流事業の実施などにより、祭りや行事に係る由来・信仰や受け継がれる伝統の技、地域に伝わる説話や伝承、防災の知恵など、歴史文化遺産がもつ本来の意味や価値を子どもたちに伝え、次の世代に引き継いでいく。また、歴史文化を学べる講座などの生涯学習の充実を図り、郷土の歴史文化を通じた中高年世代の生きがいつくりへの展開を促すとともに、観光ボランティアガイドの育成など、歴史文化を活かしたまちづくりの活動団体の活性化や新たな活動団体の設立を促進し、多くの人々が神河町を訪れたい、神河町に住みたい、住み続けたいと思える環境を創出し、歴史文化の担い手の確保につなげる。

また、歴史的な建築物の修理・修復や農林漁業などの生業に係る伝統技術を学べる教育課程や講座などを各種教育機関や技術者団体との連携のもとに開設し、次の世代の伝統技術の担い手を育成する。



七夕会やかかるた大会による世代間交流



法楽寺での紙芝居上演

具体方針1-3. 「わがまちの宝もの」を輝かすしくみづくり

○ 歴史文化の保存・活用のための体制を整える

神河町教育委員会においては、歴史文化遺産の調査・保存・整備・活用の中心的な役割を担える文化財専門職員を配置・育成し、本計画に基づく各種取組を確実に推進できる体制を整える。また、庁内の関係部局との密な連絡・調整を図るための庁内組織を設置し、施策間の連携を通じた事業等の効果促進を図る。さらに、広域的なつながりを有する歴史文化の保存・活用に向けた取組や、大規模災害時における歴史文化遺産の保全のための応急対策（文化財レスキュー）や復旧・復興など、神河町だけでは対応できない事項については、県などとの連携体制を構築して取組を推進する。

また、各地域においては、旧村の単位をはじめとした歴史的なつながりなどをもとに、区相互の連携・協力体制の整備を推進する。また、日常的な点検等を実施し、問題等が発生した場合や災害時には、すぐに行政に連絡できるような行政と区の連携体制の強化を図る。また、行政と区とのさらなる連携体制の強化に向けて、「歴史文化遺産保護指導委員」^{注1}の設置や「歴史文化遺産巡視委員」制度を創設していくことを検討する。

また、神河町の歴史文化の保存・活用に関わる多様な主体が、神河町の歴史文化に関わる情報を交換・共有するとともに、立場を超えて話し合える場（かみかわ歴史文化ラウンドテーブル）を組織化して、各主体の連携・協働による取組を推進する。

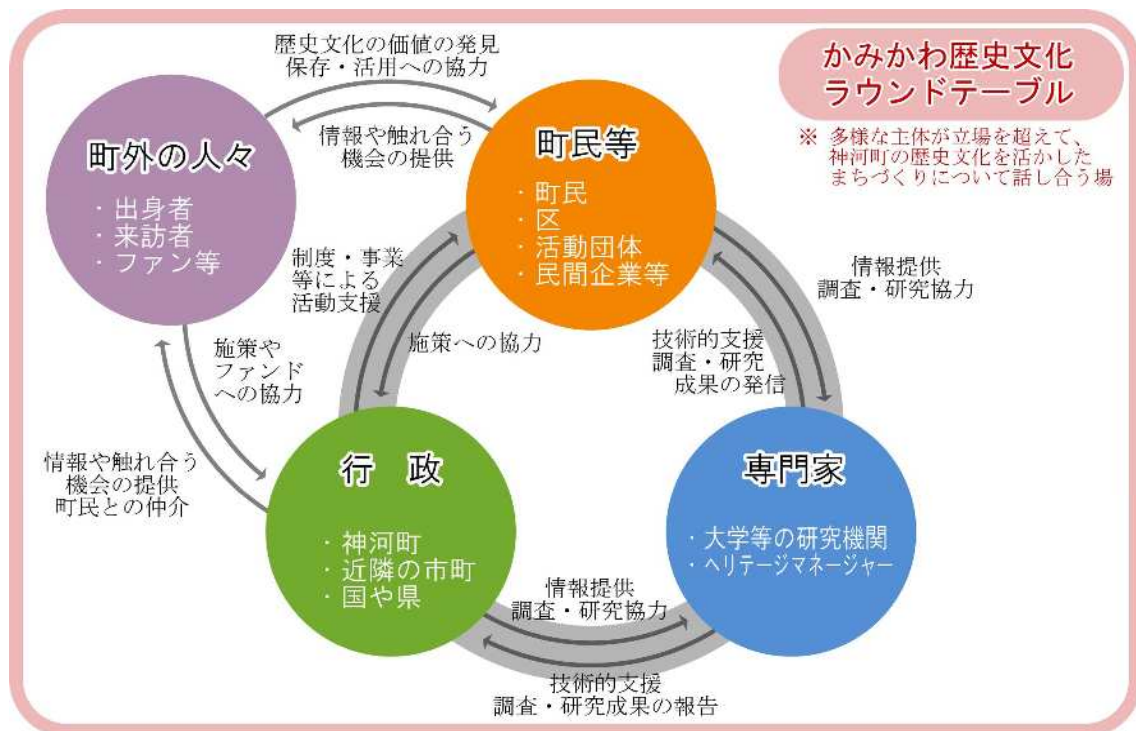


図4-2 主体間の連携イメージ

注1：文化財保護法第191条に規定する「文化財保護指導委員」にあたる。

○ 歴史文化遺産の保存・活用の取組への支援体制を整える

公民館事業「古文書教室《初級》」から「郷土歴史研究会（古文書サークル）」が発足したように、将来的な地域住民の主体的な活動への展開を見据えた新たな公民館事業や生涯学習講座、また、地域おこし協力隊等による活動などを通じて、神河町内における歴史文化に関わるサークルや保存会、NPO法人などの活動団体を増やし、継続的な支援の実施による育成を図る。

特に専門的な知見や実績等を有する活動団体や民間企業等については、「歴史文化遺産保存活用支援団体」^{注1}に指定し、歴史文化の保存・活用に関する各種施策の推進主体として、町との協働による取組を展開していくものとする。

また、「地域の宝もの」は、各区の住民がその価値や重要性を共有する役割を担ってきたが、制度的に位置づけられたものではなく、リストアップにとどまってきた。「地域の宝もの」をより一層効果的に地域づくりや良好な居住環境づくりに役立てていくため、各区の歴史文化遺産データベースを整備し、随時更新するとともに、それらを取りまとめた「かみかわ歴史文化遺産カルテ（72 ページ参照）」を定期的に更新していくことで、各区による「地域の宝もの」の再認識や見直しにつなげていく。また、地域提案型の登録制度などのような地域住民が利用しやすい方法で「地域の宝もの」を制度的に位置づけ、公的な価値づけをすることにより、各区・地域住民の保存・活用の意向を広く表明し、共有するとともに、ヘリテージマネージャー（歴史文化遺産活用推進員）やまちづくりに係るアドバイザー等の専門家の派遣などの重点的な支援を行うことができる仕組みを整えていく。

○ 町全域における取組を着実に推進するための仕組みを整える

本計画に基づく歴史文化遺産の保存・活用の取組を町全域にわたって着実に進めるために、保存・活用のための措置（事業計画）を具体化・明確化して、計画的に推進する。また、継続的に必要なデータを収集し、事業効果の検証や事業計画の見直し等を行い、持続的な取組へと展開させていく。



郷土歴史研究会（古文書サークル）



福本区における歴史文化遺産マップづくりに向けたワークショップ

注1：文化財保護法第192条の2に基づく文化財保存活用支援団体にあたる。

具体方針2-1. 「神河町を特色づける歴史文化遺産」を守り、育み、活かす

○ 文化財指定等や指定等の格上げを推進し、歴史文化遺産の価値を適切に守る

「神河町を特色づける歴史文化遺産」の学術調査の成果を踏まえて、新たな文化財の指定等や指定等の格上げを継続的に検討・推進し、その価値を確実に継承する。

各指定等文化財については、表 4-2 に掲げる「保存の方針」に基づき、適切な保存を図る。なお、この方針は、「神河町を特色づける歴史文化遺産」に限らず、町内の全ての指定等文化財に適用する。

表 4-2 指定等文化財の保存の方針

種 別	保存の方針
有形文化財	建造物については、修復に用いる技術や材料、構造形式等は、文化財の本質的価値の検討ならびに必要なに応じて類似する文化財との比較検討を実施した上で決定し、従前の形態意匠を踏襲した質の高い修復を実施する。また、既に修理・修復工事が行われた文化財についても、必要なに応じて構造形式や材料についての再検証や適切な構法（工法）の再検討を実施する。 必要なに応じて周辺環境の保全も含めた保存活用計画を策定することで、文化財単体としての価値の保存だけでなく、地域一帯の良好な環境づくりにも資するものとする。 災害による被害を最小限にできるよう、自動火災報知機や消火器具などの消防設備の設置、耐震診断・耐震化を進めるとともに、定期点検を継続的に実施する。
	美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料等）については、所有者が適切に保存管理を行えるよう、保存環境や防災・防犯なども含めた管理に関する指針を整理して関係者への周知徹底に努める。また、デジタル化を継続して実施するなどの記録保存を進めるとともに、適切な保存施設を検討する。
無形文化財	映像記録の作成等の記録保存に努めるとともに、管理団体の育成や技術を継承していく技術者育成の体制を整える。 （令和元年（2019）現在：指定等なし）
民俗文化財	有形民俗文化財については、修復に用いる技術や材料、構造形式等は、文化財の本質的価値の検討ならびに必要なに応じて類似する文化財との比較検討を実施した上で決定し、従前の形状意匠を踏襲した質の高い修復を実施する。 民具などは有形文化財（美術工芸品）の保存の方針に準じて、適切な保存管理を行う。
	無形民俗文化財については、伝統産業の技術や伝統芸能の作法に関する伝承教室の開催や映像記録などを各地域で積極的に進め、次の世代に継承していく。
記念物	周辺環境の保全も含めた保存管理を行うことで、文化財単体としての価値の保存だけでなく、地域一帯の良好な環境づくりにも資するものとする。必要なに応じて保存活用計画を策定し、計画的な保存・活用を推進する。
文化的景観	文化的景観の保存活用に関する計画を作成し、管理団体や後継者の育成により、山林や草原、農地、歴史的な道筋などをはじめとした文化的景観のそれぞれの構成要素の適切な管理を推進する。 （令和元年（2019）現在：選定なし）
伝統的建造物群	保存計画に基づく伝統的建造物及び環境物件等の適切な保存・修理・修景ならびに防災計画に基づく防災対策を推進する。 （令和元年（2019）現在：選定なし）

○「神河町を特色づける歴史文化遺産」にさらなる磨きをかける

地域内外に誇れる歴史文化遺産である「神河町を特色づける歴史文化遺産」については、観光振興等の地域の活性化の核として、また、町民の神河町への誇りや愛着を育む礎として、適切な保存のもとに積極的な活用・公開・展示等を推進する。

具体的には、歴史史料などの展示・保管施設の検討や案内・解説板等の整備、歴史文化遺産周辺の景観整備やさまざまな属性の人々が快適に利用できる空間・環境の整備を推進する。また、空間整備にあたっては、事前調査を踏まえた適切な保存を前提に、的確かつ分かりやすい価値の伝達によるさらなる魅力の向上につながる手法を検討し、計画的に実施する。また、空間の整備だけでなく、多くの人々が価値や魅力をより一層分かりやすく理解できるような手法として、3Dプリンタによるレプリカ作成、AR・VR技術をはじめとした最新の科学技術の積極的な活用を推進する。

○「神河町を特色づける歴史文化遺産」を活かした持続可能なまちづくりを推進する

「神河町を特色づける歴史文化遺産」は、地域の歴史文化の中心となる歴史文化遺産であり、地域のアイデンティティとして共有されやすく、まちづくりのきっかけになり得る。このため、これらの歴史的建造物や自然資源等を舞台とし、また伝統的な活動等と関連づけて、さまざまなイベントや取組を継続的に開催し、町民の歴史文化に対する意識啓発やまちづくり活動の展開を図っていくこととする。

具体的には、現在の歴史文化情報や観光情報の発信状況を整理した上で、情報内容の拡充や新たな情報発信ツール等の積極的な活用を行うとともに、観光ガイドの活用やフィルム・コミッション活動^{注1}の推進などを通じて、歴史文化を活かしたより一層の観光振興を図る。また、砥峰高原の萱場としての活用や木材・桧皮の活用等による歴史文化遺産の保存材料の供給拠点づくり、地元産品を活かした6次産業化^{注2}やかみかわブランドの開発など、歴史文化を活かした新たな産業や雇用の創出を図り、地域創生に積極的に活用する。さらに、クラウドファンディング^{注3}等の手法の活用や都市住民等との連携手法等を検討しながら、歴史文化遺産を活かした持続可能な地域の仕組みづくりを推進する。



銀の馬車道交流館と旧難波酒造（国登録有形文化財・景観形成重要建造物）



かみかわDE 平家ものがたり

注1：映画やドラマ等の撮影の誘致や撮影の支援、支援した作品を活用した地域活性化などの活動

注2：農林水産業を1次産業としての農林産物の生産だけではなく、加工などの2次産業、サービスや流通・販売などの3次産業まで含めて一体化し、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組

注3：新規・成長企業と投資家をインターネットサイト上で結びつけ、多数の投資家から少額ずつ資金を集める仕組み（金融庁の資料より）

具体方針2-2. 「地域を特色づける歴史文化遺産」を守り、育み、活かす

○ 指定等を受けていない歴史文化遺産の保存・活用を推進する

指定等を受けていない歴史文化遺産の調査並びに専門家等の意見を踏まえながら、神河町の歴史文化のなかでの価値を検討・整理するとともに、必要に応じて文化財の指定・登録等を推進する。また、文化財の指定や登録に至らないけれども重要な歴史文化遺産については、本計画に基づき創設する「地域の宝もの」登録制度^{注1}や景観形成重要建造物等（景観の形成等に関する条例（兵庫県））、郷土記念物（環境の保全と創造に関する条例（兵庫県））の指定などの制度を積極的に活用して保存措置を講じる。これらの制度と併せて、例えば建築物については、耐震診断の受診促進と耐震化の推進、空き家となった古民家の活用の推進を図るなど、関連する分野の制度・事業等と連携しながら保存のための措置を講じる。また、美術工芸品等については、適切な保存管理方法の周知を図るとともに、所有者の管理が困難になったものの適切な保存管理を継続していくための施設や体制を検討する。

○ 区を中心とした守り、育み、活かす取組を推進する

神河町の各区は、多くが近世の村落を基盤としているため、人々のつながりが色濃く受け継がれ、現在のまちづくりの取組の基礎単位となっている。そのため、「地域を特色づける歴史文化遺産」は、これまでも区（町民）のたゆみない努力により受け継がれ、各区の歴史文化を特色づけると同時に歴史文化豊かな生活環境をつくりだしてきた。今後もこれらの「地域を特色づける歴史文化遺産」は、区（町民）が主体となって、守り、育み、積極的にまちづくりに活かす取組を展開し、行政はその取組を効果的に推進するための必要な支援を実施していくこととする。

その具体的な支援策としては、「かみかわ歴史文化ハンドブック」の作成・配布や「かみかわ歴史文化遺産カルテ（次ページ参照）」の更新などを実施する。特に「かみかわ歴史文化ハンドブック」では、本計画内容や神河町の歴史文化の特徴に加え、「地域の宝もの」等の歴史文化遺産の活用の方法、各区・各戸における歴史文化遺産の防災・防犯などを含む保存・活用の方法などを分かり易く解説した、歴史文化を活かしたまちづくりの総合的な手引書とすることで、各区における積極的な取組の推進を図ることとする。また、この他にも、区と行政の密接な連携体制を整えることにより、空き家・空き土地に関する情報の収集や活用の促進をはじめ、案内板の設置や広報・ホームページへの掲載等による情報発信、また取組に対する制度・事業な



水車まつり（新野区）



法楽寺における防災訓練の様子



注1：「地域の宝もの」登録制度は、各区が特に保存・活用に取り組みたいと考える歴史文化遺産を話し合い、各区からの提案を受けて、町が「地域の宝もの」に登録していく制度を想定している。なお、具体的な制度内容については今後検討を進めていく。

一方で、地域を特色づける歴史文化遺産のなかには、祭りや行事などのように複数の区が共同で実施しているものや、獅子舞などの民俗芸能や柚子の栽培・加工、からかわの生産などのように共通又は同様の背景を有する歴史文化遺産もある。また、少子高齢化や人口減少が進むなかで、一つの区単独では維持・継続が困難になっている歴史文化遺産もみられる。テーマを設定しながら各区に所在する歴史文化遺産を関連付けて活用するイベントの開催、歴史文化情報の発信や「地域の宝もの」を活かした取組成果発表会などを通じて区相互が情報を交換し、連携を図りながら歴史文化遺産を守り、育み、活かす取組を推進する。また、特に、災害発生時には、被災する区だけでは歴史文化遺産の保護まで手が回らない状況が生じることが予想されることから、非常時においても連携できる体制の整備を進める。

『神河町歴史文化基本構想』の資料編として平成 29 年（2017）3 月に作成したものであり、今後も歴史文化遺産の継続的な調査を行うなかで更新し、より使いやすいカルテとして充実させていく。

72

具体方針2-3. 歴史文化遺産のつながりがつくるものがたりを守り、育み、活かす

○ ものがたりを踏まえた歴史文化遺産の本質的価値を守り、育み、活かす

歴史文化遺産は、単体としての価値だけでなく、その背後にあるものがたりと一体となってより一層魅力を増し、地域にとって価値のあるものとして認識されるものである。神河町の歴史文化遺産についても、相互に関係しながら成り立ち、受け継がれるなかで、そこには多くの人々を魅了し、また地域の人々の誇りや愛着のもととなる魅力的なものがたりが育まれてきた。従って、関連する多様な主体の連携・調整のもとに、これらのものがたりをつくりだす歴史文化遺産のつながりを踏まえた、歴史文化遺産がもつ本質的価値を守り、育み、活かす取組を推進する。

特に、庁内においては、農林部局、景観部局、観光部局等との連携のもとに、神河町の歴史文化のものがたりの重要な側面を構成する農林業等の振興、ものがたりを感じる場となる歴史・文化・自然が融合した良好な景観づくり、神河町の歴史文化のものがたりを発信し、観光振興や地域振興に活かす取組を推進する。さらに、県や関係する近隣市町との連携のもと、古くから播磨と但馬を結ぶ交通の要衝としての広域的なつながりがつくるものがたりを守り、育み、活かす取組を推進する。

○ 「かみかわ歴史文化ものがたり」を通じて「かみかわまるごとミュージアム作戦」を展開する

神河町の歴史文化遺産のつながりがつくるものがたりのなかでも、特に神河町の歴史文化の特徴を反映し、その魅力を表すものを「かみかわ歴史文化ものがたり」（5-2参照）と位置づけ、神河町の歴史文化遺産を戦略的に地域づくりに活かす「かみかわまるごとミュージアム作戦」^{注1}を展開する。

「かみかわ歴史文化ものがたり」については、多様化する観光ニーズを踏まえながら、幅広い層の人々が訪れたいと思える魅力的なものがたりとしてさまざまな方法で発信していく。また、この魅力発信の取組に加え、ものがたりを感じられる視点場の検討、拠点となる施設や空間の検討、ものがたりを構成する歴史文化遺産を巡る交通ネットワークの検討を行い、区を越えた活動団体づくりやその活動の支援などの取組を相互に連携させながら展開し、その効果を



歴史ウォークでの地域住民による
歴史文化遺産の解説



カーミンのレンタサイクル

注1：『神河町地域創生総合戦略』（平成27年10月）では、同戦略で掲げる基本目標①「豊かな自然を活かし、安定したしごとを創造する」を実現するための施策のひとつとして、「魅力ある観光地づくりと情報発信」をあげており、その具体事業として、「文化財活用かみかわまるごとミュージアム作戦」を推進することとしている。なお、『神河町地域創生総合戦略』については、この考え方を踏襲しながら、現在、第2期の地域創生総合戦略の作成を進めているところである。

より一層高め、観光振興や地域の活性化につなげていく。さらに、各区における関連する歴史文化遺産を守り、育み、活かす取組との連携を図ることで、町民が各区の歴史文化の魅力を再認識し、誇りと愛着を育むとともに、歴史文化の豊かな神河町に暮らす魅力を高め、発信していくことにより、観光・交流から定住への展開を促し、地域活力の向上につなげていく。

また、特に重点的・優先的に取り組む「かみかわ歴史文化ものがたり」の中心となる区域を「歴史文化遺産保存活用区域」に設定して保存活用計画を作成し、関連するさまざまな主体が連携・協力して計画的な取組を推進する。

5 歴史文化を活かしたまちづくりの進め方

5-1 具体的な施策展開の方向性

歴史文化を活かしたまちづくりの目標「わがまちの宝もの」を輝かすを実現するためには、そのもとに設定した各方針に基づく取組を計画的に実施していくことが求められる。そこで、まずは、「歴史文化遺産の保存・活用のための措置」として、4-2で設定した各方針に基づく事業計画を次ページ以降に示すとおり設定する。この事業計画に基づき、事業を推進することで、各主体の取組を牽引していく。また、町民や活動団体等が中心となって実施する事業に対して必要な支援を行い、取組を促進していくこととする。

さらに、各事業の目的や目指す効果を分かりやすく示して、各主体の認識・共有化を図ると同時に、事業計画の点検・見直し等を通じたPDCAサイクルを構築し、さらなる効果促進を図ることが求められる。そこで、各事業の目的や目指す効果、さらにはそれらの事業を通じた本計画の達成目標を、誰もが理解できるよう、数値目標としてのKPI（重要業績評価指標）とKGI（重要目標達成指標）^{注1}を表5-1のとおり設定する。なお、KPI・KGIの目標年次は、『第2次神河町長期総合計画 前期基本計画』の計画期間に対応した2023年度と設定する。事業計画には本計画期間の2029年度までに実施を予定する事業を掲載しているが、2023年度時点での進捗状況の点検と効果検証を行った上で、2024年度以降の事業計画の見直し並びに具体化を行うこととする。

表5-1 具体的な施策展開に向けたKPI（重要業績評価指標）およびKGI（重要目標達成指標）

指標			目標値(2023年度)	事業※2
KPI	(1) 遺跡・遺構に係る調査の実施数	計画期間の累計値	4件	1, 2, 3
	(2) 歴史文化遺産の新規把握件数	計画期間の累計値	50件	4, 5, 6, 7, 8
	(3) 神河町ホームページ（歴史文化情報ページ）へのアクセス数	最終年度の値	5,000回/年	10
	(4) 歴史文化に関する講演会やイベントなどへの参加者数※1	最終年度の値	500人	10, 11, 12, 13
	(5) 小中学校への歴史文化に関する出前講座の回数	計画期間の累計値	10回	14, 15
	(6) 生涯学習における歴史文化に関する講座の回数	計画期間の累計値	20回	15, 16
	(7) 観光ガイドの登録数	最終年度の値	20人	17
	(8) 木造インターンシップの参加者数	計画期間の累計値	100人	18
	(9) 歴史文化に係る庁内調整会議等の開催回数	各年度の値	2回/年	21
	(10) 町内の歴史文化に関わるサークルや団体等の数※1	最終年度の値	5団体	22
	(11) 区による歴史文化遺産の保存・活用活動への支援数	計画期間の累計値	10区	22
	(12) 国指定文化財の件数	計画期間の累計値	1件	27
	(13) 新規文化財指定・登録等の件数	計画期間の累計値	10件	28, 29
	(14) 保存・活用のための整備件数	計画期間の累計値	10件	30, 31, 32, 38
	(15) 神河町内での映画やドラマ等の新規撮影件数	計画期間の累計値	2件	36
	(16) 歴史文化遺産に関連する防災訓練の開催	各年度の値	1回/年	42
	(17) 旅行会社に紹介できる町内観光ポイント(ルート)の新規件数※1	計画期間の累計値	4ポイント(ルート)	46, 47, 48, 49

指標			目標値(2023年度)	2018年度実績値
KGI	A 神河町の歴史文化について何かひとつでも語れる人の割合※1	最終年度の値	50.0%	38.5%
	B 神河町の歴史に誇りを持っている人の割合※1	最終年度の値	80.0%	52.6%
	C 町内の観光施設入込客数※1	最終年度の値	1,000,000人	800,000人

※1：『第2次神河町長期総合計画』に基づいて設定している指標である。

※2：同指標を実現するために実施する主な事業。次ページ以降の各事業計画一覧表の事業番号に対応する。

注1：KPI（重要業績評価指標）は、目標達成に向かっているプロセスの進捗状況を定量的に把握・点検するための指標である。
KGI（重要目標達成指標）は、目指す目標が達成されているかを計測するための指標である。ここでは、歴史文化を活かしたまちづくりの目標（「わがまちの宝もの」を輝かす）の実現に向けて実施する2020～2023年度事業の成果目標を設定する。

(1)「基本方針1：「わがまちの宝もの」を輝かす基盤づくり」のための施策

「具体方針1-1：「わがまちの宝もの」のほりおこし」のための施策

表5-2 「わがまちの宝もの」のほりおこしのための施策

No.	事業名・事業内容	財源※1	主な 取組主体	1 年目 (令和2 年度)	2 年目 (令和3 年度)	3 年目 (令和4 年度)	4 年目 (令和5 年度)	予 定 5 ～ 10 年 目 (令和 6～ 11 年度)
1	福本遺跡の調査 福本遺跡のさらなる価値の解明に向けた調査を実施する。	国費 県費 町費	神河町 専門家	継続				
2	堂屋敷廃寺の調査 堂屋敷廃寺の実態解明並びに福本遺跡や史料との関係把握等、価値の明確化に向けた発掘調査や文献調査等を実施する。	国費 県費 町費	神河町 専門家	継続				
3	生野鉱山寮馬車道の調査 生野鉱山寮馬車道のさらなる価値の解明に向けた史料調査等や、但馬街道や仙霊茶などの馬車道に関連する歴史文化遺産の調査を実施する。	国費 県費 町費	神河町 専門家	継続				
4	美術工芸品の把握調査 町全域を対象に美術工芸品の把握のための調査を実施する。	国費 県費 町費	神河町 専門家	継続				
5	民俗文化調査 祭りや行事、信仰等の民俗文化を中心に石造物や自然資源等との関連性の視点からの調査を実施する。	国費 県費 町費	神河町 専門家			新規		
6	古民家・歴史的建築物の把握調査 既に把握調査を実施してきた生野鉱山寮馬車道沿線地区を中心に、文化財指定・登録等の候補となる古民家・歴史的建築物の把握に向けた調査を実施する。	国費 県費 町費	神河町 専門家		新規			
7	歴史文化遺産の把握調査 未調査類型を中心に歴史文化遺産の把握調査を実施する。	国費 県費 町費	神河町 専門家					新規
8	各区による歴史文化遺産のほりおこしと「地域の宝もの」の検証 地域住民による身近な歴史文化遺産の把握調査を継続的に実施し、その成果を踏まえた「地域の宝もの」の再検討・再確認を定期的に実施する。	国費 県費 町費	各区 神河町 専門家	新規				
9	町史の編纂 歴史文化に関する調査・研究の拠り所となるとともに、歴史文化を活かしたまちづくりのさらなる推進に資する『神河町史』を編纂する。	町費	神河町 専門家	新規				

※1：国費とは、文化財補助金、地方創生推進交付金、社会資本整備総合交付金などとする。
県費とは、文化財保存整備費補助金、ひょうご創生交付金、兵庫県景観形成支援事業に基づく各種助成などとする。
以下、表5-3～表5-7について同様とする。

「具体方針1-2：「わがまちの宝もの」を輝かすひとづくり」のための施策

表5-3 「わがまちの宝もの」を輝かすひとづくりのための施策

No.	事業名・事業内容	財源	主な 取組主体	1 年目 (令和2年度)	2 年目 (令和3年度)	3 年目 (令和4年度)	4 年目 (令和5年度)	予定 5 10 年目 (令和6 11年度)
10	歴史文化情報の発信 各主体の意識啓発とサポーター育成を図るために、神河町ホームページ等により、神河町の歴史文化の魅力や各区の取組、歴史文化イベント等の情報を発信する。	町費	神河町		新規			
11	かみかわ歴史文化ハンドブックの作成 神河町の歴史文化や歴史文化遺産の特徴の解説、本計画の概要、各地区の歴史文化遺産の保存（防災を含む）・活用の進め方などを分かりやすく整理した手引き書を作成する。	国費	神河町	新規				
12	歴史講演会・歴史文化遺産を巡るイベント等の開催 歴史文化について学ぶことができる講演会やイベント等を継続して開催する。	町費	神河町	継続				
13	都市農村交流 豊かな自然や歴史文化遺産等を活かし、都市住民が第二の故郷と感じられるような交流事業を継続して実施する。	町費	神河町 各区	継続				
14	学校教育における郷土学習 区や各種団体と連携した学校教育における郷土学習を継続して実施する。	町費	神河町	継続				
15	歴史文化学習教材の作成 町内の歴史文化や歴史文化遺産について、子どもから高齢者まで、楽しみながら学ぶことができる学習教材を作成する。	県費 町費	神河町		新規			
16	歴史文化を学べる講座の開催 神河シニアカレッジや成人ゼミナールなどの神河町の歴史文化を学べる講座を継続して開催する。	町費	神河町	継続				
17	観光ガイドの育成 神河町の歴史文化の価値を魅力的かつ的確に伝えることができる観光ガイドを養成するための研修会などを開催する。	県費 町費	神河町 神河町観光協会	継続				
18	伝統技術の継承 木造インターンシップなどの伝統技術の継承のための事業を継続して開催する。	県費 町費	伝統技術を継承する団体（兵庫土建組合神崎分会など） 大学・高校等 神河町	継続				

「具体方針1-3：「わがまちの宝もの」を輝かすしくみづくり」のための施策

表5-4 「わがまちの宝もの」を輝かす仕組みづくりのための施策

No.	事業名・事業内容	財源	主な 取組主体	1 年目 (令和2年度)	2 年目 (令和3年度)	3 年目 (令和4年度)	4 年目 (令和5年度)	予定 5 10 年目 (令和6 11年度)
19	かみかわ歴史文化ラウンドテーブルの組織化 多様な主体が立場を超えて、神河町の歴史文化を活かしたまちづくりについて話し合う場を検討し、組織づくりを進める。	国費	神河町					新規 ↔
20	歴史文化遺産の見守り・点検体制の整備 各区や文化財保護審議委員、ヘリテージマネージャーとの連携による見守り・点検体制の強化を図るとともに、歴史文化遺産保護指導委員・歴史文化遺産巡視委員の指定について検討する。	町費	神河町 各区	継続 ←				→
21	歴史文化に係る庁内体制の整備 文化財専門職員の配置・育成を図るとともに、教育課を中心に、歴史文化に関する庁内部局が情報共有・意見交換をできる場又は組織を設置する。	町費	神河町	新規 ←				→
22	区や活動団体の取組への支援 区や活動団体の取組に対するアドバイザー派遣等の支援を行う。	町費	神河町	継続 ←				→
23	かみかわ歴史文化遺産カルテの更新 各種調査成果を踏まえ、歴史文化遺産カルテの更新を定期的実施する。	国費 県費 町費	神河町	継続 ←				→
24	「地域の宝もの」登録制度の検討・創設 「地域の宝もの」登録制度の内容・運用方法等を検討し、制度を創設する。	国費 県費 町費	神河町 専門家		新規 ←			→
25	事業効果の検証のためのデータ収集 事業効果の検証のためのKPIと対応したデータや、主要な歴史文化遺産・観光施設等の来訪者数などの統計データを継続的に収集する。	町費	神河町	新規 ←				→
26	神河町歴史文化遺産保存活用協議会の開催 計画の実施に係る協議や調整、計画の進捗管理等を行うための協議会を開催する。	町費	神河町	新規 ←				→

(2)「基本方針2:「わがまちの宝もの」を守り、育み、活かす」ための施策

「具体方針2-1:「神河町を特色づける歴史文化遺産」を守り、育み、活かす」ための施策

表 5- 5 「神河町を特色づける歴史文化遺産」を守り、育み、活かすための施策（その1）

No.	事業名・事業内容	財源	主な 取組主体	1 年目 (令和2年度)	2 年目 (令和3年度)	3 年目 (令和4年度)	4 年目 (令和5年度)	予定 5 10 年目 (令和6 11年度)
27	福本遺跡の国史跡指定を目指した取組の推進 「(仮称) 福本遺跡保存活用計画策定委員会」を組織し、保存活用計画を作成するなど、福本遺跡の国史跡指定を目指した取組を推進する。	国費 県費 町費	神河町 専門家	新規 ←				→
28	生野鉱山寮馬車道の文化財指定等 調査の成果を踏まえて、生野鉱山寮馬車道の町史跡指定やさらなる指定の格上げ等を検討し、馬車道の適切な保存・活用を推進する。	県費 町費	神河町 専門家	継続 ←				→
29	文化財指定等や関連制度等に基づく保存措置 歴史文化遺産の調査成果を踏まえ、文化財指定等や景観等の関連制度等に基づく保存措置を講じる。	国費 県費 町費	神河町 専門家	継続 ←				→
30	指定等文化財の保存・管理 法楽寺や徹心寺などの指定等文化財の修理・修復の実施、防災・防犯設備の設置・更新などを行う。	国費 県費 町費	神河町	継続 ←				→
31	福本遺跡の保存・活用 福本遺跡の価値や魅力を分かりやすく伝えられる環境の整備を推進する。	県費 町費	神河町	継続 ←				→
32	歴史文化遺産の保存・活用のための整備 案内板・解説板の設置等の保存・活用のための整備を実施する。	県費 町費	神河町	継続 ←				→
33	中村・粟賀町地区の歴史的建造物の修理・修景 兵庫県指定歴史的景観形成地区である中村・粟賀町地区の歴史的な町並みの保全・形成のための修理・修景の助成を行う。	県費	神河町 町民（地区住民）	継続 ←				→
34	歴史文化遺産の保存施設の検討 歴史史料などの適切な保管並びに展示等の活用を担える施設を検討する。	町費	神河町			新規 ←		→
35	歴史文化遺産を舞台とした各種イベントの開催 各区や活動団体、観光ガイド等と連携し、歴史文化遺産を舞台とした各種イベント（福本遺跡まつりや新野水車まつり、越知川名水街道など）を継続的に開催する。	町費	神河町 神河町観光協会 各種団体 各区	継続 ←				→
36	フィルム・コミッション活動 砥峰・峰山高原をはじめ、町内の豊かな歴史文化遺産を舞台とした撮影等を誘致する。	町費	HYOGO Medio Film Commission(メディア フィルム)	継続 ←				→
37	砥峰高原の活用方策の検討 砥峰高原の「ふるさと文化財の森」の設定などの検討を推進する。	県費 町費	神河町 兵庫県 専門家					新規 ↔

「具体方針2-2：「地域を特色づける歴史文化遺産」を守り、育み、活かす」ための施策

表5-6 「地域を特色づける歴史文化遺産」を守り、育み、活かすための施策

No.	事業名・事業内容	財源	主な 取組主体	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	予定 5～10年目 (令和6～11年度)
※1	文化財指定等や関連制度等に基づく保存措置 歴史文化遺産の調査結果を踏まえ、文化財指定等や景観等の関連制度等に基づく保存措置を講じる。	国費 県費 町費	神河町	継続				
38	歴史文化遺産の保存・活用 各区による日常的な歴史文化遺産の点検等の管理を実施し、必要に応じて修理・修復等を実施する。	町費	各区 神河町	継続				
39	空き家等の活用 空き家・空き土地情報の収集と空き家活用支援事業を継続して実施し、空き家等の活用を推進する。	町費	神河町 各種団体	継続				
40	「地域の宝もの」登録制度の活用 「地域の宝もの」の登録制度の創設を踏まえ、各区で大切にしたい「地域の宝もの」を選出して登録を進める。	町費	各区					新規
41	「地域の宝もの」の活用推進 各区による「地域の宝もの」の活用の取組を推進する。	町費	各区 神河町	継続				
42	歴史文化遺産等の防災意識の啓発 消防団等による歴史文化遺産等の防災に対する意識向上と防災訓練を行う。	町費	神河町 消防団等	新規				
43	各区が連携した歴史文化遺産の活用イベントの開催 各区に所在する歴史文化遺産を相互に関連づけた活用イベントを開催する。	町費	各区 神河町 各種団体		新規			
44	「地域の宝もの」の保存・活用成果の発表 各主体の意識啓発や連携促進等による「地域の宝もの」のさらなる保存・活用を図るため、「地域の宝もの」の保存・活用の取組成果を発表する。	町費	各区 神河町					新規

※1：表5-5, No. 29に前掲。

「具体方針 2-3：歴史文化遺産のつながりがつくるものがたりを守り、育み、活かす」ための施策

表 5- 7 歴史文化遺産のつながりがつくるものがたりを守り、育み、活かすための施策

No.	事業名・事業内容	財源	主な 取組主体	1 年目 (令和2 年度)	2 年目 (令和3 年度)	3 年目 (令和4 年度)	4 年目 (令和5 年度)	予定 5 10 年目 (令和6 11 年度)
45	歴史文化遺産周辺の景観づくりの推進 歴史文化遺産周辺の景観の保全・形成のための各種取組を推進する。	国費 県費 町費	町民・各区 神河町	継続 ←				→
46	地域のつながりを活かした取組等の展開 県や関係市町等との連携により、銀の馬車道や播磨国風土記などの広域的な歴史文化遺産のつながりを活かした各種事業を推進する。	国費	神河町 兵庫県 近隣市町 各種団体	継続 ←				→
47	ものがたりの拠点形成に向けた検討 各ものがたりの核となる「神河町を特色づける歴史文化遺産」について、拠点としての整備・活用方策を検討する。	国費 県費 町費	神河町		新規 ←			→
48	ものがたりを感じられる視点場の検討 かみかわ歴史文化ものがたりを構成する歴史文化遺産相互の関係を感じられる視点場を検討する。	国費	神河町					新規 ↔
49	ものがたりを巡るルート等の検討 町内外の多くの人々が神河町の歴史文化の魅力を感じられるよう、かみかわ歴史文化ものがたりを巡るルート等を検討する。	国費	神河町 神姫グリーンバス 株式会社	新規 ←				→
50	歴史文化遺産保存活用区域における優先的・重点的な施策展開 特に優先的・重点的に取り組む「かみかわ歴史文化ものがたり」の中心となる区域を歴史文化遺産保存活用区域に設定して、保存活用計画を作成し、計画的な取組を推進する。	※本計画 5- 3 に詳細を掲載						

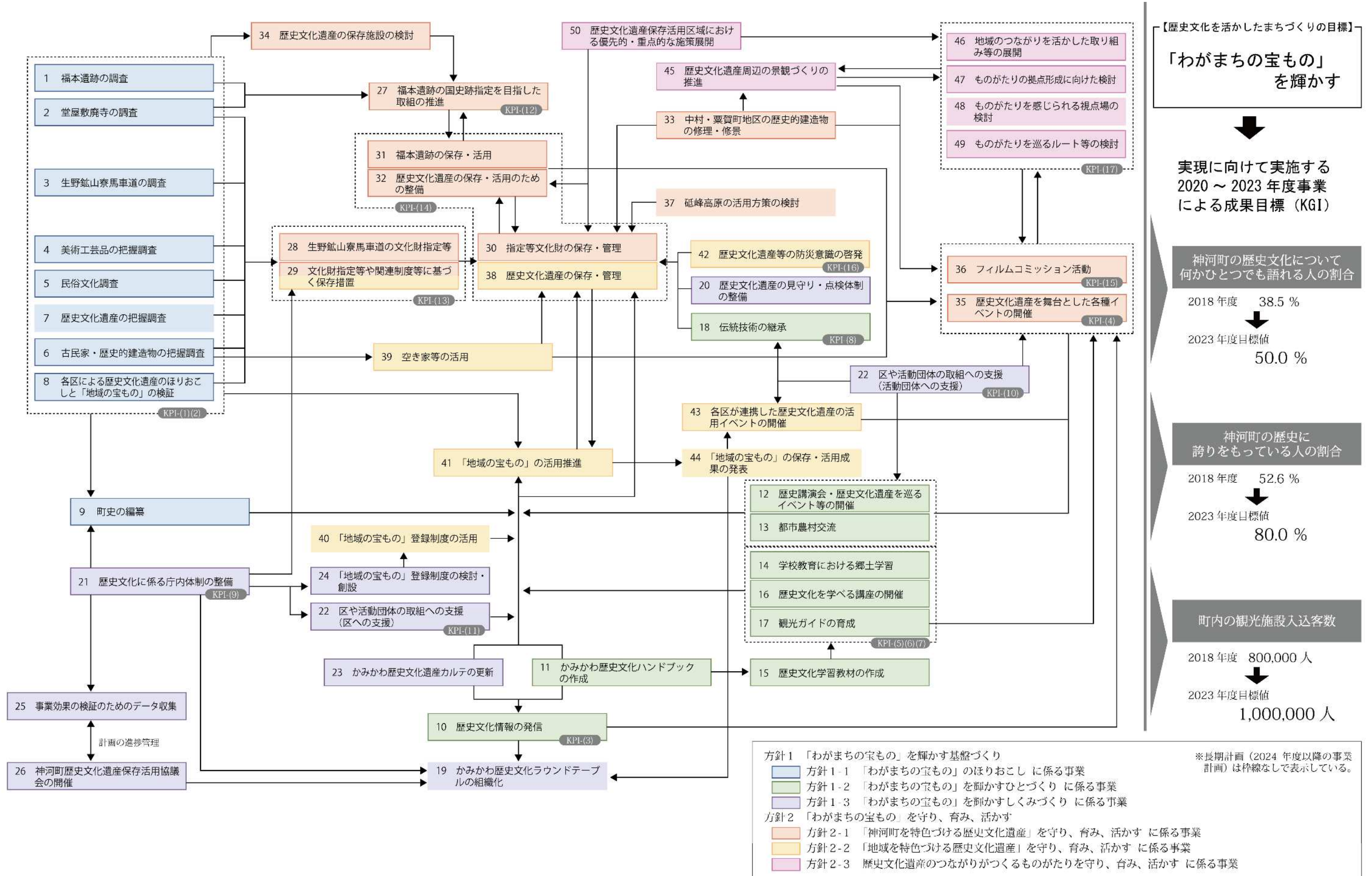


図 5-1 本計画に基づく施策展開のイメージ（事業の相互関係）

5－2 「かみかわ歴史文化ものがたり」

（１）「かみかわ歴史文化ものがたり」の位置づけ

具体方針２－３に基づき、神河町の歴史文化遺産が相互に関係し合い、つくりだされる数々の歴史文化のものがたりのうち、戦略的に地域づくりに展開するものがたりを「かみかわ歴史文化ものがたり」として位置づける。

なお、「かみかわ歴史文化ものがたり」は、これまでの歴史文化遺産の調査成果ならびにそのもとに整理した「神河町の歴史文化の特徴」を踏まえて設定することから、神河町の歴史文化の特徴を解説する役割を果たすものでもある。今後の歴史文化遺産の調査・研究の進展や新たな価値付けなどを踏まえて、必要に応じて追加や修正等を加え、より一層魅力的なものがたりとして育んでいくこととする。

※「かみかわ歴史文化ものがたり」は、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（平成 31 年（2019）3 月、文化庁）で定める「関連文化財群」に相当する。

（２）「かみかわ歴史文化ものがたり」の保存・活用の方向性

「かみかわ歴史文化ものがたり」を守り、育み、活かすための取組の方向性は、具体方針２－３に準ずることとし、その魅力の発信のための各種施策の展開、守り、育み、活かすための担い手となる団体の育成・支援、庁内関係部局や県・近隣市町などを含めた多様な主体間の連携を積極的に図る。

また、具体的な保存・活用方策としては、ものがたりの空間的な重なり状況や地域での取組の状況などを踏まえながら、特に優先的・重点的に取組を進めるものがたりと対象区域を選定して、計画的な取組を推進することとする。

（３）「かみかわ歴史文化ものがたり」の設定

「２－２ 神河町の歴史文化の特徴」において掲げた特徴を構成する４つの歴史文化のテーマのもとに、９つの「かみかわ歴史文化ものがたり」を設定する。

９つのものがたりの概要を表 5-8、ものがたりを構成する歴史文化遺産の項目（枠組み）の相関関係を図 5-2 に整理する。

なお、それぞれのものがたりの解説シートは巻末資料４に掲載する。

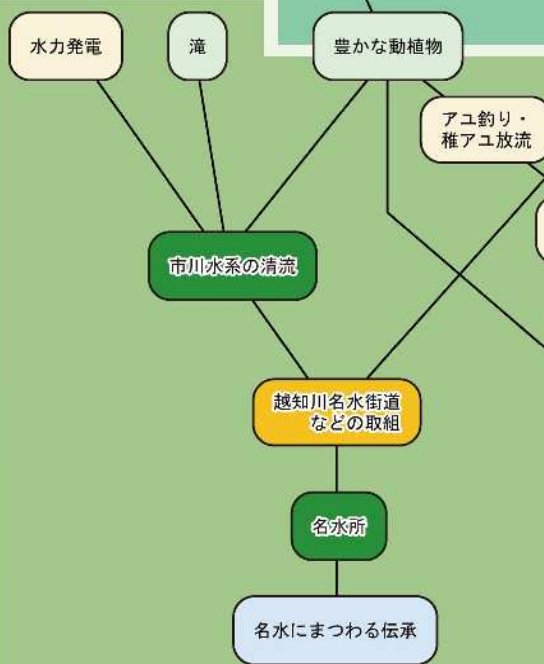
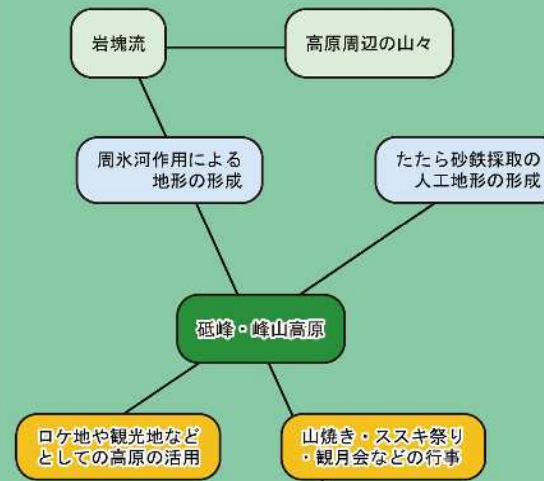
表 5- 8 「かみかわ歴史文化ものがたり」の概要

歴史文化の テーマ	かみかわ歴史文化 ものがたり	ものがたりの趣旨		構成する歴史文化遺産の考え方 ※ 「もの」「ひと」「こと」のそれぞれに示す歴史文化遺産の項目（枠組み）に当てはまる歴史文化遺産により、各歴史文化ストーリーが構成される。		
		基本ストーリー	歴史文化ストーリー ※ ものがたりを解説する個別のストーリー	もの	ひと	こと
自然と生きる 歴史文化	I 砥峰・峰山高原 に係るものがたり	砥峰・峰山高原やその周辺地域には、波浪状のなだらかな起伏や岩塊流などの、いにしえの大地の胎動を感じることものできる特徴的な風景が広がっている。また、砥峰高原には、古くに形成された鉄穴流し地形や山焼きによって守られてきたススキ草原など、人と自然の共生の歴史を物語る文化的な風景も広がっている。そして、近年、祭りやイベントの開催、映画やドラマなどのロケ地や観光レクリエーションの場としての利用など、その風景を活かしたさまざまな取組が繰り返り広げられている。	○ 砥峰・峰山高原とその周辺地域の地形のなりたち ○ 山焼きと自然のサイクル ○ 砥峰・峰山高原を活かした取組の展開	・砥峰・峰山高原 ・岩塊流 ・豊かな動植物 ・高原周辺の山々	・山焼き・ススキ祭り・観月会などの行事 ・ロケ地や観光地などとしての高原の活用	・周水河作用による地形の形成 ・たたら砂鉄採取の人工地形の形成
	II 清流と名水 に係るものがたり	市川、越知川、猪篠川、小田原川、犬見川の清流や水路は、アユやアマゴ、オオサンショウウオ、ホタル、バイカモなどの多様な動植物の棲息地となっている。人々は川に入って漁をし、清流に抱かれた豊かな食文化を育んできた。また、山々から湧き出る清らかな水は、山間では美しい滝をつくって多くの人々を魅了するとともに、名水として、古くから地域の人々の利用や信仰の対象となってきた。また、豊富な水資源は、水運や水力発電などさまざまな形で地域の暮らしを支えてきた。そして、近年は「越知川名水街道」のように、名水を中心に周辺の歴史文化遺産等と連携した観光振興・地域振興の取組も進められている。	○ 越知川と名水 ○ 清流が育む自然と文化 ○ 豊かな水資源の活用	・市川水系の清流 ・名水所 ・豊かな動植物 ・滝	・アユ釣り・稚アユ放流 ・郷土料理 ・越知川名水街道などの取組 ・水力発電	・名水にまつわる伝承
生業で育む 歴史文化	III 山を活かした生業 に係るものがたり	神河町北部の山々は、豊かな鉱床をもち、近世・近代には金属鉱山の繁栄を支えてきた。近代以降、山々には植林が進められ、林業は、当地域を代表する産業のひとつになるとともに、山際までスギ・ヒノキが迫る林業地帯特有の景観が作りだされてきた。また、紙の原料となる三桠や楮、線香の原料となる杉粉、良質な土を活かした瓦なども生産され、地域内外に流通されてきた。現在も材木業、線香や瓦の生産などの山の資源を活かした生業が受け継がれるとともに、さらなる森林資源の開発に向けた取組も進められている。	○ 鉱山の盛衰 ○ 神河町の林業 ○ 山の資源の活用	・スギ・ヒノキの山林 ・鉱山跡 ・かつての製材水車・線香水車	・林業 ・線香の製造 ・吉富瓦の製造 ・ろう石の生産 ・山に係る信仰 ・木造インターシップや新たな森林資源創出などの取組	・鉱山地帯としての幕府による支配 ・生野鉱山との鉱床のつながり ・かつての林業の隆盛 ・かつての三桠・楮・杉粉・木炭などの生産
	IV 農業と特産品づくり に係るものがたり	谷筋を流れる市川流域の各河川から水を引き、水路や水車を設置して谷筋に広がる農空間を形成し、米や麦、大豆などの農産物を産してきた。神社の秋祭りや虫送りなどの農業に関連した祭りや行事や郷土料理が受け継がれている。また、現在もみられる新野の水車は、郷愁を誘う風景として多くの人々が訪れており、水車まつりなどを催して、地域づくりに積極的に活かしている。さらに、谷筋の山裾などを利用して柚子や茶の栽培が行われ、その加工品等は神河町の特産品となっている。	○ 神河町の農業 ○ 多様な農産物の生産・加工と特産品づくり ○ 新野の水車	・農空間 ・新野の水車 ・農村集落の景観 ・農家等の古民家	・農業 ・柚子・茶・梅などの栽培 ・柚子加工品、からかわ、仙霊茶などの特産品づくり ・郷土料理 ・農業に係る信仰 ・水車まつりやオーナー制などの取組	・中世荘園 ・養蚕・役牛飼育 ・寺前家畜市場
まちで繋ぐ 歴史文化	V 縦横に走る 歴史のみち に係るものがたり	播磨と但馬を結ぶ要衝に位置する神河町域は、中世以来、数多くの戦乱の舞台となり、谷筋や山間の道は「戦のみち」として利用された。町内各地に残る中世城跡や五輪塔、宝篋印塔などからその歴史をうかがうことができる。また、谷筋に延びる川や道は、木材や紙の原料となる三桠や楮などを運ぶ「産業のみち」として利用され、嫁入りや医者通い、巡礼などに使われた「生活のみち」は、かつての集落間のつながりを今に伝える。このように、町内を縦横に走る道筋は、古くからさまざまな形で使われ、地域の歴史や人々の暮らしを支えてきた。	○ 戦のみち ○ 産業のみち ○ 生活のみち	・戦の道 ・嫁入りの道や医者通いの道などの古道・峠道 ・道標など ・中世城跡や五輪塔・宝篋印塔 ・播但鉄道	・地域間の交流・交易	・山名・赤松の合戦 ・羽柴秀吉の但馬攻めと羽柴秀吉制札 ・幕末の生野義拳 ・道にまつわる伝承
	VI 但馬街道と 生野鉱山寮馬車道 に係るものがたり	かつての但馬街道（生野街道）の沿道には街道村や宿場町が形成されて人や物資が行き来した。そして近代になり、生野鉱山寮馬車道（銀の馬車道）が敷設されると、中村・栗賀町などの町場はさらに発展し、播磨と但馬を結ぶ重要な役割を果たしてきた。播但鉄道が通り、物資輸送の中心が鉄道へと移行するなかで、かつての街道・馬車道は、国道・県道・村道へと引き継がれていくことになるが、これらの道筋は、現在も播磨と但馬を結ぶ主要な南北軸として、地域間の交通・交流を支え続けている。	○ 但馬街道と沿道に営まれた集落 ○ 生野鉱山寮馬車道（通称：銀の馬車道）	・但馬街道（生野街道） ・生野鉱山寮馬車道（銀の馬車道） ・中村・栗賀町の町並み ・追上などの街道沿いの町並み ・町家等の歴史的建築物 ・道標など	・かみかわ銀の馬車道まつりなどの取組	・播磨と但馬を結ぶ幹線としての利用
記憶で紡ぐ 歴史文化	VII 播磨国風土記と 福本遺跡 に係るものがたり	神河町のほとんどの地域は『播磨国風土記』の「神前郡 聖岡里」に含まれ、里の由来に関わる逸話が今日に伝わる。また、福本遺跡では、旧石器時代から奈良時代を中心とした遺構や遺物が発見されており、聖岡の里での人々のくらしの起点が明らかになりつつある。風土記の検証による物語の浸透と、調査による新たな発見などを通じて、聖岡里の伝承に関連づけられる歴史文化遺産も多くなり、周辺の遺跡や古墳群などと一体となって悠久の歴史ロマンを感じることができる。	○ 聖岡里 ○ 福本遺跡と堂屋敷廃寺	・福本遺跡 ・堂屋敷廃寺 ・高畑通古墳群や城山古墳群などの古墳や遺跡 ・石の懸樋と湯川（小田原川） ・聖の大岩と日吉神社	・福本遺跡まつり	・播磨国風土記
	VIII 福本藩と近世村落 に係るものがたり	近世、神河町の村々は、姫路藩領や鳥取藩飛地領などの領主変遷を経て、幕府領と福本藩領に大きく分かれる。このうち、福本藩領の中心となったのが福本藩陣屋であり、その周辺には福本藩池田家に関連する歴史文化遺産が数多く集積し、かつての当地域の政治・文化の中心性を物語る。 また、近世村落は、人々の共同体意識を高め、地域色豊かな歴史や文化を育んできた。そして、近世村落から続く各区の住民相互の強い絆は、区の共同作業や協議会活動などとして、形を変えながらも現在に受け継がれている。	○ 福本藩池田家陣屋 ○ 池田家と徹心寺 ○ 受け継がれる近世村落の共同体意識	・福本藩陣屋跡と旧福本藩池田家陣屋庭園 ・徹心寺と福本藩歴代藩主墓所 ・門跡などの陣屋関連遺構 ・常夜燈などの陣屋関連建造物 ・地域の紐帯となる寺社など	・区や協議会などによるまちづくり活動	・福本藩領と幕府領の村々 ・古文書・歴史史料 ・地名・屋号など ・村落共同体としての人々のつながり
	IX 地域の伝承・信仰 に係るものがたり	神河町には、全国に知られる伝説から町内各地域の言い伝えまで、さまざまな説話・伝承が伝わる。犬寺物語に関わる堂屋敷廃寺・法楽寺や平家落人伝説にまつわる壇の地蔵・花だんごなどのように、説話・伝承に彩られた建造物や遺跡、祭りや行事、樹木などが、各地域の歴史文化をより一層味わい深いものとしている。そして、それらは、町全域にわたる歴史文化豊かな環境をつくりだし、暮らしや観光の魅力を高めている。	○ 犬寺物語 ○ 歴史文化を彩る説話・伝承 ○ 地域の記憶を受け継ぐ祭り・行事	・法楽寺 ・堂屋敷廃寺 ・福本石造宝篋印塔・五輪塔や犬塚など ・地域の紐帯となる寺社など ・いわれのある遺跡・遺構や巨石、巨樹・社叢、滝など	・花だんご、くまびきうち、獅子舞などの祭り・行事	・犬寺物語 ・地域に伝わる説話・伝承

かみかわ歴史文化ものがたり

自然と生きる歴史文化

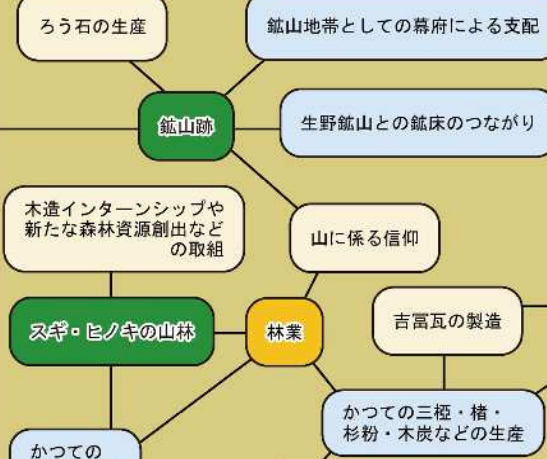
砥峰・峰山高原に係るものがたり



清流と名水に係るものがたり

生業で育む歴史文化

山を活かした生業に係るものがたり

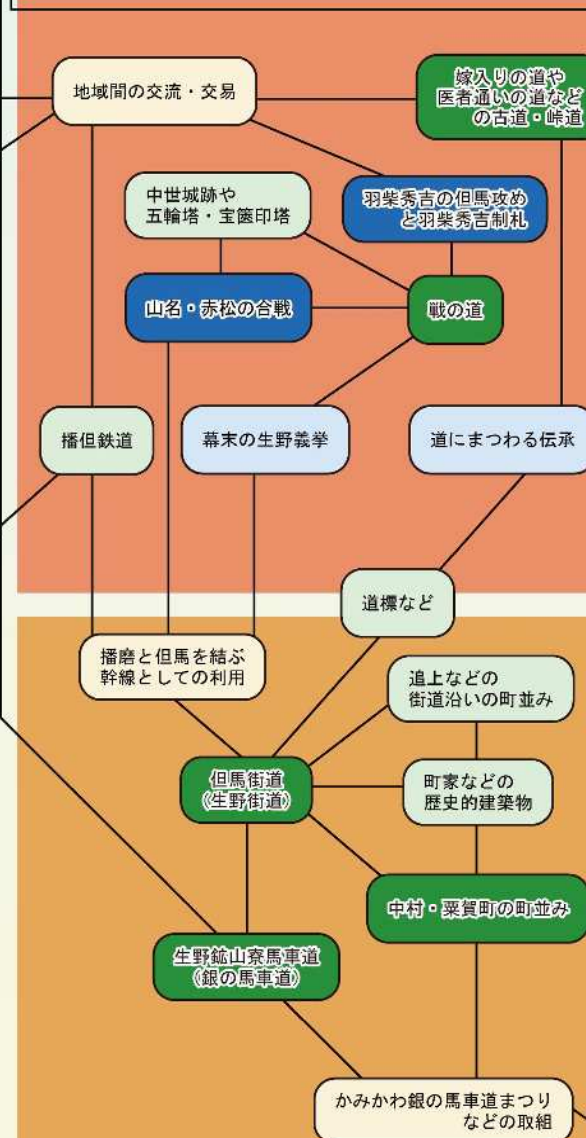


農業と特産品づくりに係るものがたり

山

みちで繋ぐ歴史文化

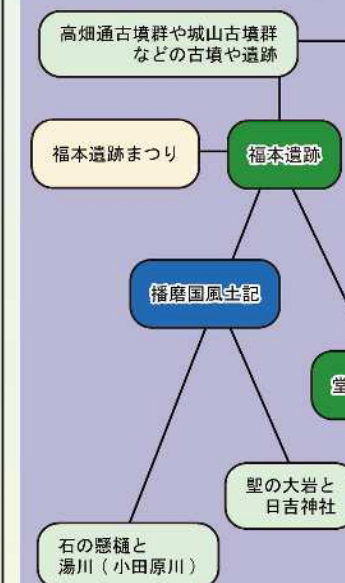
縦横に走る歴史のみちに係るものがたり



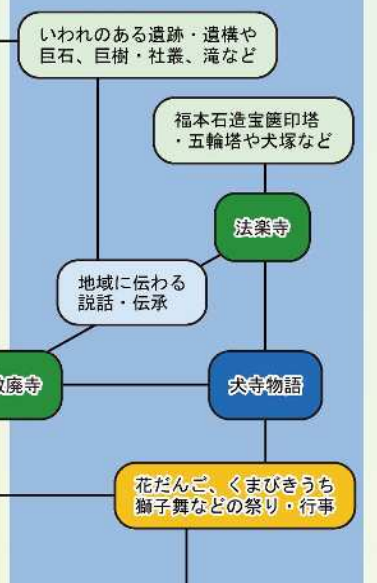
生野街道と銀の馬車道に係るものがたり

記憶で紡ぐ歴史文化

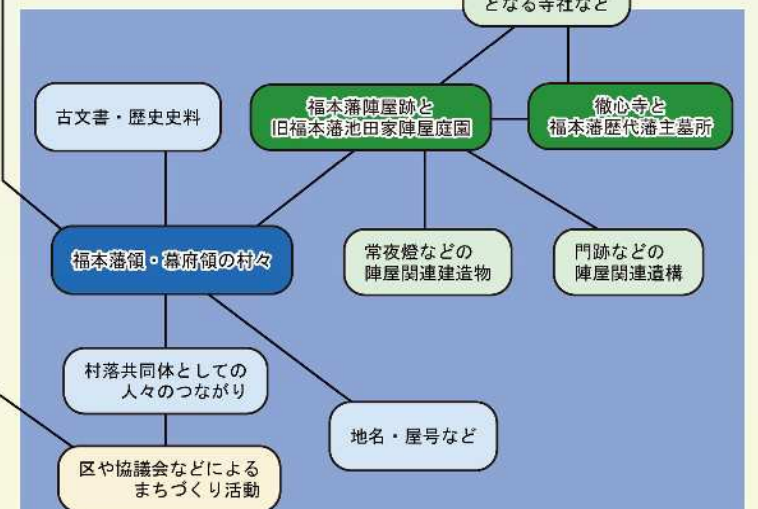
播磨国風土記と福本遺跡に係るものがたり



地域の伝承・信仰に係るものがたり



福本藩と近世村落に係るものがたり



凡例

ものがたりを構成する歴史文化遺産の項目（枠組み）	左記のうち、ものがたりの核となる項目（枠組み）
もの（建築物・石造物・遺跡・自然など）	●
ひと（古くからの営みや新たな取組など）	●
こと（史実や説話・伝承など）	●

図 5- 2 「かみかわ歴史文化ものがたり」を構成する歴史文化遺産の各項目（枠組み）の相関関係

5－3 歴史文化遺産保存活用区域における優先的・重点的な施策展開

（１）歴史文化遺産保存活用区域の位置づけ

前項で整理した「かみかわ歴史文化ものがたり」を構成する歴史文化遺産は、町全域に広く分布していることから、4－1・4－2で示した目標・方針並びに5－1で示した事業計画に基づき、町全域においても各区と連携を図りながら、歴史文化を活かしたまちづくりの取組を着実に展開していくことが基本となる。

その上で、特に優先的・重点的に施策を実施していくことにより、「かみかわ歴史文化ものがたり」の魅力の発信や歴史文化遺産の保存・活用を効果的に進め、神河町における歴史文化を活かしたまちづくりを先導する区域を「歴史文化遺産保存活用区域」に設定する。

※「歴史文化遺産保存活用区域」は、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（平成31年（2019）3月、文化庁）で定める「文化財保存活用区域」に相当する。

（２）歴史文化遺産保存活用区域の設定

ア 区域設定の考え方

「かみかわ歴史文化ものがたり」の重なり状況や歴史文化遺産の集積状況、また、歴史文化を活かしたまちづくりへの取組状況等をもとに、神河町として優先的・重点的に施策展開を図ることにより、歴史文化を活かしたまちづくりを町全体に波及させていくモデルとなる区域を歴史文化遺産保存活用区域に設定する。

対象区域の設定にあたっては、取組の主な対象とする「かみかわ歴史文化ものがたり」を選定した上で、ものがたりの価値や魅力を一体となって形成する歴史文化遺産の分布ならびに文化的な空間を戦略的・計画的に創出すべき区域を検討して設定するものとする。

イ 歴史文化遺産保存活用区域（2020～2029年度）

神河町では、2020～2029年度の歴史文化遺産保存活用区域として、「但馬街道と生野鉾山寮馬車道に係るものがたり」を代表する区域である「生野鉾山寮馬車道（銀の馬車道）沿道区域」（93ページ参照）と「播磨国風土記と福本遺跡に係るものがたり」を代表する区域である「福本遺跡を核とした関連遺跡区域」（109ページ参照）の2区域を設定する。

なお、これらの2区域以外においても、庁内各課における各種取組と連携しながら、本計画



図5-3 神河町の歴史文化遺産保存活用区域（2020～2029年度）

に基づく町全域における取組を着実に進め、各地域の取組の支援の充実等を図るとともに、先行する 2 区域における成果を踏まえて、今後、必要に応じて歴史文化遺産保存活用区域を設定していく。(図 5-3)

歴史文化遺産保存活用区域（2020～2029 年度）の設定根拠

①「かみかわ歴史文化ものがたり」の重なり状況や歴史文化遺産の集積状況

9 つの「かみかわ歴史文化ものがたり」のうち、「砥峰・峰山高原に係るものがたり」、「但馬街道と生野鉾山寮馬車道に係るものがたり」、「播磨国風土記と福本遺跡に係るものがたり」の 3 つは、ある程度の地域的なまとまりをもつが、その他の 6 つは、おおむね町全域に展開している。また、現在の神河町域を構成する 40 区のほとんどが、

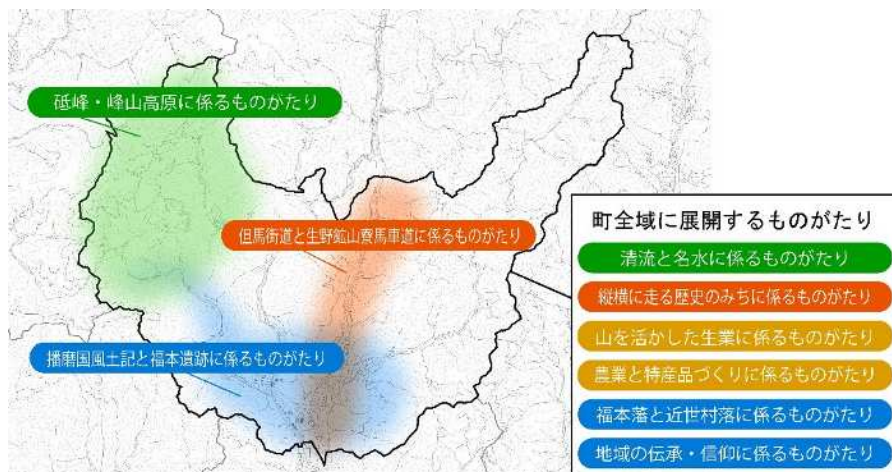


図 5-4 「かみかわ歴史文化ものがたり」の分布

近世村落を継承した単位であるという特徴を活かし、近年の地域サロン事業をはじめとした各種まちづくりの取組も、区を単位としながら地域バランスを考慮した偏りない施策展開を図ってきた。このことにより、歴史文化を活かしたまちづくりの側面においても、各区に受け継がれる歴史文化遺産の特徴を活かしながら、町全域において意識の向上がみられてきている。

② 歴史文化を活かしたまちづくりの取組状況

観光行政の視点からは、神河町観光協会では、町域を「大河内高原エリア」、「銀の馬車道エリア」、「越知川名水街道エリア」の 3 つのエリアに区分した戦略的な観光振興の取組を展開しており、活用の効果をより一層高めていくためには、これらのまとまりとの連携を図ることが求められる。このなかで、平成 29 年（2017）4 月には、「播但貫く銀の馬車道 鉾石の道」が日本遺産に認定され、重点的な取組が展開されているところである。また、福本区の福本遺跡（一部県指定史跡）については、学びと交流のフィールドミュージアムとしての活用整備に向けた検討を進めてきており、平成 30 年（2018）3 月には『福本遺跡環境整備計画』を策定して整備に向けた取組を具体化するとともに、平成 29 年（2017）3 月には、堂屋敷廃寺が確認されるなど、福本遺跡を中心としながら、周辺地域のさまざまな遺跡等と連携した保存・活用の取組の具体化・実現化が求められている。



図 5-5 神河町観光協会ホームページ「かみかわ観光ナビ」におけるエリア区分

また、これらの区域は、平成 29 年（2017）3 月策定の『神河町歴史文化遺産保存活用計画』の対象区域に設定し、平成 30 年度から優先的・重点的な取組を先行して実施していた区域でもある。



歴史文化遺産保存活用区域（2020～2029 年度）

「生野鉾山寮馬車道（銀の馬車道）沿道区域」

「福本遺跡を核とした関連遺跡区域」

（３）生野鉱山寮馬車道（銀の馬車道）沿道区域の保存活用計画

ア 区域の範囲

生野鉱山寮馬車道（銀の馬車道）沿道区域は、神河町中心部を猪篠区から福本区まで南北に貫く生野鉱山寮馬車道（銀の馬車道）の周辺エリアに設定する（図 5-6）。

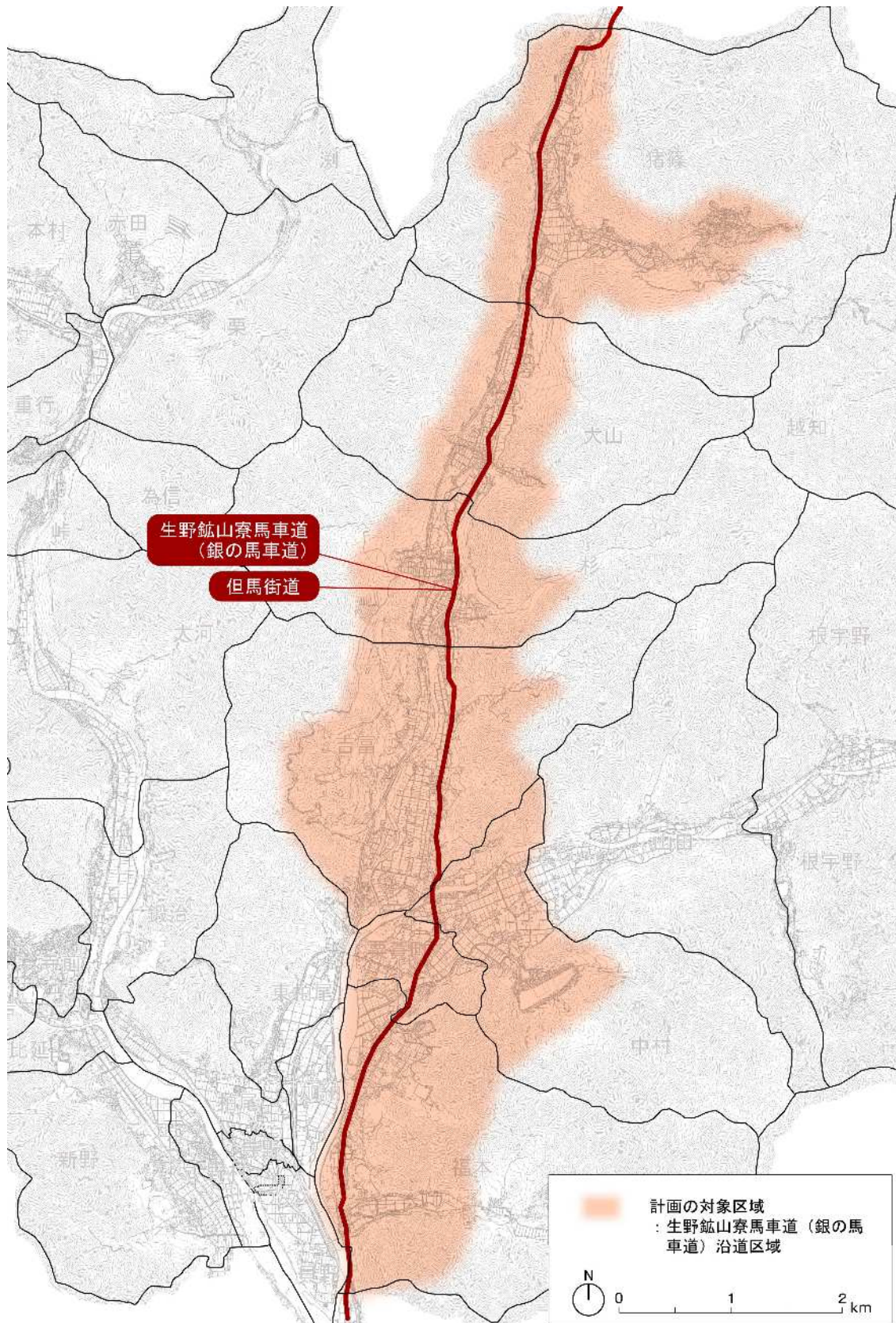


図 5- 6 計画の対象区域（生野鉱山寮馬車道（銀の馬車道）沿道区域）

イ 生野鉱山寮馬車道（銀の馬車道）沿道区域の歴史文化

① 沿革

- ・加都遺跡（朝来市）で見つかった律令期の道「（仮称）但馬道」は、南へ伸びて、この付近を通っていたと考えられ、後世に続く道筋が古代から利用されていたことが推察される。中世の山名・赤松の合戦や近世初期の織田・羽柴軍による但馬制圧などの戦の道として、また、近世に西国三十三カ所巡礼が庶民に普及すると信仰の道としても使われ、古くから当地域の幹線としての役割を担ってきた。
- ・近世、但馬街道の沿道には、街道村や宿場町が形成され、人や物資が行き来した。なかでも中村（中村区）・栗賀町（栗賀町区）と追上（猪篠区）は、人馬継立ての宿場町として栄え、現在でも歴史的な町並みを残している。また、福本区には福本藩陣屋が置かれて、地域の政治・経済・文化の中心地として栄え、福本藩池田家に関する歴史文化遺産が数多く集積する。
- ・近代には、但馬街道をもとに、「日本初的高速産業道路」として生野鉱山寮馬車道が整備され、生野鉱山の採掘・製錬に必要な機械や日常用品などの物資、産出された銀など鉱物の輸送ルートとして大きな役割を果たした。
- ・播但鉄道開通により物資輸送の中心が鉄道へと移行すると、馬車道は廃止され、その役割を終えた。そして、道路網の整備に伴い、かつての但馬街道や馬車道は、その一部区間が国道・県道・村道として受け継がれるとともに、旧道・遺構としてかつての面影を現在に伝えている。但馬街道・馬車道に沿う道筋には、播但自動車道が開通し、国道 312 号とともに現在も播磨と但馬を結ぶ主要な南北軸として、地域間の交通・交流を支え続けている。
- ・平成に入り、生野鉱山寮馬車道の地域交流軸としての活用を目指し、「銀の馬車道」と名付け、「銀の馬車道」活用推進計画に基づくさまざまなプロジェクトを推進している。
- ・平成 29 年（2017）4 月、「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」が日本遺産に認定されている。



吉富畑川原池上空から撮影

日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道 ～資源大国日本の記憶をたどる 73km の轍～」

日本遺産は、建造物や遺跡、祭り等の有形・無形の文化財を活用した地域の特徴あるストーリーを認定する制度で、文化庁が平成 27 年（2015）に創設したものである。

平成 29 年（2017）4 月に認定された「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」は、神河町と姫路市、福崎町、市川町、朝来市、養父市が連携し、国内最大規模で残る鉱山遺跡群の魅力が認められたものであり、そのストーリーの概要は次のとおりである。

日本遺産認定ストーリー

兵庫県中央部の播但地域。そこに姫路・飾磨港から生野鉱山へと南北一直線に貫く道があります、“銀の馬車道”です。さらに明延鉱山、中瀬鉱山へと“鉱石の道”が続きます。

わが国屈指の鉱山群をめざす全長 73km のこの道は、明治の面影を残す宿場町を経て鉱山町へ、さらに歩を進めると各鉱山の静謐とした坑道にたどり着きます。

近代化の始発点にして、この道の終着点となる鉱山群へと向かう旅は、鉱山まちが放ついぶし銀の景観と生活の今昔に触れることができ、鉱物資源大国日本の記憶へといざないます。

神河町には全長約 49km にわたる生野鉱山寮馬車道（通称：「銀の馬車道」）の約 10km が通っており、日本遺産のストーリーは、かみかわ歴史文化ものがたりのうち、「但馬街道と生野鉱山寮馬車道に係るものがたり」の一部にあたる。神河町域の日本遺産の構成文化財としては、「生野鉱山寮馬車道」に加え、「栗賀町」と同地区内に位置する「竹内家住宅」があげられている。馬車道の中でも特に吉富畑川原には、マカダム式舗装が確認されて馬車道が現存し、往時の様子を想い起こすことができる。



図 5- 7 銀の馬車道・鉱石の道

② 歴史文化の特徴

沿道の各地区では、古くから播磨と但馬を結ぶ道筋における多くのもの・ひとの往来から影響を受けながら、地区ごとの地勢や風土に応じた個性豊かな歴史文化を育んできた。各地区を貫く近世の但馬街道、近代の生野鉱山寮馬車道は、地域の政治・経済の中心軸となってまとまりのある歴史文化を醸成し、現在、これらを地域交流軸とした新たな歴史文化の創造へと展開している。

このように、当該区域における歴史文化は、但馬街道・生野鉱山寮馬車道（銀の馬車道）を核として沿道に展開する多様な個性をもつ地区の歴史文化の総体である。従って、かみかわ歴史文化ものがたりのほかでも、「但馬街道と生野鉱山寮馬車道に係るものがたり」を中心に「福本藩と近世村落に係るものがたり」と深く関連しながら展開する歴史文化と位置づけられる。

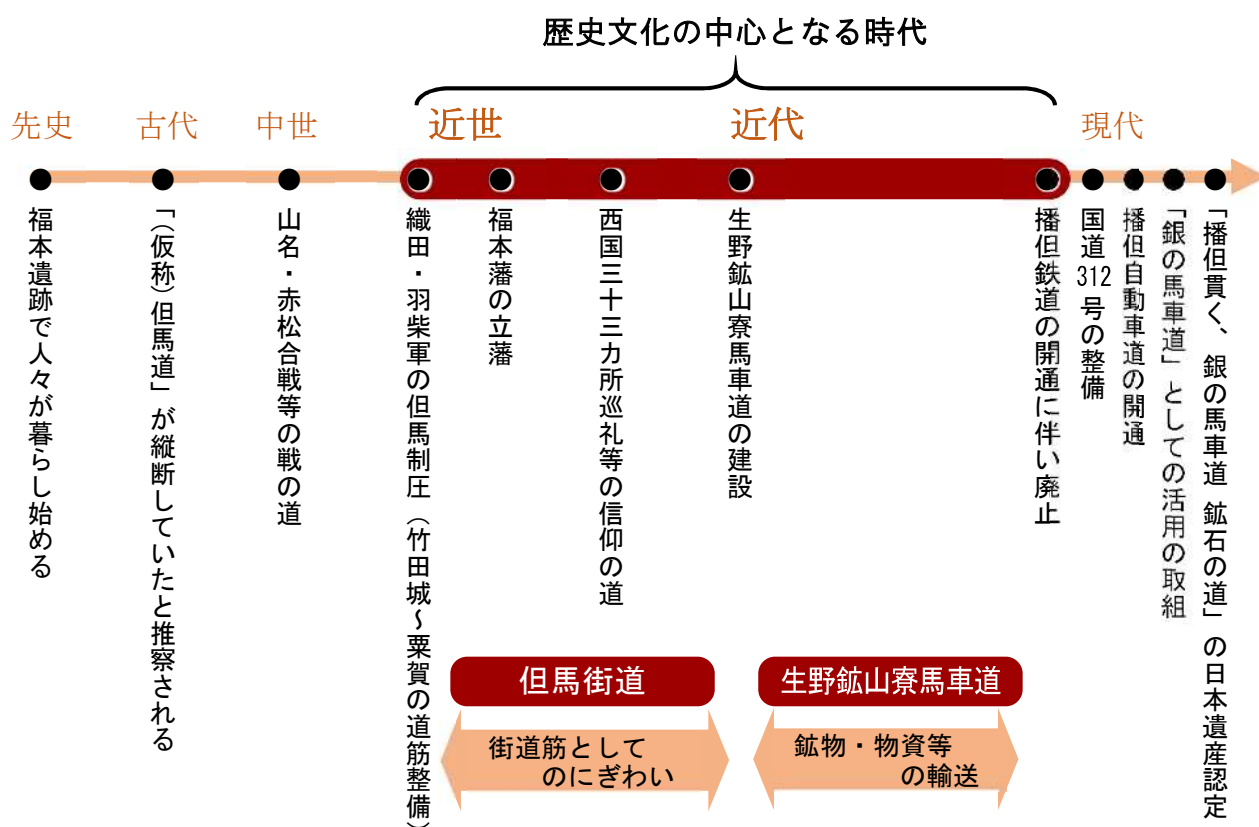


図 5- 8 対象区域における歴史文化の中心となる時代（概念図）

③ 保存活用区域における主要な歴史文化遺産（対象とするものがたりを構成する歴史文化遺産に限る）

当該区域の歴史文化の中心となるものがたり「但馬街道と生野鉾山寮馬車道に係るものがたり」ならびに関連の深いものがたり「福本藩と近世村落に係るものがたり」を構成する歴史文化遺産のうち、当該保存活用区域内の主要な歴史文化遺産の概要は次のとおりである。

表 5- 9 保存活用区域における主要な歴史文化遺産の概要（その 1）

名称	所在地	概要	ものがたり	
			VI	VIII
但馬街道	猪篠区 大山区 杉区 吉富区 中村区 栗賀町区 福本区	市川流域の道筋は、山名・赤松の合戦などの戦の道や西国三十三所巡礼などの信仰の道にも使われ、古くから当地域の幹線としての役割を担ってきた。戦国時代に織田・羽柴軍が但馬を制圧すると、竹田城から栗賀の道筋は、人馬や物資が往来する街道として賑わいをみせる。 この但馬街道が通る村々には、街道に沿った街村状の集落が営まれ、歴史的な様式や趣を残す民家や道端の道標などが、かつての街道集落としての歴史を伝える。なかでも、栗賀町と追上（猪篠）は人馬継立ての宿場として賑わいをみせ、古くからの民家が数多く残る歴史的な町並みを現在に受け継いでいる。	●	
生野鉾山寮馬車道 （銀の馬車道）	猪篠区 大山区 杉区 吉富区 中村区 栗賀町区 福本区	明治元年（1868）、貿易による国づくりを目指した明治新政府は、対象の銀を必要とし、フランス式鉾山技術により生野鉾山の再開発を行う。生野鉾山寮馬車道は、明治 9 年（1876）に、生野鉾山と飾磨津（現姫路港）の間の約 49km を南北に結ぶ馬車専用道路として造られた「日本初の高産産業道路」ともいえる道であった。当初、生野鉾山と飾磨津をつなぐ新しい輸送手段として、市川の船運や鉄道施設も検討されたが、多額の工事費用がかかるため見送られ、古くから使われてきた但馬街道をもとにして馬車が通れる最新式の道路に改修することとなった。フランス人のレオン・シスレーを技師長とし、当時のヨーロッパの舗装技術「マカダム式」を取り入れ、3 年の工事を経て完成した。未曾有の事業であったことが、同年に建てられた記念碑「馬車道修築」の碑（姫路市砥堀）に記されている。なお、当時の馬車は、長さ 3m、幅 1m 程の桎の木製の車台から出る 2 本の梶棒を馬に取り付け、車台の下には直径約 1m の 2 つの車輪が付き、地面に接する部分は鉄板で補強されていたと伝わる。 馬車道は、生野鉾山の採掘・精錬に必要な機械や日常用品などの物資、産出された銀等の鉾物の輸送ルートとして大きな役割を果たしてきたが、明治 27 年（1894）、飾磨寺前間の播但鉄道が開通すると、徐々にその役割を終え、大正 9 年（1920）には廃止された。その後、改修や路線変更を経ながら、現在も大部分が国道や県道、町道として利用されている。	●	
追上の町並み	猪篠区	追上是但馬街道と丹波街道の分岐点にあたり、人馬継立ての間屋が置かれ、茶屋等も増えて宿場として賑わいをみせた。明治期に整備された生野鉾山寮馬車道は、追上付近では但馬街道と別のルートで整備されたことから、現在も古くからの細く緩やかに曲がる道が残り、伝統的な様式を踏襲した民家とともに歴史的な佇まいを残す。また、「大黒屋」「角屋」「姫路屋」などの屋号をもつ家々も残り、街道集落としての繁栄の歴史を感じることができる。	●	●

※ものがたり欄のVIは「但馬街道と生野鉾山寮馬車道に係るものがたり」、VIIIは「福本藩と近世村落に係るものがたり」にあたる。以下、表 5-11～5-14 について同様。

表 5- 10 保存活用区域における主要な歴史文化遺産の概要（その 2）

名称	所在地	概要	ものがたり	
			Ⅵ	Ⅷ
追上の道標	猪篠区	近世、宿場町として栄えた追上のまちの南端、郷倉（代官所に納める年貢米の収納を目的として立てられた倉）の前に位置する。但馬街道と丹波街道の分岐にあたり、「右 ひめじ、左 たんば」の銘文がみられる。	●	
切後橋	杉区	生野鉱山寮馬車道に架かる橋。昭和 27 年（1952）1 月建設。	●	
天領界	杉区 吉富区	吉富区と杉区の境である細い溝は、杉区以北が多可郡に編入された中世以前から、神東・多可両郡の境であり、江戸時代には、福本藩と天領（幕府領）の境であった。		●
吉富陣屋跡 （千石さん）	吉富区	貞享 4 年（1688）、福本藩主政森が弟・政親（池田頼母）に千石を分かち、吉富に分家した。これを吉富陣屋または千石様と称する。現在の大歳下組集会所上に、陣屋跡・馬場跡が残る。		●
中村・栗賀町の町並み	中村区 栗賀町区	江戸時代の寛文 3 年（1663）に福本藩が置かれると、陣屋北部の街道筋の両側に商工業者を定着させて、人馬の乗継をする宿場町が整備された。この中村・栗賀町では、流通の間屋や商家、旅宿も屋号を掲げて商いを競い、旅人の往来や商品流通が増加するなかで地域経済の中心地として発展し、年に数度、生野鉱山から大坂御金蔵への産出銀納入の道中行列（御銀登（おかねのぼり）道中）にも中継ぎの人馬を供給したという。 現在も、牛や馬の蹄の手入れのために、底に石畳を敷いた水路を歩かせた跡（牛馬の流し場）が残されている。また、中村・栗賀町の町並みには、昔ながらの白漆喰で仕上げられた蔵や、木製格子窓や虫籠窓、竹矢来などの伝統意匠を配した建物も残り、歴史的な風情を感じさせる。 町並みの中心には、旧難波酒造や竹内家住宅などが街道に沿って建ち、その規模の大きさなどからは、往時の宿場町の繁栄を感じとることができる。 【歴史的景観形成地区（景観の形成等に関する条例：兵庫県）】	●	●
旧難波酒造	中村区	但馬街道沿いに発達した宿場町である中村・栗賀町地区の中心地に位置する伝統的様式の町家であり、地区のシンボリック建物となっている。江戸時代に初代が大坂からこの地に移り住んで養蚕業や染色業を営み、江戸時代末期から昭和 50 年代頃まで酒造業を営んできた。建物は慶応元年（1865）築と考えられる。 【国登録有形文化財】 【景観形成重要建造物（景観の形成等に関する条例：兵庫県）】	●	
観音橋 観音橋の道標地蔵	中村区	法楽寺の参道にあったことから「観音橋」と呼ばれるようになったこの橋は、かつて大橋として 20m ほど上流にあった。明治初期の馬車道はこの大橋が補強されて開通した。その後、明治 36 年（1903）に現在のルートに変更して木橋がかけられ、昭和 4 年（1929）にコンクリート橋として整備された。 現在の観音橋の南側たもとには、大橋石碑と道標がある。これは、20m 上流からの観音橋の付け替えの時にあわせて移設されたものであり、道標をよく見ると示す地名の方向が違っていることが分かる。兵庫県の近代化遺産に選定されている。	●	

表 5- 11 保存活用区域における主要な歴史文化遺産の概要（その 3）

名称	所在地	概要	ものがたり	
			Ⅵ	Ⅷ
法楽寺 神馬図絵馬	中村区	法楽寺に伝わる 2 頭の馬が描かれた絵馬で、画法も優れており、近在の画工ではなく、本格的な絵師によるものと考えられている。画面の墨書から元禄 17 申年 3 月朔日（1 日）に源政種（＝福本藩三代藩主政森）が国家長久子孫繁栄を祈って奉納したことがわかる。この絵馬と同じ絵馬が日吉神社にも奉納されている。また画面は同じで奉納時期が違った絵馬が福本大歳神社に奉納されている。形状は、縦 50.6cm、横 76.1cm（内寸縦 45.4cm、横 66.9cm）である。 【町指定有形文化財】		●
埋田神社 四季農耕図絵馬及び祭礼図絵馬	中村区	埋田神社は中村と栗賀町に氏子をもつ神社で、本殿は町内に現存する最古建造物の本殿であり、絵馬と同時に町指定文化財にされている。この神社には、奉納された絵馬が多く残っており、なかでも、「四季農耕図」と「祭礼図」の 2 面の絵馬には、「慶応四年（1868）辰林鐘（6 月の別名）吉日」の銘がある。この年は埋田神社に残る棟札から、神社の建て替えの際に一对で奉納されたことがわかる。この絵馬に描かれた図柄から、当時のこの地域の農業の様子や埋田神社の祭りの様子も知ることができる。形状は、縦 104.2cm、横 201.1cm（内寸縦 89.3cm、横 186.5cm）である。 【町指定有形文化財】		●
竹内家住宅（中村屋）	栗賀町区	中村・栗賀町歴史的景観形成地区に建つ町家。江戸時代には醸造業・酒造業を営んでいた。また、地域一帯のお茶の間屋としての役割も担っていた。建物は、天保 12 年（1841）の栗賀町村の火災後に、生野にあった山師（鉱山業者）の邸宅を移築したものと伝わる。但馬街道沿いに建ち、宿場町として栄えた当地区を代表する貴重な建物であり、県の景観形成重要建造物に指定されている。 【景観形成重要建造物（景観の形成等に関する条例：兵庫県）】	●	
伊勢屋（旧旅籠）	栗賀町区	かつて伊勢屋という屋号をもつ宿場町の本陣があり、「ぬれわらじ」とも言われていた。江戸時代、村への移住者や分家が村入りする際に、紹介・保証が必要であり、その紹介や保証を頼む有力者の家又はその主人を「ぬれわらじ」と言ったと伝わる。	●	
播磨國神東郡栗賀驛標柱	栗賀町区	高さ 94cm、幅 20cm、奥行き 27cm。銘文は「播磨國神東郡栗賀驛」「一、但馬國境迄 三里三丁余 一、福寄新村迄 三里二十丁余一、姫路迄 七里三十三丁余」。年代は不明。生蓮寺門前。栗賀が宿驛であったことを示す貴重な資料。宿驛は、人馬継立や宿泊を主な任務とした特殊集落で、但馬街道には仁豊野（姫路市）、屋形（市川町）、栗賀、猪篠、真弓・山口・竹田・和田山（朝来市）に存在したようである。	●	
馬橋	栗賀町区	栗賀町は古くは町の防衛構造として、横町筋（現在の公民館）で直角に東へ屈曲し、山の麓へと向かうルートになっていた。しかし、生野鉱山寮馬車道の建設時に、当時の馬車は小回りができなかったため、この辻から城下町福本の北総門まで直進するルートに変更された。この時に東山谷川を渡るために橋が架けられ、馬車専用道路として建設されたことで「馬橋」と命名された。	●	

表 5- 12 保存活用区域における主要な歴史文化遺産の概要（その 4）

名称	所在地	概要	ものがたり	
			Ⅵ	Ⅷ
福本藩陣屋町に関連する遺跡・遺構	福本区	福本藩は寛文 3 年（1663）に立藩した外様大名である。徳川家とも姻戚関係にあり、8 代にわたり池田氏が治めた。播磨でこのように長い年月、同じ領主が治めることはめずらしいことであった。福本藩の領地は神河町のほとんどの地域と市川町の一部、高砂市曾根の一部であった。 かつての福本陣屋は、現在の大歳神社（福本区）の境内にあたり、陣屋屋敷や庭園、馬場などが位置していた。また、但馬街道に構えた南惣門から北惣門まで約 600m の間は両側に商家などの町家が軒を並べ、街道筋から東側に家中屋敷が広がっていた。大歳神社（福本区）の周辺には、南北の惣門跡や表裏の御門跡、防塁跡、高札場跡、大手広場跡、四辻跡、常夜燈など、かつての陣屋に関連した遺跡・遺構がみられ、往時を思い起こすことができる。	●	●
大歳神社	福本区	古くは、集落北の土豪野田一族の氏神として、宮の谷に鎮座した故社。福本藩創設の際に、初代藩主松平政直により藩域領民の鎮守大歳大明神として、山根の丘上に祭祀されて崇められた。福本藩廃止の後、地域住民の熱望により、大正 2 年（1913）に陣屋御殿跡に遷座された。本殿・舞殿は、遷座にあわせて建てられたもので、本殿は一間社流造、銅板葺、舞殿は五間三間の入母屋造、棧瓦葺であり、腕木繰形が面白い。		●
保秀稲荷	福本区	初代藩主松平政直がこの地に陣屋を造営した時、藩邸御屋敷の丑寅方角に鬼門の抑えと家門領知の鎮護として勧請建立されたと伝えられ、歴代藩主と家臣たちの厚い信仰と庇護をうけ、現在に伝えられている。		●
徹心寺	福本区	徹心寺は福本藩池田家の初代政直（初代姫路藩主池田輝政の孫、寛文 5 年（1665）没）が、寛文 5 年に菩提寺として建立した寺院である。本堂、山門とも茅葺屋根で、独特の趣のある建物であり、軒瓦などに池田家家紋の揚羽蝶がみられる。 本堂は、茅葺屋根の独特の趣をもつ建物で、保存されている棟札には宝暦 12 年（1762）に加東郡下番村（現在の小野市）大工棟梁好山善兵衛有吉の手で建てられたと書かれているが、後世の改築が多くみられる。向拝も入母屋造で茅葺という珍しい形式をもち、寺院数の少ない日蓮宗の本堂として注目されている。（桁行 13.1m、梁間 12.2m、入母屋造。向拝一間、入母屋造妻入、茅葺。背面下屋庇付、トタン葺。宝暦 12 年（1762）築・宝暦 13 年棟札有。） 山門は、寺地の南に開く規模の大きな門で、せいの高い茅葺屋根の独特の趣をもつ薬医門である。随所に絵様・繰形を多く用い、部位に変化をつけるだけでなく、その一つ一つが極めて個性的である。町内での類例は寺野区の浄光寺山門があるのみである。建立時代を示す史料として、板扉の八双金具に「天保第九 夏 六月」の刻銘がある。（一間薬医門、切妻造、茅葺。天保 9 年（1838）築。） 【県指定有形文化財：本堂・山門】		●

表 5- 13 保存活用区域における主要な歴史文化遺産の概要（その 5）

名称	所在地	概要	ものがたり	
			Ⅵ	Ⅷ
福本大歳神社 神馬 図絵馬	福本区	福本大歳神社に伝わる 2 頭の馬が描かれた絵馬。画法も優れており、近在の画工ではなく、本格的な絵師によるものと考えられている。画面の墨書から元禄 16 年（1703）9 月 9 日に源政安（＝福本藩三代藩主政森）が国家長久子孫繁栄を祈って奉納したことがわかる。法楽寺や日吉神社に奉納されている絵馬と画面は同じであるが、奉納時期が約半年早い。形状は、縦 50.6cm、横 76.1cm（内寸縦 45.4cm、横 66.9cm）。 【町指定有形文化財】		●
福本大歳神社 祭礼 図絵馬	福本区	福本大歳神社に伝わる江戸時代末期頃の祭礼と福本陣屋の様子が詳細に描かれた絵馬。画面中央上部に藩主が住む藩邸があり、その手前の大手で、神輿や山車が集まり、人々が獅子舞を見物している姿があるなど、当時、福本陣屋が賑わっていた様子をうかがい知ることができる。また「古田探溪」と作者銘も記されている。祭礼の様子だけでなく、当時の町並みや地域の風俗を知る上でも貴重な歴史資料である。 【町指定有形文化財】		●
旧福本藩池田家陣屋 庭園	福本区	池泉回遊式の庭園で、県内での現存事例の少ない大名庭園。庭園の中心には清水に満たされた池泉があり、中心部には蓬莱島と推定される中島が築かれ、池泉東側には五山の築山が配されている。庭園の造りから、福本藩が小規模ながらも格調の高かったことがうかがえる。 【県指定名勝】		●
福本藩歴代藩主墓所	福本区	徹心寺の境内には福本藩歴代藩主墓所がある。このように歴代の藩主の墓所があるのは、県内では数例である。 【町指定有形文化財】		●

ウ 守り、育み、活かすための課題

ここでは、歴史文化を活かしたまちづくりの方針のうち、「具体方針2－3 歴史文化遺産のつながりがつくるものがたりを守り、育み、活かす」に従い、当該区域の歴史文化を活かしたまちづくりに係る現状の課題を「守り、育むための課題」、「活かすための課題」、「守り、育み、活かすための体制整備の課題」の3点から整理し、課題の解決に向けた必要な視点を示す。

○ 守り、育むための課題

(課題の解決に向けた必要な視点)

- ・史料調査が十分でなく、さらなる価値の解明の可能性が残る。 → 馬車道のさらなる価値の解明に向けた史料調査等の継続的な調査
- ・これまで把握できていない馬車道に関連する歴史文化遺産が残る。 → 馬車道に関連する歴史文化遺産の調査
- ・整備手法によっては、馬車道の価値を適切に伝えられないおそれがある。 → 整備によりオーセンティシティ（真正性・信憑性）を損なわないよう、文化財指定等による価値の保存
- ・保存・継承に向けた課題を抱える歴史的建造物や町並み、遺跡、伝統的活動などがみられる。 → 各種法制度や事業等を活用した保存・継承のための措置

○ 活かすための課題

- ・道筋のみを対象とした取組では、活用の効果が限定的になる。 → 沿道のさまざまな歴史文化遺産との連携
- ・沿道に空き家等が増加している。 → 空き家等の効果的な活用方策の検討
- ・道の遺構であるため、視覚的に価値や魅力を捉え難い。 → 沿道に点在するさまざまな歴史文化遺産をつないだ軸の形成
→ さまざまな手法による価値や魅力の分かりやすい表現・発信・伝達

○ 守り、育み、活かすための体制整備の課題

- ・日本遺産により認知度は高まっているものの、依然として馬車道の価値や魅力が十分に周知されていない。 → 教育との連携による馬車道の保存・活用を推進する担い手の裾野の拡大
→ 認知度の向上に向けた情報発信等
- ・馬車道を軸(核)とした沿道各区や関係団体、行政などの各主体の連携した取組が十分ではない。 → 神河町域における馬車道を活かした取組を連携して推進するための組織づくりや協議・検討の場づくり
- ・日本遺産の補助金交付の終了により、取組が減退するおそれがある。 → 県・関係市町との連携による、自立的・継続的な活用の取組方策の検討

エ 守り、育み、活かすための方針

～ 全体方針 ～

但馬街道及び生野鉱山寮馬車道の価値をほりおこし、共有することにより、地域住民が誇りと愛着をもってまちづくりに活かしていく。また、適切に守り、受け継ぐための措置を講じるとともに、学び、体験できる環境を整えるなど、その魅力をわかりやすく発信・伝達し、多くの人々の来訪・再訪を促す。

方針１：ものがたりを構成する歴史文化遺産を守り、育む

- ・馬車道に関する史料調査やヒアリング調査等を継続的に実施する。
- ・馬車道の前身である但馬街道や、馬車道沿道の歴史文化遺産など、馬車道に関連する歴史文化遺産の把握調査を実施する。
- ・町史跡の指定を推進するとともに、国・県・関係市町との連携・調整のもとに指定の格上げに向けた検討を進める。
- ・中村・粟賀町歴史的景観形成地区内の歴史的建造物の修理や町並みの修景を継続的に実施するとともに、重要な歴史的建造物については、国登録有形文化財への登録に向けた取組を推進する。
- ・沿道地域の町並みや集落の歴史的景観形成地区の指定に向けた調査・検討や福本藩陣屋関連遺構などの周辺地域の遺構群の保存・整備などの取組を推進する。

方針２：ものがたりを深め、活かす

- ・沿道の馬車道に関連する歴史文化遺産を活かしたサブストーリーの構築と、古民家を活用した宿泊・飲食・物販・体験等の観光関連施設の整備との連携により、地域住民によるまちおこしプログラムの開発を推進する。
- ・道の駅や銀の馬車道交流館などの馬車道観光の拠点や点在する歴史文化遺産を相互につなぐ交通ネットワークづくりを進める。
- ・「日本遺産」の魅力発信・活用のための各種事業等と連携しながら、ホームページやものがたり解説板の設置等を通じた魅力発信や活用イベントを実施し、体験できる馬車道を創出する。

方針３：ものがたりを支える体制を整える

- ・学校教育や生涯学習等において、但馬街道や生野鉱山寮馬車道を中心とした「みちが紡ぐ歴史文化」をテーマとした教育・学習等を重点的に実施し、価値の共有を図る。
- ・但馬街道や馬車道の魅力や価値の地域内外への発信を通じ、但馬街道や馬車道を活かしたまちづくりの裾野を広げる。
- ・町内における馬車道を軸とした区や関係団体、専門家、庁内関係部局等の連携の仕組みをつくる。
- ・日本遺産「銀の馬車道 鉱石の道」推進協議会や銀の馬車道ネットワーク協議会と連携して、活用事業の継続的に展開する。

オ 守り、育み、活かすための取組の展開

① 取組の展開イメージ

○ 拠点ごとの取組と全体の取組を両輪で進める。

- ・沿道の拠点エリア設定を行い、当該エリアの区における主体的な取組を推進する。各区における取組は、馬車道・但馬街道を中心に、区内の歴史文化遺産を関連づけ、馬車道の保存活用をより幅広く展開していく。
- ・町ではかみかわ銀の馬車道まちづくり協議会や関係団体等との連携のもとに、各区の取組の調整を図りながら、町内の馬車道沿道における一体的な取組や馬車道沿道の市町との連携による広域的な取組を推進する。

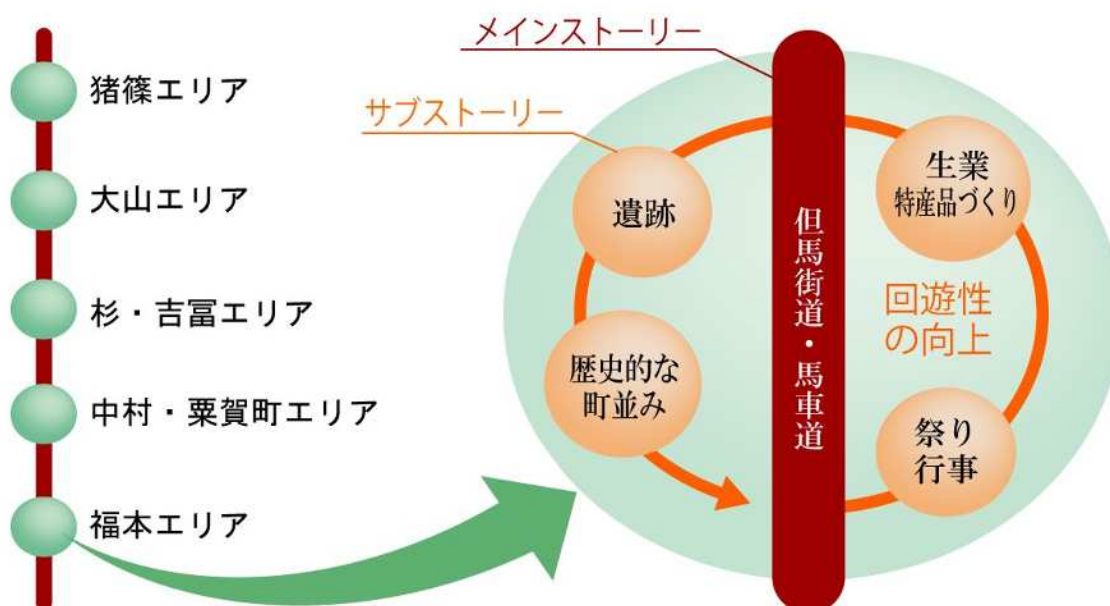


図 5- 10 取組の展開イメージ

各拠点エリアにおいては、各区が重点的に保存・活用に取り組みたい「地域の宝もの」（巻末資料5参照）並びに「神河町歴史文化保存活用計画」の策定にあたって実施した各区の意向把握調査（平成29年実施）の結果を踏まえ、次の方針を設定し、守り、育み、活かす取組を推進する。

表5-14 拠点エリアごとの取組方針

エリア	区	取組方針
猪篠エリア	猪篠区	近世但馬街道の宿場町として栄えた追上の歴史的な町並みの保全・形成を図るとともに、「あじさいの里づくり」の取組を継続して実施するなど、歴史的な町並みをはじめとした歴史文化遺産と一体となった周辺環境づくりを進める。 また、追上は、但馬街道と丹波街道の分岐点に位置することから、奥猪篠の棚田などを活かしながら、丹波街道方面への周遊ルートづくりを進める。
大山エリア	大山区	七寶寺周辺の薬師山の景観づくりや「からんころん石」の伝承の発信などを通じて、七寶寺を中心とした歴史文化の魅力を高め、地域の拠点として、また多くの人々が訪れる交流の拠点として育む。
杉・吉富エリア	杉区 吉富区	畑川原に現存する馬車道遺構については、遺構の保存や価値の適切な伝達に十分配慮した上で、往時を感じられる環境づくりを進める。 また、情報発信・観光の拠点となる「道の駅 銀の馬車道・神河」を中心に、旧大山村役場を利用した交流拠点との連携や空き家や古民家を利用した新たな休憩施設の整備などを通じて、馬車道や但馬街道をはじめ、大年神社・夫婦杉、吉富陣屋跡などの地域の宝ものを巡りながら多くの人々が滞留できる環境を整える。また、仙霊茶などの地域産物については、販売のみならず、多くの来訪者等と交流しながら、生業・産業として持続的に発展していける仕組みづくりを進める。
中村・栗賀町エリア	中村区 栗賀町区	歴史的景観形成地区として、歴史的な町並みの保全・形成を図るとともに、重要な歴史的建築物については国登録有形文化財への登録を推進し、歴史的な町並みや建物の価値・魅力の発信に努める。また、空き家や古民家の利活用の推進をはじめ、獅子舞が披露される秋祭りやほたる祭りなどのさまざまな地域活動との連携を通じ、街道筋だけでなく、地区全体の魅力の向上を図る。 また、神河町における生野鉾山寮馬車道（銀の馬車道）を活かした活動拠点として、「銀の馬車道交流館」や「栗賀の驛」のより一層の効果的な活用方策を検討する。
福本エリア	福本区	福本藩陣屋に関係する数々の遺跡・遺構等を適切に保存するとともに、往時を感じられるような整備や各遺跡・遺構を解説する案内板の設置を進める。また、核となる旧福本藩池田家陣屋庭園における各種イベントの開催などを通じ、但馬街道と福本藩陣屋跡を中心とした回遊性の向上を図る。

② 守り、育み、活かすための事業計画

①を踏まえ、次のスケジュールに基づき守り、育み、活かすための事業を推進する。

表 5- 15 守り、育み、活かすための事業計画（その１）

事業名・事業内容		全域事業との関係 ※1	財源※2	主な 取組主体	1 年目 (令和2年度)	2 年目 (令和3年度)	3 年目 (令和4年度)	4 年目 (令和5年度)	予 定 5 ～ 10 年目 (令和6 ～ 11 年度)
「方針１ ものがたりを構成する歴史文化遺産を守り、育む」ための事業									
A-1	生野鉱山寮馬車道の調査 生野鉱山寮馬車道のさらなる価値の解明に向けた史料調査等や、但馬街道や仙霊茶などの馬車道に関連する歴史文化遺産の調査を実施する。	3	国費 県費 町費	神河町 専門家	継続 ←				→
A-2	生野鉱山寮馬車道の文化財指定等 調査の成果を踏まえて、生野鉱山寮馬車道の町史跡指定やさらなる指定の格上げ等を検討し、馬車道の適切な保存・活用を推進する。	28	県費 町費	神河町 専門家	継続 ←				→
A-3	中村・粟賀町地区の歴史的建造物の修理・修景 県指定歴史的景観形成地区である中村・粟賀町地区の歴史的な町並みの保全・形成のための修理・修景の助成を行う。	33	県費	神河町 町民（地区住民）	継続 ←				→
A-4	古民家・歴史的建築物の文化財指定・登録等の推進	(29)							
	竹内家住宅の国登録有形文化財への登録の推進		県費 町費	神河町	継続 ←	→			
	旧大山村役場の国登録有形文化財への登録の推進		県費 町費	神河町	継続 ←	→			
	その他候補建造物の文化財指定・登録等の推進		県費 町費	神河町			新規 ←	→	
A-5	歴史的景観形成地区の指定に向けた調査・検討 馬車道沿道の歴史的な景観の保全・形成を図るために、歴史的景観形成地区の指定に向けて、調査・検討を行う。	(29)	県費 町費	兵庫県 神河町 専門家					新規 ↔
A-6	旧福本藩陣屋関連遺構の保存・活用 陣屋町各所に残る遺構の保存・活用のための説明板の設置などを行う。	(32)	県費 町費	町民（地区住民） 神河町					新規 ↔
「方針２ ものがたりを深め、活かす」ための事業									
A-7	馬車道沿線歴史文化遺産マップづくり 馬車道沿線の区単位を基本として、町歩きやワークショップを実施して、歴史文化遺産のさらなる掘り起こしを行い、歴史文化遺産マップを作成する。	(8)	国費 県費 町費	各区 神河町	継続 ←	→			
A-8	「地域の宝もの」を活かした地域住民によるまちおこしプログラムづくり 「地域の宝もの」の登録制度を活用しながら、各区において「地域の宝もの」を活かした地域住民によるまちおこしプログラムを検討・実践する。	(22) (40) (41)	町費	各区					新規 ↔

※１：「全域事業との関係」欄は、町全域の事業計画（表 5-2～表 5-7）に示す事業番号と対応する。町全域の事業と同じ内容の「同一事業」は番号のみ、町全域の事業内容を具体化した事業や関連する事業などの「関連事業」は括弧付の番号で示す。表 5-16 について同様とする。

※２：国費とは、文化財補助金、地方創生推進交付金、社会資本整備総合交付金などとする。
県費とは、文化財保存整備費補助金、ひょうご創生交付金、兵庫県景観形成支援事業に基づく各種助成などとする。
表 5-16 について同様とする。

表 5- 16 守り、育み、活かすための事業計画（その2）

事業名・事業内容		全域事業との関係	財源	主な 取組主体	1 年目 (令和2年度)	2 年目 (令和3年度)	3 年目 (令和4年度)	4 年目 (令和5年度)	予 定 5 年目 (令和6年度)
A-9	空き家等の活用 空き家・空き土地情報の収集と空き家活用支援事業を重点的に実施し、空き家等の活用を推進する。	39	町費	神河町 各種団体等	継続				
A-10	馬車道沿道を巡る交通ネットワークの検討 バスやレンタサイクルなどを活用した馬車道並びに沿道地域を巡る交通ネットワークを検討する。	(49)	国費 県費 町費	神河町 神姫グリーンバス株式会社	新規				
A-11	案内板・解説板の設置 回遊性の向上に向けた案内・解説板等の整備を推進する。	(32)	県費 町費	神河町	継続				
A-12	観光ガイドの育成 観光ガイドを養成するための研修会などを開催する。特に、馬車道観光に係る観光ガイドの重点的な育成を図る。	17	県費 町費	神河町 神河町観光協会	新規				
A-13	馬車道を学び、体験できるイベント開催 観光ガイドと歩く町歩きツアーの開催や馬車の運行などの馬車道を学び、体験できるイベントを実施する。	(35)	県費 町費	神河町 各区	継続				
「方針3 ものがたりを支える体制を整える」ための事業									
A-14	日本遺産・馬車道を学ぶための講座の開催 日本遺産・馬車道をテーマとして、小中学校への出前講座や生涯学習講座を開催する。	(14) (16)	国費 県費 町費	神河町	継続				
A-15	歴史文化情報の発信 各主体の意識啓発とサポーター育成を図るために、神河町ホームページ等により、神河町の歴史文化の魅力や各区の取組、歴史文化イベント等の情報を発信する。特に馬車道については、重点テーマとして情報発信を行う。	10	町費	神河町		新規			
A-16	生野鉱山寮馬車道（銀の馬車道）保存活用部会の設置・開催 現在、馬車道沿道区域において組織している「神河町歴史文化まちづくり協議会」を移行する形で「生野鉱山寮馬車道（銀の馬車道）保存活用部会」を設置して、情報共有、意見交換や取組方策の検討等を行う。	(26)	町費	神河町	継続				
A-17	各区が連携したイベントの開催 馬車道沿線の各区が連携したイベントを開催する。	(43)	町費	各区 神河町 各種団体		新規			
A-18	日本遺産魅力発信事業の継続 日本遺産「銀の馬車道 鉱石の道」推進協議会との調整のもとに、日本遺産の魅力発信に係る各種事業を実施する。	(46)	国費 県費 町費	神河町 関係市町 兵庫県 各種団体	継続				

（４）福本遺跡を核とした関連遺跡区域の保存活用計画

ア 区域の範囲

福本遺跡を核とした関連遺跡区域は、福本遺跡、高畑通古墳群、城山古墳群などの先史から古代にかけての遺跡が集積する下記のエリアに設定する（図 5-13）。

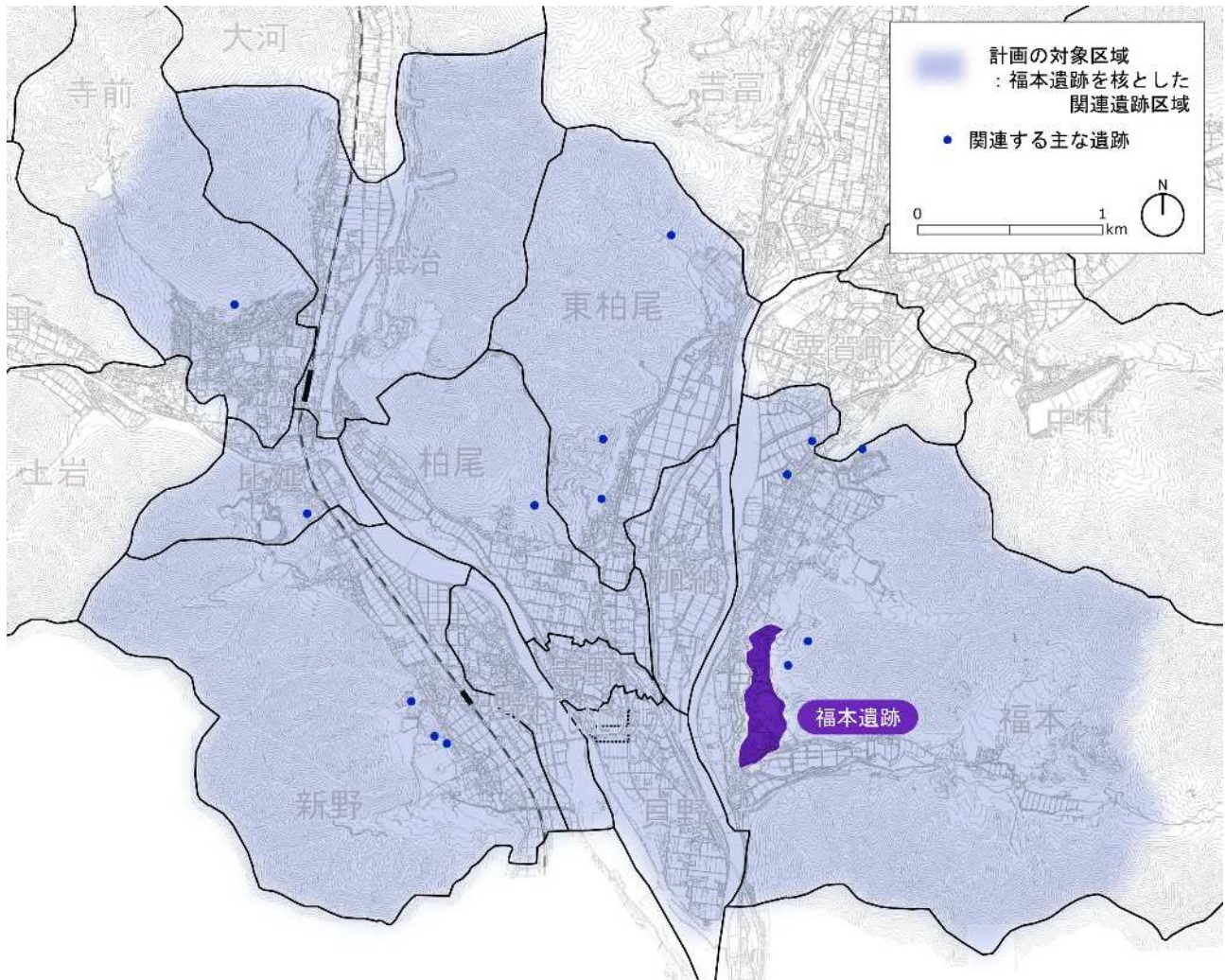


図 5- 11 計画の対象区域（福本遺跡を核とした関連遺跡区域）

イ 福本遺跡を核とした関連遺跡区域の歴史文化

① 沿革

- ・神河町の歴史は約1万3千年以前の旧石器時代に遡る。福本遺跡では、旧石器時代から奈良時代までの遺物や遺構が検出されており、地域の先史から古代の営みを知る上で貴重な遺跡とされている。
- ・城山古墳群（寺前区）、高畑通古墳群（東柏尾区）、福本山根古墳群（福本区）は、横穴式石室をもつ後期の円墳（5～6世紀）であり、同地域の有力者の台頭がうかがえる。これらを含め、神河町には数多くの古墳がみられる一方で、それらの築造にあたった人々の暮らしの場となる遺跡は十分に明らかになっておらず、その分布・実態の把握が課題となっている。
- ・『播磨国風土記』(8世紀編纂)には、「はりまのくに ふ じ き 聖岡里」の地名の由来としての大汝命と少比古尼命の我慢比べの伝承や品太天皇（はに おかの さと 応神天皇）の巡行、湯川や大川内の地名の伝承などが記されている。
- ・福本遺跡は、昭和27年（1952）の遺跡の発見以来、度重なる調査によってその価値が明らかにされ、『播磨国風土記』の「聖岡」に係る考古資料としても貴重な遺跡とされている。遺跡の一部区域は、平成10年（1998）に旧神崎町の史跡に指定された後、平成21年（2009）には、兵庫県の史跡に指定されて保護されるとともに、地域住民の憩いと交流の場として活用されている。
- ・平成30年（2018）には、「堂屋敷廃寺」が確認され、中世の播磨地域の地誌『峯相記』にみられる「栗賀犬寺」、鎌倉時代の仏教史書『元亨釈書』にみられる「播磨犬寺」の伝承に関わる寺院である可能性が高いと考えられている。

② 歴史文化の特徴

神河町のほとんどの地域は『播磨国風土記』の「かむさきのこほり 神前郡 聖岡里」に含まれ、里の由来に関わる逸話が今日に伝わる。また、福本遺跡では、旧石器時代、縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良時代の遺構や遺物が発見されており、聖岡里での人々の暮らしの起点が明らかになりつつある。風土記の検証により物語が浸透するにつれ、聖岡里の伝承に関連づけられた歴史文化遺産も多く存在するようになり、さらに周辺の古墳群等と一体となって悠久の歴史ロマンを感じることができる。

福本遺跡からは、当該区域の遺跡を一望でき、旧石器時代から古代にかけての神河町における人々の暮らしの原点、そして現在の暮らしへのつながりを感じることができる。



図 5- 12 福本遺跡から西方向への眺め

③ 保存活用区域における主要な歴史文化遺産（対象とするものがたりを構成する歴史文化遺産に限る）

当該区域の歴史文化の中心となるものがたり「播磨国風土記と福本遺跡に係るものがたり」を構成する歴史文化遺産のうち、当該保存活用区域内の主要な歴史文化遺産の概要は次のとおりである。

表 5- 17 保存活用区域における主要な歴史文化遺産の概要（その 1）

名称	所在地	概要
ふくもと 福本遺跡	福本区	安定した台地上に位置する福本遺跡は、主に旧石器時代から奈良時代までの遺構・遺物が重なり合いながら数多く検出されており、古くからの人々の営みの中心地として利用されてきた播磨地域を代表する複合遺跡である。全体面積は約 10 万㎡におよび、A・B・C地区の3地区に分けられる。B地区の約 3 万㎡（うち町公有化分約 2.1 万㎡）が県史跡（一部町史跡）に指定されて保護されている。 発掘調査によって、弥生時代中期の集落（竪穴住居 12 棟、土器棺 3 基等）、古墳時代後期の集落（竪穴住居 6 棟）、奈良時代の瓦窯（5 基）、掘立柱建物（7 棟）等の遺構が検出されている。また、旧石器時代の石器群が採取された他、縄文時代早期の押型文土器や弥生時代の板状鉄斧、古墳時代の鉄鎌や馬具類の鉄製品やガラス玉、飛鳥・奈良時代の蓮華文瓦など、各時代の特徴を示す豊富な遺物が出土しており、往時の当地域における人々の暮らしの様子や他地域との交流などを知ることができる。 また、大規模な開発を回避してきた福本遺跡は、丸山などの小丘やなだらかな起伏、台地を分ける小さな谷などの古くからの地形をとどめ、さらなる遺構・遺物の発見の可能性を残している。『播磨国風土記』の「聖岡」に関係する考古資料としても貴重な遺跡である。 【県指定史跡（一部町指定史跡）】
どうやしきはいじ 堂屋敷廃寺	福本区	平成 29 年（2017）3 月、福本区字堂屋敷において、福本遺跡の瓦窯跡から出土した瓦と同様の瓦が採取された。これを受け、平成 29～30 年（2017～2018）、2 次にわたる発掘調査を実施した結果、重弧文の軒平瓦や蓮華文の軒丸瓦、そして建物跡と基壇が確認され、この遺跡が寺院跡であることが明らかとなり、「堂屋敷廃寺」と命名した。 なお、中世の播磨地域の地誌『峯相記』にみられる「栗賀犬寺」、鎌倉時代の仏教史書『元亨釈書』にみられる「播磨犬寺」の伝承に関わる寺院である可能性が高いと考えられており、文献に出てくる寺院が実際に確認できた例としても重要な遺跡といえる。
ふくもとやまね 福本山根古墳群	福本区	6 世紀末から 7 世紀初めに造られたと考えられる円墳 4 基であり、山の斜面に造られ、後世に植林がされていることもあり、古墳の盛土が流れ落ち、石室の石の一部が露出、木の根が古墳の中に入り込んでいる。中播北部クリーンセンターの建設に伴い、倒壊の危険性のない 2 号墳の調査を実施している。同調査により 2 号墳は直径約 8m の円墳で、長さ約 4m、幅約 1m の無袖式の横穴式石室を持っているが、石室の天井石、側面の壁石が上部の 3 分の 2 が失われていることが判明している。なお、土器と鉄製品が出土している。
なかぢや 中茶屋古墳	福本区	古墳時代の円墳。
こうじんやま 荒神山古墳	福本区	古墳時代の円墳。
こうしんどう 庚申堂古墳	福本区	古墳時代の円墳。
福本遺跡まつり	福本区	平成 20 年（2008）、『福本遺跡調査報告書Ⅱ』の刊行を記念して、福本区主催により第 1 回福本遺跡まつりが開催された。その後も、毎年継続して開催されており、地域住民が福本遺跡を身近に感じ、その歴史や価値を学ぶとともに、町内外の多くの人々の憩いと交流の場となっている。

表 5- 18 保存活用区域における主要な歴史文化遺産の概要（その 2）

名称	所在地	概要
ふるしろやま 古城山古墳	柏尾区	古墳時代の円墳。
たかはたどおり 高畑通古墳群	東柏尾区	大嶽山の東山麓に位置し、3 基の古墳から構成される。笠森神社の本殿背後に 1 号墳、その北に 2 号墳があり、3 号墳はさらに北に 100m ほどの位置にある。いずれも横穴式石室を埋葬施設とする円墳であり、古墳時代後期、西暦 600 年前後に年代づけられる。 1 号墳は、直径 12m、高さ 3.2m の円墳であるが、一部を神社の建物によって削られており、本来は長径 15m ほどの楕円形になると推測される。周囲に溝をめぐるせており、西側の丘陵との間も溝状にくぼんでいる。2 号墳は、直径 15m、高さ 3.2m の円墳で、周溝は明確でなく、丘陵との間は墳丘裾が明確ではない。2 号墳の横穴式石室はほぼ全体が埋没していると考えられ、天井石と思われる石材がわずかに露出している。3 号墳は、直径 12m ほどの円墳で中央部がくぼみ、おおぶりの石材がみられることから、もともとあった横穴式石室が破壊を被ったものと推測される。 1 号墳と 2 号墳は笠森稲荷神社の境内にあり、両者の間の空間がおこもり行事に使われるなど、古くから地域の人々に親しまれてきた。また、1 号墳の横穴式石室については玄室が大きく、この地域を代表するものであるため、町指定文化財になっている。 【町指定史跡：1 号墳】
こうじんやま 荒神山古墳	東柏尾区	古墳時代中期から後期の古墳。
さまだ 三万田遺跡	東柏尾区	古墳時代の遺跡。
にいのやまね 新野山根古墳	新野区	古墳時代後期の円墳。
しみずやま 清水山古墳群	新野区	古墳時代の円墳。
きたの 北野遺跡	新野区	弥生時代から中世の複合遺跡。
はに 壱の大岩 日吉神社 かみさまの我慢比べ	比延区	大汝命と少比古尼命のかみさまの我慢比べで、投げ捨てられた壱の一部が、日吉神社の裏山にある大岩といわれている。 （「かみさまの我慢比べ」については、巻末資料 4 の 181 ページ参照）
しろやま 城山古墳群	寺前区	城山の南山麓に位置し、4 基の古墳からなる。北から南に張り出す尾根の北側に 1 号墳、尾根上に 2 号墳、尾根の南斜面に 3 号墳と 4 号墳がある。いずれも横穴式石室を埋葬施設とする円墳であり、古墳時代後期に属する。墳丘の規模は、それぞれ 1 号墳と 2 号墳が長径 13m、短径 8m 前後、3 号墳と 4 号墳が長径 16m、短径 10m 前後である、 これら 4 基の古墳のうち、4 号墳の横穴式石室は、玄室の部分が観察できるが、その天井が羨道の天井よりもかなり高く、側壁が天井に近づくにつれてせり出す形態をとっているなど、古い横穴式石室の特徴をもつ。3 号墳も同様と推察される。一方、1 号墳は無袖の横穴式石室であり、かつ石材も平滑であり、より新しい石室の特徴を示している。2 号墳の横穴式石室は破壊が激しいために不明であるが、両者の中間の形状と推測できる。これらの特徴から、4 号墳と 3 号墳が 6 世紀後半にまず築造され、2 号墳が遅れて 6 世紀末から 7 世紀初頭に造られ、最後に 1 号墳が 7 世紀前半に造られたと推測することができる。 これらの古墳からは、須恵器、馬具、刀剣、鉄鏃などが出土しており、石室の規模から判断して、この地域の有力者の歴代の墓と推測できると同時に、石室の変遷が追える貴重な古墳群である。 【町指定史跡】

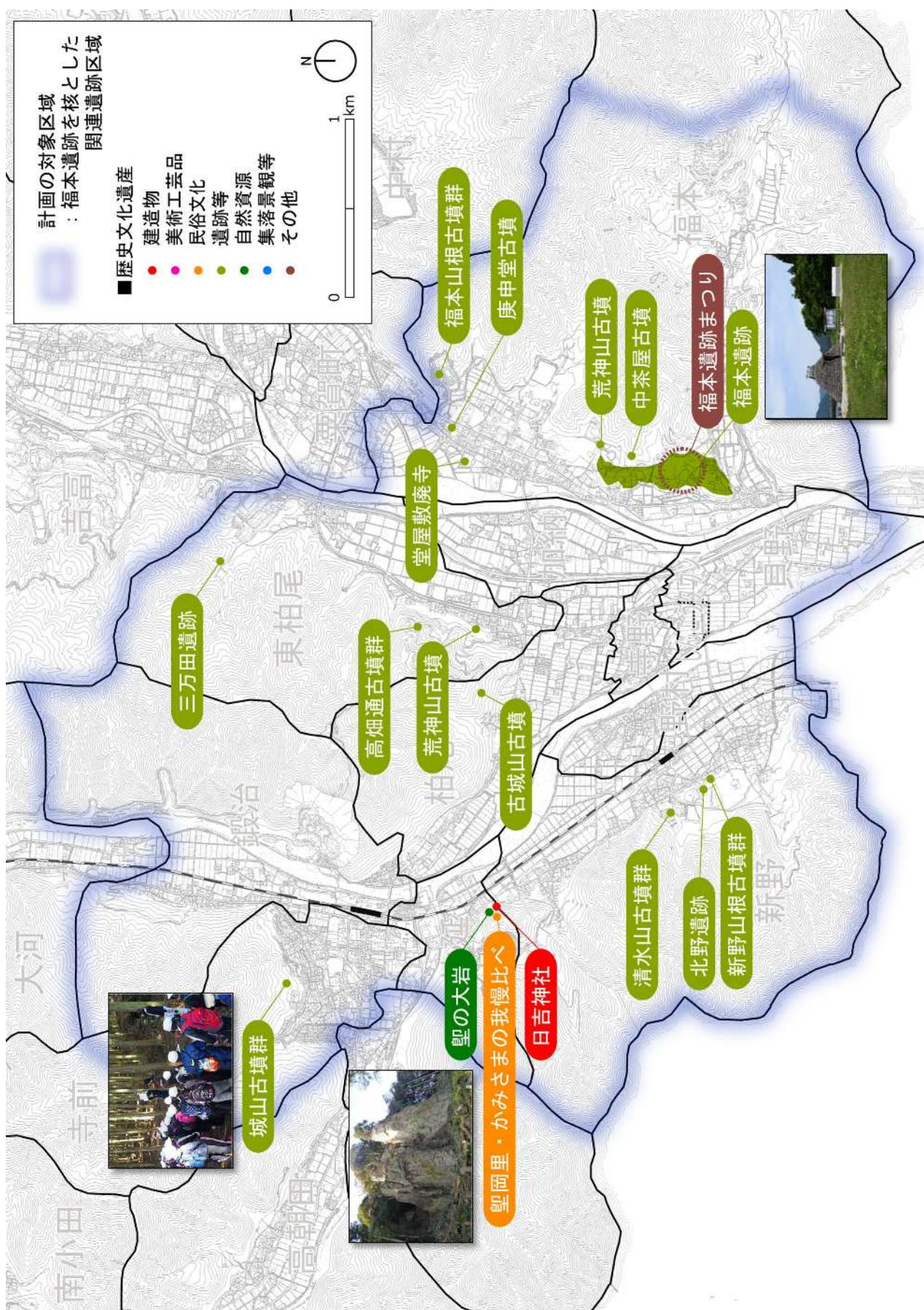


図 5-13 保存活用区域における主要な歴史文化遺産の分布

ウ 守り、育み、活かすための課題

ここでは、歴史文化を活かしたまちづくりの方針のうち、「具体方針 2－3 歴史文化遺産のつながりがつくるものがたりを守り、育み、活かす」に従い、当該区域の歴史文化を活かしたまちづくりに係る現状の課題を「守り、育むための課題」、「活かすための課題」、「守り、育み、活かすための体制整備の課題」の3点から整理し、課題の解決に向けた必要な視点を示す。

○ 守り、育むための課題

(課題の解決に向けた必要な視点)

- ・ 福本遺跡は、未調査区域も多く残り、さらなる価値の発見の可能性が残る。
- ・ 未調査の遺跡が多く残る。
- ・ 遺跡の存在や価値が知られずに、開発等で損なわれるおそれがある。
- ・ 雑木等の繁茂が古墳等へのアクセスや眺望を阻害し、遺構に損傷を与えるものもみられる。

福本遺跡の詳細調査の推進

関連遺跡群に関する口承等の記録作成や学術調査の継続的な実施

神河町の人々の営みの歴史の解明や古墳の価値の裏付けのための、遺跡調査の計画的な実施

遺跡の存在や価値の周知と文化財指定等や保存のための整備

適切な維持管理による遺構の保存のための措置

○ 活かすための課題

- ・ 福本遺跡に多くの人々が集い、活用するための施設が整っていない。
- ・ 遺跡であることから、価値や魅力が目に見えず、分かり難い。
- ・ 一体の区域としての認識が薄い。
- ・ 福本遺跡における活発な活用がみられる一方で、周辺地域への波及が限定的である。
- ・ 出土遺物等を効果的に展示できていない。
- ・ 出土遺物を保管している公民館の閉鎖が予定されている。

利用者のための駐車場や便益施設等の整備

さまざまな手法による価値や魅力の分かりやすい表現・発信・伝達

案内板等の整備やガイドマップの作成、観光ガイドの育成などの活用のための基盤の整備

区域全体の魅力と活力の向上に向けた福本遺跡と関連する遺跡や「地域の宝もの」等を連携した活用の推進

出土遺物等の展示・保管施設の整備

○ 守り、育み、活かすための体制整備の課題

- ・ 遺跡に対する興味・関心が低い。
- ・ 各区をはじめ、さまざまな主体が連携した取組が十分ではない。

地域住民が主体的に遺跡の維持・管理や活用に取り組むための意識啓発

遺跡群を一体的に捉えた取組を推進するための母体となる組織づくり

エ 守り、育み、活かすための方針

～ 全体方針 ～

福本遺跡から始まる人々の営みの歴史や「播磨国風土記」を感じられる拠点ゾーンとして、現在に受け継がれる数々の歴史文化遺産を関連づけながら一体的に守り、育み、活かし、地域内外の多くの人々が、学び、交流できるフィールドミュージアムとしてにぎわいを創出する。

方針１：ものがたりを構成する歴史文化遺産を守り、育む

- ・福本遺跡の調査を計画的に推進し、福本遺跡の国史跡指定を目指す。
- ・専門家や県との連携のもとに関連遺跡群の学術調査を実施する。
- ・遺跡の把握調査を推進し、神河町域における人々の営みの歴史を明らかにする。
- ・関連遺跡群を適切に保存するため、文化財指定等を推進する。
- ・開発等により遺跡が破壊されないよう、各主体が十分に配慮する。
- ・遺跡へのアクセス性の向上と価値や魅力の見える化のために、雑木の手入れや草刈りなどの適切な管理や安全対策等の措置を講じる。

方針２：ものがたりを深め、活かす

- ・福本遺跡は、「学びと交流のフィールドミュージアム」の拠点として、地域住民をはじめとした多くの人々がその価値や魅力に気づき、伝える場として、また、古代を体感しながら憩い、集い、楽しむ場としての活用を推進する。
- ・遺構の表示やホームページや展示、ARコンテンツ・アプリの作成などを通じた分かりやすい情報発信等を推進する。
- ・『神河町歴史文化保存活用区域サイン計画』に基づく統一的なデザインの案内板・解説板の設置やガイドマップ作成などによる周遊ルートの周知・広報を進める。
- ・各区の「地域の宝もの」と関連づけた活用を推進する。
- ・出土遺物等を適切に保管するとともに、学習や意識啓発、観光などに効果的な方法で展示を行う。

方針３：ものがたりを支える体制を整える

- ・小中学校の校外学習や生涯学習などでの遺跡の活用を推進し、遺跡を身近に感じ、自分たちの「宝もの」としての認識を育む。
- ・地域住民との協働による調査を推進し、遺跡群に対する興味・関心を高める。
- ・区域全体の一体的な取組を推進するための区や関係団体、専門家、庁内関係部局等の連携の仕組みをつくる。

オ 守り、育み、活かすための取組の展開

① 取組の展開イメージ

○ 福本遺跡を中心に、各遺跡をつなぐ周遊ルートを手掛かりに取組を波及させる

福本遺跡を拠点として、先史～古代の「壱岡里」に関連する遺跡群（以下、「関連遺跡群」という）を巡るルートを整備し、これらの福本遺跡及び関連遺跡群を中心に、「地域の宝もの」を活かす取組を推進することにより、各区の主体的な取組による魅力的な地域づくりを図るとともに、現代の人々の暮らしへとつながる営みの歴史文化を感じられる周遊観光の場を創り出す。

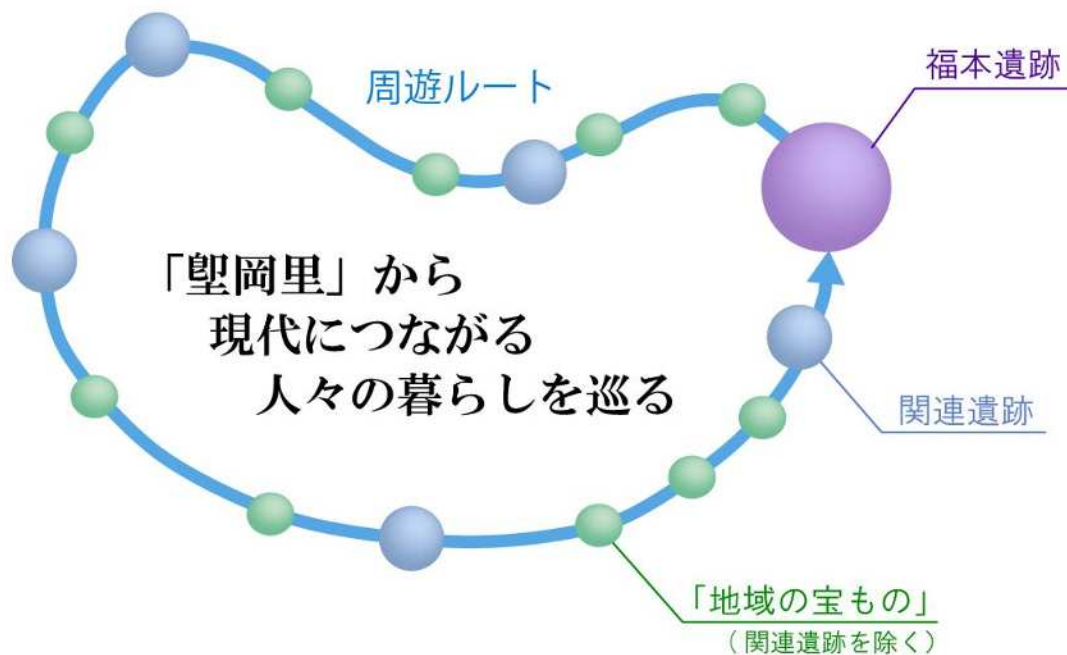


図 5- 14 取組の展開イメージ

○ 福本遺跡及び「聖岡里」の関連遺跡群と関連づけながら、「地域の宝もの」を守り、育み、活かす

各区が重点的に保存・活用に取り組みたい「地域の宝もの」（巻末資料5参照）並びに「神河町歴史文化保存活用計画」の策定にあたって実施した各区の意向把握調査（平成29年実施）の結果を踏まえ、地域が主体となって、遺跡と関連づけながら守り、育み、活かす取組を実施し、現代に受け継がれる暮らしと一体となった周遊ルートの魅力の向上を図る。また、町では、専門家等との連携のもとに、「地域の宝もの」の調査ならびに各区の主体的な取組の支援を実施する。

表 5- 19 「地域の宝もの」を守り、育み、活かす取組方針

地域の宝もの	関連づけて 取り組む遺跡	主体と なる区	取組方針
・旧福本藩池田家陣 屋庭園	・福本遺跡 ・堂屋敷廃寺 ・中茶屋古墳 ・荒神山古墳（福本区） ・庚申堂古墳	福本区	・環境整備（周辺の草刈り、池の清掃）、ライトアップ等のPR活動等の現在の取組に加え、庭園を活用したイベント（写真撮影会、茶会、子ども会の絵画教室など）を実施する。
・法性寺を拠点とし た各種伝統行事 ・大歳神社の秋祭り ・柏尾城跡	・古城山古墳	柏尾区	・より多くの区民が、「地域の宝もの」として認識し、参加することにより、伝統と活力を感じられる環境づくりを進める。
・薬王子神社 ・笠森稲荷神社	・高畑通古墳群 ・荒神山古墳（東柏尾区） ・三万田遺跡	東柏尾区	・区民による保全活動の継続ならびに祭事の継承を図りながら、地域内外へのPRを拡大・充実させ、祭事や日常での参拝者増加を図る。
・熊野神社と秋祭り ・新野水車と水車祭	・新野山根古墳 ・北野遺跡	新野区	・熊野神社秋祭りの活性化、ならびに水車の管理・保全とイベントの開催、梅花藻の保全に継続的に取り組む。また、熊野神社から新野山根古墳を通り、竹炭製造場所、夕立の神さん（山頂）に至るルートづくりを進める。
・大池周辺の歴史文 化遺産 ・寺前城跡	・城山古墳群	寺前区	・大池周辺に点在する大瀬の滝、水神雷神、土手の大師、大日尊、首なし地藏、城跡等の歴史文化遺産を巡るルートづくりを進め、発信する。
・日吉神社のトンボ	・聖の大岩と日吉神社	寺前区 鍛冶区	・寺前区、鍛冶区などで実施され続けているトンボ道中について、その歴史や魅力を積極的にPRするとともに、後継者の育成を図りながら継続的に実施し、伝統を継承する。

② 守り、育み、活かすための事業計画

①を踏まえ、次のスケジュールに基づき守り、育み、活かすための事業を推進する。

表 5- 20 守り、育み、活かすための事業計画（その 1）

事業名・事業内容		全域事業との関係 ※1	財源※2	主な 取組主体	1 年目 (令和2年度)	2 年目 (令和3年度)	3 年目 (令和4年度)	4 年目 (令和5年度)	予 定 5 10 年 目 (令和6 11年度)
「方針1 ものがたりを構成する歴史文化遺産を守り、育む」ための事業									
B-1	福本遺跡の調査 福本遺跡のさらなる価値の解明に向けた調査を実施する。	1	国費 県費 町費	神河町 専門家	継続				
B-2	福本遺跡の国史跡指定を目指した取組の推進 「(仮称)福本遺跡保存活用計画策定委員会」を組織し、保存活用計画を作成するなど、福本遺跡の国史跡指定を目指した取組を推進する。	27	国費 県費 町費	神河町 専門家	新規				
B-3	堂屋敷廃寺の調査 堂屋敷廃寺の実態解明並びに福本遺跡や史料との関係把握等、価値の明確化に向けた発掘調査や文献調査等を実施する。	2	国費 県費 町費	神河町 専門家	継続				
B-4	関連遺跡群の調査 未調査の遺跡について、実態を把握するための調査等を実施する。	(7)	国費 県費 町費	神河町 専門家					新規
B-5	関連遺跡群の文化財指定等の推進 調査成果を踏まえて、必要に応じて文化財指定等を推進する。	(29)	県費 町費	神河町 専門家					新規
B-6	案内板・解説板の設置 遺跡の存在や価値を周知し、保存の意識を高めるための説明板の設置を行う。	(32)	県費 町費	神河町	継続				
B-7	高畑通古墳群・城山古墳群の遺構保存措置と活用のための整備 高畑通古墳群・城山古墳群について、遺跡の保護のための措置を講じるとともに、活用に向けた安全対策やアクセス道の整備などを行う。	(30) (32)	県費 町費	神河町 専門家					新規
「方針2 ものがたりを深め、活かす」ための事業									
B-8	福本遺跡の保存・活用 福本遺跡の価値や魅力を分かりやすく伝えられる環境の整備を推進する。	31	県費 町費	神河町 町民（福本区民）	継続				
再掲 (B-6)	案内板・解説板の設置 回遊性の向上に向けた案内・解説板等の整備を推進する。	(32)	県費 町費	神河町	継続				
B-9	遺跡群を巡るガイドマップの作成 ものがたりを巡るルートの周知・広報のためのガイドマップを作成する。	(49)	国費 県費 町費	神河町					新規
B-10	観光ガイドの育成 観光ガイドを養成するための研修会などを開催する。特に、馬車道観光に係る観光ガイドの重点的な育成を図る。	17	町費	神河町 神河町観光協会	継続				

※1：「全域事業との関係」欄は、町全域の事業計画（表 5-2～表 5-7）に示す事業番号と対応する。町全域の事業と同じ内容の「同一事業」は番号のみ、町全域の事業内容を具体化した事業や関連する事業などの「関連事業」は括弧付の番号で示す。表 5-21 について同様とする。

※2：国費とは、文化財補助金、地方創生推進交付金、社会資本整備総合交付金などとする。
県費とは、文化財保存整備費補助金、ひょうご創生交付金、兵庫県景観形成支援事業に基づく各種助成などとする。
表 5-21 について同様とする。

表 5- 21 守り、育み、活かすための事業計画（その2）

事業名・事業内容		全域事業との関係	財源	主な 取組主体	1 年目 (令和2年度)	2 年目 (令和3年度)	3 年目 (令和4年度)	4 年目 (令和5年度)	予定 5 10 年目 (令和6 11年度)
B-11	各区が連携したイベントの開催 区域内の各区が連携したイベントを開催する。	(43)	町費	各区 神河町 各種団体		新規			
B-12	「地域の宝もの」の活用推進 「地域の宝もの」を守り、育み、活かす取組方針を踏まえ、「地域の宝もの」の登録制度を活用しながら、各区による「地域の宝もの」の活用の取組を推進する。	(22) (40) (41)	町費	各区 神河町	継続				
B-13	歴史文化遺産の保存施設の検討 歴史史料などの適切な保管並びに展示等の活用を担える施設を検討する。	34	町費	神河町			新規		
「方針3 ものがたりを支える体制を整える」ための事業									
B-14	遺跡を利用した学校教育・生涯学習の実施 小中学校の校外学習や生涯学習などで遺跡を訪れ、本物を体感できる教育・講座等を実施する。	(14) (16)	国費 県費 町費	神河町	継続				
B-15	遺跡に関する学習教材の作成 かつての福本遺跡や堂屋敷廃寺などの遺跡の様子を分かりやすく学べる教材を作成する。	(15)	国費 県費 町費	神河町		新規			
B-16	地域住民との協働による遺跡調査 福本遺跡や堂屋敷廃寺などの遺跡群の調査にあたって、発掘調査体験など、地域住民との協働による調査を企画・実施する。	(1) (2) (3) (7)	国費	神河町 町民 専門家	継続				
B-17	福本遺跡を核とした関連遺跡保存活用部会の設置・開催 現在、福本遺跡の整備推進のために設置している「福本遺跡整備推進会議」を移行する形で「福本遺跡を核とした関連遺跡保存活用部会」を設置して、情報共有、意見交換や取組方策の検討等を行う。	(26)	町費	神河町	継続				

5-4 計画の推進体制

本計画に基づく歴史文化の保存・活用の取組は、表 5-22 に示す庁内体制の整備、町民・各区や専門家、関係機関、民間団体等との連携のもとに推進する。この連携体制のもとに、将来的には「かみかわ歴史文化ラウンドテーブル」の組織化（67 ページ参照）を目指していく。

特に、次の 5 点による推進体制の強化を図ることとする。

① 文化財専門職員の配置

庁内の歴史文化遺産の保存・活用体制を強化し、さまざまな類型の歴史文化遺産の適切な保存・活用を推進できるよう、文化財専門職員を配置し、歴史文化遺産を観光や教育、まちづくりなどへと幅広く展開していける人材の育成を図る。

② 歴史文化遺産保存活用庁内調整会議の開催

文化財保護の主管課である教育委員会教育課が中心となり、ひと・まち・みらい課、地域振興課等の関係各課で構成する「(仮称) 神河町歴史文化遺産保存活用庁内調整会議」を定期的を開催し、施策間の連携・調整によるより一層の効果促進並びに歴史文化遺産の適切な保存と整備・活用等との両立を図る。

③ 関係する団体・機関等との連携強化と歴史文化遺産保存活用支援団体の指定

「その他民間団体等」並びに「都道府県や域外の関係機関等」に記載する団体・機関等との積極的な連携体制を築く。なお、必要に応じて歴史文化遺産保存活用支援団体（文化財保護法第 192 条の 2 の「文化財保存活用支援団体」にあたる）に指定する。

④ 「神河町歴史文化遺産保存活用協議会」の組織化

本計画の作成にあたって組織した「神河町文化財保存活用地域計画策定委員会」の委員構成を踏まえた上で、必要な団体・機関等を加えながら「神河町歴史文化遺産保存活用協議会」（文化財保護法第 183 条の 9 の「協議会」にあたる）を組織し、計画の実施に係る協議や連絡調整、計画の進捗管理と見直し等の検討を行う。

⑤ 歴史文化遺産の防災体制の強化

神河町では、平成 29 年（2017）10 月 23 日の台風により、県指定有形文化財の春日神社拝殿が全壊し、町指定有形文化財埋田神社本殿の屋根が倒壊する被害を受けた。このような、これまでの被災経験並びにそこでの教訓を踏まえた上で、「神河町地域防災計画」（平成 31 年 3 月）に即して、「災害予防」、「災害応急対応」、「災害復旧・復興」の 3 つの視点から、防災体制の強化を図る。

○ 災害予防

- ・「神河町防災ハザードマップ」の土砂災害警戒区域や山腹崩壊危険区域、崩壊土砂流出危険区域、浸水想定区域などの防災情報と歴史文化遺産の分布を重ね合わせた歴史文化遺産ハザードマップを作成して、災害危険度の高い歴史文化遺産を再確認し、防災対策の検討を進める。
- ・「かみかわ歴史文化ハンドブック」の作成・配布を通じて、各区・各戸における歴史文化遺産の

災害予防の方法などの周知を図り、地域ぐるみで防災体制づくりを進める。

- ・消防団や自主防災組織等との連携による定期的な歴史文化遺産の防災訓練の実施などを通じて、町民や所有者・管理者等の防災意識の高揚を図るとともに、消防機関への迅速な通報や消防設備の適切な使用、観光客等の避難誘導などの知識・技能の習得を図る。
- ・国や県、関係学会や歴史資料ネットワーク^{注1}などの団体、大学や博物館等の研究機関・専門家などとの連携・協力体制の構築を進める。
- ・指定等文化財の建造物については、火災による被害を最小限に抑えられるよう自動火災報知機や消火器具などの消防設備の設置を進めるとともに、定期点検の指導等を行う。
- ・文書等の史料は、デジタル化を実施するなどの記録保存を進める。
- ・これまでの災害等を踏まえた防災・減災の知恵や技術の調査を進め、さらなる防災体制の強化に役立てるとともに、防災・減災の知恵や技術を次の世代に伝えていく。
- ・歴史文化遺産の活用にあたっては、事前に防災に関する方針・方策を検討する。

○ 災害応急対策

- ・「神河町地域防災計画」に示す自主防災組織の各支部（第1支部～第8支部）を単位とした区相互の連携・協力体制を築くことで、被災した区への迅速な応急対応が実施できる体制を整える。
- ・被災した歴史文化遺産についての情報を迅速に収集できる行政と区等との情報伝達体制や各分野の専門家との連携体制を整えるとともに、被災した美術工芸品等の避難施設等を事前に検討し、非常時においても、可能な限り歴史文化遺産の価値を損なわない方法で、応急対策を講じる。
- ・町全域が被災するような大規模災害の場合、災害直後は3日間で人命救助等を最優先とした応急対応を実施した後、復旧に努めるため、歴史文化遺産の保全（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣）には外部支援が不可欠となる。従って、大規模災害時の外部支援者による歴史文化遺産の保全を迅速かつ的確に進めてもらうために必要となる歴史文化遺産情報を提供できるよう、歴史文化遺産のデータベース化などの事前の受け入れ体制の整備を進める。

○ 災害復旧・復興

- ・町が定める復興計画に基づき、計画的な復旧・復興を進める。
- ・歴史文化遺産のき損状況などの十分な調査並びに地域住民の意向を踏まえた上で、修理・修復等による保存と安全性の確保との調整についての検討を行い、専門家等の指導のもとに適切な手法で復旧・復興を行う。
- ・事前に調査・整理した神河町並びに各区の歴史文化情報をもとに、誇りや愛着をもてるふるさとの再生や土地の記憶の継承、地域コミュニティの継承・再生など、歴史文化を復興・復旧の核として活かす。

なお、各区の歴史文化遺産の巡視や保存・活用に対する専門的な見地からの助言・指導等については、各区区長や文化財保護審議委員、ヘリテージマネージャー等との連携の強化を図りながら推進する。また、専門的な知識を有する「歴史文化遺産保護指導委員」（文化財保護法第191条の文化財保護指導委員にあたる）や、各区への「歴史文化遺産巡視委員」の設置等による保存・活用体制の強化を図っていくことを検討する。

注1：歴史資料ネットワークは、阪神・淡路大震災後の平成7年（1995）2月に、被災した歴史資料の保全を進めるために、関西の歴史学会関係者、大学院生、博物館、文書館、図書館関係者、郷土史研究者などにより結成され、災害時の歴史資料の保全と活用、災害資料（災害自体に関する史料）の保存と活用、日常時の災害に備えた活動を行っている。

表 5- 22 計画の推進体制

神河町	・ 教育委員会 教育課 ～文化財保護主管課～ 【業務内容】 社会教育係は、文化財保護・保存・普及・啓発、子育て学習、社会体育、人権啓発、男女協働参画などの社会教育に係る業務。 学校教育係は、教育方針や学校管理総括などの学校教育に係る業務。
	・ 公民館（中央公民館・神崎公民館） 【業務内容】 神河シニアカレッジ、公民館教室、ふるさと文化祭、美術展、自主公演、図書、予約管理、施設管理、文化協会などの生涯学習等に係る業務。
	・ ひと・まち・みらい課 【業務内容】 地域創生総合戦略、日本遺産推進、歴史文化観光拠点、景観形成・土地利用規制、古民家・空き家活用、定住促進、かみかわブランド開発・創業支援、企業立地促進、公共交通等の地方創生に関連した各種地域づくりに係る業務。
	・ 地域振興課 【業務内容】 農林業係は、営農推進、棚田、畜産、森林経営・林野保全、水産、特産品などの農林業振興や、環境対策、中山間地域直接支払、鉱山、道の駅「銀の馬車道・神河」などに係る業務。 商工観光係は、商工・観光振興、観光施設管理、ロケ等撮影支援、観光親善大使などに係る業務。
	・ 歴史文化遺産保存活用庁内調整会議 【役 割】 調整会議を定期的に開催し、施策間の連携・調整による効果促進並びに歴史文化遺産の適切な保存と整備・活用との両立を図る。 【構 成】 教育委員会教育課を事務局として関係各課で組織する。
関係機関	・ 神河町観光協会（カーミンの観光案内所） 【業務内容】 観光案内・特産品販売、観光サイト「かみかわ観光ナビ」の運営、観光パンフレットの発行、観光ガイドの紹介等の観光振興に係る業務。
	・ 神河町商工会 【業務内容】 地域の商工業の振興と住みよい地域づくりに向けた各種業務。
地方文化財保護審議会	・ 神河町文化財保護審議会 【審議事項】 教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。 【委員構成】 文化財に関し豊かな知識・経験のある者 5 名以内で組織する。
文化財保護指導委員等	※当面は指定しない。 （将来的には、下記の「歴史文化遺産保護指導委員」、「歴史文化遺産巡視委員」の設置を検討する。） ・ 歴史文化遺産保護指導委員 【業務内容】 歴史文化遺産の調査や巡視を行い、所有者などの関係者に対して、保存・活用に関する指導及び助言を行う。また、地域住民に対して歴史文化の保存・活用の普及啓発活動を行う。 ・ 歴史文化遺産巡視委員 【業務内容】 各区の歴史文化遺産を対象として、随時巡視を行い、保存・活用について課題等が生じた場合には、町教育委員会教育課に報告する。
その他民間団体等	・ 但陽信用金庫 【業務内容】 地域創生に関する包括連携協定に基づく、地域産業の活性化、町政に係る情報発信、地域を担う人材の育成、文化・芸術やスポーツの振興、快適で暮らしやすい環境づくり、防災体制の整備および災害時における対応などの業務。
	・ 社会福祉法人宝寿会 【業務内容】 国登録有形文化財旧難波酒造の保存・管理と観光振興等のための整備・活用に関する業務。
	・ 神姫グリーンバス株式会社 【業務内容】 越知川名水街道自転車下りなどのイベントの開催やバスの運行を通じた町内歴史文化遺産のネットワーク形成に関する業務。
都道府県や域外の関係機関等	・ 兵庫県教育委員会 【業務内容】 歴史的・学術的価値の高い県内文化財の指定・保護、文化財の普及・活用に係る業務。
	・ 兵庫県立考古博物館 【業務内容】 古代文化に関する資料の収集・保管・展示・利用や古代文化に関する講演会・研究会等の開催、博物館の運営や他の博物館等との相互協力、古代文化に関する学術調査・研究などの業務。
	・ 兵庫県立歴史博物館 【業務内容】 郷土の歴史・城郭に関する資料の収集・保管・展示・利用や講演会・研究会等の開催、博物館の運営や他の博物館等との相互協力、専門的・技術的な調査研究などの業務。
	・ 日本遺産「銀の馬車道 鉱石の道」推進協議会 【業務内容】 日本遺産の魅力発信のための「情報発信・人材育成事業」、「普及啓発事業」、「調査研究」、「公開活用のための整備」の各事業の推進。
	・ 銀の馬車道ネットワーク協議会 【業務内容】 銀の馬車道プロジェクトを幅広く展開するための推進母体として、南北交流の促進やツーリズムの振興による地域おこしを狙いとした各種事業の推進。
	・ 兵庫県立大学経営学部 【連携内容】 中村・粟賀町地区を中心とした地域活性化に関する事業の推進。
	・ 京都府立大学文学部歴史学科 【連携内容】 福本遺跡や堂屋敷廃寺をはじめとした町内の遺跡に関する調査・研究の推進。
協議会	・ 神河町歴史文化遺産保存活用協議会 【役 割】 神河町歴史文化遺産保存活用地域計画の実施に係る協議や連絡調整、計画の進捗管理と見直し等の検討を行う。 【委員構成】 神河町の歴史文化に関し豊かな知識・経験のある者で組織する。 （文化財保護法第 183 条の 9 第 2 項に規定する構成）

※「関係機関」、「その他民間団体等」、「都道府県や域外の関係機関等」は、今後の取組状況等を踏まえて、適宜追加等を行う。

また、「神河町歴史文化遺産保存活用協議会」のもとに、「生野鉾山寮馬車道（銀の馬車道）保存活用部会」と「福本遺跡を核とした関連遺跡保存活用部会」の2つの部会を設置して、5－3で設定した歴史文化遺産保存活用区域の保存活用計画に基づく取組を推進する。

「生野鉾山寮馬車道（銀の馬車道）保存活用部会」は、現在、馬車道沿道区域において組織されている「神河町歴史文化まちづくり協議会」を移行する形で組織する。ひと・まち・みらい課と教育課が共同で事務局となり、日本遺産「銀の馬車道 鉾石の道」推進協議会や銀の馬車道ネットワーク協議会との調整を図る。部会は、馬車道沿道の各区（猪篠区、大山区、杉区、吉富区、中村区、栗賀町区、福本区）の代表者、行政、大学等の専門家、但陽信用金庫等の関係団体等で構成し、各区の活動状況や馬車道の調査成果等についての情報共有・情報交換、また、取組成果の検証ならびに今後の取組方策について検討・調整を行う。

「福本遺跡を核とした関連遺跡保存活用部会」は、現在、福本遺跡の環境整備のための検討を行っている「福本遺跡整備推進会議」を移行し、その検討対象を関連遺跡区域全体に拡大する形で組織する。教育課に事務局を置き、関係各区の代表者、県や庁内関係部局、大学等の専門家、神河町観光協会等の関係機関等で構成し、各区の活動状況や遺跡の調査成果等についての情報共有・情報交換、また、取組成果の検証ならびに今後の取組方策について検討・調整を行う。また、特に当該区域の核となる福本遺跡については、今後、国史跡への指定に向けて、新たに「（仮称）福本遺跡保存活用計画策定委員会」を設置していく予定であることから、部会と策定委員会が相互に連携・調整を図りながら、本計画に基づく各種取組や「福本遺跡保存活用計画」の作成等を進めていくこととする。

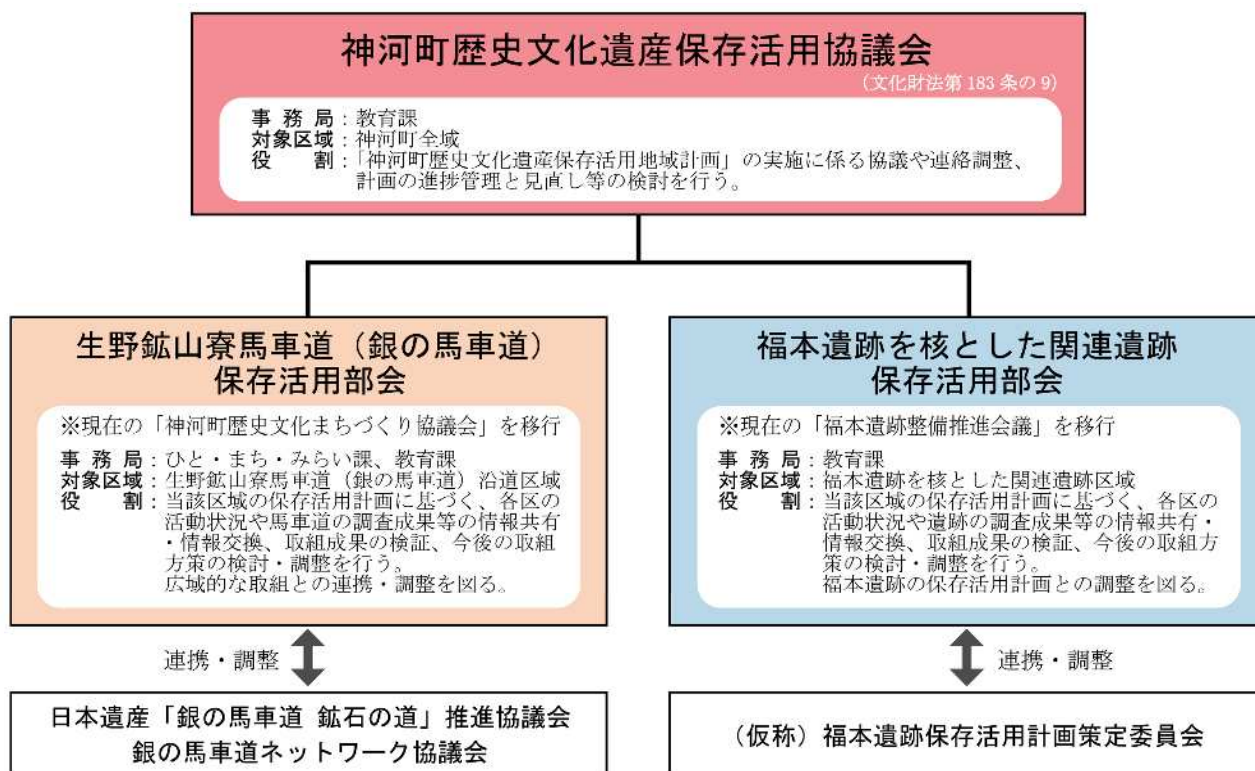


図 5-15 計画の推進体制（協議会・部会の位置づけ）

